

Databook of
International
Labour
Statistics

データブック

国際労働比較

2019



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

● データブック ●
国際労働比較
Databook of International Labour Statistics

2019

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

IoT、AI、RPAなどデジタルライゼーションの進展に関心が集まっています。これまで遠い未来のことと思われていた世界が急に身近に感じられるようになりました。技術革新に伴う雇用の展望に関しては、楽観論、悲観論を交えて見方はさまざまですが、労働をとりまく世界は新たな時代を迎えつつあるように感じます。一方で、シェアリング・エコノミーなどの新しいビジネスモデルの出現は、従来の法的枠組みでは対応できない問題を顕在化させました。特にアジア等の新興諸国においては、従来先進工業国がたどってきた発展プロセスを経ず、一足飛びに最新のビジネスモデルを導入する動きが見て取れます。産業構造の急激な変化は、就業構造に今後どのような影響を与えていくのでしょうか。

わが国では働き方改革が始まっています。未来の社会を担う子どもたちのためにも、持続可能なよりよい社会の構築を目指した議論が望まれるところです。そのためには、正確かつ客観的なデータに基づく議論が必要となります。

本書は、こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、政策課題の共通化がますます進む労働問題、雇用問題について、日本と諸外国の実態がわかりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年刊として、すでに18年にわたり刊行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等国際機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能のように一段と整備が進められています。本書を編集するにあたっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努力しています。また、数値統計情報だけでなく、各国の主要な政策・制度を比較するのに便利な国際比較制度表に注力しているのも近年の特徴です。必要な時にいつでもご活用いただける統計集を目指し、本書の改善に引き続き努めて参りますので、今後ともご愛読のほど、よろしく願いたします。

令和元年11月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
調査部

凡 例

- 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
- 数値の表記の仕方は、以下のとおり。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
- 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、資料出所として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
- 表頭及び表側のアルファベットは、下記の国・地域・組織名の略号である。

国・地域名	略号	ユーロ圏	EU (加盟年)	OECD (加盟年)
Australia	AUS	—	—	○ (1971)
Austria	AUT	○ (1999)	EU-15 (1995)	○ (1961)
Belgium	BEL	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Brazil	BRA	—	—	—
Cambodia	KHM	—	—	—
Canada	CAN	—	—	○ (1961)
Chile	CHL	—	—	○ (2010)
China	CHN	—	—	—
Croatia	HRV	—	EU-28 (2013)	—
Czech Republic	CZE	—	EU-21 (2004)	○ (1995)
Denmark	DNK	—	EU-15 (1973)	○ (1961)
Estonia	EST	○ (2011)	EU-21 (2004)	○ (2010)
Finland	FIN	○ (1999)	EU-15 (1995)	○ (1969)
France	FRA	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Germany	DEU	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Greece	GRC	○ (2001)	EU-15 (1981)	○ (1961)
Hong Kong	HKG	—	—	—
Hungary	HUN	—	EU-21 (2004)	○ (1996)
Iceland	ISL	—	—	○ (1961)
India	IND	—	—	—
Indonesia	IDN	—	—	—

国・地域名	略号	ユ-ロ圏	EU (加盟年)	OECD (加盟年)
Ireland	IRL	○ (1999)	EU-15 (1973)	○ (1961)
Israel	ISR	—	—	○ (2010)
Italy	ITA	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1962)
Japan	JPN	—	—	○ (1964)
Korea, Republic of	KOR	—	—	○ (1996)
Laos	LAO	—	—	—
Latvia	LVA	○ (2014)	EU-28 (2004)	○ (2016)
Lithuania	LTU	○ (2015)	EU-28 (2004)	○ (2018)
Luxembourg	LUX	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Malaysia	MYS	—	—	—
Mexico	MEX	—	—	○ (1994)
Myanmar	MMR	—	—	—
Netherlands	NLD	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
New Zealand	NZL	—	—	○ (1973)
Norway	NOR	—	—	○ (1961)
Philippines	PHL	—	—	—
Poland	POL	—	EU-21 (2004)	○ (1996)
Portugal	PRT	○ (1999)	EU-15 (1986)	○ (1961)
Russia	RUS	—	—	—
Singapore	SGP	—	—	—
Slovakia	SVK	○ (2009)	EU-21 (2004)	○ (2000)
Slovenia	SVN	○ (2007)	EU-21 (2004)	○ (2010)
Spain	ESP	○ (1999)	EU-15 (1986)	○ (1961)
Sweden	SWE	—	EU-15 (1995)	○ (1961)
Switzerland	CHE	—	—	○ (1961)
Taiwan	TWN	—	—	—
Thailand	THA	—	—	—
Turkey	TUR	—	—	○ (1961)
United Kingdom	UK	—	EU-15 (1973)	○ (1961)
United States of America	USA	—	—	○ (1961)
Viet Nam	VNM	—	—	—

(注) EU-28 は上記以外にブルガリア、キプロス、マルタ、ルーマニアを含む。ユ-ロ圏はキプロス、マルタを含む。リトアニアは2018年7月にOECD加盟。

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準	24
第1-1-1表	国内総生産（各国通貨）	25
第1-1-2表	国内総生産（USドル）	26
第1-2-1表	名目国内総生産成長率	27
第1-2-2表	実質国内総生産成長率	28
第1-3-1表	一人当たりの国内総生産（各国通貨）	29
第1-3-2表	一人当たりの国内総生産（USドル）	30
第1-4-1表	一人当たりの国民所得（各国通貨）	31
第1-4-2表	一人当たりの国民所得（USドル）	32
第1-5表	雇用者報酬	33
第1-6-1表	経済活動別国内総生産（各国通貨）	34
第1-6-2表	経済活動別国内総生産（構成比）	36
第1-7表	国内総生産の構成（支出側）	37
第1-8表	国内総生産の構成（生産側）	39
第1-9表	国民貯蓄率	40
第1-10表	鉱工業生産指数	41
第1-11-1表	経常収支	42
第1-11-2表	貿易収支	43
第1-12表	対内直接投資額（フロー）	44
第1-13表	対外直接投資額（フロー）	45
第1-14表	為替レート（年平均）	46
第1-15表	生産者物価指数	48
第1-16表	消費者物価指数	49
第1-17表	購買力平価	50
第1-18表	物価水準（GDPベース）	51
第1-19表	内外価格差及び購買力平価	52
第1-20表	労働生産性水準	53

第1-21表	労働分配率	55
第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率	56

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口	59
2-2	人口増加率	60
2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	61
2-4	65歳以上男性の労働力率	62
2-5	年齢階級別女性労働力率	63
2-6	就業率	64
第2-1表	総人口	65
第2-2表	人口増加率	66
第2-3表	若年人口（15歳未満人口）	67
第2-4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	68
第2-5表	老年人口（65歳以上人口）	69
第2-6表	性別・年齢階級別人口	70
第2-7表	出生率・死亡率	73
第2-8表	平均寿命	74
第2-9-1表	合計特殊出生率（国連推計）	75
第2-9-2表	合計特殊出生率（各国公表値）	76
第2-10-1表	労働力人口	77
第2-10-2表	労働力人口（65歳以上）	78
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	79
第2-12表	就業率（15～64歳）	89
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	91
第2-14表	外国人人口（ストック）	97
第2-15表	外国人労働力人口（ストック）	98

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	101
3-2	就業者の職業別構成比	102
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	103
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	104
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	105

第3-1表	産業別就業者数	106
A表	国際標準産業分類 (ISIC)	118
第3-2表	就業者の産業別構成比	120
第3-3表	産業別雇用者数	122
第3-4表	性別・職業別就業者数	134
B表	国際標準職業分類 (ISCO)	144
第3-5表	就業者の職業別構成比	145
第3-6表	管理職に占める女性の割合	146
第3-7表	従業上の地位別就業者数	147
第3-8表	就業者に占める短時間労働者の割合	149
第3-9表	短時間労働者に占める女性の割合	151
第3-10表	テンポラリー労働者の割合	152
第3-11表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	153
第3-12表	労働者に占める派遣労働者の割合	154
第3-13-1表	勤続年数別雇用者割合	155
第3-13-2表	性別・年齢階級別勤続年数	156
第3-14表	青少年の転職に対する考え方	157
第3-15表	高齢者の退職年齢	158
第3-16表	公共職業安定業務	159
第3-17表	労働者派遣事業	160
第3-18表	年齢に関する法制度等 (定年等関係)	165

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	失業率	169
4-2	長期失業者の割合	170
第4-1表	失業率	171
第4-2-1表	年齢階級別失業者数・構成比 (男女計)	172
第4-2-2表	年齢階級別失業者数・構成比 (男)	174
第4-2-3表	年齢階級別失業者数・構成比 (女)	176
第4-3表	年齢階級別失業率	178
第4-4表	長期失業者の割合	179
第4-5表	失業期間別構成比	181
第4-6表	失業者の定義	182
第4-7表	失業保険制度	185

第4-8表	失業給付受給者数	189
第4-9表	雇用調整助成金・再就職支援制度	190
第4-10表	高齢者の就業促進施策	194
第4-11表	解雇法制	197

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	205
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	206
5-3	年齢階級別賃金格差	207
5-4	勤続年数別賃金格差	208
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	209
第5-2表	賃金（製造業）	210
第5-3表	産業別賃金	212
第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	213
第5-5表	パートタイム（短時間）労働者の賃金水準	213
第5-6表	単位労働費用	214
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	215
第5-8表	労働費用（製造業）	216
第5-9表	労働費用費目別構成（製造業）	217
第5-10表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	218
第5-11表	男女間賃金格差	219
第5-12表	フルタイム労働者の中位所得における男女間賃金格差	219
第5-13-1表	年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）	220
第5-13-2表	年齢階級別賃金格差（生産労働者）	221
第5-13-3表	年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）	222
第5-14表	勤続年数別賃金格差	223
第5-15表	事業所規模間賃金格差	225
第5-16表	所得のジニ係数	226
第5-17表	五分位階級所得割合	227
第5-18表	相対的貧困率	228
第5-19表	最低賃金制度	229
第5-20表	最低賃金額の推移	237

6.	労働時間・労働時間制度	
6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	241
6-2	年間休日数	242
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	243
第6-2表	週労働時間	245
第6-3表	長時間労働の割合（就業者）	247
第6-4表	年間休日数	250
第6-5表	法定祝日	251
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	252
7.	労働組合・労使関係・労働災害	
7-1	労働組合組織率の推移	263
7-2	労働争議による労働損失日数	264
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	265
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	266
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	267
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	269
第7-5表	労働災害の度数率	271
8.	教育・職業能力開発	
8-1	高等教育への進学率	275
第8-1表	高等教育への進学率	276
第8-2-1表	日本の学校系統図	278
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	279
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	280
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	281
第8-2-5表	フランスの学校系統図	282
第8-2-6表	中国の学校系統図	283
第8-2-7表	韓国の学校系統図	284
第8-3表	若年のキャリア形成及び就職支援	285
9.	勤労者生活・福祉	
9-1	家計消費支出の構成比	295
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成	296

第9-2表	一人当たり国内家計最終消費支出	298
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	300
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）	302
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）	303
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）	304
第9-4表	家計・対家計非営利団体の金融資産総額	305
第9-5表	国民負担率（対国民所得比）	305
第9-6表	分野別公的社會支出	306
第9-7表	GDPに占める労働市場政策への公的支出	307
第9-8表	公的年金等制度	308
第9-9表	企業年金制度	311
第9-10表	社会保障負担料率	313
第9-11表	公的扶助制度・支援政策等	314
第9-12表	育児休業制度	321
第9-13表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	325
第9-14表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	327
第9-15表	障害者雇用対策	328
第9-16表	一日当たり生活時間配分	331
第9-17表	生活・社会・文化水準	332
第9-18表	ジェンダー不平等指標（GII）	334

参考

付表1	労働力調査による就業者の内訳	337
付表2	ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について	338
	労働統計機関一覧	340

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1-1	GDP in national currency.....	25
Table 1-1-2	GDP in U.S. dollars	26
Table 1-2-1	Nominal GDP growth rates	27
Table 1-2-2	Real GDP growth rates	28
Table 1-3-1	GDP per capita in national currency.....	29
Table 1-3-2	GDP per capita in U.S. dollars	30
Table 1-4-1	National income per capita in national currency	31
Table 1-4-2	National income per capita in U.S. dollars	32
Table 1-5	Compensation of employees	33
Table 1-6-1	GDP by economic activity in national currency.....	34
Table 1-6-2	Component ratio of GDP by economic activity	36
Table 1-7	GDP by expenditure approach.....	37
Table 1-8	GDP by production approach	39
Table 1-9	National savings rates.....	40
Table 1-10	Industrial production indices	41
Table 1-11-1	Current account.....	42
Table 1-11-2	Trade balance	43
Table 1-12	FDI Inward flows	44
Table 1-13	FDI Outward flows	45
Table 1-14	Exchange rates, annual average.....	46
Table 1-15	Producer price indices	48
Table 1-16	Consumer price indices.....	49
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	50
Table 1-18	Comparative price levels	51
Table 1-19	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs).....	52
Table 1-20	Labour productivity levels	53
Table 1-21	Labour share.....	55
Table 1-22	Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates	56

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	65
-----------	------------------------	----

Table 2-2	Population growth rates.....	66
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	67
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	68
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	69
Table 2-6	Population by sex and age group	70
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates.....	73
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex.....	74
Table 2-9-1	Total fertility rates (United Nations estimates)	75
Table 2-9-2	Total fertility rates (official national figures)	76
Table 2-10-1	Labour force	77
Table 2-10-2	Labour force, 65 years old or over.....	78
Table 2-11	Population, labour force and participation rates.....	79
Table 2-12	Employment rates, 15-64 years old	89
Table 2-13	Population, employment and employment rates	91
Table 2-14	Stock of foreign population.....	97
Table 2-15	Stock of foreign labour force.....	98

3. Employment Structure

Table 3-1	Employment by economic activity.....	106
Table A	International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)	118
Table 3-2	Sectoral composition of employment.....	120
Table 3-3	Employees by economic activity	122
Table 3-4	Employment by occupation and sex.....	134
Table B	International Standard Classification of Occupations (ISCO).....	144
Table 3-5	Occupational composition of employment	145
Table 3-6	Women's share of managerial employment	146
Table 3-7	Employment by professional status	147
Table 3-8	Part-time employment as a proportion of total employment	149
Table 3-9	Women's share of part-time employment	151
Table 3-10	Share of temporary employment	152
Table 3-11	Share of temporary employment by sex and age group	153
Table 3-12	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	154
Table 3-13-1	Composition of employees by length of service.....	155
Table 3-13-2	Length of service by sex and age group	156
Table 3-14	Youth's views on job changes.....	157

Table 3-15	Retirement age of older persons	158
Table 3-16	Public employment security services	159
Table 3-17	Temporary employment agency services	160
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	165

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Unemployment rates	171
Table 4-2-1	Unemployment by age group (all persons)	172
Table 4-2-2	Unemployment by age group (male)	174
Table 4-2-3	Unemployment by age group (female)	176
Table 4-3	Unemployment rates by age group	178
Table 4-4	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	179
Table 4-5	Incidence of unemployment by duration	181
Table 4-6	Definitions of unemployed	182
Table 4-7	Unemployment insurance schemes	185
Table 4-8	Number of persons receiving unemployment benefit	189
Table 4-9	Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies	190
Table 4-10	Measures to promote the employment for older persons	194
Table 4-11	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	197

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	209
Table 5-2	Wages, manufacturing	210
Table 5-3	Wages by economic activity	212
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing	213
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	213
Table 5-6	Unit labour costs	214
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	215
Table 5-8	Labour costs, manufacturing	216
Table 5-9	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing ..	217
Table 5-10	Indices of hourly compensation costs in manufacturing	218
Table 5-11	Gender wage gap	219
Table 5-12	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	219
Table 5-13-1	Wage gap by age group (total type of workers)	220

Table 5-13-2	Wage gap by age group (production workers).....	221
Table 5-13-3	Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers).....	222
Table 5-14	Wage gap by length of service.....	223
Table 5-15	Wage gap by establishment size.....	225
Table 5-16	Gini coefficients of income inequality	226
Table 5-17	Income share by quintiles	227
Table 5-18	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	228
Table 5-19	Minimum wage-fixing mechanisms	229
Table 5-20	Changes in the minimum wage.....	237

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment	243
Table 6-2	Hours of work per week.....	245
Table 6-3	Proportion of workers working 49 hours or more per week	247
Table 6-4	Number of annual holidays	250
Table 6-5	Legal holidays	251
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangements.....	252

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	265
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database.....	266
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days lost.....	267
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost	269
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents	271

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1	Entry rates to tertiary education	276
Table 8-2-1	School system, Japan.....	278
Table 8-2-2	School system, USA.....	279
Table 8-2-3	School system, UK.....	280
Table 8-2-4	School system, Germany.....	281

Table 8-2-5	School system, France.....	282
Table 8-2-6	School system, China	283
Table 8-2-7	School system, Republic of Korea	284
Table 8-3	Career development and job-search assistance for youth	285

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH (*), resources side/uses side.....	296
Table 9-2	Domestic final consumption expenditure of households per capita.....	298
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age group of householder (Japan).....	300
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age group of householder (USA).....	302
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age group of householder (UK).....	303
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age group of householder (Germany)	304
Table 9-4	Financial assets of households and NPISH (*).....	305
Table 9-5	Tax and social security burden as a percentage of national income.....	305
Table 9-6	Public social expenditure by policy area	306
Table 9-7	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	307
Table 9-8	Public pension schemes.....	308
Table 9-9	Corporate pension schemes.....	311
Table 9-10	Employer-employee social security rates	313
Table 9-11	Public assistance systems	314
Table 9-12	Childcare leave schemes.....	321
Table 9-13	Financial support for childcare, including child benefits.....	325
Table 9-14	Childcare services (availability of childcare facilities for preschool children)	327
Table 9-15	Employment measures for the disabled.....	328
Table 9-16	Main structure of daily average time use	331
Table 9-17	Indicators of national power and social infrastructure	332
Table 9-18	Gender Inequality Index	334

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金についても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつかの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行――とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によ

って最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。わが国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

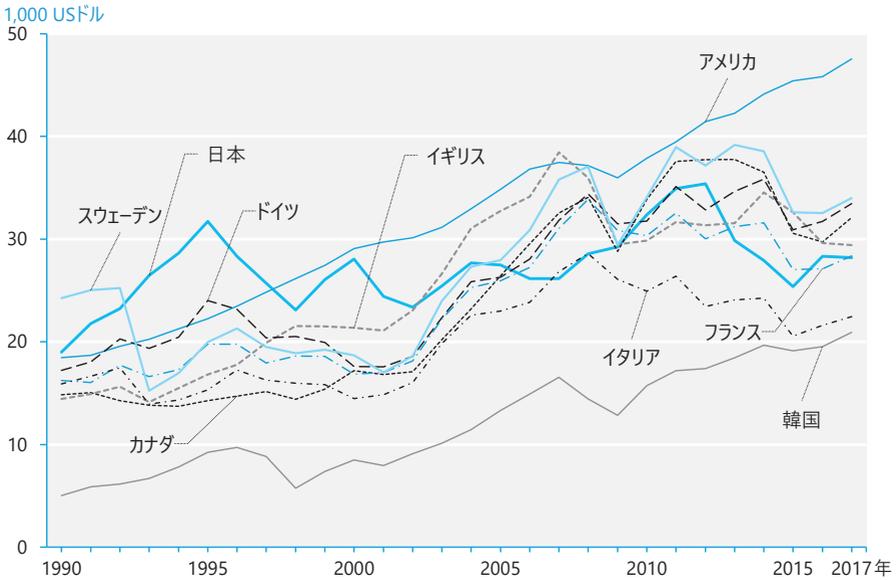
所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1

經濟・經營

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得



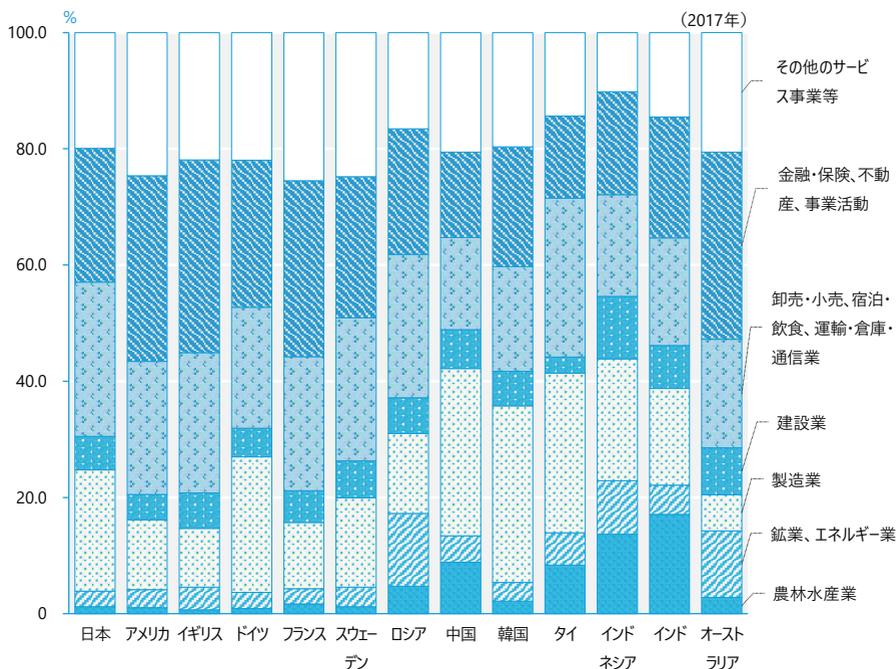
関連表 p.32 「第1-4-2 表 一人当たりの国民所得 (USドル)」

国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、対ドルで円の上昇が継続したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかでも最高水準で推移した。

1998～2002年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010年にアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復した後、2013年以降は円安の影響で再び減少し、2017年には韓国、イタリアに次いで低い水準にある。

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）



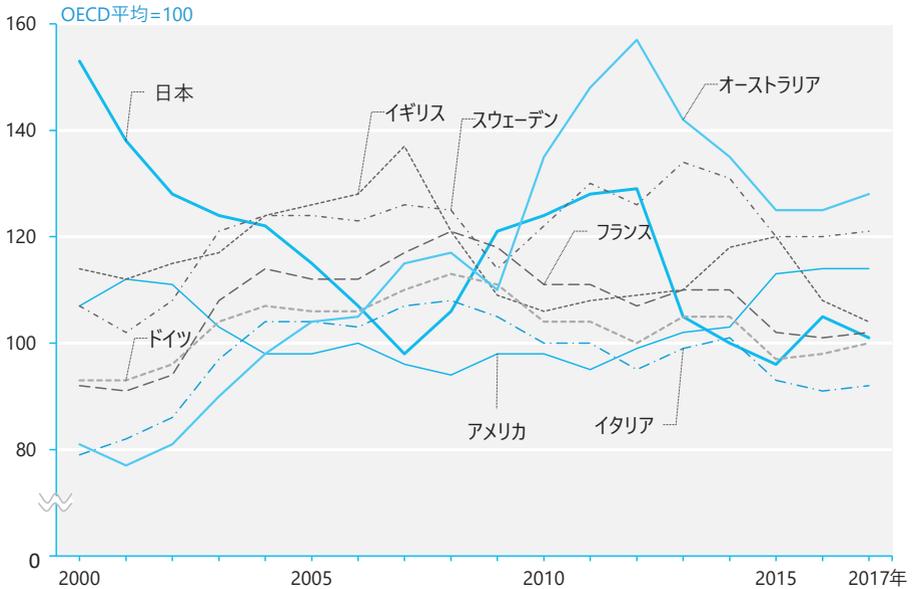
関連表 p.36 「第1-6-2表 経済活動別国内総生産（構成比）」

（注）アメリカ、ロシア、中国、韓国、タイは2016年。

グラフは、国内総生産（総付加価値、生産者価格表示）における経済活動を構成別により色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアなどの発展途上国をみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準 (GDPベース)

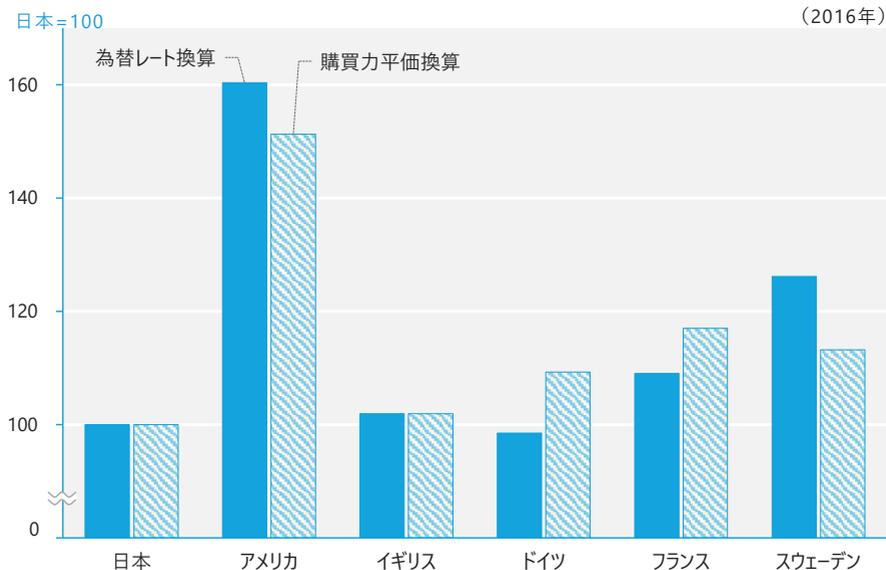


[関連表](#) p.51 「第1-18表 物価水準 (GDPベース)」

上のグラフは、OECD が国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。2000年代初めに主要国の中で最も高かった日本の物価水準は、2000年をピークに下がり続け、2007年には当時のアメリカ並みの低水準を記録した。2012年にかけて上昇した後は再び低下し、2017年にはイタリア、ドイツに次いで低い水準にある。

ここで使用した物価水準は、基準時点(2014年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。例えば、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは $1.25(=100/80)$ ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約 $0.83(=100/120)$ ドルと割安となる。この購買力平価と為替レートの比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD加盟国の平均が100となる指数で示したものがグラフに表されている。

1-4 労働生産性水準



関連表 p.53～54 「第1-20表 労働生産性水準」(国民経済生産性)

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

日本の購買力平価換算での労働生産性水準は、上記6か国中で最も低い。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点はいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1-1表 国内総生産（各国通貨）

Table 1-1-1: GDP in national currency

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2018	
名目、原則100億								Nominal, 10 billion
日本 t	524	500	514	531	536	545	e 549	JPN
アメリカ	1,304	1,499	1,752	1,822	1,871	1,949	e 2,049	USA
カナダ	142	167	199	199	203	214	e 222	CAN
イギリス	139	159	184	190	197	205	e 212	UK
ドイツ	230	258	294	305	316	328	e 339	DEU
フランス	177	200	215	220	223	e 229	e 235	FRA
イタリア	149	160	162	165	169	172	175	ITA
オランダ	55	64	67	69	71	74	e 77	NLD
ベルギー	31	37	40	41	42	44	e 45	BEL
ルクセンブルク	3	4	5	5	5	e 6	e 6	LUX
デンマーク	159	181	198	204	210	218	e 222	DNK
スウェーデン	291	352	394	420	439	458	e 479	SWE
フィンランド	16	19	21	21	22	22	e 23	FIN
ノルウェー	199	259	315	312	312	e 330	e 354	NOR
オーストリア	25	30	33	34	36	e 37	e 39	AUT
スイス	51	61	65	65	66	e 67	e 69	CHE
ギリシャ	20	23	18	18	18	e 18	e 19	GRC
スペイン	93	108	104	108	112	117	e 121	ESP
ポルトガル	16	18	17	18	19	e 19	e 20	PRT
ロシア	2,314	4,959	7,893	8,310	8,601	e 9,209	e 10,219	RUS
トルコ	67	116	204	234	261	311	e 370	TUR
中国	1,892	4,107	6,472	6,991	7,456	8,153	e 8,870	CHN
香港	141	178	226	240	249	266	e 285	HKG
韓国 t	920	1,265	1,486	1,564	1,642	e 1,730	e 1,782	KOR
シンガポール	21	32	40	42	44	e 46	e 49	SGP
マレーシア	56	82	111	116	123	135	e 143	MYS
タイ	761	1,081	1,323	1,374	1,455	e 1,545	e 1,632	THA
インドネシア t	3,017	6,864	10,570	11,526	12,402	13,587	e 14,826	IDN
フィリピン	568	900	1,263	1,332	1,448	1,581	e 1,742	PHL
インド t	37	78	125	138	154	171	e 191	IND
オーストラリア	96	136	161	164	170	181	e 190	AUS
ニュージーランド	16	20	24	25	27	e 28	e 29	NZL
メキシコ	956	1,337	1,747	1,855	2,012	e 2,192	e 2,354	MEX
ブラジル	217	388	578	600	627	655	e 683	BRA

e) 推計値, t) 1兆単位。

e) Estimated ; t) Trillion.

出典：IMF (2019.4) *World Economic Outlook Database April 2019*

第1-1-2表 国内総生産 (USドル)

Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2018	
名目、100億ドル								Nominal, 10 billion
日本	476	570	485	439	493	486	e 497	JPN
アメリカ	1,304	1,499	1,752	1,822	1,871	1,949	e 2,049	USA
カナダ	117	162	180	156	153	165	e 171	CAN
イギリス	253	246	304	290	267	264	e 283	UK
ドイツ	287	342	390	338	350	370	e 400	DEU
フランス	220	265	286	244	247	e 259	e 278	FRA
イタリア	186	213	216	183	187	e 195	e 207	ITA
オランダ	69	85	89	77	78	83	91	NLD
ベルギー	39	48	53	46	47	50	53	BEL
ルクセンブルク	4	5	7	6	6	6	7	LUX
デンマーク	26	32	35	30	31	33	35	DNK
スウェーデン	39	49	57	50	51	54	e 55	SWE
フィンランド	20	25	27	23	24	25	28	FIN
ノルウェー	31	43	50	39	37	40	43	NOR
オーストリア	32	39	44	38	39	42	46	AUT
スイス	41	58	71	68	67	68	70	CHE
ギリシャ	25	30	24	20	20	20	22	GRC
スペイン	116	143	138	120	124	132	143	ESP
ポルトガル	20	24	23	20	21	22	24	PRT
ロシア	82	163	206	136	128	e 158	e 163	RUS
トルコ	50	77	93	86	86	e 85	e 77	TUR
中国	231	607	1,053	1,123	1,122	1,206	e 1,341	CHN
香港	18	23	29	31	32	34	e 36	HKG
韓国	90	109	141	138	141	e 153	e 162	KOR
シンガポール	13	24	31	31	32	e 34	e 36	SGP
マレーシア	15	26	34	30	30	31	e 35	MYS
タイ	19	34	41	40	41	e 46	e 49	THA
インドネシア	31	76	89	86	93	102	e 102	IDN
フィリピン	10	20	28	29	30	31	e 33	PHL
インド	83	171	204	210	229	265	e 272	IND
オーストラリア	73	125	146	124	127	139	e 142	AUS
ニュージーランド	11	15	20	18	19	e 20	e 20	NZL
メキシコ	88	106	131	117	108	e 116	e 122	MEX
ブラジル	89	221	246	180	180	205	e 187	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2019.4) *World Economic Outlook Database April 2019*

第1-2-1表 名目国内総生産成長率

Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
日本	0.6	2.2	1.7	2.1	3.4	0.9	1.7	e 0.7	JPN
アメリカ	6.7	3.8	3.6	4.4	4.0	2.7	4.2	e 5.2	USA
カナダ	6.4	6.0	4.1	4.9	-0.2	1.9	5.6	e 3.6	CAN
イギリス	5.8	3.3	4.0	4.7	2.8	3.9	4.1	e 3.3	UK
ドイツ	1.3	4.9	2.5	4.0	3.8	3.6	3.7	e 3.3	DEU
フランス	3.6	3.0	1.4	1.5	2.3	1.4	e 2.8	e 2.5	FRA
イタリア	2.9	2.0	-0.5	1.1	1.9	2.3	e 2.0	e 1.7	ITA
オランダ	4.1	2.3	1.1	1.7	2.7	2.7	4.1	e 4.8	NLD
ベルギー	4.3	4.7	1.2	2.0	2.7	3.3	e 3.4	e 2.8	BEL
ルクセンブルク	7.5	8.7	5.4	7.1	3.5	3.3	e 3.7	e 5.3	LUX
デンマーク	5.3	5.2	1.8	2.7	2.8	3.1	3.7	e 1.7	DNK
スウェーデン	3.6	7.0	2.3	4.4	6.6	4.4	4.4	e 4.6	SWE
フィンランド	3.7	3.4	1.8	1.1	2.0	3.1	3.6	e 4.1	FIN
ノルウェー	11.6	6.7	3.6	2.3	-0.9	0.0	e 5.9	e 7.0	NOR
オーストリア	4.8	2.7	1.6	2.9	3.3	3.5	e 3.8	e 4.7	AUT
スイス	4.0	3.2	1.9	1.8	0.6	1.0	e 1.2	e 2.9	CHE
ギリシャ	2.9	-4.8	-5.5	-1.1	-0.8	-0.4	e 2.1	e 2.9	GRC
スペイン	8.0	0.2	-1.4	1.2	4.2	3.5	4.3	e 3.5	ESP
ポルトガル	4.1	2.6	1.1	1.7	3.9	3.7	e 4.4	e 3.7	PRT
ロシア	26.9	19.3	7.3	8.3	5.3	3.5	e 7.1	e 11.0	RUS
トルコ	16.8	16.1	15.3	13.0	14.4	11.5	19.1	e 19.1	TUR
中国	16.3	17.4	10.3	8.4	8.0	6.7	9.3	e 8.8	CHN
香港	7.2	7.1	5.0	5.7	6.1	3.9	6.9	e 6.9	HKG
韓国	5.0	9.9	3.8	4.0	5.3	5.0	e 5.4	e 3.0	KOR
シンガポール	9.9	15.2	4.8	3.9	6.1	3.9	e 6.3	e 4.8	SGP
マレーシア	10.3	11.6	4.9	8.6	4.7	6.3	9.9	e 5.6	MYS
タイ	9.5	11.9	4.5	2.4	3.9	5.9	e 6.2	e 5.6	THA
インドネシア	20.8	14.2	10.8	10.7	9.1	7.6	9.6	e 9.1	IDN
フィリピン	10.9	12.2	9.3	9.5	5.4	8.7	9.2	e 10.2	PHL
インド	13.9	20.2	13.0	11.0	10.5	11.5	11.3	e 11.6	IND
オーストラリア	7.9	7.8	3.5	3.0	1.6	3.9	6.1	e 4.9	AUS
ニュージーランド	5.1	4.9	5.5	5.5	4.2	6.0	e 6.1	e 4.2	NZL
メキシコ	8.3	9.9	2.9	7.4	6.2	8.4	e 9.0	e 7.4	MEX
ブラジル	10.9	16.6	10.7	8.4	3.7	4.5	4.6	e 4.2	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2019.4) *World Economic Outlook Database April 2019*

第1-2-2表 実質国内総生産成長率

Table 1-2-2: Real GDP growth rates

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
日本	1.7	4.2	2.0	0.4	1.2	0.6	1.9	e 0.8	JPN
アメリカ	3.5	2.6	1.8	2.5	2.9	1.6	2.2	e 2.9	USA
カナダ	3.2	3.1	2.3	2.9	0.7	1.1	3.0	e 1.8	CAN
イギリス	3.1	1.7	2.0	2.9	2.3	1.8	1.8	e 1.4	UK
ドイツ	0.9	3.9	0.6	2.2	1.5	2.2	2.5	e 1.5	DEU
フランス	1.7	1.9	0.6	1.0	1.1	1.2	e 2.2	e 1.5	FRA
イタリア	1.0	1.7	-1.7	0.1	0.9	1.1	e 1.6	e 0.9	ITA
オランダ	2.0	1.3	-0.1	1.4	2.0	2.2	2.9	e 2.5	NLD
ベルギー	2.1	2.7	0.2	1.3	1.7	1.5	e 1.7	e 1.4	BEL
ルクセンブルク	3.2	4.9	3.7	4.3	3.9	2.4	e 1.5	e 3.0	LUX
デンマーク	2.3	1.9	0.9	1.6	2.3	2.4	2.3	e 1.2	DNK
スウェーデン	2.8	6.0	1.2	2.6	4.5	2.7	2.1	e 2.3	SWE
フィンランド	2.8	3.0	-0.8	-0.6	0.1	2.5	2.8	e 2.4	FIN
ノルウェー	2.6	0.7	1.0	2.0	2.0	1.2	e 2.0	e 1.4	NOR
オーストリア	2.2	1.8	0.0	0.7	1.1	2.0	e 2.6	e 2.7	AUT
スイス	3.2	2.9	1.9	2.5	1.3	1.6	e 1.7	e 2.5	CHE
ギリシャ	0.6	-5.5	-3.2	0.7	-0.4	-0.2	e 1.5	e 2.1	GRC
スペイン	3.7	0.0	-1.7	1.4	3.7	3.2	3.0	e 2.5	ESP
ポルトガル	0.8	1.9	-1.1	0.9	1.8	1.9	e 2.8	e 2.1	PRT
ロシア	6.4	4.5	1.8	0.7	-2.5	0.3	e 1.6	e 2.3	RUS
トルコ	9.0	8.5	8.5	5.2	6.1	3.2	7.4	e 2.6	TUR
中国	11.3	10.6	7.8	7.3	6.9	6.7	6.8	e 6.6	CHN
香港	7.4	6.8	3.1	2.8	2.4	2.2	3.8	e 3.0	HKG
韓国	3.9	6.5	2.9	3.3	2.8	2.9	e 3.1	e 2.7	KOR
シンガポール	7.5	15.2	5.0	4.1	2.5	2.8	e 3.9	e 3.2	SGP
マレーシア	5.0	7.5	4.7	6.0	5.1	4.2	5.9	e 4.7	MYS
タイ	4.2	7.5	2.7	1.0	3.1	3.4	e 4.0	e 4.1	THA
インドネシア	5.7	6.4	5.6	5.0	4.9	5.0	5.1	e 5.2	IDN
フィリピン	4.8	7.6	7.1	6.1	6.1	6.9	6.7	e 6.2	PHL
インド	9.3	10.3	6.4	7.4	8.0	8.2	7.2	e 7.1	IND
オーストラリア	2.9	2.4	2.1	2.6	2.5	2.8	2.4	e 2.8	AUS
ニュージーランド	2.6	2.0	2.2	3.1	4.0	4.2	e 2.6	e 3.0	NZL
メキシコ	2.3	5.1	1.4	2.8	3.3	2.9	e 2.1	e 2.0	MEX
ブラジル	3.2	7.5	3.0	0.5	-3.5	-3.3	1.1	e 1.1	BRA

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：IMF (2019.4) *World Economic Outlook Database April 2019*

第1-3-1表 一人当たりの国内総生産（各国通貨）

Table 1-3-1: GDP per capita in national currency

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
名目、原則1,000単位	Nominal, thousands								
日本 1)	4,102	3,907	3,949	4,039	4,180	4,223	4,302	e 4,341	JPN
アメリカ	44	48	53	55	57	58	60	e 62	USA
カナダ	44	49	54	56	56	56	59	60	CAN
イギリス	23	25	27	29	29	30	31	32	UK
ドイツ	28	32	35	36	37	38	40	41	DEU
フランス	28	31	32	32	33	p 33	p 34	p 35	FRA
イタリア	26	27	26	27	27	28	29	29	ITA
スウェーデン	322	376	393	406	429	442	455	471	SWE
ロシア	e 162	e 349	510	542	569	587	—	—	RUS
中国	14	31	44	47	50	54	—	—	CHN
香港	207	252	297	312	328	338	359	—	HKG
韓国 m)	19	26	28	29	31	32	p 34	e 35	KOR
シンガポール	50	63	71	72	76	—	80	—	SGP
マレーシア	21	29	34	36	37	39	—	—	MYS
タイ	119	164	193	197	204	215	—	—	THA
インドネシア m)	13	29	38	42	45	48	52	—	IDN
フィリピン	67	97	118	126	131	140	151	—	PHL
インド	33	65	90	e 98	e 107	e 117	—	—	IND
オーストラリア	49	64	69	69	70	73	75	e 78	AUS
ニュージーランド	39	47	52	53	55	57	e 59	e 60	NZL
ブラジル	12	20	27	29	29	31	e 32	—	BRA

e) 推計値, m) 100万単位, p) 暫定値。

e) Estimated; m) Million; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年5月現在その他の国：UN data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在人口：IMF（2019.4）*World Economic Outlook Database April 2019*

注 1) 日本の2018年は、OECDによる推計値。

第1-3-2表 一人当たりの国内総生産 (USドル)

Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
名目、1,000 USドル									Nominal, thousands
日本	37.2	44.5	40.5	38.1	34.5	38.8	38.4	e 39.3	JPN
アメリカ	44.0	48.4	53.0	54.9	56.7	57.8	59.8	e 62.5	USA
カナダ	36.4	47.6	52.5	50.8	43.6	42.4	45.2	46.2	CAN
イギリス	41.8	39.1	43.0	47.0	44.5	40.5	39.9	42.5	UK
ドイツ	35.2	42.6	46.5	48.1	41.4	42.4	44.7	48.2	DEU
フランス	34.8	40.6	42.6	43.0	36.6	p 36.9	p 38.6	p 41.4	FRA
イタリア	31.8	35.5	35.1	35.4	30.2	30.8	32.2	34.3	ITA
スウェーデン	43.1	52.1	60.3	59.2	50.8	51.6	53.3	54.2	SWE
ロシア	e 5.7	e 11.5	16.0	14.1	9.3	8.7	—	—	RUS
中国	1.7	4.5	7.1	7.7	8.0	8.1	—	—	CHN
香港	26.6	32.4	38.2	40.2	42.3	43.5	46.1	—	HKG
韓国	18.6	22.1	25.9	27.8	27.1	27.6	p 29.8	e 31.4	KOR
シンガポール	29.9	46.6	56.4	57.0	54.9	—	57.7	—	SGP
マレーシア	5.4	8.9	10.7	11.0	9.5	9.4	—	—	MYS
タイ	3.0	5.2	6.3	6.1	6.0	6.1	—	—	THA
インドネシア	1.3	3.2	3.7	3.5	3.4	3.6	3.9	—	IDN
フィリピン	1.2	2.2	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	—	PHL
インド	0.8	1.4	1.5	e 1.6	e 1.7	e 1.7	—	—	IND
オーストラリア	37.7	59.0	66.7	62.4	52.4	54.2	57.6	e 58.0	AUS
ニュージーランド	27.7	33.6	42.8	44.3	38.2	39.7	e 41.9	e 41.6	NZL
ブラジル	4.8	11.3	12.4	12.2	8.9	8.7	e 9.9	—	BRA

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：GDP及び人口は第1-3-1表（p.29）に準ずる。

為替レート：IMF Database (<https://data.imf.org/>) 2019年5月現在

第1-4-1表 一人当たりの国民所得（各国通貨）

Table 1-4-1: National income per capita in national currency

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
原則1,000単位								thousands
日本	3,031	2,841	2,915	2,958	3,072	3,082	3,163	JPN
アメリカ	34.8	37.9	42.3	44.1	45.4	45.8	47.6	USA
カナダ	32.0	34.9	38.9	40.3	39.1	39.4	41.7	CAN
イギリス	18.0	19.3	20.2	21.0	21.4	21.9	22.9	UK
ドイツ	21.1	24.0	26.1	27.0	27.9	28.7	29.7	DEU
フランス	20.9	22.9	23.5	23.8	24.4	p 24.5	p 25.2	FRA
イタリア	18.5	18.8	18.1	18.3	18.5	19.5	19.9	ITA
スウェーデン	208.9	245.5	255.2	264.5	274.9	278.5	290.5	SWE
ロシア 1)	e 158.4	e 338.1	491.6	533.0	563.4	581.8	—	RUS
中国 1)	14.2	30.7	43.4	47.1	49.9	—	—	CHN
香港 1)	207.6	257.2	302.2	318.0	334.2	346.1	374.1	HKG
韓国	13,621	18,174	20,200	20,721	21,639	22,644	p 23,649	KOR
シンガポール 1)	46.4	63.1	67.9	70.4	72.7	72.4	76.9	SGP
マレーシア 1)	19.6	27.8	32.6	34.8	36.1	37.8	—	MYS
タイ 1)	113.6	157.1	181.1	187.3	193.9	205.3	—	THA
インドネシア 1)	11,921	29,117	38,446	41,830	45,966	48,460	—	IDN
フィリピン 1)	79.0	117.2	142.8	153.3	158.7	168.8	181.2	PHL
インド 1)	32.9	64.2	88.8	97.3	106.0	116.0	—	IND
オーストラリア	33.8	45.0	48.5	48.4	47.8	50.3	51.7	AUS
ニュージーランド	26.4	31.7	36.1	36.8	37.9	39.5	—	NZL
ブラジル 1)	11.3	19.4	26.3	28.1	28.8	29.9	31.1	BRA

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年5月現在その他の国：UN data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在人口：IMF（2019.4）*World Economic Outlook Database April 2019*

注：本表における国民所得は要素費用表示価格を指す。市場価格表示の国民所得より、純間接税（＝生産・輸入品に課される税－補助金）を差し引いたものを使用。

1) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

第1-4-2表 一人当たりの国民所得 (USドル)

Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
1,000ドル								thousands
日本	27.5	32.4	29.9	27.9	25.4	28.3	28.2	JPN
アメリカ	34.8	37.9	42.3	44.1	45.4	45.8	47.6	USA
カナダ	26.4	33.9	37.8	36.5	30.6	29.7	32.1	CAN
イギリス	32.7	29.8	31.6	34.5	32.6	29.6	29.4	UK
ドイツ	26.3	31.8	34.7	35.8	30.9	31.7	33.5	DEU
フランス	26.0	30.3	31.2	31.6	27.0	p 27.1	p 28.4	FRA
イタリア	23.0	24.9	24.1	24.3	20.5	21.6	22.5	ITA
スウェーデン	28.0	34.1	39.2	38.5	32.6	32.5	34.0	SWE
ロシア 1)	e 5.6	e 11.1	15.4	13.9	9.2	8.7	—	RUS
中国 1)	1.7	4.5	7.0	7.7	8.0	—	—	CHN
香港 1)	26.7	33.1	39.0	41.0	43.1	44.6	48.0	HKG
韓国	13.3	15.7	18.5	19.7	19.1	19.5	p 20.9	KOR
シンガポール 1)	27.9	46.3	54.2	55.6	52.9	52.4	55.7	SGP
マレーシア 1)	5.2	8.6	10.3	10.6	9.2	9.1	—	MYS
タイ 1)	2.8	5.0	5.9	5.8	5.7	5.8	—	THA
インドネシア 1)	1.2	3.2	3.7	3.5	3.4	3.6	—	IDN
フィリピン 1)	1.4	2.6	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	PHL
インド 1)	0.7	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	—	IND
オーストラリア	25.8	41.3	46.8	43.6	35.9	37.4	39.6	AUS
ニュージーランド	18.6	22.8	29.6	30.5	26.4	27.5	—	NZL
ブラジル 1)	4.6	11.0	12.2	11.9	8.7	8.6	9.8	BRA

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：国民所得及び人口は第1-4-1表 (p.31) に準ずる。

為替レート：IMF Database (<https://data.imf.org/>) 2019年5月現在

注：第1-4-1表 (p.31) に準ずる。

第1-5表 雇用者報酬

Table 1-5: Compensation of employees

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
各国通貨, 原則10億単位	in national currency, billion								
日本 t)	258	253	256	260	263	270	275	—	JPN
アメリカ	7,078	7,933	8,844	9,259	9,708	9,969	10,421	—	USA
カナダ	693	838	961	998	1,027	1,026	1,071	1,120	CAN
イギリス	689	816	881	900	928	963	1,004	1,046	UK
ドイツ	1,146	1,282	1,427	1,483	1,541	1,599	1,668	1,745	DEU
フランス	903	1,040	1,109	1,127	1,141	p 1,160	p 1,196	p 1,231	FRA
イタリア	569	642	637	639	653	669	684	707	ITA
スウェーデン	1,309	1,601	1,813	1,883	1,967	2,063	2,157	2,277	SWE
ロシア	e 9,005	e 21,856	33,792	37,387	38,091	40,779	—	—	RUS
中国	9,299	19,759	29,797	32,676	35,537	—	—	—	CHN
韓国 t)	401	536	629	661	699	735	—	—	KOR
シンガポール	83	126	155	166	175	—	—	—	SGP
タイ	2,333	3,228	4,012	4,256	4,492	—	—	—	THA
オーストラリア	478	670	766	788	813	833	871	—	AUS
ニュージーランド	70	89	99	104	110	116	—	—	NZL
ブラジル	852	1,618	2,306	2,515	2,672	2,802	—	—	BRA
USDル換算, 10億	in U.S. dollars, billion								
日本	2,340	2,881	2,620	2,453	2,175	2,485	2,450	—	JPN
アメリカ	7,078	7,933	8,844	9,259	9,708	9,969	10,421	—	USA
カナダ	572	813	933	903	803	774	825	864	CAN
イギリス	1,252	1,261	1,377	1,481	1,418	1,301	1,292	1,396	UK
ドイツ	1,425	1,698	1,895	1,968	1,709	1,768	1,879	2,060	DEU
フランス	1,123	1,378	1,473	1,495	1,266	p 1,283	p 1,348	p 1,453	FRA
イタリア	708	851	846	848	724	740	771	834	ITA
スウェーデン	175	222	278	274	233	241	252	262	SWE
ロシア	e 318	e 720	1,061	974	625	608	—	—	RUS
中国	1,135	2,918	4,809	5,319	5,707	—	—	—	CHN
韓国	392	464	575	628	618	633	—	—	KOR
シンガポール	50	92	124	131	127	—	—	—	SGP
タイ	58	102	131	131	131	—	—	—	THA
オーストラリア	365	614	739	710	611	619	667	—	AUS
ニュージーランド	49	64	81	87	77	81	—	—	NZL
ブラジル	350	920	1,069	1,069	803	803	—	—	BRA

e) 推計値, p) 暫定値, t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

シンガポール, タイ：UN data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在その他の国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2019年5月現在為替レート：IMF Database (<https://data.imf.org/>) 2019年3月現在

第1-6-1表 経済活動別国内総生産（各国通貨）

Table 1-6-1: GDP by economic activity in national currency

年	経済活動計 1)	農林水産業	鉱業、エネルギー業	製造業	
10億単位					billion
日本	2017	542,116	6,483	14,554	112,988 JPN
アメリカ	2016	18,050	189	563	2,161 USA
カナダ 2)	2017	1,893	35	194	203 CAN
イギリス	2017	e 1,826	12	72	184 UK
ドイツ	2017	2,955	25	82	690 DEU
フランス	2017	p 2,042	p 35	p 53	p 232 FRA
イタリア	2017	1,548	33	42	257 ITA
スウェーデン	2017	4,049	49	136	622 SWE
ロシア	2016	77,508	3,674	9,712	10,636 RUS
中国	2016	74,359	6,598	3,359	21,429 CHN
香港	2016	2,418	2	34	27 HKG
韓国	2016	p 1,569,042	p 33,935	p 50,346	p 477,112 KOR
マレーシア	2014	1,058	97	131	256 MYS
タイ	2016	14,367	1,199	805	3,939 THA
インドネシア	2017	13,064,507	1,785,881	1,200,832	2,739,415 IDN
フィリピン	2012	10,565	1,251	496	2,171 PHL
インド 3)	2017	e 151,824	e 25,947	e 7,624	e 25,303 IND
オーストラリア 3)	2017	1,723	48	198	107 AUS
ニュージーランド 2) 3)	2016	246	18	8	27 NZL
ブラジル	2016	5,418	307	199	676 BRA
		T	a	b	c

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

香港：統計局（2018.10）「香港統計年刊2018」

マレーシア、タイ、フィリピン：UN Data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在その他の国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2019年5月現在

注 1) 粗付加価値のGDP（注記がない限り、名目価格）。

2) 固定基準年方式による価格。

3) 年度の数値。

年	建設業	卸売・小売、宿泊・飲食、運輸・倉庫・通信業	金融・保険、不動産業、事業活動	その他のサービス事業、社会活動等		
	10億単位				billion	
日本	2017	31,329	144,089	124,788	107,885	JPN
アメリカ	2016	793	4,135	5,765	4,444	USA
カナダ 2)	2017	141	421	502	396	CAN
イギリス	2017	112	441	605	400	UK
ドイツ	2017	144	616	749	648	DEU
フランス	2017	p 112	p 471	p 618	p 521	FRA
イタリア	2017	72	387	440	317	ITA
スウェーデン	2017	257	998	984	1,003	SWE
ロシア	2016	4,781	19,106	16,769	12,830	RUS
中国	2016	4,970	11,771	10,931	15,301	CHN
香港	2016	125	839	695	695	HKG
韓国	2016	p 93,223	p 282,991	p 323,464	p 307,970	KOR
マレーシア	2014	47	258	131	138	MYS
タイ	2016	402	3,929	2,030	2,062	THA
インドネシア	2017	1,409,834	2,283,607	2,311,825	1,333,113	IDN
フィリピン	2012	618	2,732	2,000	1,297	PHL
インド 3)	2017	e 11,189	e 28,097	e 31,645	e 22,017	IND
オーストラリア 3)	2017	139	322	555	354	AUS
ニュージーランド 2) 3)	2016	17	51	79	47	NZL
ブラジル	2016	275	1,242	1,388	1,332	BRA
		d	f	g	h	

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

d) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6-2表 経済活動別国内総生産（構成比）

Table 1-6-2: Component ratio of GDP by economic activity

年	農林 水産業	鉱業、 エネルギー ギー業	製造業	建設業	卸・小売、 宿泊・飲 食、運輸・ 倉庫・通 信業	金融・保 険、不動 産業、事 業活動	その他の サービス 事業、社 会活動等	%	
日本	2017	1.2	2.7	20.8	5.8	26.6	23.0	19.9	JPN
アメリカ	2016	1.0	3.1	12.0	4.4	22.9	31.9	24.6	USA
カナダ	2017	1.9	10.2	10.7	7.4	22.3	26.5	20.9	CAN
イギリス	2017	0.7	3.9	10.1	6.1	24.2	33.1	21.9	UK
ドイツ	2017	0.9	2.8	23.4	4.9	20.8	25.3	21.9	DEU
フランス	2017	p 1.7	p 2.6	p 11.4	p 5.5	p 23.0	p 30.3	p 25.5	FRA
イタリア	2017	2.1	2.7	16.6	4.7	25.0	28.4	20.5	ITA
スウェーデン	2017	1.2	3.4	15.4	6.4	24.6	24.3	24.8	SWE
ロシア	2016	4.7	12.5	13.7	6.2	24.7	21.6	16.6	RUS
中国	2016	8.9	4.5	28.8	6.7	15.8	14.7	20.6	CHN
香港	2016	0.1	1.4	1.1	5.2	34.7	28.8	28.8	HKG
韓国	2016	p 2.2	p 3.2	p 30.4	p 5.9	p 18.0	p 20.6	p 19.6	KOR
マレーシア	2014	9.2	12.3	24.2	4.4	24.4	12.4	13.0	MYS
タイ	2016	8.3	5.6	27.4	2.8	27.4	14.1	14.4	THA
インドネシア	2017	13.7	9.2	21.0	10.8	17.5	17.7	10.2	IDN
フィリピン	2012	11.8	4.7	20.5	5.9	25.9	18.9	12.3	PHL
インド 1)	2017	e 17.1	e 5.0	e 16.7	e 7.4	e 18.5	e 20.8	e 14.5	IND
オーストラリア 1)	2017	2.8	11.5	6.2	8.1	18.7	32.2	20.6	AUS
ニュージーランド 1)	2016	7.2	3.2	10.9	6.9	20.6	32.0	19.2	NZL
ブラジル	2016	5.7	3.7	12.5	5.1	22.9	25.6	24.6	BRA
		a	b	c	d	f	g	h	

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

香港：統計局（2018.10）「香港統計年刊2018」

マレーシア、タイ、フィリピン：UN Data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在その他の国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2019年5月現在

注：本表は、粗付加価値のGDPに占める経済活動別割合を示したもの。

1) 年度の数値。

第1-7表 国内総生産の構成（支出側、2017年）

Table 1-7: GDP by expenditure approach (2017)

名目, 各国通貨	国内 総生産	政府最終 消費支出	民間最終 消費支出	在庫 変動	総固定 資本形成	財貨・サービス		
						輸出	輸入	
Nominal, at current prices								
原則10億単位								
	billion							
日本	545,122	107,235	302,491	373	129,928	96,891	91,795	JPN
アメリカ	19,485	2,731	13,321	25	3,986	2,350	2,929	USA
カナダ	2,142	443	1,244	18	487	665	714	CAN
イギリス	2,050	375	1,347	2	351	618	641	UK
ドイツ	3,277	639	1,732	-7	666	1,542	1,294	DEU
フランス	p 2,292	p 540	p 1,239	p 22	p 516	p 708	p 733	FRA
イタリア	1,727	323	1,049	1	304	538	488	ITA
スウェーデン	4,579	1,196	2,041	30	1,143	2,076	1,908	SWE
ロシア 1)	86,044	15,549	44,273	2,963	17,169	22,124	17,686	RUS
中国 1)	74,359	10,647	29,344	1,105	31,808	14,618	12,959	CHN
韓国 t)	p 1,730	p 265	p 832	p -1	p 539	p 746	p 652	KOR
マレーシア 1)	1,230	155	675	1	317	832	750	MYS
タイ 1)	14,533	2,462	7,260	-421	3,484	9,951	7,805	THA
インドネシア t) 1)	13,589	1,237	7,788	175	4,371	2,768	2,604	IDN
フィリピン	15,806	1,790	11,613	16	3,956	4,892	6,462	PHL
インド 1)	152,537	16,638	90,049	2,766	43,525	29,462	32,085	IND
オーストラリア	1,848	346	1,044	3	447	401	394	AUS
ニュージーランド	e 285	e 51	e 164	-	e 66	79	76	NZL
ブラジル	6,560	1,315	4,161	-9	1,026	824	758	BRA
	a	b	c	d	f	g	h	

e) 推計値, p) 暫定値, t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and non-profit institutions saving households' (NPISH's) final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; f) Gross fixed capital formation; g) Exports of goods and services; h) Imports of goods and services.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

OECD諸国及びロシア、中国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2019年5月現在その他：UN data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在

注 1) 2016年の数値。インドは4月から始まる年度。

第1-7表 国内総生産の構成（支出側、2017年）（続き）

Table 1-7: GDP by expenditure approach (2017) (cont.)

構成比	国内	政府最終	民間最終	在庫	総固定	財貨・サービス		
	総生産	消費支出	消費支出	変動	資本形成	輸出	輸入	
	Percentage of GDP							
	%							
日本	100.0	19.7	55.5	0.1	23.8	17.8	16.8	JPN
アメリカ	100.0	14.0	68.4	0.1	20.5	12.1	15.0	USA
カナダ	100.0	20.7	58.1	0.8	22.7	31.0	33.4	CAN
イギリス	100.0	18.3	65.7	0.1	17.1	30.1	31.3	UK
ドイツ	100.0	19.5	52.9	-0.2	20.3	47.0	39.5	DEU
フランス	p 100.0	p 23.6	p 54.1	p 0.9	p 22.5	p 30.9	p 32.0	FRA
イタリア	100.0	18.7	60.8	0.0	17.6	31.2	28.3	ITA
スウェーデン	100.0	26.1	44.6	0.7	25.0	45.3	41.7	SWE
ロシア 1)	100.0	18.1	51.5	3.4	20.0	25.7	20.6	RUS
中国 1)	100.0	14.3	39.5	1.5	42.8	19.7	17.4	CHN
韓国	p 100.0	p 15.3	p 48.1	p -0.0	p 31.1	p 43.1	p 37.7	KOR
マレーシア 1)	100.0	12.6	54.9	0.1	25.8	67.7	61.0	MYS
タイ 1)	100.0	16.9	50.0	-2.9	24.0	68.5	53.7	THA
インドネシア 1)	100.0	9.1	57.3	1.3	32.2	20.4	19.2	IDN
フィリピン	100.0	11.3	73.5	0.1	25.0	31.0	40.9	PHL
インド 1)	100.0	10.9	59.0	1.8	28.5	19.3	21.0	IND
オーストラリア	100.0	18.8	56.5	0.2	24.2	21.7	21.3	AUS
ニュージーランド	e 100.0	e 18.0	e 57.5	-	e 23.2	27.6	26.7	NZL
ブラジル	100.0	20.0	63.4	-0.1	15.6	12.6	11.6	BRA
	a	b	c	d	f	g	h	

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; f) Gross fixed capital formation; g) Exports of goods and services; h) Imports of goods and services.

第1-8表 国内総生産の構成（生産側、2017年）

Table 1-8: GDP by production approach (2017)

	国内総生産	雇用者報酬	営業余剰・ 混合所得(純)	固定資本 減耗	純間接税 1)	
名目, 各国通貨	Nominal, at current prices					
10億単位	billion					
日本	545,122	274,679	106,226	121,321	42,521	JPN
アメリカ	19,485	10,421	4,806	3,116	1,286	USA
カナダ	2,142	1,071	473	354	243	CAN
イギリス	2,050	1,004	536	250	252	UK
ドイツ	3,277	1,668	718	573	318	DEU
フランス	p 2,292	p 1,196	p 373	p 413	p 309	FRA
イタリア	1,727	684	516	305	222	ITA
スウェーデン	4,579	2,157	713	751	957	SWE
ロシア 2)	83,233	38,091	26,007	9,861	9,273	RUS
韓国	p 1,730,399	e,p 767,598	e,p 449,163	e 331,693	p 181,944	KOR
タイ 2)	13,673	4,492	5,489	2,283	1,409	THA
フィリピン 2)	10,565	2,347	4,955	1,128	710	PHL
インド 2)	152,537	46,793	76,120	15,847	-344	IND
オーストラリア	1,848	871	469	322	186	AUS
ニュージーランド 2)	270	116	-	38	36	NZL
構成比	Percentage of GDP					
	%					
日本	100.0	50.4	19.5	22.3	7.8	JPN
アメリカ	100.0	53.5	24.7	16.0	6.6	USA
カナダ	100.0	50.0	22.1	16.5	11.4	CAN
イギリス	100.0	49.0	26.2	12.2	12.3	UK
ドイツ	100.0	50.9	21.9	17.5	9.7	DEU
フランス	p 100.0	p 52.2	p 16.3	p 18.0	p 13.5	FRA
イタリア	100.0	39.6	29.9	17.6	12.9	ITA
スウェーデン	100.0	47.1	15.6	16.4	20.9	SWE
ロシア 2)	100.0	45.8	31.2	11.8	11.1	RUS
韓国	p 100.0	e,p 44.4	e,p 26.0	e 19.2	p 10.5	KOR
タイ 2)	100.0	32.9	40.1	16.7	10.3	THA
フィリピン 2)	100.0	22.2	46.9	10.7	6.7	PHL
インド 2)	100.0	30.7	49.9	10.4	-0.2	IND
オーストラリア	100.0	47.1	25.4	17.4	10.1	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	42.9	-	14.1	13.2	NZL
	a	b	c	d	f	

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; f) Taxes on production and imports, less Subsidies.

出典は第1-7表 (p.37) に準ずる。

注 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税（控除）補助金。

2) ロシア及びタイは2015年、フィリピンは2012年、インド及びニュージーランドは2016年の数値。

第1-9表 国民貯蓄率

Table 1-9: National savings rates

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
									%
日本	8.3	1.9	0.5	1.3	2.0	5.6	6.0	7.2	JPN
アメリカ	3.6	-0.6	3.3	3.7	4.9	4.8	3.1	3.4	USA
カナダ	12.0	3.9	5.8	6.5	7.2	2.9	2.1	4.2	CAN
イギリス	3.8	0.2	-0.2	-1.1	0.1	0.1	-0.2	1.4	UK
ドイツ	7.7	9.1	10.3	10.0	11.5	12.7	13.0	13.0	DEU
フランス	7.7	4.1	4.2	4.0	4.2	5.4	p 4.8	p 5.8	FRA
イタリア	5.6	-0.4	-1.0	-0.6	0.8	0.8	2.8	3.3	ITA
スウェーデン	16.0	15.2	13.7	13.0	13.7	15.0	14.9	15.4	SWE
ロシア	e 22.8	e 19.7	20.6	16.4	16.4	18.0	—	—	RUS
香港 1)	33.1	30.5	26.7	25.3	24.9	24.6	25.1	25.7	HKG
韓国	19.7	20.3	18.4	18.5	18.5	20.0	20.9	p 21.1	KOR
シンガポール 1)	47.1	53.1	50.1	50.2	51.2	49.2	49.6	49.1	SGP
マレーシア 1)	39.8	36.4	33.8	—	—	—	—	—	MYS
タイ	15.4	18.0	16.2	14.2	13.6	14.3	16.3	—	THA
インドネシア	—	21.3	20.0	19.2	18.6	20.2	21.1	—	IDN
フィリピン	18.9	25.9	23.5	24.8	25.6	24.6	—	—	PHL
インド 2)	25.5	25.9	25.3	23.4	23.5	22.7	21.5	—	IND
オーストラリア	6.8	9.1	9.4	8.4	6.1	3.1	5.3	5.2	AUS
ニュージーランド	4.6	3.2	3.7	7.0	7.0	7.9	8.3	p 7.7	NZL
ブラジル 1)	17.8	18.5	18.4	18.5	16.3	14.5	14.1	15.0	BRA

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算確報（再推計値）」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年4月現在その他：UN data (<http://data.un.org/>) 2019年4月現在

注：本表における国民貯蓄率は、原則、純貯蓄を純国民可処分所得で除したものの。

1) 粗貯蓄を粗国民可処分所得で除したものの。

2) 各年度（4月～3月）の値。

第1-10表 鉱工業生産指数

Table 1-10: Industrial production indices

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	106.1	100.0	96.9	98.7	97.4	97.1	101.2	—	JPN
アメリカ	105.8	100.0	108.4	111.7	110.6	108.4	110.2	114.7	USA
カナダ	113.1	100.0	106.4	111.7	111.2	111.1	117.2	—	CAN
イギリス	108.0	100.0	96.0	97.4	98.6	99.4	101.1	—	UK
ドイツ	95.0	100.0	107.3	109.4	110.6	112.2	115.5	116.9	DEU
フランス	110.0	100.0	99.0	98.0	99.7	100.1	102.2	102.9	FRA
イタリア	112.4	100.0	91.5	90.5	92.1	93.4	96.3	—	ITA
オランダ	93.7	100.0	99.5	96.8	93.5	94.8	95.8	97.2	NLD
デンマーク	116.3	100.0	100.6	101.3	101.4	105.6	107.8	110.0	DNK
スウェーデン	107.8	100.0	94.4	92.2	95.4	98.1	102.1	105.0	SWE
ロシア	91.4	100.0	110.5	113.2	112.3	114.8	117.2	120.6	RUS
韓国	71.9	100.0	108.2	108.4	108.1	110.4	113.2	114.7	KOR
シンガポール 1)	70.8	100.0	110.0	112.9	107.1	111.1	122.6	131.3	SGP
マレーシア	100.0	100.0	110.3	116.0	121.5	126.5	132.0	—	MYS
フィリピン 1)	103.2	100.0	124.1	133.1	136.4	152.3	151.9	162.8	PHL
インド	64.3	100.0	106.2	111.0	113.8	119.7	124.0	130.3	IND
オーストラリア	96.7	100.0	104.3	108.5	109.7	109.5	110.3	—	AUS
ニュージーランド	102.1	100.0	98.8	101.2	102.6	104.6	106.6	—	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	1.4	15.0	-0.9	1.9	-1.3	-0.3	4.2	—	JPN
アメリカ	3.3	5.5	2.0	3.1	-1.0	-1.9	1.6	4.1	USA
カナダ	2.0	6.0	1.7	4.9	-0.4	-0.1	5.5	—	CAN
イギリス	-0.7	3.2	-0.7	1.5	1.2	0.8	1.7	—	UK
ドイツ	3.3	12.0	0.0	2.0	1.1	1.5	2.9	1.2	DEU
フランス	0.0	4.7	-1.0	-1.1	1.8	0.4	2.1	0.6	FRA
イタリア	-1.8	6.9	-3.1	-1.1	1.8	1.4	3.1	—	ITA
オランダ	0.3	7.6	0.5	-2.7	-3.4	1.4	1.1	1.4	NLD
デンマーク	2.8	2.0	-0.3	0.7	0.1	4.2	2.0	2.1	DNK
スウェーデン	2.2	9.6	-4.2	-2.3	3.5	2.7	4.2	2.8	SWE
ロシア	5.1	7.3	1.8	2.5	-0.8	2.2	2.1	2.9	RUS
韓国	6.3	16.3	0.7	0.2	-0.3	2.2	2.5	1.3	KOR
シンガポール 1)	9.5	29.7	1.7	2.7	-5.1	3.7	10.4	7.1	SGP
マレーシア	4.1	0.1	3.4	5.2	4.7	4.1	4.3	—	MYS
フィリピン 1)	1.0	23.2	13.9	7.3	2.5	11.7	-0.3	7.2	PHL
インド	7.9	14.2	0.6	4.5	2.5	5.2	3.5	5.1	IND
オーストラリア	1.1	1.3	1.1	4.1	1.1	-0.2	0.7	—	AUS
ニュージーランド	0.3	3.4	0.6	2.5	1.3	1.9	2.0	—	NZL

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2019年3月現在

注1) 製造業のみ。

第1-11-1表 経常収支

Table 1-11-1: Current account

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
10億USD								billion U.S. dollars
日本	170.1	220.9	46.4	36.4	136.5	194.0	195.8	JPN
アメリカ	-745.2	-431.3	-348.8	-365.2	-407.8	-432.9	-449.1	USA
カナダ	21.9	-58.2	-59.4	-43.2	-56.2	-49.4	-48.8	CAN
イギリス	-51.0	-83.1	-142.0	-149.4	-142.2	-140.3	-98.4	UK
ドイツ	131.7	193.0	253.0	289.2	300.8	297.3	291.5	DEU
フランス	-0.1	-22.0	-24.4	-37.4	-9.1	-18.7	-13.3	FRA
イタリア	-17.0	-73.0	21.3	40.2	26.9	47.4	55.4	ITA
オランダ	41.6	61.8	85.5	75.9	48.5	62.9	87.4	NLD
デンマーク	11.0	21.1	26.7	31.4	25.0	24.7	26.3	DNK
スウェーデン	23.6	29.2	30.3	26.0	22.6	21.7	17.9	SWE
ロシア	84.4	67.5	33.4	57.5	67.8	24.5	33.3	RUS
中国	132.4	237.8	148.2	236.0	304.2	202.2	164.9	CHN
韓国	12.7	28.9	81.1	84.4	105.9	99.2	78.5	KOR
シンガポール	28.1	55.4	50.3	58.2	56.5	58.8	61.0	SGP
マレーシア	20.0	25.6	11.2	14.8	9.1	7.1	9.4	MYS
タイ	-7.6	11.5	-4.9	15.2	32.1	48.2	50.2	THA
インドネシア	0.3	5.1	-29.1	-27.5	-17.5	-17.0	-17.3	IDN
フィリピン	2.0	7.2	11.4	10.8	7.3	-1.2	-2.2	PHL
インド	-10.3	-54.5	-49.1	-27.3	-22.5	-12.1	-38.2	IND
オーストラリア	-43.3	-44.7	-47.9	-43.4	-57.3	-41.1	-36.4	AUS
ニュージーランド	-8.0	-3.4	-5.8	-6.2	-4.9	-4.2	-5.9	NZL
ブラジル	14.0	-75.8	-74.8	-104.2	-59.5	-23.7	-9.8	BRA

出典：World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2019年4月現在

第1-11-2表 貿易収支

Table 1-11-2: Trade balance

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
10億USDドル								billion U.S. dollars
日本	107.0	108.5	-89.6	-99.8	-7.3	51.2	44.2	JPN
アメリカ	-782.8	-648.7	-700.5	-749.9	-761.9	-751.1	-807.5	USA
カナダ	50.6	-9.4	-7.9	4.3	-18.6	-19.8	-18.7	CAN
イギリス	-126.4	-148.0	-186.4	-200.7	-180.0	-179.1	-176.5	UK
ドイツ	196.1	213.7	282.4	302.6	289.6	296.9	299.6	DEU
フランス	-19.2	-63.5	-56.6	-56.5	-32.1	-38.2	-54.1	FRA
イタリア	-0.7	-29.1	48.0	62.5	56.6	63.8	63.4	ITA
オランダ	63.2	80.0	100.1	100.8	72.6	72.6	80.0	NLD
デンマーク	9.1	15.9	15.3	15.9	14.4	18.4	18.6	DNK
スウェーデン	25.9	20.4	18.6	17.5	13.8	12.0	12.4	SWE
ロシア	116.2	147.0	180.6	188.9	148.4	90.2	115.4	RUS
中国	130.1	246.4	359.0	435.0	576.2	488.9	476.1	CHN
韓国	32.3	47.9	82.8	88.9	122.3	118.9	119.9	KOR
シンガポール	47.7	62.0	76.1	85.0	89.8	85.5	84.7	SGP
マレーシア	33.0	38.4	30.6	34.6	27.9	24.5	27.2	MYS
タイ	3.4	26.7	0.0	17.2	26.8	36.5	34.2	THA
インドネシア	17.6	31.0	5.8	7.0	14.0	15.3	18.8	IDN
フィリピン	-12.1	-16.9	-17.7	-17.3	-23.3	-35.5	-40.5	PHL
インド	-32.3	-129.2	-162.6	-144.0	-136.9	-107.5	-148.1	IND
オーストラリア	-14.3	11.3	7.3	2.2	-18.9	-5.8	10.5	AUS
ニュージーランド	-3.0	2.0	1.1	1.0	-1.4	-1.9	-1.6	NZL
ブラジル	44.9	18.4	0.4	-6.6	17.7	45.0	64.0	BRA

出典：World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2019年4月現在

第1-12表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Inward flows

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
10億ドル									billion U.S. dollars
日本	2.8	-1.3	1.7	2.3	12.0	3.3	11.4	10.4	JPN
アメリカ	104.8	198.0	199.0	201.4	201.7	465.8	457.1	275.4	USA
カナダ	25.7	28.4	43.1	69.4	58.9	45.6	37.3	24.2	CAN
イギリス	182.9	58.2	55.4	51.7	24.7	32.7	196.1	15.1	UK
ドイツ	47.4	65.6	28.2	15.6	4.9	33.3	17.0	34.7	DEU
フランス	33.2	13.9	16.1	34.3	2.7	45.3	35.2	49.8	FRA
イタリア	23.3	9.2	0.1	24.3	23.2	19.6	22.2	17.1	ITA
オランダ	39.0	-7.2	25.0	51.1	45.0	69.6	85.8	58.0	NLD
ベルギー	34.4	43.2	6.5	25.1	-12.4	23.9	30.3	0.7	BEL
ルクセンブルク	4.6	39.1	143.0	19.6	22.7	11.3	45.1	6.6	LUX
スウェーデン	11.5	0.1	16.3	3.9	4.0	6.9	12.2	15.4	SWE
スペイン	25.0	39.9	25.7	37.4	25.2	19.6	19.7	19.1	ESP
ロシア	14.4	31.7	30.2	53.4	29.2	11.9	37.2	25.3	RUS
中国	72.4	114.7	121.1	123.9	128.5	135.6	133.7	136.3	CHN
香港	34.1	70.5	70.2	74.3	113.0	174.4	117.4	104.3	HKG
台湾	1.6	2.5	3.2	3.6	2.8	2.4	9.2	3.3	TWN
韓国	13.6	9.5	9.5	12.8	9.3	4.1	12.1	17.1	KOR
シンガポール	17.7	57.5	59.8	57.5	73.5	62.7	77.5	62.0	SGP
マレーシア	4.1	9.1	9.2	12.1	10.9	10.1	11.3	9.5	MYS
タイ	8.0	14.6	9.1	15.5	4.8	5.6	2.1	7.6	THA
インドネシア	8.3	13.8	19.1	18.8	21.8	16.6	3.9	23.1	IDN
フィリピン	1.9	1.3	2.4	2.3	5.3	4.4	6.9	9.5	PHL
インド	7.6	27.4	24.2	28.2	34.6	44.1	44.5	39.9	IND
オーストラリア	-28.3	36.8	59.6	56.8	41.0	20.5	47.8	46.4	AUS
ニュージーランド	1.2	-0.1	3.5	1.9	2.4	-0.2	2.9	3.6	NZL
ブラジル	15.1	83.7	76.1	53.6	73.4	64.3	58.0	62.7	BRA
メキシコ	26.0	27.3	21.7	48.5	28.7	34.9	29.8	29.7	MEX

出典：UNCTADstat (<https://unctadstat.unctad.org/>) 2018年10月現在

第1-13表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-13: FDI Outward flows

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
10億ドル									billion U.S. dollars
日本	45.8	56.3	122.5	135.7	130.8	134.2	145.2	160.4	JPN
アメリカ	15.4	277.8	318.2	303.4	294.8	262.6	280.7	342.3	USA
カナダ	27.5	34.7	55.9	57.4	60.2	67.8	73.6	77.0	CAN
イギリス	88.6	48.1	20.7	40.5	-151.3	-83.5	-22.5	99.6	UK
ドイツ	74.5	125.5	62.2	42.3	99.6	108.2	51.5	82.3	DEU
フランス	68.1	48.2	35.4	20.4	49.8	53.2	63.2	58.1	FRA
イタリア	39.4	32.7	8.0	25.1	26.3	22.3	17.8	4.4	ITA
オランダ	119.7	68.4	17.9	69.7	59.4	194.1	172.1	23.3	NLD
ベルギー	32.7	-8.3	33.8	29.5	-3.7	39.8	22.3	20.9	BEL
ルクセンブルク	8.2	23.3	89.8	22.1	34.2	28.2	44.4	41.2	LUX
スウェーデン	28.6	20.7	29.4	30.3	9.2	14.4	5.9	24.3	SWE
スペイン	41.8	37.8	-4.0	12.8	33.8	50.5	38.1	40.8	ESP
ロシア	16.7	41.1	28.4	70.7	64.2	27.1	27.0	36.0	RUS
中国	12.3	68.8	87.8	107.8	123.1	145.7	196.1	124.6	CHN
香港	27.0	86.2	83.4	80.8	124.1	71.8	59.7	82.8	HKG
台湾	6.0	11.6	13.1	14.3	12.7	14.7	17.9	11.4	TWN
韓国	8.3	28.3	30.6	28.4	28.0	23.8	30.0	31.7	KOR
シンガポール	12.6	35.4	20.1	44.4	52.4	31.1	27.9	24.7	SGP
マレーシア	3.1	13.4	17.1	14.1	16.4	10.5	8.0	5.8	MYS
タイ	0.3	7.9	10.5	11.7	5.6	1.7	12.4	19.3	THA
インドネシア	3.1	2.7	5.4	6.6	7.1	5.9	-12.2	2.9	IDN
フィリピン	1.0	2.9	3.4	2.2	6.3	4.3	1.0	1.6	PHL
インド	3.0	15.9	8.5	1.7	11.8	7.6	5.1	11.3	IND
オーストラリア	-35.8	19.8	7.9	1.4	0.5	-20.1	2.3	4.9	AUS
ニュージーランド	-1.3	0.7	-0.4	0.5	0.5	-0.1	0.1	0.6	NZL
ブラジル	2.5	22.1	-5.3	-1.2	2.2	3.1	-7.4	-1.4	BRA
メキシコ	6.5	14.4	22.9	14.7	5.4	10.7	1.6	5.1	MEX

出典：UNCTADstat (<https://unctadstat.unctad.org/>) 2018年10月現在

第1-14表 為替レート（年平均）

Table 1-14: Exchange rates, annual average

		2000年	2005	2010	2012	2013	
対USドル当たり現地通貨		local currency per U.S. dollar					
日本	円	107.7655	110.2182	87.7799	79.7905	97.5957	JPN
アメリカ	USドル	1	1	1	1	1	USA
カナダ	カナダドル	1.4851	1.2118	1.0302	0.9992	1.0298	CAN
イギリス	UKポンド	0.6609	0.5500	0.6472	0.6330	0.6397	UK
ユーロ圏 1)	ユーロ	1.0854	0.8041	0.7550	0.7783	0.7532	Euro area
デンマーク	デンマーク・クローネ	8.0831	5.9969	5.6241	5.7925	5.6163	DNK
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	9.1622	7.4731	7.2075	6.7750	6.5140	SWE
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	8.8018	6.4425	6.0442	5.8175	5.8750	NOR
スイス	スイス・フラン	1.6888	1.2452	1.0429	0.9377	0.9269	CHE
アイスランド	アイスランド・クローナ	78.6159	62.9817	122.2418	125.0828	122.1791	ISL
チェコ	チェコ・コルナ	38.5984	23.9574	19.0983	19.5775	19.5706	CZE
ポーランド	ズウォティ	4.3461	3.2355	3.0153	3.2565	3.1606	POL
ハンガリー	フォリント	282.179	199.583	207.944	225.104	223.695	HUN
ブルガリア	レフ	2.1233	1.5741	1.4774	1.5221	1.4736	BGR
クロアチア	クナ	8.2777	5.9492	5.4980	5.8503	5.7049	HRV
ルーマニア	レウ	2.1709	2.9137	3.1779	3.4682	3.3279	ROU
ロシア	ルーブル	28.1292	28.2844	30.3679	30.8398	31.8371	RUS
トルコ 2)	トルコリラ	0.6252	1.3436	1.5028	1.7960	1.9038	TUR
中国	人民元	8.2785	8.1943	6.7703	6.3123	6.1958	CHN
香港	香港ドル	7.7912	7.7773	7.7692	7.7564	7.7560	HKG
台湾	ニュー台湾ドル	31.2343	32.1785	31.6474	29.6156	29.7708	TWN
韓国	ウォン	1,131.0	1,024.1	1,156.1	1,126.5	1,094.9	KOR
シンガポール	シンガポールドル	1.7240	1.6644	1.3635	1.2497	1.2513	SGP
マレーシア	リンギット	3.8000	3.7871	3.2211	3.0888	3.1509	MYS
タイ	バーツ	40.1118	40.2201	31.6857	31.0831	30.7260	THA
インドネシア	ルピア	8,421.8	9,704.7	9,090.4	9,386.6	10,461.2	IDN
フィリピン	ペソ	44.1923	55.0855	45.1097	42.2288	42.4462	PHL
インド	ルピー	44.9416	44.1000	45.7258	53.4372	58.5978	IND
ベトナム	ドン	14,167.8	15,858.9	18,612.9	20,828.0	20,933.4	VNM
ミャンマー	チャット	6.52	5.82	5.63	640.7	933.6	MMR
ラオス	キープ	7,887.6	10,655.2	8,258.8	8,007.8	7,860.1	LAO
カンボジア	リエル	3,840.8	4,092.5	4,184.9	4,033.0	4,027.3	KHM
オーストラリア	豪ドル	1.7248	1.3095	1.0902	0.9658	1.0358	AUS
ニュージーランド	NZドル	2.2011	1.4203	1.3878	1.2343	1.2194	NZL
メキシコ	メキシコ・ペソ	9.4556	10.8979	12.6360	13.1695	12.7720	MEX
ブラジル	レアル	1.8294	2.4344	1.7592	1.9531	2.1561	BRA

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2019年3月現在

注 1) ユーロ導入国：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ（2019年1月1日現在、19か国）。

2) 2004年までは旧通貨の「トルコリラ」、2005年から2008年までは、「新トルコリラ」が適用された。

	2014	2015	2016	2017	2018	Currency	
対USDドル当たり							local currency per U.S. dollar
日本	105.9448	121.0440	108.7929	112.1661	110.4232	Yen	JPN
アメリカ	1	1	1	1	1	U.S. dollar	USA
カナダ	1.1061	1.2791	1.3254	1.2977	1.2958	Canadian dollar	CAN
イギリス	0.6077	0.6545	0.7406	0.7770	0.7496	Pound	UK
ユーロ圏 1)	0.7537	0.9017	0.9040	0.8874	0.8472	Euro	Euro area
デンマーク	5.6125	6.7279	6.7317	6.6029	6.3146	Danish krone	DNK
スウェーデン	6.8608	8.4348	8.5620	8.5489	8.6925	Swedish krona	SWE
ノルウェー	6.3017	8.0642	8.4000	8.2717	8.1325	Norwegian krone	NOR
スイス	0.9162	0.9624	0.9854	0.9847	0.9779	Swiss franc	CHE
アイスランド	116.7674	131.9187	120.8115	106.8396	108.3002	Icelandic króna	ISL
チェコ	20.7575	24.5988	24.4399	23.3763	21.7299	Czech koruna	CZE
ポーランド	3.1545	3.7695	3.9428	3.7793	3.6117	Polish Zloty	POL
ハンガリー	232.602	279.333	281.523	274.433	270.212	Hungarian Forint	HUN
ブルガリア	1.4742	1.7644	1.7680	1.7355	1.6570	Bulgarian lev	BGR
クロアチア	5.7482	6.8583	6.8060	6.6238	6.2790	Croatian Kuna	HRV
ルーマニア	3.3492	4.0057	4.0592	4.0525	3.9416	Romanian Leu	ROU
ロシア	38.3782	60.9377	67.0559	58.3428	62.6681	Russian ruble	RUS
トルコ 2)	2.1885	2.7200	3.0201	3.6481	4.8284	Turkish lira	TUR
中国	6.1434	6.2275	6.6445	6.7588	6.6160	Renminbi/Chinese yuan	CHN
香港	7.7541	7.7518	7.7623	7.7933	7.8385	Hong Kong dollar	HKG
台湾	30.3703	31.9076	32.3253	30.4424	30.1627	New Taiwan dollar	TWN
韓国	1,053.0	1,131.2	1,160.4	1,130.4	1,100.6	South Korean won	KOR
シンガポール	1.2671	1.3748	1.3815	1.3809	1.3488	Singapore dollar	SGP
マレーシア	3.2729	3.9055	4.1483	4.3004	4.0351	Ringgit	MYS
タイ	32.4798	34.2477	35.2964	33.9398	32.3102	Baht	THA
インドネシア	11,865.2	13,389.4	13,308.3	13,380.8	14,236.9	Rupiah	IDN
フィリピン	44.3952	45.5028	47.4925	50.4037	52.6614	Philippine Peso	PHL
インド	61.0295	64.1519	67.1953	65.1216	68.3895	Indian rupee	IND
ベトナム	21,148.0	21,697.6	21,935.0	22,370.1	—	Dong/dồng	VNM
ミャンマー	984.3	1,162.6	1,234.9	1,360.4	1,429.8	Burmese kyat	MMR
ラオス	8,049.0	8,147.9	8,179.3	8,351.5	—	Lao kip	LAO
カンボジア	4,037.5	4,067.8	4,058.7	4,050.6	4,051.2	Riel	KHM
オーストラリア	1.1094	1.3311	1.3452	1.3048	1.3384	Australian dollar	AUS
ニュージーランド	1.2054	1.4340	1.4365	1.4074	1.4453	New Zealand dollar	NZL
メキシコ	13.2925	15.8483	18.6641	18.9265	19.2443	Mexican Peso	MEX
ブラジル	2.3530	3.3269	3.4913	3.1914	3.6538	Real	BRA

第1-15表 生産者物価指数

Table 1-15: Producer price indices

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	97.2	100.0	101.8	105.1	102.7	99.1	101.4	103.9	JPN
アメリカ	85.2	100.0	107.2	108.9	108.0	108.4	111.0	114.2	USA
カナダ	94.2	100.0	108.6	111.3	110.3	110.1	113.5	117.9	CAN
イギリス	87.0	100.0	114.3	105.9	100.9	103.3	109.0	—	UK
ドイツ	91.2	100.0	106.9	105.8	103.9	102.2	105.0	107.8	DEU
フランス	92.9	100.0	106.9	105.6	104.0	101.7	104.1	106.6	FRA
イタリア	89.0	100.0	106.3	105.7	104.3	102.3	104.7	108.1	ITA
スウェーデン	86.1	100.0	96.6	98.0	98.0	97.1	102.1	108.9	SWE
ロシア	61.7	100.0	129.6	137.6	156.6	163.4	175.8	197.2	RUS
中国	86.3	100.0	105.0	103.3	100.4	101.8	105.6	—	CHN
韓国	86.9	100.0	105.7	105.2	100.9	99.1	102.5	104.6	KOR
マレーシア	82.4	100.0	108.8	110.4	102.2	101.1	107.9	—	MYS
タイ	76.5	100.0	106.8	107.0	102.6	101.4	102.1	102.5	THA
フィリピン	92.8	100.0	92.7	91.9	85.7	81.6	80.9	81.5	PHL
オーストラリア	86.7	100.0	104.0	107.2	107.5	109.8	111.6	113.6	AUS
ニュージーランド	82.1	100.0	107.4	107.4	105.1	105.6	110.4	—	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	1.7	-0.1	1.2	3.2	-2.3	-3.5	2.3	2.5	JPN
アメリカ	7.3	6.8	1.4	1.6	-0.9	0.4	2.3	2.9	USA
カナダ	1.6	1.5	0.4	2.5	-0.8	-0.2	3.1	3.9	CAN
イギリス	1.9	2.7	3.2	-7.3	-4.7	2.3	5.5	—	UK
ドイツ	4.3	1.5	-0.1	-1.0	-1.8	-1.6	2.7	2.6	DEU
フランス	3.0	2.5	-0.1	-1.2	-1.5	-2.2	2.3	2.4	FRA
イタリア	4.0	3.0	-0.2	-0.6	-1.3	-1.9	2.3	3.3	ITA
スウェーデン	4.0	1.1	-2.8	1.4	0.0	-0.9	5.2	6.6	SWE
ロシア	20.6	12.2	3.6	6.1	13.8	4.3	7.6	12.2	RUS
中国	0.8	6.0	-3.1	-1.7	-2.7	1.3	3.8	—	CHN
韓国	2.1	3.8	-1.6	-0.5	-4.0	-1.8	3.5	2.0	KOR
マレーシア	6.9	5.6	-2.7	1.5	-7.5	-1.1	6.7	—	MYS
タイ	9.1	9.4	0.3	0.1	-4.1	-1.2	0.7	0.4	THA
フィリピン	9.0	-4.9	-7.6	-0.9	-6.7	-4.8	-0.9	0.7	PHL
オーストラリア	6.0	1.9	1.1	3.1	0.3	2.1	1.6	1.8	AUS
ニュージーランド	4.6	2.7	1.5	0.1	-2.1	0.5	4.5	—	NZL

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2019年3月現在

注：指数を作成するための方法は、国によって異なる。

第1-16表 消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price indices

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	100.4	100.0	100.0	102.8	103.6	103.5	104.0	105.0	JPN
アメリカ	89.6	100.0	106.8	108.6	108.7	110.1	112.4	115.2	USA
カナダ	91.9	100.0	105.5	107.5	108.7	110.2	112.0	114.5	CAN
イギリス	88.1	100.0	109.0	110.6	111.0	112.1	114.9	117.6	UK
ドイツ	92.5	100.0	105.7	106.7	107.2	107.7	109.4	111.2	DEU
フランス	92.8	100.0	105.0	105.5	105.6	105.8	106.9	108.8	FRA
イタリア	91.0	100.0	107.2	107.5	107.5	107.4	108.7	110.0	ITA
スウェーデン	92.7	100.0	103.8	103.6	103.6	104.6	106.5	108.6	SWE
ロシア	61.4	100.0	121.6	131.2	151.5	162.2	168.2	173.0	RUS
中国	86.5	100.0	111.2	113.3	114.9	117.2	119.1	121.6	CHN
韓国	86.2	100.0	107.7	109.1	109.8	110.9	113.1	114.7	KOR
シンガポール	88.0	100.0	112.7	113.8	113.2	112.6	113.3	113.8	SGP
マレーシア	87.8	100.0	107.1	110.5	112.8	115.1	119.6	120.7	MYS
タイ	86.6	100.0	109.3	111.3	110.3	110.6	111.3	112.5	THA
インドネシア	68.7	100.0	116.9	124.4	132.3	137.0	142.2	146.7	IDN
フィリピン	78.7	100.0	110.7	114.7	115.4	116.9	120.2	126.5	PHL
インド	66.0	100.0	132.0	140.4	148.6	155.9	159.8	167.6	IND
オーストラリア	86.3	100.0	107.7	110.4	112.0	113.5	115.7	117.9	AUS
ニュージーランド	87.0	100.0	106.3	107.6	107.9	108.6	110.7	112.4	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	-0.3	-0.7	0.3	2.8	0.8	-0.1	0.5	1.0	JPN
アメリカ	3.4	1.6	1.5	1.6	0.1	1.3	2.1	2.4	USA
カナダ	2.2	1.8	0.9	1.9	1.1	1.4	1.6	2.3	CAN
イギリス	2.1	2.5	2.3	1.5	0.4	1.0	2.6	2.3	UK
ドイツ	1.5	1.1	1.5	0.9	0.5	0.5	1.5	1.7	DEU
フランス	1.7	1.5	0.9	0.5	0.0	0.2	1.0	1.9	FRA
イタリア	2.0	1.5	1.2	0.2	0.0	-0.1	1.2	1.1	ITA
スウェーデン	0.5	1.2	0.0	-0.2	0.0	1.0	1.8	2.0	SWE
ロシア	12.7	6.8	6.8	7.8	15.5	7.0	3.7	2.9	RUS
中国	1.8	3.2	2.6	1.9	1.4	2.0	1.6	2.1	CHN
韓国	2.8	2.9	1.3	1.3	0.7	1.0	1.9	1.5	KOR
シンガポール	0.4	2.8	2.4	1.0	-0.5	-0.5	0.6	0.4	SGP
マレーシア	3.0	1.6	2.1	3.1	2.1	2.1	3.9	0.9	MYS
タイ	4.5	3.2	2.2	1.9	-0.9	0.2	0.7	1.1	THA
インドネシア	10.5	5.1	6.4	6.4	6.4	3.5	3.8	3.2	IDN
フィリピン	6.5	3.8	2.6	3.6	0.7	1.3	2.9	5.2	PHL
インド	4.2	12.0	10.9	6.4	5.9	4.9	2.5	4.9	IND
オーストラリア	2.7	2.9	2.4	2.5	1.5	1.3	1.9	1.9	AUS
ニュージーランド	3.0	2.3	1.1	1.2	0.3	0.6	1.9	1.6	NZL

出典：IMF Database (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2019年3月現在

第1-17表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

	2000年	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
GDP購買力平価									PPPs for GDP
各国通貨/USD									national currency per USD
日本	154.72	129.55	111.62	101.30	103.05	102.76	100.28	99.59	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.25	1.25	1.25	CAN
イギリス	0.70	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.71	UK
ドイツ	0.94	0.87	0.80	0.77	0.77	0.78	0.78	0.78	DEU
フランス	0.93	0.92	0.85	0.81	0.81	0.81	0.81	0.80	FRA
イタリア	0.81	0.86	0.77	0.74	0.74	0.74	0.72	0.72	ITA
オランダ	0.89	0.90	0.85	0.80	0.81	0.81	0.82	0.82	NLD
デンマーク	8.67	8.57	7.58	7.35	7.33	7.33	7.36	7.24	DNK
スウェーデン	9.16	9.48	9.02	8.60	8.73	8.95	9.08	9.10	SWE
ロシア	7.30	12.74	15.82	19.42	21.01	23.02	23.67	24.11	RUS
中国	2.71	2.82	3.31	3.55	3.51	3.48	3.47	3.51	CHN
韓国	747	789	841	869	872	871	875	877	KOR
インド	10.14	11.06	14.21	16.73	16.94	17.06	17.45	17.77	IND
オーストラリア	1.31	1.39	1.50	1.45	1.45	1.47	1.49	1.47	AUS
ニュージーランド	1.44	1.54	1.50	1.45	1.44	1.46	1.47	1.47	NZL
消費購買力平価									PPPs for private consumption
各国通貨/USD									national currency per USD
日本	176.49	142.94	121.00	106.59	109.18	109.24	107.15	106.16	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.27	1.26	1.30	1.30	1.31	1.34	1.36	1.36	CAN
イギリス	0.78	0.76	0.78	0.79	0.80	0.81	0.80	0.81	UK
ドイツ	0.94	0.91	0.85	0.83	0.82	0.84	0.83	0.83	DEU
フランス	0.94	0.93	0.90	0.86	0.86	0.88	0.87	0.86	FRA
イタリア	0.85	0.89	0.82	0.82	0.83	0.83	0.81	0.80	ITA
オランダ	0.89	0.90	0.88	0.87	0.88	0.89	0.89	0.89	NLD
デンマーク	8.92	9.07	8.38	8.26	8.28	8.33	8.42	8.37	DNK
スウェーデン	9.34	9.53	9.14	9.05	9.12	9.43	9.58	9.61	SWE
ロシア	7.55	13.39	16.71	21.50	22.57	23.86	24.88	25.50	RUS
中国	3.71	3.50	3.62	3.76	3.77	3.82	3.85	3.89	CHN
韓国	824	879	907	976	995	1,000	1,004	1,007	KOR
インド	9.73	10.43	14.19	17.53	18.40	19.28	19.98	20.33	IND
オーストラリア	1.38	1.46	1.55	1.52	1.53	1.56	1.60	1.60	AUS
ニュージーランド	1.51	1.60	1.59	1.61	1.60	1.63	1.64	1.64	NZL

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates"2018年10月現在

第1-18表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-18: Comparative price levels

	2000年	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
各年のOECD計 = 100									OECD total=100
日本	153	115	124	105	100	96	105	101	JPN
アメリカ	107	98	98	102	103	113	114	114	USA
カナダ	88	98	116	121	115	110	107	109	CAN
イギリス	114	126	106	110	118	120	108	104	UK
ドイツ	93	106	104	105	105	97	98	100	DEU
フランス	92	112	111	110	110	102	101	102	FRA
イタリア	79	104	100	99	101	93	91	92	ITA
オランダ	88	109	111	108	111	102	103	104	NLD
ベルギー	89	109	108	109	109	100	101	103	BEL
デンマーク	115	140	132	133	135	123	124	124	DNK
スウェーデン	107	124	122	134	131	120	120	121	SWE
フィンランド	97	119	117	122	124	114	114	116	FIN
ノルウェー	110	137	148	156	152	136	137	140	NOR
オーストリア	89	107	109	108	109	100	101	102	AUT
スイス	113	133	137	144	144	145	142	141	CHE
ギリシャ	67	86	94	85	84	76	76	77	GRC
スペイン	73	94	94	91	91	83	83	84	ESP
ポルトガル	65	81	81	79	79	73	74	76	PRT
ロシア	28	44	51	62	56	43	40	47	RUS
中国	35	34	48	58	59	63	59	59	CHN
韓国	71	75	71	81	85	87	86	88	KOR
インドネシア	18	20	37	37	34	34	35	36	IDN
インド	24	25	30	29	29	30	29	31	IND
オーストラリア	81	104	135	142	135	125	125	128	AUS
ニュージーランド	70	106	105	121	123	115	116	119	NZL
メキシコ	69	64	59	63	62	61	54	55	MEX
ブラジル	44	43	77	78	77	63	65	72	BRA
OECD	100	100	100	100	100	100	100	100	OECD

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2018年10月現在

注：本表は、GDP購買力平価を為替レートで除したものを。

第1-19表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-19: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

	2010年度	2011	2012	2014	2016	FY	
内外価格差 1)							Comparative price levels
日本=1 (倍)							JPN=1 (times)
アメリカ	1.66	1.82	1.82	1.51	1.53		USA
ドイツ	1.52	1.52	1.67	1.30	1.62		DEU
中国	3.73	3.68	3.38	2.40	2.75		CHN
韓国	2.48	2.44	2.47	1.74	2.02		KOR
購買力平価 2)							PPPs
円/各国通貨							JPY/national currency
アメリカ	142.43	141.54	143.25	157.37	157.07	JPY/USD	USA
ドイツ	168.61	167.11	164.29	178.81	184.94	JPY/Euro	DEU
中国	47.35	44.54	41.93	40.47	42.18	JPY/Yuan	CHN
韓国	0.180	0.175	0.172	0.177	0.185	JPY/Won	KOR

出典：経済産業省（2017.3）「2016年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

注：調査対象品目は、工業製品等212品目、産業向けサービス58品目（2016年度7～9月調査）。為替レートは、各年度7～9月における平均為替レート。

- 1) 内外価格差とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう（各国=1としたときの日本の価格の倍率）。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

算出方法： 内外価格差 = $\frac{\text{購買力平価（円/現地通貨）}}{\text{為替レート（円/現地通貨）}}$

- 2) 購買力平価とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格（円）と海外での価格（現地通貨）との比率をいう。各国通貨は、アメリカ=USドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、韓国=ウォン。

算出方法： 購買力平価 = $\frac{\text{日本での価格（円）}}{\text{海外での価格（現地通貨）}}$

第1-20表 労働生産性水準

Table 1-20: Labour productivity levels

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
為替レート換算による水準	levels, at current exchange rates						
2016年, 日本=100	2016, Japan=100						
国民経済生産性	100.0	160.4	101.9	98.5	109.0	126.2	a
農林水産業	100.0	334.9	167.5	164.0	206.4	240.6	b
鉱業・エネルギー業	100.0	100.0	115.1	75.7	90.8	107.2	c
製造業	100.0	139.4	95.0	97.5	98.1	124.5	d
建設業	100.0	138.0	114.7	108.7	124.6	141.8	e
卸売・小売・宿泊・飲食・運輸・倉庫・通信業	100.0	151.1	96.0	95.5	116.0	155.2	f
金融・不動産業、事業活動	100.0	172.5	87.8	80.8	96.3	108.2	g
その他のサービス業、社会活動等 1)	100.0	160.6	102.5	95.8	108.7	114.5	h
2017年, 日本=100	2017, Japan=100						
国民経済生産性	100.0	—	102.4	105.0	p 115.4	132.0	a
農林水産業	100.0	—	166.7	209.1	p 232.3	249.0	b
鉱業・エネルギー業	100.0	—	117.0	77.3	p 94.4	115.9	c
製造業	100.0	—	94.8	103.6	p 103.2	132.6	d
建設業	100.0	—	110.7	116.1	p 129.7	145.7	e
卸売・小売・宿泊・飲食・運輸・倉庫・通信業	100.0	—	97.1	102.5	p 123.7	159.6	f
金融・不動産業、事業活動	100.0	—	90.5	87.6	p 102.3	116.0	g
その他のサービス業、社会活動等 1)	100.0	—	102.6	101.7	p 115.6	119.8	h
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-20表 労働生産性水準（続き）

Table 1-20: Labour productivity levels (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
購買力平価換算	at purchasing power parities rates						
2016年, 日本 = 100							2016, Japan=100
国民経済生産性	100.0	151.3	101.9	109.3	117.0	113.2	a
農林水産業	100.0	316.0	167.5	182.0	221.6	215.8	b
鉱業・エネルギー業	100.0	94.4	115.1	83.9	97.4	96.2	c
製造業	100.0	131.5	95.1	108.2	105.3	111.7	d
建設業	100.0	130.2	114.7	120.6	133.8	127.2	e
卸売・小売・宿泊・飲食・運輸・倉庫・通信業	100.0	142.6	96.1	105.9	124.5	139.2	f
金融・不動産業、事業活動	100.0	162.8	87.8	89.7	103.4	97.1	g
その他のサービス業、社会活動等 1)	100.0	151.5	102.5	106.3	116.7	102.7	h
2017年, 日本 = 100							2017, Japan=100
国民経済生産性	100.0	—	105.1	112.9	p 120.7	116.4	a
農林水産業	100.0	—	171.2	224.7	p 242.8	219.6	b
鉱業・エネルギー業	100.0	—	120.2	83.1	p 98.7	102.2	c
製造業	100.0	—	97.4	111.4	p 107.9	117.0	d
建設業	100.0	—	113.7	124.8	p 135.6	128.5	e
卸売・小売・宿泊・飲食・運輸・倉庫・通信業	100.0	—	99.7	110.2	p 129.3	140.8	f
金融・不動産業、事業活動	100.0	—	92.9	94.2	p 106.9	102.3	g
その他のサービス業、社会活動等 1)	100.0	—	105.3	109.3	p 120.9	105.6	h
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

その他の国、為替、購買力平価：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年6月現在

注：労働生産性水準は、為替レートとGDPベースの購買力平価（OECD試算）により算出。為替レートは「第1-14表 為替レート」（p.46～47）、購買力平価は「第1-17表 購買力平価」（p.50）を参照。

国民経済生産性 = 粗付加価値の国内総生産 / 総就業者数

経済活動別労働生産性 = 経済活動別国内総生産 / 経済活動別就業者数

1) 公共事業・防衛、教育、医療・福祉、その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

第1-21表 労働分配率

Table 1-21: Labour share

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
	%								
労働分配率 1)	Compensation of employees/GNI*100								
日本	48.1	49.2	50.0	49.1	48.8	47.7	48.8	48.6	JPN
アメリカ	53.7	52.4	51.4	51.5	51.3	51.9	52.3	52.4	USA
カナダ	49.8	51.3	51.4	51.3	50.9	52.4	51.2	50.5	CAN
イギリス	48.9	51.4	50.5	51.1	49.8	50.1	50.2	49.9	UK
ドイツ	49.4	48.7	49.2	49.4	49.5	49.5	49.6	49.8	DEU
フランス	50.3	51.0	51.2	51.3	51.3	50.8	p 51.0	p 50.9	FRA
イタリア	38.2	40.1	39.9	39.8	39.4	39.7	39.5	39.4	ITA
スウェーデン	44.4	44.2	46.6	47.0	46.8	46.3	46.7	46.4	SWE
ロシア	e 39.6	e 45.2	45.7	47.9	48.8	47.0	48.7	—	RUS
中国	50.0	48.0	49.0	50.5	50.7	51.8	—	—	CHN
香港	47.4	48.6	49.7	49.0	—	—	—	—	HKG
韓国	44.0	42.3	43.1	43.7	44.4	44.5	44.7	—	KOR
シンガポール	42.0	39.3	41.5	42.3	43.0	43.4	—	—	SGP
タイ	32.1	31.2	32.1	33.2	33.9	34.4	—	—	THA
フィリピン	22.4	19.0	18.4	—	—	—	—	—	PHL
インド	27.7	29.7	30.2	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア	49.9	49.3	49.4	49.2	49.5	50.1	48.5	48.7	AUS
ニュージーランド	45.7	45.9	45.6	44.2	44.9	44.8	44.3	—	NZL
ブラジル	40.8	42.9	43.7	43.8	44.4	45.5	45.7	—	BRA
労働分配率 2)	Compensation of employees/NI at factor cost*100								
日本	66.6	69.7	70.5	68.8	69.1	67.5	69.1	68.5	JPN
アメリカ	68.6	67.6	65.9	66.2	65.8	66.6	67.3	67.4	USA
カナダ	67.3	70.7	70.6	70.5	69.9	73.6	72.2	70.4	CAN
イギリス	63.3	67.3	67.0	68.0	66.4	66.8	66.9	66.5	UK
ドイツ	66.7	66.6	67.6	67.8	67.8	67.7	67.7	67.9	DEU
フランス	71.0	72.4	73.7	74.1	73.9	72.8	p 73.4	p 73.6	FRA
イタリア	53.0	57.2	58.6	58.0	57.5	58.0	56.5	56.7	ITA
スウェーデン	69.2	69.2	73.2	73.7	73.0	72.6	74.1	73.4	SWE
韓国	61.2	59.6	61.0	61.8	62.9	63.3	63.3	—	KOR
オーストラリア	69.6	67.1	67.3	67.8	68.9	70.9	67.9	68.0	AUS
ニュージーランド	63.4	64.1	63.7	61.1	62.3	62.4	61.7	—	NZL

e) 推計値, p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算年報（再推計値）」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年5月現在その他の国：UN data (<http://data.un.org/>) 2019年5月現在

注 1) 雇員報酬／国民総所得×100

2) 雇員報酬／要素費用表示の国民所得×100

第1-22表 時間当たり労働生産性上昇率

Table 1-22: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
日本	1.5	3.3	2.1	0.1	1.4	-0.1	1.2	0.5	JPN
アメリカ	2.1	2.5	0.4	0.5	0.7	0.1	1.1	e 0.9	USA
カナダ	2.2	1.0	1.3	2.6	-0.2	0.4	1.7	-0.2	CAN
イギリス	0.9	2.1	0.2	0.2	1.7	-0.6	1.0	0.5	UK
ドイツ	1.5	2.5	0.8	1.0	0.6	1.4	0.9	-0.0	DEU
フランス	0.9	1.3	1.4	1.0	0.8	0.3	2.4	1.4	FRA
イタリア	0.6	2.2	0.9	0.2	0.2	-0.4	0.7	-0.2	ITA
オランダ	2.4	2.1	0.8	0.7	1.0	-0.2	0.9	0.4	NLD
ベルギー	1.1	2.2	0.7	1.0	1.4	0.2	0.2	-0.1	BEL
デンマーク	1.4	3.9	0.8	1.6	1.4	0.5	1.1	0.6	DNK
スウェーデン	2.6	3.3	0.8	1.2	2.9	0.1	0.6	0.2	SWE
フィンランド	1.8	3.2	0.6	0.0	0.6	2.5	2.2	-0.7	FIN
ノルウェー	1.0	0.6	0.7	0.6	1.4	0.8	1.7	-0.2	NOR
ロシア	5.2	3.7	2.1	0.3	-3.5	-0.1	e 1.7	e 2.1	RUS
スペイン	0.4	2.3	1.4	0.3	0.5	0.5	1.1	-0.2	ESP
韓国	4.3	5.7	2.0	2.2	0.9	2.7	4.2	—	KOR
オーストラリア	0.4	1.6	1.7	0.6	2.6	-0.2	1.1	e 0.6	AUS
ニュージーランド	-0.1	-1.0	-1.8	-0.4	2.6	-0.6	-1.5	e -0.0	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

出典： OECD Database (https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR) 2019年9月現在

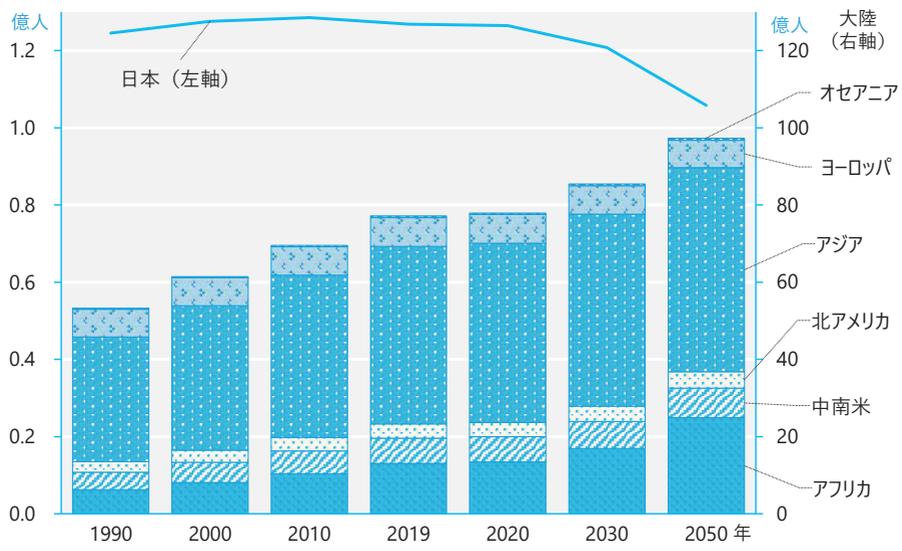
注： OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率を表している。

2

人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



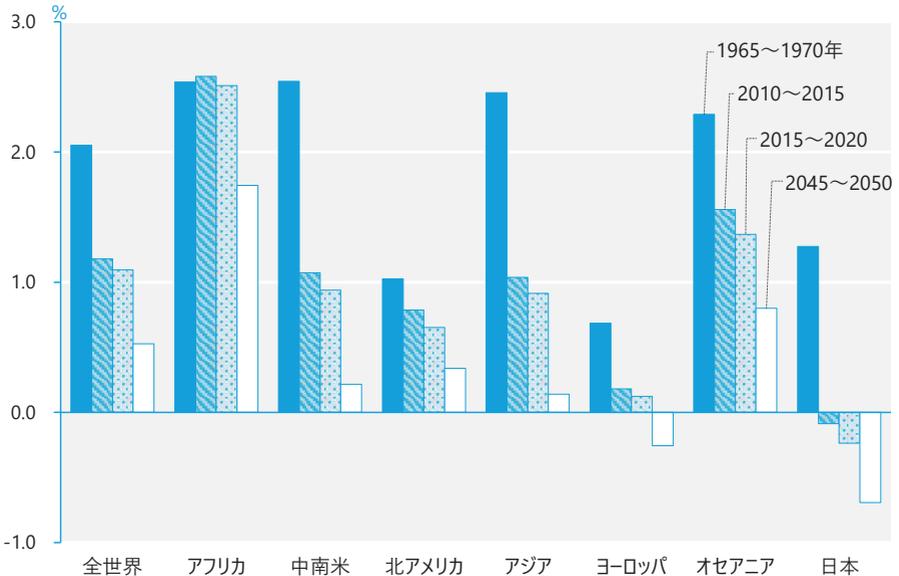
関連表 p.65 「第2-1表 総人口」

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2019年改訂版(本書の資料出所)によると、世界人口は1950年代以降のどの時点よりもペースが鈍化してはいるものの、継続的に成長しており、1994年から2019年半ばまでで20億人増加して77億人に達した。中位推計では、2030年に85億人、2050年には97億人に増加すると予測されている。

今後、2050年までに増加が見込まれる20億215万人のうち、6割弱(58.4%)に相当する11億8121万人はアフリカで、また34.1%(6億8889万人)はアジアで、それぞれ生じるとみられる。対照的に、中南米(1億1431万人、5.7%)や北アメリカ(5860万人、2.9%)、オセアニア(1525万人、0.8%)では人口増加は低位にとどまり、またヨーロッパでは、3669万人(1.8%)の人口減少が予測されている。

同様に、日本でも人口の減少が進行するとみられており、2019年の1億2686万人から、2030年には1億2076万人、さらに2050年には1億580万人となると推計されている。

2-2 人口増加率



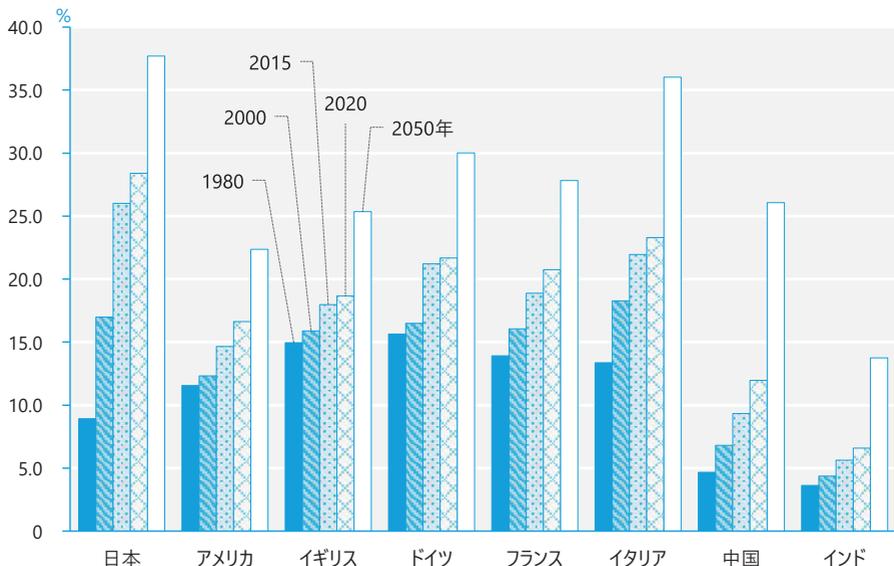
[関連表](#) p.66 「第2-2表 人口増加率」

世界の人口増加率は、1965～1970年に年率2.05%のピークに達して以降、年々減少を続けており、2015～2020年にはピーク時の約2分の1の1.09%に、さらに2045～2050年には0.53%にまで落ち込むと予測されている。『世界人口予測』は、人口増加率に影響する要因として、出生率と死亡率、人の移動を挙げ、このうち出生率の継続的な低下が、増加率低下の主な原因であるとしている。このほか一部の国々では、人の移動による人口減少が生じていると指摘している。

人口増加率の低下は世界全体で見られる状況だが、相対的に高い増加率を維持しているアフリカに比して、他の全ての地域では低下傾向がより顕著である。特にヨーロッパでは、2020～2025年には増加率がマイナスに転じた後、2045～2050年には-0.26%に低下すると予測されている。

日本の人口増加率は、これに先じて既に2010～2015年には-0.09%とマイナスとなっており、2015～2020年には-0.24%、2045～2050年にはさらに-0.69%に低下する見込みである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



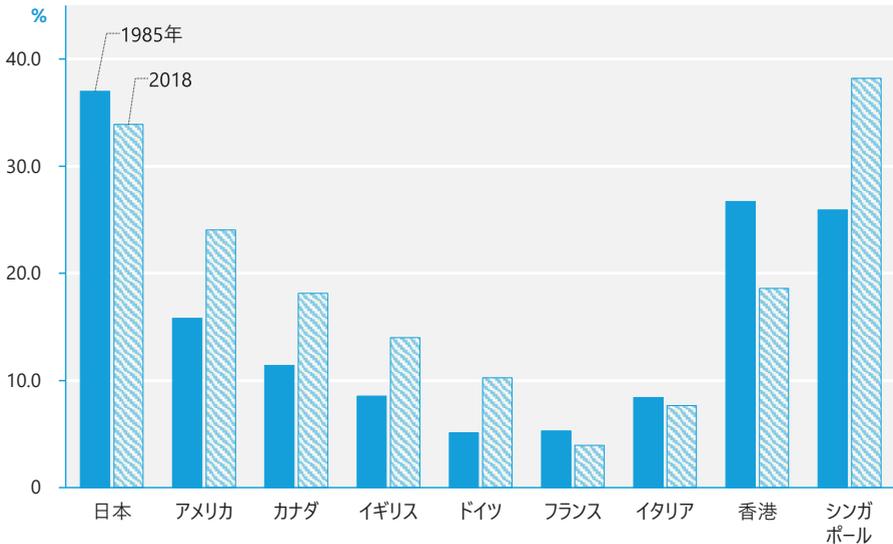
🔗 関連表 p.69「第2-5 表 老年人口（65歳以上人口）」（対全人口比率）

歴史的に低い出生率と、平均寿命の上昇により、世界各国で人口の高齢化が進展している。『世界人口予測』によれば、2018年には、全世界の65歳以上人口が初めて5歳未満人口を上回った。65歳以上人口は2050年までにさらに倍増して、15～24歳人口を上回る見込みである。結果として、老年人口比率は2019年の9.1%から、2050年には15.9%に増加すると予測される。この間、出生率は2.5から2.2に減少し、平均寿命は72.6歳から77.1歳に上昇するとみられている。

先進諸国は、世界の他の国々に比して相対的に高齢化が進展している状況にあるが、その進行の度合いは必ずしも一様ではない。老年人口比率の推移からは、アメリカやイギリスにおける相対的に緩やかな変化に対して、イタリアでは高齢化が急速に進んでいる状況がうかがえる。同種の急速な変化は、中国についても予測されている。

一方、日本では、1980年の老年人口比率は8.9%と他の先進諸国に比して低水準にあったが、その後の急速な上昇により2015年には26.0%となり、さらに2050年には37.7%に達する見通しである。

2-4 65歳以上男性の労働力率



 **関連表** p.79～88 「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」

(注) グラフの具体的な数値は、下部・参考欄を参照。

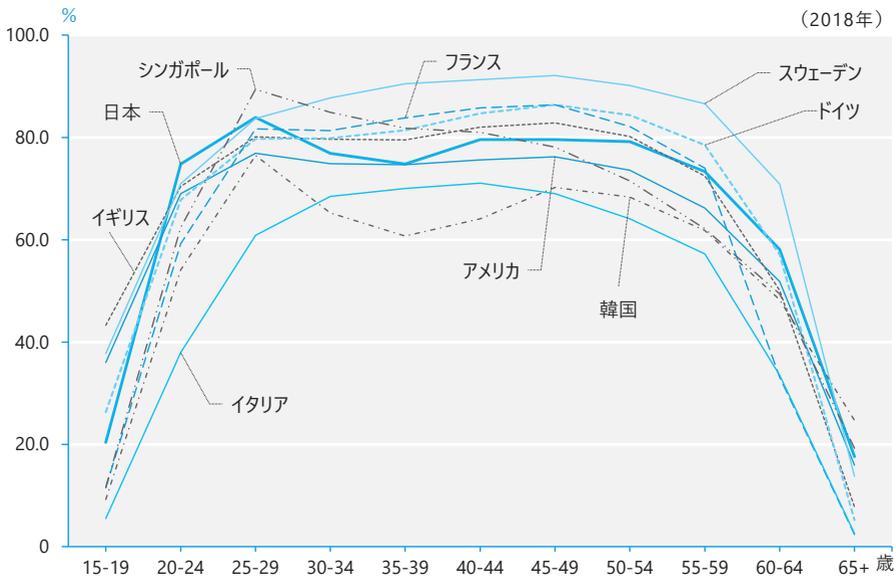
65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけでなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

参考 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985	37.0	15.8	11.4	8.5	5.1	5.3	8.4	26.7	25.9
2018	33.9	24.0	18.1	14.0	10.3	4.0	7.7	18.6	38.2

2-5 年齢階級別女性労働力率



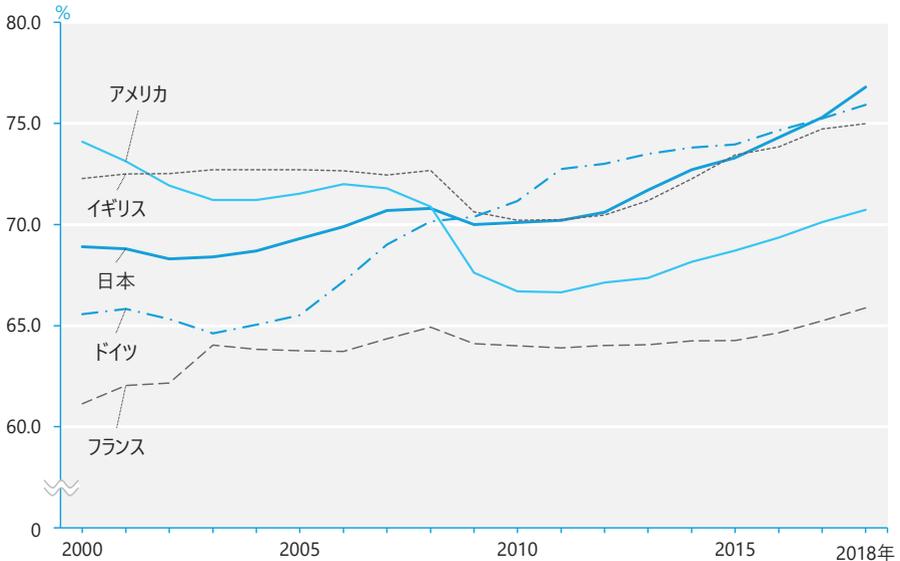
関連表 p.79～88 「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列で見れば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25～29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2018年には83.9%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

参考 日本の女性労働力率 (%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65歳～
1975	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2018	20.4	74.8	83.9	76.9	74.8	79.6	79.6	79.2	73.3	58.1	17.6

2-6 就業率



[関連表](#) p.89 「第2-12表 就業率（15～64歳）」

就業率とは、生産年齢人口(本書では15～64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景に、EUは2020年までに、EU全体で就業率を75%（20～64歳）に引上げることを戦略目標に掲げている（2018年時点で73.2%）。なお、就業率の向上と失業率の低下は必ずしも同義ではない。労働力人口に占める失業者の割合である失業率は、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率の向上を目的とする場合、こうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながり得る。就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2018年の日本の就業率は男女計が76.8%で、イギリス(75.0%)、ドイツ(75.9%)と同水準であり、アメリカ(70.7%)、フランス(65.9%)を上回っている。しかし、男女別にみると、日本の男性の就業率は83.9%と、最高水準であるものの、女性は69.6%と低水準である。

第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

	1990年	2000	2010	2019	2020	2030	2050	
100万人								millions
全世界	5,327	6,143	6,957	7,713	7,795	8,548	9,735	World
アフリカ	630	811	1,039	1,308	1,341	1,688	2,489	Africa
中南米	443	522	591	648	654	706	762	a)
北アメリカ	280	312	343	367	369	391	425	b)
アジア	3,226	3,741	4,210	4,601	4,641	4,974	5,290	Asia
ヨーロッパ	721	726	736	747	748	741	710	Europe
オセアニア	27	31	37	42	43	48	57	Oceania
日本	125	128	129	127	126	121	106	JPN
アメリカ	252	282	309	329	331	350	379	USA
カナダ	28	31	34	37	38	41	46	CAN
イギリス	57	59	63	68	68	70	74	UK
ドイツ	79	81	81	84	84	83	80	DEU
フランス	57	59	63	65	65	67	68	FRA
イタリア	57	57	59	61	60	59	54	ITA
スウェーデン	9	9	9	10	10	11	11	SWE
ロシア	148	146	143	146	146	143	136	RUS
中国	1,177	1,291	1,369	1,434	1,439	1,464	1,402	CHN
香港	6	7	7	7	7	8	8	HKG
韓国	43	47	50	51	51	51	47	KOR
シンガポール	3	4	5	6	6	6	6	SGP
マレーシア	18	23	28	32	32	36	41	MYS
タイ	57	63	67	70	70	70	66	THA
インドネシア	181	212	242	271	274	299	331	IDN
フィリピン	62	78	94	108	110	124	144	PHL
インド	873	1,057	1,234	1,366	1,380	1,504	1,639	IND
ベトナム	68	80	88	96	97	104	110	VNM
オーストラリア	17	19	22	25	25	28	33	AUS
ニュージーランド	3	4	4	5	5	5	6	NZL
ブラジル	149	175	196	211	213	224	229	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2019年6月）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考：日本の将来推計人口

Reference: Population prospects of Japan

	2015年	2018	2019	2020	2030	2040	2050	
千人	127,095	126,177	125,773	125,325	119,125	110,919	101,923	thousands

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2017.4）「日本の将来推計人口（2011年推計）」

注：中位推計値。各年10月1日現在の総人口（日本における外国人を含む）。

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

	1965～ 1970年	2000～ 2005	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2025～ 2030	2045～ 2050	
年率, %	annual percentage change, %							
全世界	2.05	1.26	1.18	1.09	0.98	0.87	0.53	World
アフリカ	2.54	2.44	2.58	2.51	2.37	2.25	1.74	Africa
中南米	2.54	1.32	1.07	0.94	0.84	0.70	0.22	a)
北アメリカ	1.03	0.93	0.79	0.65	0.59	0.56	0.34	b)
アジア	2.46	1.23	1.04	0.92	0.77	0.62	0.14	Asia
ヨーロッパ	0.69	0.10	0.18	0.12	-0.05	-0.12	-0.26	Europe
オセアニア	2.29	1.39	1.56	1.37	1.21	1.11	0.80	Oceania
日本	1.28	0.13	-0.09	-0.24	-0.40	-0.53	-0.69	JPN
アメリカ	0.96	0.92	0.75	0.62	0.56	0.54	0.32	USA
カナダ	1.71	1.01	1.07	0.93	0.82	0.75	0.47	CAN
イギリス	0.49	0.46	0.74	0.61	0.41	0.35	0.20	UK
ドイツ	0.60	0.05	0.24	0.48	-0.06	-0.09	-0.26	DEU
フランス	0.81	0.70	0.49	0.25	0.24	0.19	-0.03	FRA
イタリア	0.70	0.55	0.42	-0.04	-0.20	-0.28	-0.57	ITA
スウェーデン	0.78	0.35	0.78	0.67	0.56	0.47	0.34	SWE
ロシア	0.57	-0.38	0.21	0.13	-0.11	-0.25	-0.22	RUS
中国	2.67	0.61	0.55	0.46	0.26	0.09	-0.38	CHN
香港	2.09	0.49	0.62	0.85	0.68	0.67	-0.16	HKG
韓国	2.16	0.55	0.51	0.18	0.03	-0.07	-0.69	KOR
シンガポール	1.97	1.14	1.72	0.90	0.77	0.60	-0.12	SGP
マレーシア	2.52	2.04	1.41	1.34	1.19	0.99	0.41	MYS
タイ	2.95	0.77	0.45	0.31	0.15	0.01	-0.52	THA
インドネシア	2.71	1.35	1.32	1.14	0.97	0.83	0.32	IDN
フィリピン	2.94	2.03	1.66	1.41	1.28	1.14	0.57	PHL
インド	2.13	1.65	1.19	1.04	0.92	0.80	0.23	IND
ベトナム	2.73	0.96	1.04	0.98	0.76	0.60	0.13	VNM
オーストラリア	2.46	1.21	1.54	1.27	1.05	0.94	0.69	AUS
ニュージーランド	1.41	1.38	1.09	0.88	0.75	0.65	0.28	NZL
ブラジル	2.64	1.26	0.88	0.78	0.60	0.44	-0.05	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN (2019.6) *World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

	1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050	
万人								ten thousands
日本	2,779	1,885	1,717	1,662	1,574	1,344	1,226	JPN
アメリカ	5,203	6,114	6,244	6,168	6,081	6,113	6,285	USA
カナダ	556	586	563	576	595	610	655	CAN
イギリス	1,182	1,121	1,110	1,156	1,200	1,168	1,156	UK
ドイツ	1,454	1,276	1,097	1,081	1,169	1,188	1,086	DEU
フランス	1,208	1,116	1,162	1,183	1,152	1,080	1,064	FRA
イタリア	1,238	812	835	831	785	660	632	ITA
スウェーデン	163	164	155	169	178	181	183	SWE
ロシア	2,977	2,671	2,142	2,447	2,680	2,488	2,322	RUS
中国	35,939	31,991	25,542	25,399	25,493	23,085	19,839	CHN
韓国	1,288	977	798	700	643	535	463	KOR
タイ	1,868	1,510	1,289	1,235	1,155	1,001	813	THA
インドネシア	6,059	6,492	6,972	7,093	7,094	6,923	6,427	IDN
フィリピン	2,042	3,000	3,194	3,296	3,292	3,222	3,095	PHL
インド	27,433	36,690	38,029	37,262	36,102	34,563	30,254	IND
ベトナム	2,217	2,523	2,078	2,134	2,258	2,207	1,883	VNM
オーストラリア	369	397	422	452	492	515	550	AUS
ブラジル	4,609	5,233	4,858	4,584	4,402	4,087	3,314	BRA
対全人口比率, %								% of total population
日本	23.6	14.8	13.4	13.0	12.4	11.1	11.6	JPN
アメリカ	22.7	21.7	20.2	19.2	18.4	17.5	16.6	USA
カナダ	22.8	19.2	16.5	16.0	15.8	14.9	14.3	CAN
イギリス	21.0	19.0	17.5	17.6	17.7	16.6	15.6	UK
ドイツ	18.6	15.7	13.6	13.2	14.0	14.3	13.6	DEU
フランス	22.4	18.9	18.5	18.4	17.7	16.2	15.7	FRA
イタリア	22.0	14.3	14.1	13.7	13.0	11.2	11.6	ITA
スウェーデン	19.6	18.4	16.5	17.3	17.6	17.1	16.1	SWE
ロシア	21.6	18.2	14.9	16.9	18.4	17.4	17.1	RUS
中国	35.9	24.8	18.7	18.1	17.7	15.8	14.1	CHN
韓国	33.9	20.6	16.1	13.8	12.5	10.5	9.9	KOR
タイ	39.4	24.0	19.2	18.0	16.6	14.2	12.3	THA
インドネシア	41.1	30.7	28.8	27.5	25.9	23.1	19.4	IDN
フィリピン	43.1	38.5	34.0	32.3	30.0	26.0	21.4	PHL
インド	39.2	34.7	30.8	28.4	26.2	23.0	18.5	IND
ベトナム	40.8	31.6	23.6	23.0	23.2	21.2	17.2	VNM
オーストラリア	25.3	20.9	19.0	18.9	19.3	18.3	16.8	AUS
ブラジル	38.2	29.9	24.8	22.4	20.7	18.3	14.5	BRA

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

	1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050	
万人								ten thousands
日本	7,953	8,701	8,246	7,806	7,482	7,004	5,366	JPN
アメリカ	15,093	18,583	20,646	21,221	21,514	21,767	23,176	USA
カナダ	1,656	2,088	2,368	2,448	2,496	2,541	2,768	CAN
イギリス	3,599	3,834	4,184	4,246	4,322	4,364	4,374	UK
ドイツ	5,149	5,522	5,325	5,362	5,392	4,948	4,520	DEU
フランス	3,429	3,838	4,066	4,046	4,020	3,980	3,813	FRA
イタリア	3,644	3,821	3,885	3,897	3,852	3,597	2,848	ITA
スウェーデン	533	571	613	616	627	646	676	SWE
ロシア	9,408	10,148	10,326	10,087	9,650	9,037	8,156	RUS
中国	59,395	88,273	100,287	102,157	101,213	98,650	83,838	CHN
韓国	2,359	3,421	3,627	3,728	3,674	3,314	2,437	KOR
タイ	2,692	4,374	4,833	4,908	4,920	4,654	3,827	THA
インドネシア	8,160	13,666	16,012	17,354	18,545	20,253	21,414	IDN
フィリピン	2,541	4,544	5,814	6,445	7,062	8,207	9,649	PHL
インド	39,940	64,355	79,128	86,397	92,827	102,914	111,121	IND
ベトナム	2,921	4,955	6,147	6,516	6,711	6,965	6,836	VNM
オーストラリア	949	1,269	1,497	1,586	1,645	1,758	1,984	AUS
ブラジル	6,998	11,329	13,378	14,224	14,815	15,257	14,381	BRA
対全人口比率, %								% of total population
日本	67.5	68.2	64.1	61.0	59.2	58.0	50.7	JPN
アメリカ	65.8	66.0	66.8	66.1	65.0	62.3	61.1	USA
カナダ	67.8	68.3	69.4	68.0	66.1	62.2	60.6	CAN
イギリス	64.0	65.1	65.9	64.5	63.7	61.9	59.0	UK
ドイツ	65.8	67.8	65.9	65.6	64.4	59.5	56.4	DEU
フランス	63.7	65.0	64.7	62.8	61.6	59.7	56.4	FRA
イタリア	64.7	67.4	65.5	64.3	63.7	60.9	52.4	ITA
スウェーデン	64.1	64.3	65.3	63.1	62.0	60.8	59.3	SWE
ロシア	68.2	69.3	72.0	69.6	66.1	63.0	60.0	RUS
中国	59.4	68.4	73.3	72.6	70.3	67.4	59.8	CHN
韓国	62.0	72.2	73.2	73.4	71.7	64.8	52.0	KOR
タイ	56.8	69.5	71.9	71.4	70.5	66.2	58.0	THA
インドネシア	55.3	64.6	66.2	67.2	67.8	67.7	64.7	IDN
フィリピン	53.7	58.3	61.9	63.1	64.4	66.3	66.8	PHL
インド	57.1	60.9	64.1	65.9	67.3	68.4	67.8	IND
ベトナム	53.8	62.0	69.9	70.3	68.9	66.9	62.4	VNM
オーストラリア	65.1	66.8	67.6	66.3	64.5	62.4	60.5	AUS
ブラジル	58.0	64.8	68.4	69.6	69.7	68.2	62.8	BRA

出典：UN（2019.6）*World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

	1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050	
万人								ten thousands
日本	1,050	2,166	2,892	3,330	3,592	3,728	3,988	JPN
アメリカ	2,652	3,475	4,012	4,699	5,505	7,084	8,481	USA
カナダ	230	384	483	578	683	932	1,144	CAN
イギリス	840	936	1,052	1,184	1,266	1,517	1,878	UK
ドイツ	1,225	1,342	1,661	1,735	1,817	2,177	2,404	DEU
フランス	750	948	1,060	1,217	1,355	1,609	1,881	FRA
イタリア	753	1,037	1,212	1,330	1,409	1,646	1,958	ITA
スウェーデン	136	154	171	191	205	235	280	SWE
ロシア	1,420	1,822	1,880	1,965	2,263	2,810	3,105	RUS
中国	4,675	8,791	11,052	13,128	17,226	24,699	36,564	CHN
韓国	157	340	530	654	810	1,266	1,783	KOR
タイ	178	411	598	729	904	1,380	1,955	THA
インドネシア	526	994	1,200	1,391	1,713	2,744	5,249	IDN
フィリピン	152	255	389	470	604	941	1,704	PHL
インド	2,523	4,613	6,272	7,356	9,072	12,888	22,543	IND
ベトナム	290	513	571	617	766	1,245	2,241	VNM
オーストラリア	140	234	296	356	413	545	747	AUS
ブラジル	462	918	1,335	1,638	2,039	3,041	5,203	BRA
対全人口比率, %								% of total population
日本	8.9	17.0	22.5	26.0	28.4	30.9	37.7	JPN
アメリカ	11.6	12.3	13.0	14.6	16.6	20.3	22.4	USA
カナダ	9.4	12.6	14.2	16.1	18.1	22.8	25.0	CAN
イギリス	14.9	15.9	16.6	18.0	18.7	21.5	25.3	UK
ドイツ	15.7	16.5	20.6	21.2	21.7	26.2	30.0	DEU
フランス	13.9	16.1	16.9	18.9	20.8	24.1	27.8	FRA
イタリア	13.4	18.3	20.4	21.9	23.3	27.9	36.0	ITA
スウェーデン	16.3	17.3	18.2	19.6	20.3	22.2	24.6	SWE
ロシア	10.3	12.4	13.1	13.6	15.5	19.6	22.9	RUS
中国	4.7	6.8	8.1	9.3	12.0	16.9	26.1	CHN
韓国	4.1	7.2	10.7	12.9	15.8	24.7	38.1	KOR
タイ	3.7	6.5	8.9	10.6	13.0	19.6	29.6	THA
インドネシア	3.6	4.7	5.0	5.4	6.3	9.2	15.9	IDN
フィリピン	3.2	3.3	4.1	4.6	5.5	7.6	11.8	PHL
インド	3.6	4.4	5.1	5.6	6.6	8.6	13.8	IND
ベトナム	5.3	6.4	6.5	6.7	7.9	11.9	20.4	VNM
オーストラリア	9.6	12.3	13.4	14.9	16.2	19.3	22.8	AUS
ブラジル	3.8	5.2	6.8	8.0	9.6	13.6	22.7	BRA

出典：UN（2019.6）World Population Prospects: The 2019 Revision

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-6表 性別・年齢階級別人口 (2018年)

Table 2-6: Population by sex and age group (2018)

年齢階級	計 total	0-4歳	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	Age group
千人								thousands
男								Male
日本	62,126	2,593	2,821	2,877	2,982	3,100	3,251	JPN
アメリカ	161,847	9,974	10,523	10,782	10,844	11,555	11,999	USA
カナダ	18,392	1,001	1,017	993	1,043	1,255	1,339	CAN
イギリス	33,144	2,037	2,098	1,937	1,893	2,117	2,291	UK
ドイツ	41,013	1,985	1,888	1,966	2,174	2,355	2,567	DEU
フランス	31,466	1,909	2,023	2,036	1,966	1,868	1,867	FRA
イタリア	29,479	1,258	1,425	1,478	1,483	1,542	1,635	ITA
スウェーデン	4,991	304	306	291	264	310	372	SWE
ロシア	67,531	4,881	4,576	3,934	3,409	3,685	5,372	RUS
中国	732,678	45,619	46,221	44,719	44,683	47,510	58,728	CHN
韓国	25,628	1,058	1,169	1,193	1,434	1,802	1,818	KOR
タイ	33,833	1,899	2,038	2,166	2,337	2,480	2,348	THA
インドネシア	134,788	12,434	12,109	11,871	11,986	11,313	10,288	IDN
フィリピン	53,601	5,674	5,759	5,508	5,355	5,098	4,595	PHL
インド	703,056	60,997	64,118	67,072	66,339	64,079	61,191	IND
ベトナム	47,681	4,134	3,942	3,578	3,342	3,878	4,477	VNM
オーストラリア	12,399	835	828	789	762	833	915	AUS
ブラジル	102,996	7,497	7,470	7,857	8,509	8,703	8,561	BRA
女								Female
日本	65,076	2,458	2,674	2,728	2,830	2,946	3,096	JPN
アメリカ	165,249	9,538	10,061	10,320	10,420	11,110	11,531	USA
カナダ	18,682	953	972	947	991	1,198	1,307	CAN
イギリス	33,997	1,940	2,004	1,853	1,817	2,041	2,240	UK
ドイツ	42,111	1,884	1,773	1,827	2,006	2,166	2,373	DEU
フランス	33,525	1,825	1,934	1,943	1,887	1,833	1,898	FRA
イタリア	31,148	1,184	1,344	1,392	1,380	1,432	1,563	ITA
スウェーデン	4,980	288	290	276	250	293	357	SWE
ロシア	78,203	4,616	4,346	3,754	3,261	3,529	5,219	RUS
中国	694,970	40,293	39,944	38,426	39,030	42,212	53,895	CHN
韓国	25,543	1,002	1,105	1,111	1,318	1,610	1,588	KOR
タイ	35,595	1,794	1,922	2,046	2,227	2,404	2,328	THA
インドネシア	132,882	11,916	11,541	11,199	11,314	10,789	10,112	IDN
フィリピン	53,050	5,361	5,502	5,218	5,010	4,875	4,482	PHL
インド	649,587	55,382	58,134	60,231	58,968	56,991	54,844	IND
ベトナム	47,865	3,697	3,525	3,265	3,139	3,693	4,314	VNM
オーストラリア	12,499	792	785	749	729	795	885	AUS
ブラジル	106,473	7,157	7,153	7,554	8,224	8,488	8,459	BRA

出典：UN (2019.6) *World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

年齢階級	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	Age group
千人	thousands							
男	Male							
日本	3,646	4,042	4,686	4,932	4,175	3,865	3,889	JPN
アメリカ	11,321	10,498	9,994	10,117	10,641	10,770	9,742	USA
カナダ	1,288	1,273	1,192	1,183	1,290	1,383	1,205	CAN
イギリス	2,321	2,211	2,114	2,190	2,310	2,149	1,818	UK
ドイツ	2,783	2,642	2,479	2,887	3,502	3,277	2,703	DEU
フランス	1,964	1,956	2,018	2,190	2,143	2,041	1,885	FRA
イタリア	1,723	1,906	2,228	2,448	2,400	2,156	1,816	ITA
スウェーデン	334	310	315	341	337	302	275	SWE
ロシア	6,395	5,638	5,013	4,390	4,267	4,820	4,127	RUS
中国	62,641	48,264	53,781	63,910	58,901	45,297	39,115	CHN
韓国	1,808	2,009	2,088	2,213	2,161	2,050	1,673	KOR
タイ	2,257	2,469	2,663	2,728	2,624	2,327	1,888	THA
インドネシア	10,221	10,494	9,677	8,853	7,562	6,153	4,732	IDN
フィリピン	3,960	3,525	3,168	2,788	2,419	1,958	1,497	PHL
インド	57,578	51,558	44,554	39,030	33,842	28,854	23,644	IND
ベトナム	4,177	3,774	3,442	3,168	2,815	2,412	1,830	VNM
オーストラリア	929	867	808	813	771	753	666	AUS
ブラジル	8,682	8,378	7,341	6,540	6,043	5,223	4,141	BRA
女	Female							
日本	3,478	3,881	4,523	4,787	4,109	3,821	3,933	JPN
アメリカ	11,041	10,455	10,080	10,136	10,567	11,002	10,369	USA
カナダ	1,292	1,286	1,205	1,181	1,280	1,380	1,229	CAN
イギリス	2,327	2,234	2,131	2,242	2,383	2,213	1,878	UK
ドイツ	2,626	2,566	2,444	2,842	3,461	3,286	2,823	DEU
フランス	2,033	2,022	2,062	2,234	2,218	2,161	2,054	FRA
イタリア	1,694	1,898	2,241	2,490	2,480	2,275	1,963	ITA
スウェーデン	321	297	305	331	326	297	276	SWE
ロシア	6,356	5,797	5,350	4,808	4,979	6,024	5,803	RUS
中国	59,083	45,892	51,258	61,725	57,570	44,090	38,930	CHN
韓国	1,640	1,874	1,989	2,150	2,137	2,054	1,739	KOR
タイ	2,263	2,535	2,839	2,975	2,880	2,581	2,151	THA
インドネシア	10,313	10,454	9,519	8,684	7,543	6,230	4,687	IDN
フィリピン	3,891	3,482	3,122	2,781	2,457	2,053	1,647	PHL
インド	52,271	47,438	41,786	37,005	32,293	27,790	23,061	IND
ベトナム	4,066	3,722	3,425	3,165	2,879	2,612	2,124	VNM
オーストラリア	928	868	818	829	787	772	695	AUS
ブラジル	8,711	8,535	7,603	6,913	6,530	5,781	4,727	BRA

第2-6表 性別・年齢階級別人口（2018年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group (2018) (cont.)

年齢階級	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	90+	65+	Age group
千人								thousands
男								Male
日本	4,392	4,108	2,935	2,084	1,192	555	15,266	JPN
アメリカ	8,074	6,032	3,964	2,620	1,499	899	23,088	USA
カナダ	1,002	786	507	333	198	103	2,929	CAN
イギリス	1,694	1,537	1,055	735	425	212	5,657	UK
ドイツ	2,164	1,822	1,739	1,272	550	258	7,805	DEU
フランス	1,809	1,445	909	734	459	244	-163	FRA
イタリア	1,696	1,499	1,172	914	470	232	5,982	ITA
スウェーデン	275	267	184	108	61	34	929	SWE
ロシア	2,971	1,605	1,077	934	306	133	7,025	RUS
中国	32,970	18,539	11,555	6,656	2,690	879	73,290	CHN
韓国	1,147	859	614	352	133	47	3,152	KOR
タイ	1,341	923	644	408	200	95	3,610	THA
インドネシア	3,131	1,905	1,199	583	206	71	7,096	IDN
フィリピン	1,030	628	354	194	70	20	2,295	PHL
インド	17,259	10,526	6,681	3,644	1,518	571	40,200	IND
ベトナム	1,107	575	418	310	190	109	2,711	VNM
オーストラリア	590	487	332	224	130	69	1,831	AUS
ブラジル	3,126	2,123	1,381	846	386	189	8,052	BRA
女								Female
日本	4,639	4,639	3,665	3,018	2,215	1,637	19,813	JPN
アメリカ	8,963	7,061	4,910	3,444	2,370	1,870	28,618	USA
カナダ	1,053	846	595	434	305	227	3,460	CAN
イギリス	1,788	1,672	1,222	936	630	446	6,694	UK
ドイツ	2,364	2,060	2,164	1,793	967	686	10,035	DEU
フランス	2,029	1,676	1,155	1,089	837	635	7,421	FRA
イタリア	1,868	1,714	1,468	1,306	857	598	7,812	ITA
スウェーデン	282	279	202	140	98	74	1,075	SWE
ロシア	4,697	2,952	2,597	2,455	1,041	620	14,362	RUS
中国	34,002	20,141	13,330	8,872	4,389	1,889	82,622	CHN
韓国	1,244	1,013	859	618	329	164	4,227	KOR
タイ	1,589	1,152	848	587	315	161	4,652	THA
インドネシア	3,225	2,334	1,596	922	363	141	8,582	IDN
フィリピン	1,225	840	547	339	148	69	3,169	PHL
インド	17,393	11,410	7,612	4,393	1,842	742	43,393	IND
ベトナム	1,416	871	692	581	402	278	4,240	VNM
オーストラリア	613	510	360	266	186	133	2,067	AUS
ブラジル	3,714	2,669	1,880	1,279	688	409	10,639	BRA

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

年	1980 - 1985	1990 - 1995	2000 - 2005	2015 - 2020	2020 - 2025	2025 - 2030	2045 - 2050	
千人当たり出生率, %								
crude birth rates per 1,000 population, %								
日本	12.8	9.8	8.9	7.5	7.0	6.9	7.3	JPN
アメリカ	15.3	15.5	14.0	12.0	12.0	12.0	10.9	USA
カナダ	14.6	13.7	10.5	10.5	10.1	9.7	9.5	CAN
イギリス	12.8	13.2	11.4	11.5	11.3	10.8	10.4	UK
ドイツ	10.7	9.9	8.8	9.4	9.4	9.1	8.9	DEU
フランス	14.2	12.8	12.9	11.2	10.9	10.7	10.3	FRA
イタリア	10.9	9.7	9.5	7.6	7.0	7.0	7.3	ITA
スウェーデン	11.3	13.5	10.8	11.9	11.7	11.1	10.9	SWE
ロシア	16.7	10.9	9.8	12.8	11.3	10.2	11.7	RUS
中国	21.2	17.4	13.1	11.9	10.6	9.8	9.2	CHN
韓国	20.1	16.0	10.5	7.4	6.8	6.6	6.3	KOR
タイ	24.2	18.2	13.6	10.5	9.5	8.9	7.8	THA
インドネシア	31.8	24.4	22.0	18.2	16.8	15.8	12.9	IDN
フィリピン	35.7	31.9	28.8	20.6	19.6	18.6	14.4	PHL
インド	35.5	30.0	25.2	18.0	16.9	16.0	12.1	IND
ベトナム	31.3	26.6	16.8	16.9	15.1	13.8	11.9	VNM
オーストラリア	15.6	14.8	12.8	12.9	12.1	11.4	10.9	AUS
ブラジル	30.9	23.4	18.7	14.1	12.8	11.7	9.3	BRA
千人当たり死亡率, %								
crude death rates per 1,000 population, %								
日本	6.1	6.9	7.9	10.4	11.5	12.6	14.7	JPN
アメリカ	8.8	8.8	8.5	8.7	9.2	9.4	10.6	USA
カナダ	7.0	7.1	7.2	7.7	7.9	8.3	10.5	CAN
イギリス	11.7	11.2	10.2	9.4	9.5	9.6	10.7	UK
ドイツ	12.2	11.2	10.3	11.2	11.7	11.8	13.4	DEU
フランス	10.1	9.2	8.9	9.3	9.5	9.7	11.5	FRA
イタリア	9.8	9.7	9.8	10.5	10.9	11.4	14.0	ITA
スウェーデン	11.0	11.0	10.5	9.2	9.1	9.3	10.1	SWE
ロシア	11.3	13.3	16.0	12.7	13.1	13.3	14.6	RUS
中国	6.6	6.7	6.6	7.1	7.8	8.7	12.8	CHN
韓国	6.6	5.6	5.3	5.9	6.9	8.0	13.8	KOR
タイ	6.8	6.1	7.0	7.6	8.3	9.1	13.2	THA
インドネシア	9.9	8.0	7.5	6.4	6.8	7.2	9.4	IDN
フィリピン	7.3	5.8	5.5	5.8	6.2	6.5	8.2	PHL
インド	12.7	10.2	8.4	7.2	7.4	7.7	9.6	IND
ベトナム	7.2	6.1	5.7	6.3	6.6	7.0	9.8	VNM
オーストラリア	7.3	7.0	6.7	6.6	6.7	7.0	8.5	AUS
ブラジル	8.1	6.7	5.9	6.4	6.8	7.3	9.9	BRA

出典：UN (2019.6) *World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

歳	2000-2005年		2010-2015		2015-2020		2020-2025		years old
	男	女	男	女	男	女	男	女	
日本	78.3	85.2	80.1	86.5	81.3	87.5	81.9	88.1	JPN
アメリカ	74.5	79.7	76.5	81.3	76.3	81.3	76.6	81.7	USA
カナダ	77.2	82.1	79.7	83.9	80.2	84.3	81.2	84.7	CAN
イギリス	76.1	80.6	78.9	82.7	79.4	82.9	80.2	83.3	UK
ドイツ	75.6	81.5	77.9	82.9	78.7	83.6	79.6	84.1	DEU
フランス	75.9	83.2	78.7	85.0	79.4	85.4	80.3	85.8	FRA
イタリア	77.3	83.1	79.9	84.7	81.0	85.4	81.9	86.0	ITA
スウェーデン	77.9	82.3	80.0	83.8	80.8	84.4	81.7	85.0	SWE
ロシア	58.6	72.0	64.6	76.0	66.8	77.5	67.6	78.2	RUS
中国	70.6	74.1	73.1	77.5	74.5	79.0	75.4	79.7	CHN
香港	78.5	84.5	80.5	86.4	81.8	87.5	82.4	88.2	HKG
韓国	73.6	80.6	77.9	84.4	79.6	85.7	80.5	86.4	KOR
シンガポール	76.7	81.8	80.1	84.5	81.3	85.5	82.1	86.2	SGP
マレーシア	71.0	75.4	73.0	77.2	74.0	78.1	74.7	78.8	MYS
タイ	67.7	74.9	71.6	78.9	73.1	80.6	74.2	81.3	THA
インドネシア	64.8	68.0	67.9	72.2	69.3	73.6	70.1	74.6	IDN
フィリピン	65.5	72.4	66.2	74.6	67.1	75.3	67.7	75.9	PHL
インド	62.7	64.3	66.7	69.0	68.1	70.5	69.2	71.8	IND
ベトナム	68.9	78.1	70.8	79.1	71.2	79.4	71.7	79.9	VNM
オーストラリア	77.8	82.8	80.3	84.5	81.2	85.2	82.1	85.8	AUS
ニュージーランド	76.8	81.3	79.5	83.1	80.3	83.8	81.2	84.4	NZL
ブラジル	67.2	74.9	70.7	78.0	71.9	79.3	73.0	80.1	BRA
	Male	Female	M	F	M	F	M	F	

出典：UN（2019.6）*World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による推計。2020～2025年は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考：完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference: Average life expectancy in Japan

年	1995年	2000	2005	2010	2015	2016	2017	2018	years
男	c 76.38	c 77.72	c 78.56	c 79.55	c 80.75	80.98	81.09	81.25	M
女	c 82.85	c 84.60	c 85.52	c 86.30	c 86.99	87.14	87.26	87.32	F

c) By complete life table.

出典：厚生労働省（2019.7）「2018年簡易生命表」

注：無印は簡易生命表，cは完全生命表による。完全生命表は、国勢調査による日本人人口（確定数）や人口動態統計（確定数）をもとに5年ごとに作成しており，簡易生命表は，推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計（概数）をもとに毎年作成している。平均寿命は，推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに，0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標（生命関数）によって表したものの。

第2-9-1表 合計特殊出生率（国連推計）

Table 2-9-1: Total fertility rates (United Nations estimates)

年	1980 - 1985	1990 - 1995	2000 - 2005	2015 - 2020	2020 - 2025	2025 - 2030	2045 - 2050	
日本	1.76	1.48	1.30	1.37	1.37	1.40	1.55	JPN
アメリカ	1.80	2.03	2.04	1.78	1.78	1.79	1.81	USA
カナダ	1.63	1.69	1.52	1.53	1.48	1.48	1.57	CAN
イギリス	1.78	1.78	1.66	1.75	1.75	1.76	1.77	UK
ドイツ	1.46	1.30	1.35	1.59	1.61	1.63	1.69	DEU
フランス	1.86	1.71	1.88	1.85	1.85	1.84	1.83	FRA
イタリア	1.52	1.27	1.31	1.33	1.30	1.33	1.49	ITA
スウェーデン	1.64	2.01	1.67	1.85	1.84	1.84	1.83	SWE
ロシア	2.04	1.55	1.30	1.82	1.82	1.83	1.83	RUS
中国	2.52	1.83	1.61	1.69	1.70	1.72	1.75	CHN
香港	1.72	1.26	0.95	1.33	1.41	1.48	1.65	HKG
韓国	2.23	1.68	1.21	1.11	1.08	1.09	1.39	KOR
シンガポール	1.69	1.73	1.35	1.21	1.24	1.27	1.37	SGP
マレーシア	3.97	3.44	2.45	2.01	1.92	1.85	1.71	MYS
タイ	2.95	1.99	1.60	1.53	1.46	1.42	1.51	THA
インドネシア	4.11	2.90	2.53	2.32	2.22	2.14	1.91	IDN
フィリピン	4.92	4.14	3.70	2.58	2.45	2.34	2.01	PHL
インド	4.68	3.83	3.14	2.24	2.14	2.05	1.82	IND
ベトナム	4.60	3.23	1.92	2.06	2.02	1.99	1.92	VNM
オーストラリア	1.91	1.86	1.77	1.83	1.78	1.76	1.72	AUS
ニュージーランド	1.97	2.07	1.95	1.90	1.85	1.81	1.74	NZL
ブラジル	3.80	2.72	2.13	1.74	1.67	1.61	1.57	BRA

出典：UN（2019.6）*World Population Prospects: The 2019 Revision*

注：国連による中位推計値。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性（15～49歳）の年齢別出生率の総和によって求められる。

第2-9-2表 合計特殊出生率（各国公表値）

Table 2-9-2: Total fertility rates (official national figures)

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
日本	1.26	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	JPN
アメリカ	2.06	1.93	1.88	1.86	1.86	1.84	1.82	1.77	USA
カナダ	1.54	1.63	1.61	1.59	1.58	1.56	1.54	1.50	CAN
イギリス	1.76	1.92	1.92	1.83	1.81	1.80	1.79	1.74	UK
ドイツ	1.34	1.39	1.41	1.42	1.47	1.50	1.60	1.57	DEU
フランス	1.94	2.03	2.01	1.99	2.00	1.96	1.93	1.90	FRA
イタリア	1.34	1.46	1.43	1.39	1.37	1.35	1.34	1.32	ITA
オランダ	1.71	1.79	1.72	1.68	1.71	1.66	1.66	1.62	NLD
ベルギー	1.76	1.86	1.80	1.76	1.74	1.70	1.68	1.65	BEL
デンマーク	1.80	1.87	1.73	1.67	1.69	1.71	1.79	1.75	DNK
スウェーデン	1.77	1.98	1.91	1.89	1.88	1.85	1.85	1.78	SWE
香港	0.96	1.13	1.29	1.13	1.24	1.20	1.21	1.13	HKG
韓国	1.09	1.23	1.30	1.19	1.21	1.24	1.17	1.05	KOR
シンガポール	1.26	1.15	1.29	1.19	1.25	1.24	1.20	1.16	SGP
オーストラリア	1.85	1.95	1.93	1.88	1.80	1.80	1.79	1.74	AUS

出典：日本：厚生労働省（2018.12）「2018年人口動態統計の年間推計」
 アメリカ：全国保健統計センター（2018.11）*National Vital Statistics Reports, vol.66-no.1, vol.67-no.8*
 カナダ：統計局 (<https://www.statcan.gc.ca/>) 2019年7月現在
 欧州：Eurostat Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2019年7月現在
 香港：統計局 (<https://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>) 2019年7月現在
 韓国：統計情報サービス(KOSIS) (<https://kosis.kr/>) 2019年7月現在
 シンガポール：統計局(DOS)（2019.8）*Yearbook of Statistics Singapore 2018*
 オーストラリア：統計局(ABS) ABS.Stat (<http://stat.data.abs.gov.au/>) 2019年7月現在

第2-10-1表 労働力人口

Table 2-10-1: Labour force

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2018	
千人								thousands
日本	66,510	66,320	66,090	66,250	66,730	67,200	68,300	JPN
アメリカ 1)	149,321	153,886	155,923	157,131	159,191	160,322	162,076	USA
カナダ	17,292	18,450	19,125	19,278	19,440	19,663	19,813	CAN
イギリス 1)	30,133	31,560	32,503	32,890	33,107	33,399	33,562	UK
ドイツ	41,040	41,783	41,944	42,161	43,041	43,285	43,382	DEU
フランス	27,305	28,236	28,670	28,726	28,812	28,928	29,088	FRA
イタリア 2)	24,284	24,583	25,515	25,498	25,770	25,930	25,970	ITA
オランダ	8,307	8,713	8,896	8,933	8,966	9,042	9,148	NLD
スウェーデン 3)	4,707	4,948	5,184	5,223	5,277	5,380	5,457	SWE
ロシア 4)	73,581	75,478	75,428	76,588	76,636	76,109	76,011	RUS
香港 5)	3,528	3,627	3,851	3,891	3,911	3,931	3,982	HKG
韓国	23,718	24,956	26,836	27,153	27,418	27,748	27,895	KOR
シンガポール 6)	1,745	2,047	2,185	2,232	2,258	2,270	2,293	SGP
タイ 7)	35,280	38,149	38,454	38,279	38,312	38,216	38,145	THA
インドネシア 8)	105,802	115,998	125,317	128,302	127,672	131,544	133,939	IDN
フィリピン 9)	35,494	38,893	41,379	41,342	43,361	42,775	—	PHL
オーストラリア	10,404	11,628	12,287	12,524	12,698	12,977	13,288	AUS
ニュージーランド	2,165	2,308	2,446	2,501	2,598	2,695	2,754	NZL
ブラジル	94,578	—	98,472	100,731	102,368	103,886	104,756	BRA

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

OECD諸国及びロシア、ブラジル：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年6月現在

香港：統計局（2019.5）「綜合住戶統計調查」

シンガポール：人材開発省（2019.1）*Labour Force in Singapore 2018*

〃（2005年のみ）：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年6月現在

タイ：統計局(NSO) *The Labor Force Survey (Quarter 1)* 各年版

インドネシア：中央統計庁(BPS) (<https://www.bps.go.id/>) 2019年6月現在

フィリピン：統計局(PSA)（2018.11）*Gender Statistics on Labor and Employment* 各年版

注：各国の労働力人口の定義、調査対象については第2-11表（p.79～88）の注に準ずる。

- 1) 16歳以上。
- 2) 2010年以降は16歳以上。
- 3) 2005年は16～74歳迄、2010年以降は15～74歳迄が対象。
- 4) 15～72歳が対象。
- 5) 各年第2四半期の数値。
- 6) 各年6月の数値。
- 7) 各年第1四半期の数値。
- 8) 各年2月の数値。
- 9) 2005年は10月の数値。

第2-10-2表 労働力人口（65歳以上）

Table 2-10-2: Labour force, 65 years old or over

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2018	
千人								thousands
日本	5,040	5,850	6,980	7,460	7,860	8,220	8,750	JPN
アメリカ	5,278	6,717	8,358	8,802	9,272	9,576	10,033	USA
カナダ	319	511	712	740	783	841	859	CAN
イギリス	590	845	1,129	1,177	1,203	1,208	1,254	UK
ドイツ	521	670	972	1,044	1,110	1,191	1,288	DEU
フランス	111	154	267	305	342	371	377	FRA
イタリア	351	380	476	501	527	590	643	ITA
オランダ	82	130	219	214	212	238	265	NLD
スウェーデン 1)	77	124	182	184	180	195	198	SWE
ロシア 2)	1,264	840	855	928	969	1,022	1,136	RUS
香港 3)	44	51	85	90	104	124	148	HKG
韓国	1,295	1,590	1,995	2,034	2,116	2,228	2,381	KOR
シンガポール 4)	32	62	119	120	132	147	151	SGP
タイ 5)	2,331	2,999	3,628	3,682	3,887	3,987	4,165	THA
インドネシア 6)	8,388	8,946	10,099	10,824	11,169	12,209	12,473	IDN
フィリピン 7)	1,484	1,525	1,546	1,565	1,857	1,704	—	PHL
オーストラリア	193	322	426	436	464	493	547	AUS
ニュージーランド	55	91	132	141	155	167	172	NZL
ブラジル	2,960	—	2,605	2,791	2,823	3,104	3,429	BRA

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

OECD諸国及びロシア、ブラジル：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年6月現在

香港：統計局（2019.5）「綜合住戶統計調査」

シンガポール：人材開発省（2019.1）*Labour Force in Singapore 2018*

〃（2005年のみ）：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年6月現在

タイ：統計局(NSO) *The Labor Force Survey (Quarter 1)* 各年版

インドネシア：中央統計庁(BPS) (<https://www.bps.go.id/>) 2019年6月現在

フィリピン：統計局(PSA)（2018.11）*Gender Statistics on Labor and Employment* 各年版

注：各国の労働力人口の定義、調査対象については第2-11表（p.88）の注に準ずる。

- 1) 65～74歳迄が対象。
- 2) 65～72歳迄が対象。
- 3) 各年第2四半期の数値。
- 4) 各年6月の数値。
- 5) 60歳以上が対象。各年第1四半期の数値。
- 6) 60歳以上が対象。各年2月の数値。
- 7) 2005年は10月の数値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2018年）

Table 2-11: Population, labour force and participation rates (2018)

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
日本 1)	JPN								
15-19	5,940	3,050	2,890	1,160	560	590	19.5	18.4	20.4
20-24	6,300	3,250	3,050	4,680	2,400	2,280	74.3	73.8	74.8
25-29	6,230	3,200	3,040	5,560	3,020	2,550	89.2	94.4	83.9
30-34	6,970	3,550	3,420	6,030	3,400	2,630	86.5	95.8	76.9
35-39	7,730	3,920	3,810	6,620	3,770	2,850	85.6	96.2	74.8
40-44	9,160	4,640	4,520	8,070	4,470	3,600	88.1	96.3	79.6
45-49	9,620	4,860	4,760	8,440	4,650	3,790	87.7	95.7	79.6
50-54	8,300	4,170	4,130	7,230	3,970	3,270	87.1	95.2	79.2
55-59	7,630	3,810	3,820	6,360	3,560	2,800	83.4	93.4	73.3
60-64	7,630	3,760	3,870	5,390	3,140	2,250	70.6	83.5	58.1
65-69	9,460	4,580	4,890	4,500	2,690	1,810	47.6	58.7	37.0
70-74	8,150	3,830	4,320	2,490	1,490	1,000	30.6	38.9	23.1
75+	17,880	7,010	10,860	1,760	1,040	710	9.8	14.8	6.5
65+	35,490	15,420	20,070	8,750	5,220	3,530	24.7	33.9	17.6
計(15+)	111,010	53,620	57,390	68,300	38,170	30,140	61.5	71.2	52.5
アメリカ 2)	USA								
16-19	16,765	8,493	8,272	5,886	2,909	2,977	35.1	34.3	36.0
20-24	21,239	10,639	10,600	15,099	7,786	7,313	71.1	73.2	69.0
25-29	22,948	11,472	11,476	18,893	10,068	8,825	82.3	87.8	76.9
30-34	21,633	10,733	10,900	17,881	9,721	8,160	82.7	90.6	74.9
35-39	21,143	10,413	10,730	17,490	9,481	8,009	82.7	91.0	74.6
40-44	19,426	9,519	9,907	16,129	8,641	7,488	83.0	90.8	75.6
45-49	20,503	10,029	10,474	16,872	8,891	7,981	82.3	88.7	76.2
50-54	20,736	10,128	10,608	16,439	8,637	7,802	79.3	85.3	73.5
55-59	21,677	10,519	11,158	15,679	8,299	7,380	72.3	78.9	66.1
60-64	20,436	9,744	10,692	11,675	6,137	5,538	57.1	63.0	51.8
65-69	16,961	7,966	8,995	5,592	2,993	2,599	33.0	37.6	28.9
70-74	13,393	6,199	7,194	2,615	1,478	1,137	19.5	23.8	15.8
75+	20,929	8,824	12,105	1,826	1,054	772	8.7	11.9	6.4
65+	51,283	22,989	28,294	10,033	5,525	4,508	19.6	24.0	15.9
計(16+)	257,789	124,678	133,111	162,076	86,095	75,981	62.9	69.1	57.1
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Labour force			Participation rates		

出典及び注記は本表末尾（p.88）を参照。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2018年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and participation rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
カナダ	CAN								
15-19	1,982	1,019	963	984	496	488	49.6	48.7	50.7
20-24	2,370	1,218	1,152	1,773	921	852	74.8	75.6	73.9
25-29	2,551	1,281	1,270	2,202	1,141	1,062	86.3	89.0	83.6
30-34	2,513	1,246	1,268	2,182	1,150	1,033	86.8	92.3	81.5
35-39	2,471	1,238	1,233	2,161	1,145	1,016	87.5	92.5	82.4
40-44	2,373	1,166	1,207	2,104	1,083	1,021	88.6	92.8	84.6
45-49	2,293	1,144	1,149	2,012	1,037	976	87.8	90.6	84.9
50-54	2,547	1,268	1,279	2,166	1,114	1,052	85.0	87.9	82.3
55-59	2,662	1,325	1,338	2,013	1,056	957	75.6	79.7	71.5
60-64	2,404	1,186	1,217	1,357	740	617	56.5	62.4	50.7
65-69	2,000	975	1,025	530	308	223	26.5	31.5	21.7
70-74	1,651	775	876	226	135	91	13.7	17.5	10.4
75+	2,474	1,089	1,385	102	72	31	4.1	6.6	2.1
65+	6,124	2,839	3,286	859	515	344	14.0	18.1	10.4
計(15+)	30,290	14,930	15,361	19,813	10,396	9,417	65.4	69.6	61.3
イギリス 2)	UK								
15-19	2,877	1,473	1,404	1,237	629	608	43.0	42.7	43.3
20-24	4,116	2,100	2,016	3,010	1,590	1,420	73.1	75.7	70.4
25-29	4,493	2,266	2,227	3,865	2,081	1,784	86.0	91.8	80.1
30-34	4,433	2,206	2,227	3,845	2,071	1,774	86.7	93.9	79.7
35-39	4,339	2,145	2,194	3,747	2,002	1,744	86.3	93.3	79.5
40-44	3,962	1,959	2,003	3,469	1,825	1,643	87.5	93.2	82.0
45-49	4,475	2,202	2,273	3,905	2,022	1,883	87.3	91.8	82.8
50-54	4,641	2,279	2,362	3,906	2,013	1,894	84.2	88.3	80.2
55-59	4,264	2,098	2,166	3,273	1,704	1,569	76.8	81.2	72.4
60-64	3,650	1,785	1,865	2,052	1,118	934	56.2	62.6	50.1
65-69	3,375	1,632	1,742	732	444	289	21.7	27.2	16.6
70-74	3,216	1,539	1,678	351	214	137	10.9	13.9	8.1
75+	5,183	2,260	2,924	171	102	69	3.3	4.5	2.4
65+	11,774	5,430	6,344	1,254	760	494	10.6	14.0	7.8
計(15+)	53,025	25,944	27,081	33,562	17,816	15,746	63.3	68.7	58.1
	thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
	Population			Labour force			Participation rates		

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳			千人			千人			%
ドイツ									DEU
15-19	4,035	2,096	1,939	1,172	662	510	29.1	31.6	26.3
20-24	4,403	2,313	2,090	3,070	1,653	1,417	69.7	71.5	67.8
25-29	5,104	2,656	2,448	4,264	2,313	1,951	83.5	87.1	79.7
30-34	5,282	2,704	2,578	4,571	2,512	2,058	86.5	92.9	79.8
35-39	5,193	2,653	2,540	4,570	2,503	2,067	88.0	94.3	81.4
40-44	4,895	2,459	2,436	4,375	2,312	2,063	89.4	94.0	84.7
45-49	5,722	2,856	2,866	5,147	2,672	2,475	90.0	93.6	86.4
50-54	6,951	3,482	3,469	6,138	3,212	2,927	88.3	92.2	84.4
55-59	6,510	3,257	3,253	5,401	2,848	2,553	83.0	87.4	78.5
60-64	5,430	2,648	2,781	3,386	1,798	1,588	62.4	67.9	57.1
65-69	4,845	2,340	2,505	830	497	333	17.1	21.2	13.3
70-74	3,619	1,693	1,926	279	176	103	7.7	10.4	5.3
75+	8,803	3,697	5,107	179	119	60	2.0	3.2	1.2
65+	17,267	7,729	9,537	1,288	793	496	7.5	10.3	5.2
計(15+)	70,790	34,854	35,936	43,382	23,277	20,105	61.3	66.8	55.9
フランス									FRA
15-19	3,871	1,967	1,904	566	347	219	14.6	17.6	11.5
20-24	3,505	1,756	1,749	2,235	1,199	1,036	63.8	68.3	59.2
25-29	3,659	1,787	1,872	3,151	1,622	1,529	86.1	90.8	81.7
30-34	3,892	1,897	1,995	3,397	1,775	1,622	87.3	93.6	81.3
35-39	4,058	1,978	2,080	3,605	1,861	1,744	88.8	94.1	83.8
40-44	4,003	1,977	2,026	3,593	1,855	1,738	89.8	93.8	85.8
45-49	4,371	2,156	2,215	3,918	2,006	1,913	89.7	93.0	86.4
50-54	4,311	2,114	2,197	3,728	1,923	1,804	86.5	91.0	82.1
55-59	4,146	2,008	2,138	3,214	1,631	1,583	77.5	81.2	74.0
60-64	3,922	1,864	2,059	1,304	622	682	33.3	33.4	33.1
65-69	3,800	1,788	2,012	253	142	111	6.7	8.0	5.5
70-74	3,030	1,400	1,630	90	52	38	3.0	3.7	2.3
75+	5,440	2,201	3,240	34	19	15	0.6	0.9	0.5
65+	12,269	5,388	6,881	377	213	164	3.1	4.0	2.4
計(15+)	52,008	24,892	27,116	29,088	15,054	14,034	55.9	60.5	51.8
	thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
	Population			Labour force			Participation rates		

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2018年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and participation rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
イタリア 2)									ITA
15-19	2,886	1,492	1,394	209	133	76	7.2	8.9	5.5
20-24	2,976	1,546	1,430	1,320	777	542	44.3	50.3	37.9
25-29	3,228	1,646	1,583	2,196	1,233	963	68.0	74.9	60.9
30-34	3,379	1,701	1,678	2,650	1,501	1,149	78.4	88.2	68.5
35-39	3,786	1,895	1,891	3,048	1,724	1,324	80.5	91.0	70.0
40-44	4,526	2,252	2,274	3,677	2,062	1,616	81.2	91.5	71.1
45-49	4,845	2,396	2,449	3,876	2,185	1,690	80.0	91.2	69.0
50-54	4,897	2,408	2,489	3,759	2,164	1,595	76.8	89.9	64.1
55-59	4,299	2,086	2,213	2,968	1,702	1,266	69.1	81.6	57.2
60-64	3,765	1,809	1,956	1,624	969	656	43.1	53.5	33.5
65-69	3,523	1,677	1,845	446	293	153	12.7	17.4	8.3
70-74	3,084	1,439	1,645	126	99	27	4.1	6.9	1.7
75+	6,833	2,738	4,094	72	57	14	1.0	2.1	0.3
65+	13,439	5,855	7,585	643	449	195	4.8	7.7	2.6
計(15+)	52,027	25,086	26,941	25,970	14,899	11,072	49.9	59.4	41.1
オランダ									NLD
15-19	1,036	529	507	653	326	328	63.1	61.6	64.6
20-24	1,065	537	528	793	399	394	74.5	74.3	74.8
25-29	1,107	556	551	963	494	469	87.0	88.8	85.1
30-34	1,050	528	522	934	496	438	88.9	93.9	83.9
35-39	1,012	505	507	893	472	421	88.3	93.6	83.0
40-44	1,019	506	513	880	464	417	86.4	91.6	81.2
45-49	1,236	616	620	1,076	566	510	87.1	91.8	82.3
50-54	1,261	633	629	1,073	573	499	85.0	90.6	79.4
55-59	1,206	601	605	954	523	431	79.1	87.0	71.3
60-64	1,077	535	542	663	386	278	61.6	72.1	51.2
65-69	986	488	498	176	122	54	17.8	25.0	10.8
70-74	881	429	451	65	48	18	7.4	11.1	3.9
75+	1,296	557	739	24	18	5	1.8	3.3	0.7
65+	3,163	1,475	1,688	265	188	77	8.4	12.7	4.6
計(15+)	14,232	7,021	7,211	9,148	4,886	4,262	64.3	69.6	59.1
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Labour force			Participation rates		

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
スウェーデン 3)									SWE
15-19	551	289	262	185	86	99	33.6	29.8	37.8
20-24	603	313	290	438	232	206	72.6	74.1	70.9
25-29	738	379	359	636	336	300	86.2	88.6	83.7
30-34	677	348	329	615	326	289	90.9	93.8	87.7
35-39	635	325	310	591	311	280	93.2	95.7	90.5
40-44	638	325	313	597	312	286	93.6	95.9	91.3
45-49	657	333	324	616	318	298	93.8	95.4	92.1
50-54	687	349	338	634	329	305	92.3	94.4	90.1
55-59	594	300	294	530	276	254	89.3	92.0	86.6
60-64	565	283	283	417	216	200	73.7	76.5	70.9
65-69	555	274	281	136	80	56	24.5	29.3	19.9
70-74	562	275	287	61	39	22	10.9	14.2	7.8
65-74	1,117	549	568	198	120	78	17.7	21.8	13.8
計(15-74)	7,461	3,792	3,669	5,457	2,862	2,595	73.1	75.5	70.7
ロシア 4)									RUS
15-19	6,686	3,415	3,272	512	293	220	7.7	8.6	6.7
20-24	7,830	3,996	3,833	4,420	2,478	1,942	56.4	62.0	50.7
25-29	11,880	6,035	5,845	10,597	5,779	4,817	89.2	95.8	82.4
30-34	12,537	6,270	6,267	11,379	6,056	5,323	90.8	96.6	84.9
35-39	11,194	5,505	5,689	10,359	5,285	5,073	92.5	96.0	89.2
40-44	10,381	5,008	5,373	9,706	4,774	4,932	93.5	95.3	91.8
45-49	9,279	4,439	4,841	8,640	4,188	4,452	93.1	94.4	92.0
50-54	9,835	4,545	5,290	8,709	4,128	4,580	88.5	90.8	86.6
55-59	11,155	4,947	6,208	7,418	4,003	3,415	66.5	80.9	55.0
60-64	9,611	3,964	5,646	3,136	1,608	1,528	32.6	40.6	27.1
65-72	9,949	3,772	6,177	1,136	522	614	11.4	13.8	9.9
計(15-72)	110,338	51,896	58,442	76,011	39,114	36,898	68.9	75.4	63.1
	thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
	Population			Labour force			Participation rates		

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2018年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and participation rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
香港	HKG								
15-19	300	155	145	34	16	18	11.6	10.4	12.9
20-24	431	213	218	248	122	126	59.3	59.3	59.3
25-29	502	230	272	444	212	232	88.5	92.5	85.2
30-34	558	225	333	496	216	280	88.7	96.1	83.7
35-39	600	236	364	510	226	284	85.1	96.1	78.0
40-44	565	229	337	479	222	258	84.8	96.8	76.6
45-49	577	240	336	467	225	242	81.0	93.8	72.0
50-54	597	266	331	473	245	228	78.8	91.7	68.4
55-59	643	309	333	429	253	176	66.9	81.8	53.0
60-64	552	272	280	254	161	93	46.5	60.0	33.5
65+	1,266	590	676	148	106	42	12.3	18.6	6.6
計(15+)	6,590	2,966	3,624	3,982	2,005	1,977	61.2	68.4	55.3
韓国	KOR								
15-19	2,759	1,410	1,349	226	101	124	8.2	7.2	9.2
20-24	2,958	1,334	1,624	1,447	568	878	48.9	42.6	54.1
25-29	3,432	1,821	1,611	2,640	1,408	1,232	76.9	77.3	76.5
30-34	3,330	1,738	1,592	2,629	1,591	1,038	79.0	91.5	65.2
35-39	4,048	2,079	1,969	3,149	1,953	1,195	77.8	94.0	60.7
40-44	3,924	1,995	1,929	3,124	1,888	1,236	79.6	94.7	64.1
45-49	4,514	2,280	2,234	3,710	2,141	1,569	82.2	93.9	70.2
50-54	4,134	2,075	2,060	3,293	1,887	1,407	79.7	90.9	68.3
55-59	4,308	2,145	2,163	3,216	1,880	1,337	74.7	87.7	61.8
60-64	3,390	1,667	1,723	2,082	1,250	832	61.4	75.0	48.3
65-69	2,361	1,134	1,227	1,124	680	444	47.6	59.9	36.2
70-74	1,852	821	1,031	654	362	293	35.3	44.0	28.4
75+	3,174	1,201	1,973	603	295	308	19.0	24.5	15.6
65+	7,386	3,156	4,230	2,381	1,336	1,045	32.2	42.3	24.7
計(15+)	44,182	21,698	22,483	27,895	16,002	11,893	63.1	73.7	52.9
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Labour force			Participation rates		

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳			千人			千人			%
シンガポール 5)									SGP
15-19	227	116	110	38	24	14	15.2	18.4	11.6
20-24	256	130	126	151	77	74	61.3	60.3	62.4
25-29	292	144	148	237	118	119	90.0	90.7	89.4
30-34	281	134	148	241	123	119	91.0	97.8	84.9
35-39	304	144	160	271	138	132	89.0	97.2	81.8
40-44	304	146	158	278	147	131	88.8	97.2	81.0
45-49	308	150	158	271	144	127	86.5	95.4	78.1
50-54	309	154	155	260	146	114	82.0	92.8	71.5
55-59	304	153	152	225	132	93	75.1	88.0	62.1
60-64	272	135	137	171	101	70	62.2	75.7	49.4
65-69	212	104	108	94	58	35	45.3	57.3	33.7
70+	336	146	190	57	35	22	17.0	24.6	11.3
65+	548	250	298	151	94	57	27.8	38.2	19.2
計(15+)	3,403	1,654	1,749	2,293	1,244	1,049	67.7	75.6	60.2
タイ 6)									THA
15-19	4,544	2,305	2,239	823	568	254	18.1	24.7	11.4
20-24	4,948	2,495	2,453	3,134	1,821	1,312	63.3	73.0	53.5
25-29	4,847	2,443	2,404	4,185	2,277	1,907	86.3	93.2	79.3
30-34	4,669	2,337	2,332	4,124	2,230	1,894	88.3	95.4	81.2
35-39	5,007	2,466	2,541	4,437	2,343	2,094	88.6	95.0	82.4
40-49	10,698	5,180	5,518	9,388	4,931	4,457	87.8	95.2	80.8
50-59	9,874	4,695	5,179	7,891	4,264	3,627	79.9	90.8	70.0
60+	11,574	5,198	6,376	4,165	2,415	1,750	36.0	46.5	27.4
計(15+)	56,160	27,118	29,041	38,145	20,850	17,295	67.9	76.9	59.6
		thousands			thousands				%
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
		Population		Labour force			Participation rates		

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2018年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and participation rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
フィリピン									PHL
15-19	10,959	5,658	5,301	2,059	1,406	653	18.8	24.9	12.3
20-24	8,908	4,571	4,337	5,034	3,066	1,968	56.5	67.1	45.4
25-29	8,492	4,359	4,133	5,886	3,787	2,100	69.3	86.9	50.8
30-34	7,534	3,858	3,676	5,505	3,534	1,971	73.1	91.6	53.6
35-39	6,641	3,419	3,221	5,013	3,155	1,858	75.5	92.3	57.7
40-44	5,966	2,969	2,997	4,570	2,749	1,821	76.6	92.6	60.8
45-49	5,427	2,748	2,679	4,205	2,541	1,664	77.5	92.5	62.1
50-54	4,764	2,354	2,410	3,522	2,074	1,448	73.9	88.1	60.1
55-59	3,899	1,923	1,976	2,707	1,594	1,114	69.4	82.9	56.4
60-64	3,265	1,573	1,692	1,832	1,067	765	56.1	67.8	45.2
65+	5,596	2,406	3,190	1,808	1,003	805	32.3	41.7	25.2
計(15+)	71,450	35,838	35,611	42,142	25,977	16,165	59.0	72.5	45.4
インドネシア（2017年）									IDN
15-19	23,135	12,053	11,082	6,905	4,189	2,716	29.8	34.8	24.5
20-24	20,488	10,449	10,040	14,172	8,622	5,550	69.2	82.5	55.3
25-29	19,976	9,909	10,067	14,941	9,362	5,579	74.8	94.5	55.4
30-34	20,579	10,154	10,425	15,705	9,781	5,924	76.3	96.3	56.8
35-39	21,300	10,584	10,716	16,812	10,291	6,521	78.9	97.2	60.9
40-44	18,488	9,241	9,247	14,994	8,989	6,005	81.1	97.3	64.9
45-49	17,097	8,589	8,508	13,867	8,291	5,575	81.1	96.5	65.5
50-54	14,606	7,241	7,365	11,602	6,829	4,774	79.4	94.3	64.8
55-59	12,028	6,015	6,014	8,873	5,321	3,552	73.8	88.5	59.1
60-64	8,892	4,528	4,363	5,767	3,578	2,190	64.9	79.0	50.2
65-69	6,031	2,944	3,087	3,376	2,080	1,296	56.0	70.7	42.0
70-74	4,011	1,832	2,180	1,635	1,021	614	40.8	55.8	28.2
75+	4,701	1,967	2,733	1,155	705	449	24.6	35.9	16.4
65+	14,743	6,743	8,000	6,166	3,807	2,359	41.8	56.5	29.5
計(15+)	191,334	95,507	95,827	129,803	79,059	50,745	67.8	82.8	53.0
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Labour force			Participation rates		

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
オーストラリア									
									AUS
15-19	1,491	765	726	822	409	414	55.1	53.4	57.0
20-24	1,731	883	848	1,364	714	650	78.8	80.9	76.6
25-29	1,866	931	935	1,579	834	745	84.6	89.6	79.7
30-34	1,854	913	940	1,555	847	708	83.9	92.7	75.3
35-39	1,717	853	865	1,453	787	666	84.6	92.3	77.0
40-44	1,590	790	801	1,369	723	647	86.1	91.6	80.8
45-49	1,664	814	850	1,417	731	685	85.1	89.8	80.6
50-54	1,527	747	780	1,256	644	613	82.3	86.2	78.6
55-59	1,527	748	779	1,140	601	539	74.6	80.3	69.2
60-64	1,360	662	698	786	430	356	57.8	65.0	50.9
65-69	1,208	590	618	351	206	145	29.0	34.9	23.4
70+	2,706	1,245	1,462	196	129	68	7.3	10.4	4.6
65+	3,914	1,835	2,079	547	335	212	14.0	18.3	10.2
計(15+)	20,243	9,941	10,302	13,288	7,054	6,234	65.6	71.0	60.5
ニュージーランド									
									NZL
15-19	314	161	153	147	73	73	46.6	45.4	47.9
20-24	357	186	172	285	153	132	79.7	82.2	76.9
25-29	379	193	187	328	177	151	86.4	91.9	80.7
30-34	330	161	169	284	153	131	86.1	94.7	77.8
35-39	297	143	153	258	135	124	87.1	94.1	80.6
40-44	290	139	151	256	131	126	88.3	94.0	83.2
45-49	323	154	169	286	143	143	88.6	92.9	84.8
50-54	312	150	162	274	137	136	87.9	91.6	84.5
55-59	311	150	161	263	135	128	84.5	89.9	79.4
60-64	271	131	140	202	108	94	74.6	82.9	66.8
65-69	236	114	121	105	59	46	44.8	51.8	38.2
70-74	192	93	99	46	30	17	24.0	31.9	16.6
75~	282	129	153	20	13	7	7.2	10.4	4.4
65~	710	336	374	172	102	69	24.2	30.4	18.6
計(15~)	3,893	1,904	1,990	2,754	1,447	1,307	70.7	76.0	65.7
	thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
	Population			Labour force			Participation rates		

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2018年）（続き）

Table 2-11: Population, labour force and participation rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			労働力人口			労働力率			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
歳	千人			千人			%			
ブラジル 7)									BRA	
15-19	16,442	8,444	7,998	6,344	3,660	2,684	38.6	43.3	33.6	
20-24	16,048	8,137	7,912	11,815	6,647	5,168	73.6	81.7	65.3	
25-29	15,006	7,303	7,703	12,177	6,567	5,610	81.1	89.9	72.8	
30-34	16,072	7,822	8,250	13,304	7,256	6,048	82.8	92.8	73.3	
35-39	16,906	8,062	8,844	14,048	7,455	6,593	83.1	92.5	74.5	
40-44	15,187	7,231	7,956	12,368	6,595	5,773	81.4	91.2	72.6	
45-49	13,519	6,370	7,149	10,610	5,680	4,930	78.5	89.2	69.0	
50-54	13,324	6,225	7,099	9,513	5,208	4,305	71.4	83.7	60.6	
55-59	11,676	5,335	6,341	6,923	3,958	2,965	59.3	74.2	46.8	
60-64	10,109	4,636	5,473	4,224	2,672	1,552	41.8	57.6	28.4	
65-69	7,821	3,544	4,277	2,057	1,314	743	26.3	37.1	17.4	
70~	14,051	5,990	8,061	1,372	948	424	9.8	15.8	5.3	
65~	21,872	9,534	12,338	3,429	2,262	1,167	15.7	23.7	9.5	
計(15~)	166,160	79,100	87,061	104,756	57,960	46,796	63.0	73.3	53.8	
		thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F	
	Population			Labour force			Participation rates			

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計・結果原表）」

香港：統計局（2019.2）「香港統計年刊2018」, 同（2019.5）「香港綜合住戶統計調查」

シンガポール：統計局(DOS)（2019.6）Population Trends 2018, 人材開発省（2019.1）Labour Force 2018

タイ：統計局(NSO)（2018.5）The Labor Force Survey, Quarter 1, 2018

フィリピン：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年6月現在

その他の国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年6月現在

注：注記がない限り、15歳以上の人口が対象。

- 1) 日本：国内居住者を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは除く。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。実数の千人単位は非公表のため、全て0とした。
- 2) アメリカ・イギリス・イタリア：16歳以上が対象。
- 3) スウェーデン：市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴集兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。
- 4) ロシア：15歳から72歳までが対象。
- 5) シンガポール：国籍保有者及び永住権保有者が対象。6月の数値。
- 6) タイ：2018年第1四半期の数値。
- 7) ブラジル：10歳以上が対象。

第2-12表 就業率 (15~64歳)

Table 2-12: Employment rates, 15-64 years old

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
男女計									Total
日本	69.3	70.1	71.7	72.7	73.3	74.3	75.3	76.8	JPN
アメリカ 1)	71.5	66.7	67.4	68.1	68.7	69.4	70.1	70.7	USA
カナダ	72.4	71.5	72.4	72.3	72.5	72.6	73.4	73.8	CAN
イギリス 1)	72.7	70.2	71.2	72.3	73.4	73.8	74.7	75.0	UK
ドイツ	65.5	71.2	73.5	73.8	74.0	74.7	75.2	75.9	DEU
フランス	63.8	64.0	64.0	64.2	64.3	64.6	65.2	65.9	FRA
イタリア 2)	57.5	56.8	55.5	55.7	56.3	57.2	58.0	58.5	ITA
オランダ	70.8	74.0	73.6	73.1	74.1	74.8	75.8	77.2	NLD
ベルギー	61.1	62.0	61.8	61.9	61.8	62.3	63.1	64.5	BEL
デンマーク	75.9	73.3	72.5	72.8	73.5	74.9	74.2	75.5	DNK
スウェーデン 3)	74.0	72.1	74.4	74.9	75.5	76.2	76.9	77.5	SWE
フィンランド	68.5	68.3	69.1	68.9	68.7	69.2	70.1	72.2	FIN
ノルウェー 3)	75.2	75.4	75.5	75.3	74.9	74.4	74.1	74.9	NOR
ギリシャ	59.6	59.1	48.8	49.4	50.8	52.0	53.5	54.9	GRC
スペイン 1)	64.5	59.7	55.6	56.8	58.7	60.5	62.1	63.4	ESP
ロシア	66.3	67.3	68.8	69.3	69.3	70.0	70.3	71.0	RUS
韓国	63.7	63.4	64.6	65.6	65.9	66.1	66.6	66.6	KOR
オーストラリア	71.5	72.4	72.0	71.6	72.2	72.4	73.0	73.8	AUS
ニュージーランド	74.2	72.2	72.8	74.2	74.3	75.6	76.9	77.5	NZL
男									Male
日本	80.4	80.0	80.8	81.5	81.8	82.5	82.9	83.9	JPN
アメリカ 1)	77.6	71.1	72.6	73.5	74.2	74.8	75.4	76.1	USA
カナダ	76.6	74.1	75.2	75.2	75.6	75.4	76.3	76.6	CAN
イギリス 1)	78.9	75.2	76.2	77.2	78.5	78.8	79.4	79.6	UK
ドイツ	71.4	76.1	78.0	78.1	78.0	78.4	78.9	79.7	DEU
フランス	69.3	68.3	67.9	67.7	67.5	68.0	68.9	69.4	FRA
イタリア 2)	69.7	67.5	64.7	64.7	65.5	66.5	67.1	67.6	ITA
オランダ	78.2	79.5	78.2	78.1	79.0	79.6	80.4	81.6	NLD
ベルギー	68.3	67.4	66.4	65.8	65.5	66.5	67.5	68.2	BEL
デンマーク	79.8	75.6	75.0	75.8	76.6	77.7	76.9	78.2	DNK
スウェーデン 3)	76.2	74.5	76.3	76.6	77.0	77.5	78.3	79.0	SWE
フィンランド	70.5	69.7	70.3	69.8	69.7	70.8	71.6	73.7	FIN
ノルウェー 3)	78.3	77.4	77.4	77.1	76.6	75.8	75.7	77.0	NOR
ギリシャ	73.4	70.3	57.9	58.0	59.3	61.0	62.7	64.7	GRC
スペイン 1)	76.3	65.7	60.1	61.6	64.0	65.8	67.6	69.0	ESP
ロシア	69.8	71.6	73.6	74.3	74.4	75.2	75.6	76.2	RUS
韓国	75.0	74.0	75.2	76.0	75.9	75.9	76.3	75.9	KOR
オーストラリア	78.5	78.6	77.5	77.1	77.5	77.5	77.9	78.4	AUS
ニュージーランド	81.3	78.2	78.3	79.7	79.6	80.7	81.9	82.1	NZL

第2-12表 就業率（15～64歳）（続き）

Table 2-12: Employment rates, 15-64 years old (cont.)

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	%
女									Female
日本	58.1	60.1	62.4	63.6	64.6	66.0	67.4	69.6	JPN
アメリカ 1)	65.6	62.4	62.3	63.0	63.4	64.0	64.9	65.5	USA
カナダ	68.2	68.8	69.7	69.4	69.4	69.7	70.6	71.0	CAN
イギリス 1)	66.7	65.3	66.2	67.4	68.5	68.9	70.1	70.5	UK
ドイツ	59.6	66.1	69.0	69.5	69.9	70.8	71.5	72.1	DEU
フランス	58.4	59.8	60.4	60.9	61.1	61.4	61.7	62.5	FRA
イタリア 2)	45.4	46.1	46.5	46.8	47.2	48.1	48.9	49.5	ITA
オランダ	63.2	68.4	69.0	68.1	69.2	70.1	71.3	72.8	NLD
ベルギー	53.8	56.5	57.2	57.9	58.0	58.1	58.7	60.7	BEL
デンマーク	71.9	71.1	70.0	69.8	70.4	72.0	71.5	72.7	DNK
スウェーデン 3)	71.8	69.7	72.5	73.2	74.0	74.8	75.4	76.0	SWE
フィンランド	66.5	66.9	67.9	67.9	67.7	67.6	68.5	70.6	FIN
ノルウェー 3)	72.0	73.3	73.5	73.4	73.0	72.8	72.4	72.7	NOR
ギリシャ	46.0	48.0	39.9	41.1	42.5	43.3	44.4	45.3	GRC
スペイン 1)	52.5	53.5	51.0	52.0	53.4	55.1	56.5	57.8	ESP
ロシア	63.1	63.3	64.4	64.8	64.6	65.2	65.5	66.1	RUS
韓国	52.6	52.7	54.0	55.0	55.7	56.1	56.9	57.2	KOR
オーストラリア	64.6	66.1	66.4	66.1	66.8	67.4	68.2	69.2	AUS
ニュージーランド	67.4	66.5	67.7	69.1	69.2	70.7	72.0	73.0	NZL

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2019年6月現在

日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

注 1) 16～64歳が対象。

2) 2008年から16～64歳が対象。

3) 2005年は16～64歳が対象。

第2-13表 性別・年齡階級別人口・就業人口・就業率 (2018年)

Table 2-13: Population, employment and employment rates (2018)

年齡階級	人口			就業者数			就業率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
日本	JPN								
15-19	5,940	3,050	2,890	1,120	540	580	18.9	17.7	20.1
20-24	6,300	3,250	3,050	4,500	2,300	2,210	71.4	70.8	72.5
25-29	6,230	3,200	3,040	5,350	2,890	2,460	85.9	90.3	80.9
30-34	6,970	3,550	3,420	5,850	3,300	2,550	83.9	93.0	74.6
35-39	7,730	3,920	3,810	6,460	3,680	2,780	83.6	93.9	73.0
40-44	9,160	4,640	4,520	7,900	4,370	3,530	86.2	94.2	78.1
45-49	9,620	4,860	4,760	8,260	4,550	3,710	85.9	93.6	77.9
50-54	8,300	4,170	4,130	7,090	3,890	3,200	85.4	93.3	77.5
55-59	7,630	3,810	3,820	6,230	3,480	2,750	81.7	91.3	72.0
60-64	7,630	3,760	3,870	5,250	3,050	2,200	68.8	81.1	56.8
65-69	9,460	4,580	4,890	4,410	2,620	1,790	46.6	57.2	36.6
70-74	8,150	3,830	4,320	2,460	1,460	1,000	30.2	38.1	23.1
75+	17,880	7,010	10,860	1,750	1,040	710	9.8	14.8	6.5
65+	35,490	15,420	20,070	8,620	5,120	3,500	24.3	33.2	17.4
計(15+)	111,010	53,620	57,390	66,640	37,170	29,460	60.0	69.3	51.3
アメリカ	USA								
16-19	16,765	8,493	8,272	5,126	2,487	2,639	30.6	29.3	31.9
20-24	21,239	10,639	10,600	14,051	7,190	6,861	66.2	67.6	64.7
25-29	22,948	11,472	11,476	18,073	9,640	8,433	78.8	84.0	73.5
30-34	21,633	10,733	10,900	17,251	9,386	7,865	79.7	87.4	72.2
35-39	21,143	10,413	10,730	16,947	9,196	7,751	80.2	88.3	72.2
40-44	19,426	9,519	9,907	15,670	8,412	7,258	80.7	88.4	73.3
45-49	20,503	10,029	10,474	16,411	8,655	7,756	80.0	86.3	74.1
50-54	20,736	10,128	10,608	15,962	8,383	7,579	77.0	82.8	71.4
55-59	21,677	10,519	11,158	15,226	8,051	7,175	70.2	76.5	64.3
60-64	20,436	9,744	10,692	11,339	5,950	5,389	55.5	61.1	50.4
65-69	16,961	7,966	8,995	5,417	2,903	2,514	31.9	36.4	27.9
70-74	13,393	6,199	7,194	2,525	1,427	1,098	18.9	23.0	15.3
75+	20,929	8,824	12,105	1,764	1,018	746	8.4	11.5	6.2
65+	51,283	22,989	28,294	9,706	5,348	4,358	18.9	23.3	15.4
計(16+)	257,789	124,678	133,111	155,762	82,698	73,064	60.4	66.3	54.9
	thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
	Population			Employment			Employment rates		

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率 (2018年) (続き)

Table 2-13: Population, employment and employment rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			就業者数			就業率			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
歳	千人			千人			%			
カナダ										CAN
15-19	1,982	1,019	963	833	412	421	42.0	40.5	43.7	
20-24	2,370	1,218	1,152	1,617	827	790	68.2	67.9	68.6	
25-29	2,551	1,281	1,270	2,068	1,063	1,005	81.1	82.9	79.2	
30-34	2,513	1,246	1,268	2,072	1,090	982	82.4	87.5	77.5	
35-39	2,471	1,238	1,233	2,063	1,097	966	83.5	88.6	78.4	
40-44	2,373	1,166	1,207	2,011	1,037	973	84.7	89.0	80.6	
45-49	2,293	1,144	1,149	1,913	986	927	83.4	86.2	80.7	
50-54	2,547	1,268	1,279	2,070	1,065	1,005	81.3	84.0	78.6	
55-59	2,662	1,325	1,338	1,912	999	912	71.8	75.4	68.2	
60-64	2,404	1,186	1,217	1,277	691	586	53.1	58.3	48.1	
65-69	2,000	975	1,025	505	291	214	25.3	29.9	20.9	
70-74	1,651	775	876	217	129	88	13.2	16.7	10.0	
75+	2,474	1,089	1,385	100	70	30	4.0	6.4	2.1	
65+	6,124	2,839	3,286	822	491	332	13.4	17.3	10.1	
計(15+)	30,290	14,930	15,361	18,657	9,758	8,899	61.6	65.4	57.9	
イギリス										UK
16-19	2,877	1,473	1,404	1,021	513	508	35.5	34.9	36.2	
20-24	4,116	2,100	2,016	2,731	1,430	1,302	66.4	68.1	64.6	
25-29	4,493	2,266	2,227	3,689	1,980	1,709	82.1	87.4	76.7	
30-34	4,433	2,206	2,227	3,726	2,018	1,708	84.1	91.5	76.7	
35-39	4,339	2,145	2,194	3,638	1,949	1,689	83.8	90.8	77.0	
40-44	3,962	1,959	2,003	3,376	1,784	1,592	85.2	91.0	79.5	
45-49	4,475	2,202	2,273	3,796	1,967	1,829	84.8	89.3	80.5	
50-54	4,641	2,279	2,362	3,804	1,955	1,849	82.0	85.8	78.3	
55-59	4,264	2,098	2,166	3,174	1,651	1,523	74.4	78.7	70.3	
60-64	3,650	1,785	1,865	1,978	1,073	905	54.2	60.1	48.5	
65-69	3,375	1,632	1,742	720	435	286	21.3	26.6	16.4	
70-74	3,216	1,539	1,678	346	211	135	10.8	13.7	8.0	
75+	5,183	2,260	2,924	169	101	67	3.3	4.5	2.3	
65+	11,774	5,430	6,344	1,235	747	488	10.5	13.8	7.7	
計(16+)	53,025	25,944	27,081	32,169	17,068	15,101	60.7	65.8	55.8	
	thousands			thousands			%			
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F	
group	Population			Employment			Employment rates			

年齢階級	人口			就業者数			就業率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
ドイツ	DEU								
15-19	4,035	2,096	1,939	1,084	609	475	26.9	29.1	24.5
20-24	4,403	2,313	2,090	2,895	1,541	1,353	65.7	66.6	64.8
25-29	5,104	2,656	2,448	4,069	2,191	1,879	79.7	82.5	76.7
30-34	5,282	2,704	2,578	4,393	2,405	1,988	83.2	88.9	77.1
35-39	5,193	2,653	2,540	4,409	2,407	2,003	84.9	90.7	78.9
40-44	4,895	2,459	2,436	4,250	2,239	2,011	86.8	91.0	82.5
45-49	5,722	2,856	2,866	5,015	2,594	2,421	87.6	90.8	84.5
50-54	6,951	3,482	3,469	5,990	3,126	2,864	86.2	89.8	82.6
55-59	6,510	3,257	3,253	5,258	2,765	2,493	80.8	84.9	76.6
60-64	5,430	2,648	2,781	3,272	1,731	1,541	60.3	65.4	55.4
65-69	4,845	2,340	2,505	822	492	330	17.0	21.0	13.2
70-74	3,619	1,693	1,926	278	175	102	7.7	10.4	5.3
75+	8,803	3,697	5,107	179	119	60	2.0	3.2	1.2
65+	17,267	7,729	9,537	1,279	787	492	7.4	10.2	5.2
計(15+)	70,790	34,854	35,936	41,915	22,395	19,520	59.2	64.3	54.3
フランス	FRA								
15-19	3,871	1,967	1,904	424	266	158	10.9	13.5	8.3
20-24	3,505	1,756	1,749	1,815	960	855	51.8	54.7	48.9
25-29	3,659	1,787	1,872	2,767	1,426	1,342	75.6	79.8	71.7
30-34	3,892	1,897	1,995	3,109	1,630	1,478	79.9	86.0	74.1
35-39	4,058	1,978	2,080	3,326	1,733	1,592	81.9	87.7	76.5
40-44	4,003	1,977	2,026	3,343	1,726	1,617	83.5	87.3	79.8
45-49	4,371	2,156	2,215	3,676	1,886	1,789	84.1	87.5	80.8
50-54	4,311	2,114	2,197	3,505	1,811	1,694	81.3	85.7	77.1
55-59	4,146	2,008	2,138	3,008	1,525	1,483	72.5	76.0	69.3
60-64	3,922	1,864	2,059	1,208	569	639	30.8	30.5	31.0
65-69	3,800	1,788	2,012	247	138	108	6.5	7.7	5.4
70-74	3,030	1,400	1,630	88	51	38	2.9	3.6	2.3
75+	5,440	2,201	3,240	34	19	15	0.6	0.9	0.5
65+	12,269	5,388	6,881	369	208	161	3.0	3.9	2.3
計(15+)	52,008	24,892	27,116	26,548	13,741	12,807	51.0	55.2	47.2
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Employment			Employment rates		

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率 (2018年) (続き)

Table 2-13: Population, employment and employment rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			就業者数			就業率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
イタリア	ITA								
15-19	2,886	1,492	1,394	106	72	34	3.7	4.8	2.4
20-24	2,976	1,546	1,430	931	561	370	31.3	36.3	25.9
25-29	3,228	1,646	1,583	1,763	1,006	757	54.6	61.1	47.8
30-34	3,379	1,701	1,678	2,312	1,332	980	68.4	78.3	58.4
35-39	3,786	1,895	1,891	2,752	1,580	1,171	72.7	83.4	62.0
40-44	4,526	2,252	2,274	3,348	1,912	1,436	74.0	84.9	63.2
45-49	4,845	2,396	2,449	3,562	2,030	1,532	73.5	84.7	62.5
50-54	4,897	2,408	2,489	3,483	2,011	1,472	71.1	83.5	59.1
55-59	4,299	2,086	2,213	2,782	1,585	1,197	64.7	76.0	54.1
60-64	3,765	1,809	1,956	1,548	917	631	41.1	50.7	32.3
65-69	3,523	1,677	1,845	433	284	148	12.3	17.0	8.0
70-74	3,084	1,439	1,645	125	98	27	4.1	6.8	1.6
75+	6,833	2,738	4,094	72	57	14	1.0	2.1	0.3
65+	13,439	5,855	7,585	629	440	189	4.7	7.5	2.5
計(15+)	52,027	25,086	26,941	23,215	13,447	9,768	44.6	53.6	36.3
オランダ	NLD								
15-19	1,036	529	507	594	296	299	57.4	55.9	58.9
20-24	1,065	537	528	749	373	376	70.3	69.5	71.2
25-29	1,107	556	551	931	476	455	84.1	85.6	82.7
30-34	1,050	528	522	910	484	426	86.6	91.5	81.6
35-39	1,012	505	507	869	461	408	85.9	91.3	80.5
40-44	1,019	506	513	858	452	406	84.2	89.4	79.1
45-49	1,236	616	620	1,043	552	492	84.4	89.5	79.3
50-54	1,261	633	629	1,044	560	484	82.7	88.5	76.9
55-59	1,206	601	605	920	506	414	76.2	84.1	68.4
60-64	1,077	535	542	626	365	261	58.1	68.2	48.1
65-69	986	488	498	167	116	51	17.0	23.8	10.3
70-74	881	429	451	64	46	17	7.3	10.8	3.9
75+	1,296	557	739	24	18	5	1.8	3.3	0.7
65+	3,163	1,475	1,688	255	181	74	8.1	12.3	4.4
計(15+)	14,232	7,021	7,211	8,798	4,705	4,093	61.8	67.0	56.8
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Employment			Employment rates		

年齢階級	人口			就業者数			就業率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
スウェーデン	SWE								
15-19	551	289	262	135	60	75	24.4	20.8	28.4
20-24	603	313	290	384	201	183	63.6	64.1	63.1
25-29	738	379	359	591	313	278	80.1	82.5	77.5
30-34	677	348	329	580	308	271	85.6	88.6	82.4
35-39	635	325	310	559	296	262	88.0	91.2	84.7
40-44	638	325	313	571	298	273	89.4	91.7	87.0
45-49	657	333	324	588	304	285	89.5	91.1	87.8
50-54	687	349	338	609	316	294	88.7	90.5	86.9
55-59	594	300	294	508	262	246	85.5	87.5	83.6
60-64	565	283	283	397	205	192	70.2	72.4	67.9
65-69	555	274	281	133	79	54	24.0	28.8	19.3
70-74	562	275	287	60	38	22	10.7	13.9	7.7
65-74	1,117	549	568	193	117	76	17.3	21.3	13.4
計(15-74)	7,461	3,792	3,669	5,113	2,680	2,433	68.5	70.7	66.3
韓国	KOR								
15-19	2,759	1,410	1,349	205	91	114	7.4	6.4	8.5
20-24	2,958	1,334	1,624	1,292	505	787	43.7	37.8	48.5
25-29	3,432	1,821	1,611	2,408	1,266	1,142	70.2	69.5	70.9
30-34	3,330	1,738	1,592	2,512	1,518	994	75.4	87.3	62.5
35-39	4,048	2,079	1,969	3,070	1,904	1,166	75.8	91.6	59.2
40-44	3,924	1,995	1,929	3,038	1,838	1,200	77.4	92.1	62.2
45-49	4,514	2,280	2,234	3,628	2,093	1,535	80.4	91.8	68.7
50-54	4,134	2,075	2,060	3,214	1,839	1,375	77.7	88.6	66.8
55-59	4,308	2,145	2,163	3,132	1,826	1,306	72.7	85.2	60.4
60-64	3,390	1,667	1,723	2,013	1,199	814	59.4	71.9	47.2
65-69	2,361	1,134	1,227	1,092	657	434	46.2	58.0	35.4
70-74	1,852	821	1,031	635	351	284	34.3	42.8	27.5
75+	3,174	1,201	1,973	584	286	299	18.4	23.8	15.1
65+	7,386	3,156	4,230	2,311	1,294	1,017	31.3	41.0	24.0
計(15+)	44,182	21,698	22,483	26,822	15,372	11,450	60.7	70.8	50.9
	thousands			thousands			%		
Age group	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
	Population			Employment			Employment rates		

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2018年）（続き）

Table 2-13: Population, employment and employment rates (2018) (cont.)

年齢階級	人口			就業者数			就業率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
歳	千人			千人			%		
オーストラリア									AUS
15-19	1,491	765	726	684	331	354	45.9	43.2	48.7
20-24	1,731	883	848	1,244	648	596	71.9	73.4	70.3
25-29	1,866	931	935	1,497	789	709	80.2	84.7	75.8
30-34	1,854	913	940	1,491	818	674	80.5	89.5	71.7
35-39	1,717	853	865	1,397	761	636	81.4	89.2	73.6
40-44	1,590	790	801	1,316	698	618	82.8	88.4	77.2
45-49	1,664	814	850	1,362	705	657	81.9	86.6	77.3
50-54	1,527	747	780	1,209	620	590	79.2	83.0	75.6
55-59	1,527	748	779	1,092	574	518	71.5	76.7	66.5
60-64	1,360	662	698	751	409	342	55.2	61.8	48.9
65-69	1,208	590	618	345	202	143	28.5	34.2	23.1
70+	2,706	1,245	1,462	194	127	67	7.2	10.2	4.6
65+	3,914	1,835	2,079	538	329	210	13.8	17.9	10.1
計(15+)	20,243	9,941	10,302	12,584	6,681	5,903	62.2	67.2	57.3
ニュージーランド									NZL
15-19	314	161	153	119	58	61	37.8	35.9	39.9
20-24	357	186	172	263	140	122	73.5	75.6	71.2
25-29	379	193	187	313	171	142	82.4	88.4	76.2
30-34	330	161	169	276	149	127	83.6	92.7	75.0
35-39	297	143	153	250	131	119	84.1	91.3	77.4
40-44	290	139	151	249	128	121	85.9	91.8	80.4
45-49	323	154	169	278	140	139	86.1	90.7	82.0
50-54	312	150	162	267	134	133	85.6	89.3	82.0
55-59	311	150	161	256	131	126	82.5	87.3	78.0
60-64	271	131	140	197	105	91	72.7	80.5	65.3
65-69	236	114	121	104	58	45	44.0	51.0	37.4
70-74	192	93	99	45	29	16	23.7	31.4	16.4
75+	282	129	153	20	13	7	7.0	10.2	4.4
65+	710	336	374	169	101	68	23.8	30.0	18.3
計(15+)	3,893	1,904	1,990	2,636	1,387	1,248	67.7	72.9	62.7
	thousands			thousands			%		
Age	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F
group	Population			Employment			Employment rates		

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2019年6月現在

日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計・結果原表）」

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
千人									thousands
日本 1)	1,907	2,087	2,034	2,066	2,122	2,232	2,383	2,562	JPN
アメリカ 2)	20,836	22,461	22,115	22,016	22,263	22,426	22,415	—	USA
イギリス 3)	3,035	4,524	4,788	4,941	5,154	5,592	5,951	6,137	UK
ドイツ 4)	6,756	6,754	7,214	7,634	8,153	9,108	10,039	10,624	DEU
フランス 5)	3,501	3,705	3,863	3,966	4,078	4,208	4,311	—	FRA
韓国 6)	485	919	933	986	1,092	1,143	1,162	1,172	KOR
シンガポール 7)	798	1,305	1,494	1,554	1,599	1,632	1,674	1,646	SGP

出典：日本：法務省入国管理局（2018.3）「2017年度在留外国人統計」

アメリカ、イギリス：OECD International Migration Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年10月現在

ドイツ：連邦統計局(Destatis) (2019.4) *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1 Reihe 2*

フランス：国立統計経済研究所(Insee) (<https://insee.fr/>) 2019年10月現在

韓国：統計情報(KOSIS) (<https://kosis.kr/eng/>) 2019年10月現在

シンガポール：統計局(DOS) (<https://www.singstat.gov.sg/>) 2019年10月現在

注 1) 2011年以前は、外国人登録をした者の数（90日以内の短期滞在等を除く）。2012年以降は、中長期在留者に特別住者を加えた在留外国人の数。

2) 外国籍保有者。Current Population Surveyによる補完推計値。参考として、2017年における外国生まれの人口は4453万人。

3) 各年の労働力調査に基づく推計値（外国人居住者数）。

4) 人口登録による外国人総数。

5) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる étrangers を指す。

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人数（在留資格「在外同胞」(F-4)の在外国民、韓国系外国人を除く）。

7) 外国人人口は、永住権保有者を除く。永住権保持者は2017年で52万6619人。12か月以上シンガポールを離れている者は、総人口から除外されている。

第2-15表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-15: Stock of foreign labour force

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
千人									thousands
日本 1)	723	650	682	718	788	908	1,084	1,279	JPN
アメリカ 2) 3)	22,422	24,815	—	—	—	—	—	—	USA
イギリス 4)	1,504	2,393	2,557	2,652	2,876	3,160	3,425	3,552	UK
ドイツ 3)	3,823	3,289	—	—	—	—	—	—	DEU
フランス 3)	1,392	1,540	—	—	—	—	—	—	FRA
韓国 5)	129	507	463	479	547	560	539	521	KOR
〃（不法含む）	(199)	(558)	(530)	(549)	(617)	(625)	(598)	(581)	a KOR
シンガポール 6)	713	1,089	1,242	1,305	1,346	1,378	1,415	1,387	SGP

a) Incl. illegal.

出典：日本：（2005年値）厚生労働省推計，（2010年以降）厚生労働省「外国人雇用届出状況（各年10月末現在）」

アメリカ，ドイツ，フランス：OECD（2011.7）*International Migration Outlook: SOPEMI 2011*イギリス：John Salt（2019.1）*International Migration and the UK—Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD, 2018*

韓国：法務省（2019.1）「出入国・外国人政策統計月報（2018年12月）」，同（2017.6）「2017年出入国・外国人政策統計年報」，ほか各年版

シンガポール：人材開発省（2019.1）*Comprehensive Labour Force Survey*

注 1) 2005年は就労目的の在留資格を有する者のほか，身分に基づき在留する者で就労する者，技能実習生，留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。2010年以降は特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く。なお，2018年10月末現在の外国人労働力人口は146万463人。

2) 外国人労働力人口が公表されていないため，参考値として「外国生まれの労働力人口」（在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口）を掲載。

3) 2010年の欄は2009年の数値。

4) 2018年の外国人労働力人口は353万9千人。

5) 登録外国人労働者数（就労査証所持者の計）。（ ）内の数値は，不法残留者を含む。

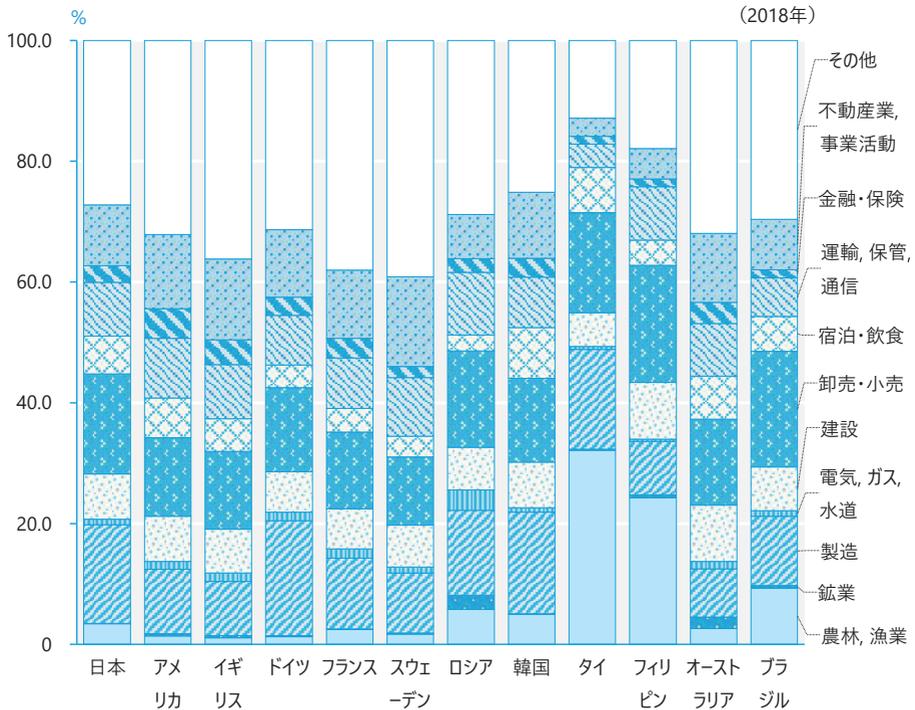
6) 外国人労働力人口は，永住権保有者を除く。2005年の欄は2006年の数値。なお，2018年の外国人労働力人口は138万3千人。

3

就業構造

Employment Structure

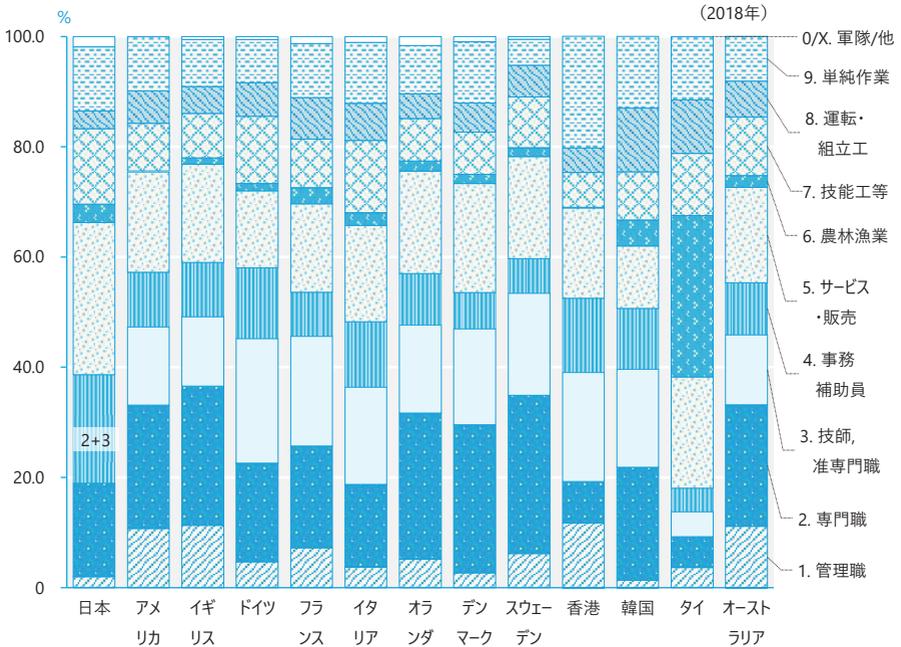
3-1 就業者の産業別構成比



[関連表](#) p.120~121 「第3-2表 就業者の産業別構成比」

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国と呼ばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、保管、通信」「卸売・小売」「宿泊・飲食」「金融・保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7~8割に及んでいる。一方で、タイ、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3割程度となっている。

3-2 就業者の職業別構成比



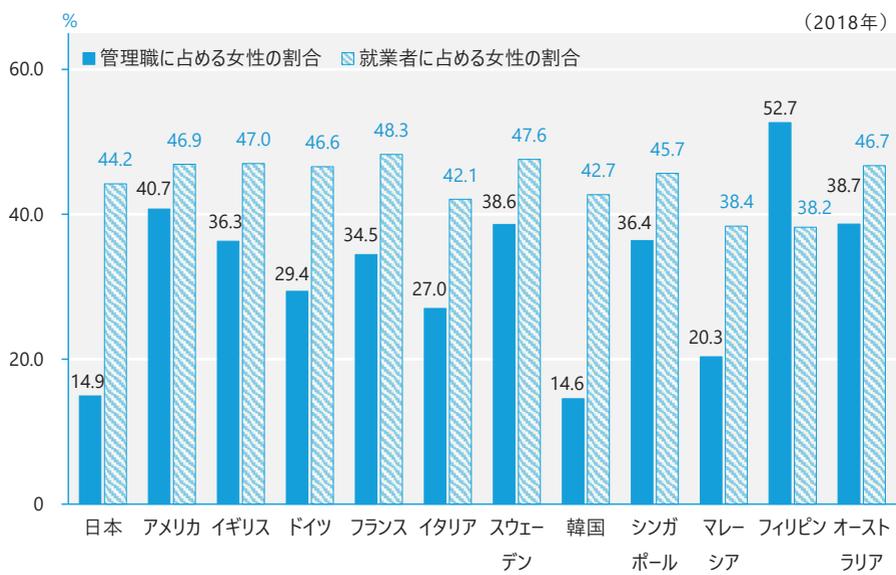
関連表 p.145 「第3-5表 就業者の職業別構成比」

(注) 香港は2016年、オーストラリアは2017年。

国際標準職業分類（ISCO）は、ILO が作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」の割合が4割前後と高いが、日本では2割弱にとどまる一方、他国と比べて「事務補助員」「サービス・販売」の割合が顕著に大きい。こうした職種に関する捉え方や位置づけが、各国において必ずしも一様ではない可能性がうかがえる。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合



関連表 p.134～143 「第3-4表 性別・職業別就業者数」及び p.146 「第3-6表 管理職に占める女性の割合」

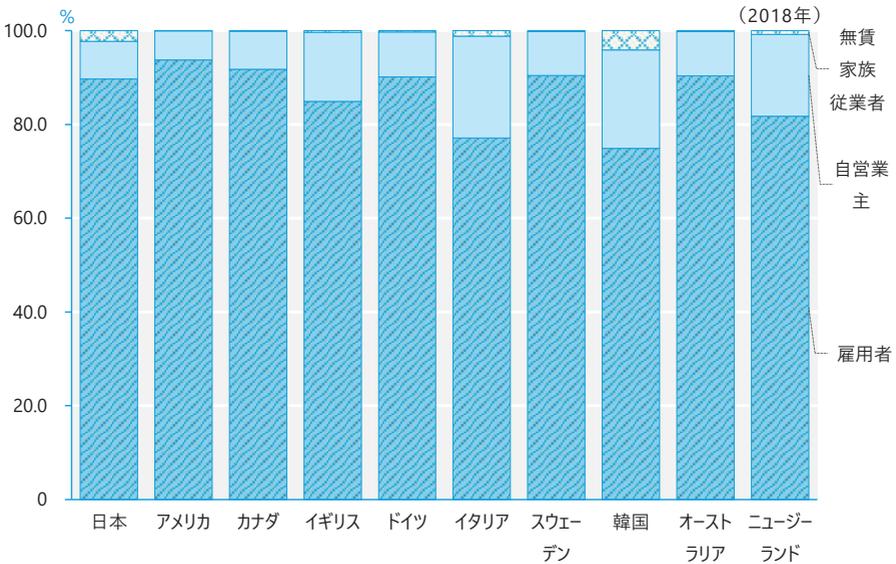
(注) マレーシアは2016年、オーストラリアは2017年。グラフの数値は上記第3-4表を基に算出。例えば日本の2018年は、下記のとおり。

就業者に占める女性の割合： $\text{ISCO 08 区分「計」の 2946 万人(女)} \div 6664 \text{ 万人(男女計)} \times 100$
 管理職に占める女性の割合： $\text{ISCO 08 区分「1」の 20 万人(女)} \div 134 \text{ 万人(男女計)} \times 100$

全就業者に占める女性の割合は、フランス(48.3%)、スウェーデン(47.6%)、アメリカ(46.9%)、イギリス(47.0%)などの欧米諸国に比べて、日本(44.2%)、韓国(42.7%)、マレーシア(38.4%)、フィリピン(38.2%)などのアジア諸国の割合が低い。

一方、管理職に占める女性の割合は、日本(14.9%)と韓国(14.6%)が、アメリカ(40.7%)、オーストラリア(38.7%, 2017年)、スウェーデン(38.6%)などの欧米諸国のほか、フィリピン(52.7%)、シンガポール(36.4%)などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。ここでも、職種に関する捉え方や位置づけについての各国の違いが反映されている可能性について、留意が必要である。

3-4 就業者の従業上の地位別構成比



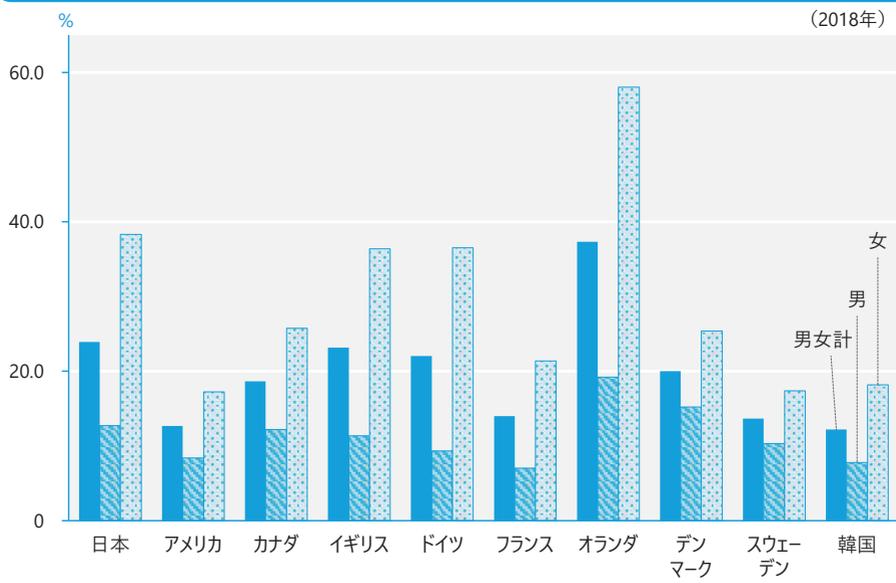
 [関連表](#) p.147～148 「第3-7 表 従業上の地位別就業者数」(対就業者割合)

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、イタリア、韓国等を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合

(2018年)



[関連表](#) p.149～150 「第3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合」

上のグラフは、通常の労働時間が週 30 時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合（2018 年）を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(37.3%)で、とりわけ女性の割合が 58.0%と極めて高い。

2018 年における日本の短時間労働者の割合は全体で 23.9%と、オランダを下回り、イギリス (23.2%)、ドイツ (22.0%) とほぼ同水準、デンマーク (20.0%)、カナダ (18.7%)、フランス (14.0%)、スウェーデン (13.7%)、アメリカ (12.7%)、韓国 (12.2%) を上回る水準となっている。

性別でみると、日本の女性の短時間労働者の割合は 38.3%で、オランダ (58.0%)、ドイツ (36.6%)、イギリス (36.4%) などと並んで高い。日本の男性の短時間労働者の割合は 12.7%で、オランダ (19.2%)、デンマーク (15.2%) に次いで高い水準となっている。

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Employment by economic activity

日本 1)				JPN	アメリカ 2)				USA
千人								thousands	
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	62,980	65,300	66,640		計	139,064	153,337	155,761	
A	2,550	2,210	2,280		A	1,979	2,188	2,133	
B	30	30	30		B	599	609	614	
C	10,600	10,790	10,870		C	15,228	16,373	16,593	
D/E	340	610	610		D	1,183	1,311	1,324	
					E	694	741	673	
F	5,040	4,980	5,030		F	9,607	11,214	11,750	
G	10,620	11,050	11,020		G	19,687	20,188	20,203	
H	3,520	3,720	3,740		H	7,958	8,836	9,260	
I	3,860	3,910	4,160		I	8,910	10,231	10,278	
J	1,970	2,130	2,200		J	4,837	5,782	6,064	
K	1,630	1,930	1,860		K	6,769	7,662	7,723	
L	1,100	950	1,000		L	2,615	3,088	3,199	
M	1,980	2,300	2,390		M	7,390	8,781	8,868	
N	2,850	3,140	3,310		N	6,368	7,240	7,053	
O	2,230	2,340	2,370		O	5,100	5,313	5,622	
P	2,890	3,150	3,210		P	13,155	13,758	13,903	
Q	6,560	8,140	8,310		Q	19,322	21,265	21,638	
R	—	780	790		R	2,887	3,169	3,085	
S/T	4,560	2,040	2,020		S	3,716	4,480	4,524	
					T	667	658	778	
U	—	30	30		U	392	451	478	
X	650	1,060	1,380		X	—	—	—	

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.118-119).

注：各産業の分類区分A～Xについては、「A表 国際標準産業分類（ISIC）」（p.118～119）を参照のこと。出典は本表末尾（p.117）に記載。特に注記しない限り15歳以上が対象。

1) 2017、2018年は自己使用のための生産労働者を除く。2010年のNはRを含む。

2) 16歳以上が対象。

カナダ	CAN			イギリス	UK		
千人				thousands			
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2010年	2017	2018		2010	2017	2018
計/Total	16,964	18,416	18,658	計	29,125	31,963	32,354
A	354	325	325	A	352	368	344
B	25	20	21	B	103	122	132
C	252	264	272	C	2,865	2,919	2,892
D	1,711	1,725	1,728	D	176	192	206
E	141	133	145	E	195	227	250
F	1,232	1,397	1,421	F	2,216	2,336	2,349
G	2,948	3,086	3,087	G	4,010	4,195	4,175
H	1,098	1,211	1,235	H	1,454	1,572	1,605
I	1,170	1,253	1,294	I	1,428	1,747	1,735
J	765	831	829	J	1,012	1,297	1,305
K	2,212	2,543	2,597	K	1,179	1,218	1,320
L	918	958	968	L	281	352	367
M	1,166	1,285	1,325	M	1,874	2,343	2,405
N	2,042	2,383	2,407	N	1,340	1,575	1,567
O	854	941	949	O	1,907	1,975	2,100
P	75	60	55	P	3,100	3,261	3,277
Q	2	3	0	Q	3,832	4,195	4,273
X	0	0	0	R	757	842	863
				S	730	939	890
				T	64	60	58
				U	41	45	52
				X	210	183	189

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ドイツ				DEU	フランス				FRA
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	37,993	41,664	41,915		計	25,731	26,880	27,122	
A	626	532	524		A	745	698	670	
B	93	79	72		B	25	21	20	
C	7,580	7,932	7,994		C	3,373	3,291	3,174	
D	345	323	321		D	215	172	203	
E	207	246	251		E	185	215	219	
F	2,530	2,837	2,822		F	1,900	1,740	1,808	
G	5,162	5,823	5,839		G	3,360	3,449	3,444	
H	1,781	2,083	2,117		H	1,345	1,452	1,432	
I	1,424	1,575	1,574		I	970	1,032	1,058	
J	1,212	1,268	1,324		J	736	791	827	
K	1,306	1,288	1,255		K	861	864	889	
L	262	206	207		L	303	394	355	
M	1,894	2,387	2,384		M	1,277	1,563	1,620	
N	1,976	2,108	2,098		N	924	1,087	1,093	
O	2,779	2,856	2,885		O	2,573	2,433	2,463	
P	2,335	2,752	2,818		P	1,751	1,933	1,938	
Q	4,613	5,372	5,453		Q	3,369	3,962	3,960	
R	537	567	559		R	344	452	476	
S	1,096	1,182	1,180		S	725	695	732	
T	204	226	218		T	603	289	327	
U	30	21	22		U	21	19	25	
X	-	-	-		X	125	328	388	

イタリア	ITA			オランダ			NLD
千人	thousands						
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2010年	2017	2018		2010	2017	2018
計/Total	22,527	23,023	23,215	計	8,290	8,605	8,798
A	849	871	872	A	229	176	167
B	35	32	25	B	9	8	9
C	4,196	4,188	4,270	C	796	801	812
D	113	121	109	D	34	29	30
E	211	230	249	E	35	35	31
F	1,889	1,416	1,407	F	452	409	403
G	3,305	3,288	3,287	G	1,079	1,252	1,245
H	1,057	1,110	1,129	H	389	384	403
I	1,166	1,451	1,459	I	331	363	390
J	523	565	603	J	294	273	283
K	656	638	642	K	216	253	257
L	138	144	149	L	63	64	65
M	1,416	1,458	1,483	M	475	587	644
N	832	966	1,007	N	297	443	455
O	1,405	1,260	1,243	O	537	497	501
P	1,537	1,614	1,587	P	566	559	580
Q	1,638	1,863	1,892	Q	1,342	1,271	1,313
R	262	334	308	R	170	172	173
S	762	694	714	S	173	176	175
T	522	763	763	T	4	9	12
U	13	19	18	U	3	u 1	-
X	-	-	-	X	796	844	850

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

デンマーク				DNK	スウェーデン				SWE
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	2,706	2,816	2,868		計	4,524	5,022	5,113	
A	65	62	64		A	95	91	86	
B	u 3	4	5		B	9	9	10	
C	341	325	325		C	545	507	508	
D	16	14	13		D	23	27	28	
E	13	13	14		E	19	21	24	
F	158	168	176		F	302	342	354	
G	397	437	448		G	553	574	578	
H	126	132	129		H	243	245	252	
I	88	118	121		I	154	176	175	
J	112	107	105		J	175	224	242	
K	87	79	76		K	96	95	97	
L	27	32	38		L	64	77	78	
M	140	153	166		M	349	432	443	
N	89	106	122		N	197	239	237	
O	158	147	142		O	271	339	363	
P	231	247	255		P	488	576	587	
Q	518	506	520		Q	700	762	758	
R	61	63	67		R	112	124	133	
S	69	70	71		S	115	134	134	
T	6	u 2	u 2		T	—	—	—	
U	u 2	u 2	u 2		U	u 1	u 1	u 1	
X	u 1	27	6		X	12	25	26	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

フィンランド				FIN	ノルウェー				NOR
千人									
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	2,447	2,473	2,540		計	2,501	2,644	2,686	
A	108	93	94		A	64	54	56	
B	7	6	7		B	46	54	63	
C	362	326	337		C	237	213	208	
D	15	16	13		D	18	19	18	
E	11	12	11		E	13	14	13	
F	172	187	198		F	180	213	221	
G	298	282	292		G	346	358	351	
H	156	139	143		H	140	132	127	
I	83	85	86		I	69	78	91	
J	95	106	114		J	92	103	104	
K	49	54	50		K	52	51	54	
L	21	27	26		L	24	22	27	
M	150	172	179		M	138	157	159	
N	100	112	112		N	93	114	125	
O	117	115	116		O	150	181	175	
P	174	181	184		P	208	220	222	
Q	379	404	417		Q	530	542	549	
R	55	66	65		R	52	56	60	
S	75	74	79		S	47	56	58	
T	8	11	8		T	3	1	1	
U	u 1	u 1	—		U	u 0	1	1	
X	12	5	7		X	u 1	7	2	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ロシア				RUS	中国 3)				CHN
千人									thousands
ISIC	rev.4		rev.4	ISIC	rev.4				
	2010年	2017	2018		2002	2016	2017		
計/Total	69,934	72,142	72,354	計	737,400	計	776,030	776,400	
A	5,418	4,212	4,220	A	324,872				
B	1,405	1,563	1,658	B	5,585	一次産業	Primary industry		
C	10,403	10,239	10,187	C	83,074	(A)	214,960	209,440	
D	1,948	1,904	1,922	D/E	3,873				
E	603	515	515						
F	5,053	5,258	5,127	F	38,930	二次産業	Secondary industry		
G	10,741	11,517	11,518	G/I	49,691	(B to F)	223,500	218,240	
H	5,734	6,171	6,257	H/J	20,839				
I	1,372	1,838	1,906						
J	1,238	1,293	1,268			三次産業	Tertiary Industry		
K	1,332	1,619	1,643	K	3,398	(G to X)	337,570	348,720	
L	1,362	1,252	1,232	L	1,184				
M	2,019	2,271	2,312	M	1,627				
N	1,061	1,632	1,729	N	10,937				
O	5,669	5,204	5,133	O/U	10,747				
P	6,580	6,841	6,866	P/R	15,651				
Q	5,383	5,685	5,768	Q	4,932				
R	1,146	1,316	1,337						
S	1,443	1,784	1,733	S/X	62,454				
T	22	26	19	T	-				
U	1	3	6						

3) 中国全土における16歳以上が対象。各年12月末の数値。2016年及び2017年は産業大分類の統計がないため、3分類にて掲載。

香港	HKG			韓国	KOR		
千人					thousands		
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2010年	2015	2016		2010	2017	2018
計/Total	3,474	3,774	3,787	計	24,033	26,725	26,822
A	-	-	-	A	1,586	1,279	1,340
B	-	-	-	B	21	23	19
C	133	114	118	C	4,078	4,504	4,510
D	-	-	-	D	79	88	70
E	-	-	-	E	66	98	127
F	265	317	328	F	1,768	1,988	2,034
G	847	820	799	G	3,608	3,794	3,723
H	317	324	315	H	1,288	1,405	1,407
I	258	285	286	I	1,903	2,293	2,243
J	105	131	135	J	670	783	837
K	206	241	246	K	820	791	840
L	146	155	151	L	517	621	528
M	289	200	199	M	886	1,093	1,096
N		154	167	N	1,025	1,295	1,311
O	111	111	114	O	970	1,058	1,110
P	185	217	214	P	1,810	1,903	1,847
Q	163	193	195	Q	1,162	1,921	2,046
R	52	59	58	R	382	428	445
S	102	110	106	S	1,228	1,284	1,236
T	-	-	-	T	151	64	48
U	-	-	-	U	13	12	7
X	295	344	356	X	-	-	-

第3-1表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

シンガポール 4)				SGP	マレーシア 5)				MYS
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		
	2010年	2017	2018		2010	2015	2016		
計/Total	1,963	2,175	2,204	計	11,777	14,068	14,164		
A/B/D/E/X	38	22	22	A	1,674	1,754	1,610		
				B	57	104	96		
C	291	224	228	C	1,972	2,323	2,391		
				D	52	62	78		
				E	64	72	76		
F	104	101	104	F	1,121	1,310	1,252		
G	282	356	353	G	1,865	2,361	2,429		
H	191	196	199	H	541	615	630		
I	129	134	134	I	857	1,151	1,261		
J	100	89	92	J	165	214	209		
K	126	190	196	K	305	354	347		
L	40	58	54	L	57	71	82		
M	113	171	174	M	271	359	362		
N	101	117	120	N	349	635	657		
O/P	267	294	297	O	779	751	748		
				P	773	899	929		
Q	83	125	126	Q	278	573	570		
R	33	35	38	R	90	82	81		
S/T/U	66	66	67	S	181	233	231		
				T	321	142	125		
				U	4	-	-		
				X	-	-	-		

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

5) 15歳から64歳までが対象。

タイ	THA			インドネシア 6)			IDN
千人	thousands						
ISIC	rev.3	rev.4	rev.4	ISIC	rev.3	rev.4	rev.4
	2010年	2017	2018		2010	2017	2018
計/Total	38,037	計 37,458	37,865	計	107,807	計 124,539	127,068
A	14,119	A 11,783	12,168	A	40,360	A 39,684	38,701
B	428	B 64	73	B	1,800	B 1,358	1,384
C	41	C 6,108	6,259	C	1,222	C 17,084	17,924
D	5,349	D 127	113	D	13,438	D 300	344
E	107	E 99	77	E	221	E 362	436
F	2,356	F 2,160	2,112	F	5,219	F 7,163	7,058
G	6,236	G 6,321	6,277	G	18,085	G 23,249	23,547
H	2,654	H 1,232	1,260	H	4,267	H 4,936	5,095
I	1,108	I 2,778	2,827	I	5,718	I 7,082	8,096
J	367	J 220	199	J	881	J 849	998
K	765	K 525	501	K	809	K 1,792	1,696
L	1,488	L 204	184	L	3,305	L 333	268
M	1,246	M 364	387	M	4,443	M/N 1,447	1,583
N	701	N 587	560	N	1,024		
O	810	O 1,589	1,626	O	4,514	O 5,024	5,348
P	234	P 1,185	1,164	P	2,440	P 6,391	6,310
Q	28	Q 720	659	Q	u 2	Q 1,843	2,014
X	-	R 243	248	X	57	R/S/T/U 5,640	6,267
		S 842	881				
		T 218	211				
		U 90	76				
		X -	-			X -	-

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

6) 2017年及び2018年は、2月の数値。

第3-1表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィリピン				PHL	オーストラリア				AUS
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	36,035	40,334	41,157		計	10,991	12,264	12,597	
A	10,336	10,261	9,998		A	355	318	330	
B	1,616	203	207		B	187	218	241	
C	2,965	3,481	3,625		C	1,062	961	1,001	
D	42	80	88		D	75	73	83	
E	195	69	61		E	66	68	71	
F	65	3,537	3,865		F	999	1,137	1,177	
G	2,017	7,900	7,994		G	1,731	1,779	1,799	
H	7,034	3,127	3,220		H	571	634	643	
I	1,063	1,740	1,727		I	737	883	891	
J	2,510	397	403		J	352	429	457	
K	543	506	540		K	394	433	444	
L	27	186	204		L	143	172	172	
M	2,993	247	275		M	685	787	808	
N	1,176	1,475	1,584		N	432	450	458	
O	—	2,408	2,559		O	687	762	782	
P	451	1,204	1,197		P	840	1,008	1,028	
Q	—	484	518		Q	1,232	1,624	1,681	
R	914	325	363		R	206	245	263	
S	1,926	2,700	2,724		S	231	276	266	
T	—	u 1	—		T	4	6	2	
U	u 2	2	4		U	1	1	1	
X	162	—	—		X	—	—	—	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

ニュージーランド				NZL	ブラジル 7)				BRA
千人									
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.3	ISIC	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018		2011		2017	2018	
計/Total	2,149	2,545	2,606	計	90,840	計	89,793	91,051	
A	145	160	153	A	13,552	A	8,529	8,469	
B	7	4	5	B	449	B	397	399	
C	250	258	256	C	370	C	10,321	10,419	
D	10	14	12	D	11,489	D	204	214	
E	7	10	11	E	340	E	650	631	
F	176	246	244	F	7,555	F	6,792	6,638	
G	342	375	377	G	16,235	G	17,370	17,410	
H	92	108	114	H	4,429	H	4,516	4,601	
I	118	147	157	I	4,992	I	5,097	5,279	
J	73	92	97	J	1,190	J	1,203	1,206	
K	62	72	75	K	6,770	K	1,226	1,231	
L	28	41	42	L	4,979	L	569	580	
M	138	181	189	M	4,941	M	3,039	3,055	
N	82	109	112	N	3,469	N	3,870	3,973	
O	112	131	139	O	3,468	O	4,991	5,012	
P	188	227	230	P	6,480	P	5,970	6,298	
Q	223	257	275	Q	u 4	Q	4,393	4,572	
R	41	48	52	X	128	R	907	949	
S	51	63	66	S		S	3,542	3,842	
T	3	1	1	T		T	6,160	6,210	
U	1	1	1	U		U	9	8	
X	—	—	—	X		X	38	55	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

7) 各年9月の数値。10歳以上が対象。

出典：中国：国家统计局(NBS) (2018.9) 「中国統計年鑑2018」(2002年値は「中国労働統計年鑑2015」)
 カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年9月現在
 シンガポール：人材開発省(MOM) (2019.1) *Labour Force in Singapore 2018* 及び各年版
 インドネシア (2017年以降)：中央統計庁(BPS) (<https://www.bps.go.id/>) 2019年9月現在
 その他：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年8月現在

A表 国際標準産業分類 (ISIC)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)

国際標準産業分類-rev.4		ISIC-Rev.4
A	農業・林業及び漁業	Agriculture, forestry and fishing
B	鉱業及び採石業	Mining and quarrying
C	製造業	Manufacturing
D	電気・ガス・蒸気及び空調供給業	Electricity, gas, steam and air conditioning supply
E	水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	Water supply; sewerage, waste management and remediation activities
F	建設業	Construction
G	卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles
H	運輸・保管業	Transportation and storage
I	宿泊・飲食サービス業	Accommodation and food service activities
J	情報通信業	Information and communication
K	金融・保険業	Financial and insurance activities
L	不動産業	Real estate activities
M	専門・科学・技術サービス業	Professional, scientific and technical activities
N	管理・支援サービス業	Administrative and support service activities
O	公務及び国防・義務的社会保障事業	Public administration and defence; compulsory social security
P	教育	Education
Q	保健衛生及び社会事業	Human health and social work activities
R	芸術・娯楽及びレクリエーション	Arts, entertainment and recreation
S	その他のサービス業	Other service activities
T	雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動	Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use
U	治外法権機関及び団体	Activities of extra-territorial organizations and bodies
X	分類不能	Not classifiable by economic activity

国際標準産業分類-rev.3		ISIC-Rev.3
A	農業、狩猟業及び林業	Agriculture, hunting and forestry
B	漁業	Fishing
C	鉱業及び採石業	Mining and quarrying
D	製造業	Manufacturing
E	電気、ガス、水供給業	Electricity, gas and water supply
F	建設業	Construction
G	卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods
H	ホテル及びレストラン	Hotels and restaurants
I	運輸業・倉庫業及び通信業	Transport, storage and communications
J	金融仲介業	Financial intermediation
K	不動産業、物品賃貸業及び事業サービス業	Real estate, renting and business activities
L	公務及び国防・義務的社会保障事業	Public administration and defence; compulsory social security
M	教育	Education
N	保健衛生及び社会事業	Health and social work
O	その他の共同体、社会及び個人サービス業	Other community, social and personal service activities
P	雇い主のいる個人世帯	Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households
Q	治外法権機関及び団体	Extra-territorial organizations and bodies
X	分類不能	Not classifiable by economic activity

出典：国連ウェブサイト (<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ>)

総務省ウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/)

第3-2表 就業者の産業別構成比 (2018年)

Table 3-2: Sectoral composition of employment (2018)

	産業計	農林 漁業	鉱業	製造業	電気, ガス, 水道	建設	
							%
日本	100	3.4	0.0	16.3	0.9	7.5	JPN
アメリカ	100	1.4	0.4	10.7	1.3	7.5	USA
カナダ	100	1.9	1.5	9.3	0.8	7.6	CAN
イギリス	100	1.1	0.4	8.9	1.4	7.3	UK
ドイツ	100	1.3	0.2	19.1	1.4	6.7	DEU
フランス	100	2.5	0.1	11.7	1.6	6.7	FRA
イタリア	100	3.8	0.1	18.4	1.5	6.1	ITA
オランダ	100	1.9	0.1	9.2	0.7	4.6	NLD
デンマーク	100	2.2	0.2	11.3	0.9	6.1	DNK
スウェーデン	100	1.7	0.2	9.9	1.0	6.9	SWE
フィンランド	100	3.7	0.3	13.3	0.9	7.8	FIN
ノルウェー	100	2.1	2.3	7.7	1.2	8.2	NOR
ロシア	100	5.8	2.3	14.1	3.4	7.1	RUS
韓国	100	5.0	0.1	16.8	0.7	7.6	KOR
マレーシア 1)	100	11.4	0.7	16.9	1.1	8.8	MYS
タイ	100	32.1	0.2	16.5	0.5	5.6	THA
インドネシア 2)	100	30.5	1.1	14.1	0.6	5.6	IDN
フィリピン	100	24.3	0.5	8.8	0.4	9.4	PHL
オーストラリア	100	2.6	1.9	7.9	1.2	9.3	AUS
ニュージーランド	100	5.9	0.2	9.8	0.9	9.4	NZL
ブラジル	100	9.3	0.4	11.4	0.9	7.3	BRA
	Total	a	b	c	d	e	

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction.

注： 出典及び各国の注は第3-1表 (p.106~117) に準ずる。各産業の合計は必ずしも100にはならない。

1) 2016年の数値。

2) 2018年2月の数値。

	卸売・小売 3)	宿泊・飲食	運輸・保管、通信	金融・保険	不動産業、事業活動 4)	その他 5)	
							%
日本	16.5	6.2	8.9	2.8	10.1	27.2	JPN
アメリカ	13.0	6.6	9.8	5.0	12.3	32.1	USA
カナダ	16.5	6.6	6.9	4.4	13.9	30.6	CAN
イギリス	12.9	5.4	9.0	4.1	13.4	36.2	UK
ドイツ	13.9	3.8	8.2	3.0	11.2	31.3	DEU
フランス	12.7	3.9	8.3	3.3	11.3	38.0	FRA
イタリア	14.2	6.3	7.5	2.8	11.4	28.1	ITA
オランダ	14.2	4.4	7.8	2.9	13.2	41.0	NLD
デンマーク	15.6	4.2	8.2	2.6	11.4	37.1	DNK
スウェーデン	11.3	3.4	9.7	1.9	14.8	39.2	SWE
フィンランド	11.5	3.4	10.1	2.0	12.5	34.5	FIN
ノルウェー	13.1	3.4	8.6	2.0	11.6	39.8	NOR
ロシア	15.9	2.6	10.4	2.3	7.3	28.8	RUS
韓国	13.9	8.4	8.4	3.1	10.9	25.1	KOR
マレーシア 1)	17.1	8.9	5.9	2.4	7.8	18.9	MYS
タイ	16.6	7.5	3.9	1.3	3.0	12.8	THA
インドネシア 2)	18.5	6.4	4.8	1.3	1.5	15.7	IDN
フィリピン	19.4	4.2	8.8	1.3	5.0	17.9	PHL
オーストラリア	14.3	7.1	8.7	3.5	11.4	31.9	AUS
ニュージーランド	14.5	6.0	8.1	2.9	13.2	29.3	NZL
ブラジル	19.1	5.8	6.4	1.4	8.4	29.6	BRA
	f	g	h	i	j	k	

f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified.

3) 自動車・オートバイ修理業を含む。

4) 専門、科学及び技術サービス、管理・支援サービス業を含む。

5) その他のサービス業、雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動、治外法権機関及び団体の活動が対象。

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本				JPN	アメリカ 1)				USA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	54,630	58,190	59,360		計	129,267	143,750	145,978	
A	590	650	650		A	1,223	1,480	1,450	
B	30	30	30		B	584	602	607	
C	10,200	10,290	10,360		C	14,532	15,721	15,943	
D/E	640	610	600		D	1,182	1,310	1,322	
					E	674	714	659	
F	4,050	4,070	4,100		F	7,892	9,631	10,090	
G	9,670	10,110	10,160		G	18,584	19,239	19,280	
H	3,510	3,600	3,630		H	7,505	8,299	8,712	
I	3,160	3,380	3,600		I	8,683	9,997	10,038	
J	1,880	2,030	2,100		J	4,545	5,489	5,766	
K	1,870	1,900	1,840		K	6,467	7,376	7,421	
L	710	820	870		L	2,206	2,634	2,692	
M	1,510	1,760	1,850		M	6,410	7,790	7,809	
N	3,800	2,840	2,950		N	5,451	6,237	6,127	
O	2,240	2,340	2,370		O	5,058	5,281	5,590	
P	2,610	2,890	2,960		P	12,943	13,555	13,671	
Q	6,200	7,860	8,020		Q	18,383	20,399	20,727	
R	740	740	750		R	2,689	2,948	2,860	
S/T	1,520	1,540	1,540		S	3,194	3,941	3,956	
					T	667	658	778	
U	20	30	30		U	392	451	478	
X	370	740	940		X	—	—	—	

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.118-119).

注：各産業の分類基準・記号については、「A表国際標準産業分類（ISIC）」（p.118～119）を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上が対象。各国の出典は本表末尾（p.133）を参照。

1) 16歳以上が対象。

カナダ	CAN			イギリス	UK		
千人				thousands			
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2010年	2017	2018		2010	2017	2018
計/Total	15,390	16,880	17,113	計	24,966	26,996	27,423
A	219	212	221	A	143	170	160
B	14	14	14	B	94	109	116
C	249	262	269	C	2,676	2,687	2,648
D	1,680	1,703	1,704	D	168	180	192
E	141	133	145	E	186	216	238
F	1,030	1,210	1,239	F	1,344	1,359	1,383
G	2,776	2,940	2,942	G	3,615	3,776	3,773
H	1,060	1,176	1,202	H	1,198	1,275	1,312
I	1,078	1,152	1,182	I	1,281	1,573	1,595
J	719	782	780	J	860	1,058	1,065
K	1,783	2,106	2,154	K	1,106	1,131	1,215
L	918	958	968	L	231	283	297
M	1,116	1,230	1,263	M	1,391	1,754	1,818
N	1,866	2,184	2,212	N	1,085	1,205	1,201
O	692	769	774	O	1,879	1,923	2,051
P	46	45	42	P	2,909	3,023	3,011
Q	2	3	0	Q	3,529	3,858	3,937
X	0	0	0	R	587	612	622
				S	493	613	570
				T	42	31	29
				U	41	43	49
				X	111	117	139

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ドイツ				DEU	フランス				FRA
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	33,597	37,414	37,765		計	22,774	23,749	23,949	
A	285	285	275		A	246	270	270	
B	92	77	70		B	24	20	20	
C	7,261	7,633	7,697		C	3,191	3,124	3,010	
D	338	316	315		D	213	171	202	
E	199	237	241		E	179	213	215	
F	2,054	2,355	2,348		F	1,484	1,354	1,412	
G	4,533	5,279	5,318		G	2,863	2,978	2,980	
H	1,666	1,976	2,016		H	1,281	1,370	1,339	
I	1,175	1,353	1,359		I	776	853	891	
J	1,024	1,088	1,140		J	669	712	735	
K	1,154	1,147	1,124		K	825	824	843	
L	200	150	157		L	257	327	297	
M	1,311	1,790	1,792		M	1,019	1,230	1,263	
N	1,729	1,853	1,853		N	839	984	983	
O	2,779	2,856	2,885		O	2,572	2,428	2,459	
P	2,184	2,554	2,623		P	1,711	1,856	1,861	
Q	4,189	4,914	5,013		Q	3,041	3,576	3,558	
R	356	392	386		R	277	353	374	
S	852	927	930		S	564	514	552	
T	188	211	200		T	602	288	325	
U	30	21	22		U	21	19	25	
X	-	-	-		X	117	286	336	

イタリア	ITA			オランダ			NLD
千人							thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2010年	2017	2018		2010	2017	2018
計/Total	16,833	17,681	17,896	計	7,038	7,165	7,329
A	397	457	470	A	99	75	72
B	32	31	24	B	9	8	9
C	3,607	3,703	3,801	C	745	742	751
D	108	114	103	D	34	29	29
E	195	219	236	E	34	35	29
F	1,169	854	860	F	329	279	280
G	1,957	2,050	2,083	G	941	1,070	1,073
H	904	981	1,012	H	355	346	363
I	795	1,043	1,046	I	282	304	328
J	409	451	484	J	237	203	220
K	551	520	519	K	207	205	206
L	61	66	69	L	51	53	51
M	594	601	601	M	329	364	389
N	702	820	861	N	269	375	385
O	1,392	1,251	1,238	O	533	491	495
P	1,445	1,529	1,508	P	530	492	514
Q	1,399	1,576	1,583	Q	1,239	1,135	1,166
R	143	204	191	R	109	98	99
S	437	440	440	S	111	106	99
T	522	751	750	T	3	7	10
U	13	19	18	U	3	u 0	—
X	—	—	—	X	588	747	760

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-3表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク				DNK	スウェーデン				SWE
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	2,460	2,584	2,636		計	4,028	4,526	4,622	
A	34	38	39		A	35	33	33	
B	u 3	4	5		B	8	9	9	
C	326	311	315		C	509	480	480	
D	16	14	13		D	23	27	28	
E	12	13	14		E	18	20	23	
F	126	139	145		F	237	273	285	
G	357	403	416		G	478	510	515	
H	116	123	120		H	221	228	232	
I	78	108	109		I	126	154	153	
J	101	97	93		J	155	192	211	
K	85	77	74		K	92	89	93	
L	24	30	34		L	55	67	68	
M	107	121	134		M	270	341	354	
N	76	93	108		N	181	222	218	
O	157	146	142		O	270	338	363	
P	227	241	249		P	479	563	576	
Q	497	486	501		Q	682	746	741	
R	53	56	60		R	89	103	110	
S	56	55	57		S	87	105	105	
T	5	u 2			T	-	-	-	
U	u 2	u 2	u 2		U	u 1	u 1	u 1	
X	u 1	25	5		X	10	23	24	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

フィンランド				FIN	ノルウェー				NOR
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	2,120	2,147	2,204		計	2,308	2,471	2,512	
A	33	30	28		A	22	28	28	
B	6	5	6		B	45	54	63	
C	341	304	315		C	229	206	200	
D	15	16	13		D	18	18	18	
E	11	12	11		E	13	14	13	
F	132	143	155		F	152	186	199	
G	258	248	256		G	328	345	336	
H	131	122	126		H	126	121	119	
I	71	75	76		I	65	73	86	
J	86	93	102		J	87	97	97	
K	47	51	47		K	51	50	53	
L	17	22	22		L	20	20	24	
M	120	130	136		M	117	139	138	
N	87	99	100		N	87	107	119	
O	117	115	116		O	150	180	174	
P	170	177	180		P	204	215	217	
Q	362	384	394		Q	511	522	529	
R	43	50	49		R	41	45	49	
S	53	54	57		S	39	46	46	
T	8	11	8		T	2	u 0	1	
U	u 1	u 1	-		U	u 0	1	1	
X	11	4	6		X	u 1	5	1	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ロシア 2)		RUS			中国 3)		CHN		
千人									
thousands									
ISIC	rev.3		rev.4		ISIC	rev.4		rev.4	
	2010年		2017			2010		2016	
計/Total	65,158	計	67,520	67,577	計	130,515	178,881	176,438	
A	3,418	A	2,876	2,850	A	3,757	2,632	2,554	
B	104	B	1,561	1,656	B	5,620	4,909	4,554	
C	1,402	C	9,925	9,826	C	36,372	48,938	46,355	
D	10,303	D	1,903	1,921	D/E	3,105	3,876	3,770	
E	2,288	E	507	505					
F	4,805	F	4,823	4,688	F	12,675	27,247	26,432	
G	9,482	G	10,251	10,236	G	5,351	8,750	8,428	
H	1,323	H	5,685	5,735	H	6,311	8,495	8,439	
I	6,137	I	1,769	1,827	I	2,092	2,697	2,659	
J	1,323	J	1,246	1,224	J	1,858	3,641	3,954	
K	4,342	K	1,611	1,632	K	4,701	6,652	6,888	
L	5,668	L	1,218	1,200	L	2,116	4,317	4,448	
M	6,556	M	2,141	2,174	M	2,923	4,196	4,204	
N	5,488	N	1,590	1,689	N	3,101	4,884	5,226	
O	2,499	O	5,207	5,136	O/U	16,474	19,422	19,941	
P	19	P	6,820	6,847	P	15,818	17,292	17,304	
Q	1	Q	5,639	5,727	Q	6,325	8,670	8,979	
X	—	R	1,285	1,301	R	1,314	1,508	1,522	
		S	1,435	1,380	S/T	602	754	782	
		T	26	19					
		U	3	6					
		X	—	—	X	—	—	—	

2) クリミア自治共和国及びウクライナのセヴァストポリ特別市を含む。

3) 16歳以上、かつ民間企業を除く都市部企業の登録雇用者が対象。各年12月末の数値。分類Gは自動車・オートバイ修理業を除く。

香港	HKG			韓国	KOR		
千人					thousands		
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2010年	2015	2016		2010	2017	2018
計/Total	3,129	3,437	3,458	計	17,111	19,934	20,084
A	—	—	—	A	177	130	131
B	—	—	—	B	19	23	19
C	117	103	106	C	3,485	3,989	4,011
D	—	—	—	D	78	87	69
E	—	—	—	E	59	91	118
F	232	291	301	F	1,374	1,544	1,604
G	730	721	704	G	2,031	2,301	2,284
H	254	268	263	H	704	785	803
I	250	275	277	I	1,143	1,411	1,361
J	99	124	128	J	610	708	760
K	191	222	225	K	790	752	800
L	141	149	146	L	338	417	349
M	264	175	175	M	754	937	923
N	145	159		N	973	1,220	1,210
O	111	111	114	O	970	1,058	1,110
P	174	202	197	P	1,448	1,548	1,495
Q	156	186	187	Q	1,085	1,834	1,951
R	49	55	54	R	235	276	289
S	83	89	86	S	679	760	749
T	—	—	—	T	148	54	40
U	—	—	—	U	13	12	7
X	278	323	336	X	—	—	—

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

シンガポール 4)				SGP	マレーシア 5)				MYS
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2011年	2015	2017			2010	2015	2016	
計/Total	1,699	1,847	1,857		計	8,813	10,396	10,534	
					A	695	808	773	
					B	54	103	94	
C	274	221	207		C	1,761	1,983	2,052	
					D	52	61	77	
					E	58	62	69	
F	79	87	79		F	839	987	934	
G	239	304	296		G	1,226	1,534	1,565	
H	139	131	129		H	424	476	489	
I	111	117	114		I	511	685	724	
J	79	76	79		J	148	195	194	
K	125	149	166		K	275	312	301	
L	29	38	40		L	46	58	67	
M	105	143	143		M	221	283	302	
N	89	99	106		N	306	540	552	
O/P	249	274	277		O	775	751	748	
					P	746	863	890	
Q	83	99	119		Q	246	351	378	
R	31	34	32		R	76	67	68	
S/T/U	47	52	50		S	115	134	133	
					T	238	141	125	
					U	4	-	1	
A/B/D/E/X	22	22	20		X	-	-	-	

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

5) 15～64歳までが対象。

タイ	THA			インドネシア			IDN
千人							thousands
ISIC	rev.3	rev.4	rev.4	ISIC	rev.3	rev.4	rev.4
	2010年	2017	2018		2010	2014	2015
計/Total	16,944	計 18,458	18,334	計	42,901	計 54,361	57,733
A	2,260	A 1,797	1,871	A	8,202	A 8,196	8,598
B	89	B 61	69	B	571	B 1,137	1,030
C	38	C 4,806	4,866	C	772	C 10,810	11,401
D	4,182	D 127	113	D	7,819	D 223	203
E	106	E 80	64	E	198	E 136	185
F	1,960	F 1,639	1,552	F	4,396	F 6,552	7,235
G	2,130	G 2,524	2,508	G	4,014	G 6,085	6,699
H	719	H 654	661	H	1,011	H 2,333	2,391
I	534	I 956	919	I	2,202	I 1,488	1,677
J	353	J 195	173	J	842	J 451	486
K	566	K 501	474	K	524	K 1,537	1,692
L	1,488	L 137	132	L	3,261	L 178	204
M	1,231	M 263	280	M	4,178	M 274	315
N	648	N 503	480	N	825	N 699	771
O	378	O 1,589	1,626	O	2,053	O 3,920	4,034
P	234	P 1,162	1,138	P	2,012	P 5,486	5,604
Q	27	Q 684	620	Q	u 2	Q 1,261	1,343
X	-	R 130	126	X	20	R 294	308
		S 347	377			S 1,160	1,198
		T 218	211			T 2,139	2,360
		U 85	73			U -	u 1
		X -	-			X -	-

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィリピン				PHL	オーストラリア				AUS
千人									thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018			2010	2017	2018	
計/Total	19,515	25,089	26,128		計	8,946	10,155	10,504	
A	2,830	3,127	3,334		A	132	152	154	
B	426	169	179		B	184	212	236	
C	2,191	2,863	2,930		C	899	824	863	
D	39	80	88		D	73	70	78	
E	115	69	61		E	59	60	66	
F	60	3,485	3,804		F	596	722	759	
G	1,896	3,058	3,048		G	1,462	1,532	1,566	
H	2,350	1,653	1,668		H	453	521	524	
I	752	1,228	1,258		I	640	775	792	
J	1,260	336	343		J	289	351	383	
K	517	491	524		K	352	380	395	
L	24	143	156		L	106	124	130	
M	2,783	222	245		M	470	560	574	
N	1,166	1,451	1,559		N	308	313	329	
O	—	2,408	2,559		O	679	753	770	
P	405	1,189	1,181		P	787	940	963	
Q	—	455	494		Q	1,118	1,470	1,523	
R	615	282	310		R	168	200	211	
S	1,926	2,378	2,384		S	167	189	183	
T	—	u 1	—		T	4	5	2	
U	u 2	2	4		U	1	1	1	
X	157	—	—		X	0	1	1	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

ニュージーランド	NZL			ブラジル					BRA
千人	thousands								
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.3	ISIC	rev.4	rev.4	
	2010年	2017	2018		2011		2017	2018	
計/Total	1,803	2,088	2,130	計	61,974	計	60,752	61,207	
A	84	87	83	A	4,013	A	3,275	3,361	
B	7	4	5	B	66	B	374	370	
C	228	227	224	C	353	C	7,693	7,671	
D	10	13	12	D	9,099	D	202	212	
E	6	8	9	E	337	E	463	432	
F	120	165	168	F	4,094	F	2,965	2,857	
G	301	325	327	G	10,248	G	10,545	10,517	
H	79	93	99	H	2,805	H	2,736	2,654	
I	102	126	131	I	3,540	I	2,700	2,722	
J	58	71	75	J	1,127	J	953	991	
K	58	66	68	K	5,257	K	1,093	1,092	
L	14	21	23	L	4,975	L	333	336	
M	100	127	131	M	4,708	M	1,699	1,640	
N	63	78	81	N	3,052	N	3,355	3,461	
O	110	130	138	O	1,767	O	4,987	5,012	
P	180	215	217	P	6,480	P	5,681	5,949	
Q	206	233	250	Q	u 4	Q	3,785	3,884	
R	33	36	39	X	49	R	541	560	
S	40	44	48			S	1,233	1,267	
T	3	1	1			T	6,123	6,195	
U	1	-	1			U	8	8	
X	-	18	-			X	7	15	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：カナダ：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by activities and status" 2019年9月現在

中国：国家统计局(NBS) (2018.9) 「中国統計年鑑2018」

その他の国：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年9月現在

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Employment by occupation and sex

日本 1)										JPN
千人										thousands
ISCO -08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	62,980	36,430	26,560	65,300	36,720	28,590	66,640	37,170	29,460	
1	1,620	1,450	180	1,440	1,250	190	1,340	1,150	200	
2/3	9,620	5,190	4,420	11,110	5,860	5,250	11,310	5,940	5,380	
4	12,370	5,010	7,350	12,950	5,140	7,810	13,110	5,170	7,940	
5/0	17,690	8,950	8,750	17,940	8,620	9,320	18,390	8,730	9,640	
6	2,530	1,550	970	2,170	1,400	770	2,220	1,420	800	
7	9,250	6,610	2,640	8,890	6,290	2,610	9,120	6,440	2,670	
8	2,240	2,160	80	2,190	2,140	50	2,180	2,120	60	
9	7,120	5,210	1,930	7,660	5,500	2,160	7,730	5,530	2,210	
X	540	300	240	950	520	430	1,240	670	560	
	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F	

アメリカ										USA
千人										thousands
ISCO -08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	139,064	73,359	65,705	153,337	81,402	71,936	155,761	82,698	73,063	
1	13,589	8,266	5,323	16,278	9,686	6,592	16,756	9,929	6,827	
2	28,995	13,173	15,823	33,928	15,541	18,387	34,864	15,985	18,880	
3	20,830	10,428	10,402	21,849	10,730	11,119	22,132	10,885	11,247	
4	15,217	3,614	11,603	15,476	4,014	11,462	15,347	4,124	11,223	
5	26,291	10,264	16,027	28,175	11,373	16,802	28,440	11,288	17,152	
6	229	204	25	275	255	20	255	234	21	
7	12,972	11,828	1,144	13,272	11,986	1,285	13,452	12,154	1,299	
8	8,070	6,572	1,498	9,029	7,255	1,774	9,167	7,413	1,754	
9	12,870	9,010	3,860	15,056	10,561	4,495	15,348	10,686	4,662	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

Item 0 to 9 and X: See "Table B: International Standard Classification of Occupation (ISCO)" (p.144).

注：ISCO分類記号は「B表 国際標準職業分類 (ISCO)」(p.144)を参照。

- 1) 日本独自の分類 (JSCO) による数値を、大分類レベルでISCOに当てはめて集計したもので、厳密には国際分類とは異なる。分類7は生産工程従事者、分類8は輸送・機械運転従事者、分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。

イギリス²⁾

UK

千人

thousands

ISCO -88/08	2010年			2017			2018		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	29,125	15,527	13,598	31,963	16,954	15,009	32,354	17,147	15,208
1	4,456	2,866	1,590	3,568	2,278	1,290	3,659	2,331	1,328
2	4,439	2,429	2,010	7,986	4,082	3,904	8,179	4,178	4,000
3	3,775	1,760	2,015	3,991	1,919	2,073	4,081	1,983	2,098
4	3,665	871	2,795	3,128	1,022	2,106	3,177	1,002	2,175
5	5,106	1,455	3,651	5,830	1,856	3,974	5,759	1,818	3,941
6	349	305	45	375	325	50	377	327	50
7	2,467	2,375	92	2,619	2,452	168	2,603	2,434	168
8	1,719	1,507	212	1,579	1,395	184	1,581	1,405	176
9	2,957	1,812	1,145	2,747	1,513	1,233	2,769	1,538	1,231
0	88	84	u 4	81	74	u 7	90	80	10
X	104	63	41	59	40	19	79	51	29
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

ドイツ²⁾

DEU

千人

thousands

ISCO -88/08	2010年			2017			2018		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	37,993	20,423	17,570	41,664	22,289	19,374	41,915	22,395	19,520
1	2,198	1,540	658	1,922	1,361	562	1,974	1,394	580
2	5,803	3,425	2,378	7,430	4,090	3,340	7,503	4,115	3,387
3	8,340	3,365	4,975	9,271	4,010	5,261	9,462	4,043	5,419
4	4,536	1,477	3,059	5,409	1,901	3,509	5,374	1,905	3,469
5	4,708	1,165	3,543	5,878	2,190	3,688	5,870	2,215	3,654
6	673	470	203	531	436	95	545	448	97
7	5,432	4,923	509	5,153	4,579	574	5,129	4,556	573
8	2,531	2,167	364	2,532	2,174	358	2,561	2,195	365
9	3,102	1,457	1,645	3,298	1,351	1,947	3,270	1,333	1,937
0	180	169	11	183	166	17	185	165	20
X	490	264	226	55	32	24	42	25	17
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

2) 2010年と2017年間の縦線は、ISCO分類のバージョンの境目を示す。縦線より前の年はISCO-88区分、後ろの年はISCO-08区分を採用。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

フランス 2)										FRA
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	25,731	13,520	12,210	26,880	13,948	12,932	27,122	14,031	13,091	
1	2,262	1,391	870	1,929	1,286	644	1,965	1,288	677	
2	3,643	2,027	1,616	4,839	2,350	2,489	5,004	2,426	2,578	
3	4,830	2,299	2,531	5,356	2,721	2,636	5,400	2,693	2,708	
4	2,946	769	2,177	2,238	564	1,674	2,173	541	1,632	
5	3,367	906	2,461	4,234	1,433	2,801	4,343	1,431	2,911	
6	917	699	218	845	652	193	805	632	173	
7	2,806	2,569	237	2,406	2,153	254	2,384	2,142	242	
8	2,153	1,761	392	2,037	1,620	417	2,045	1,649	396	
9	2,512	847	1,665	2,738	977	1,761	2,659	969	1,690	
0	278	245	33	190	161	30	247	207	40	
X	16	u 8	u 8	67	31	36	95	52	43	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

イタリア 2)										ITA
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	22,527	13,375	9,152	23,023	13,349	9,674	23,215	13,447	9,768	
1	1,766	1,186	580	865	627	238	863	630	233	
2	2,268	1,225	1,042	3,414	1,559	1,855	3,492	1,599	1,893	
3	4,554	2,349	2,205	4,032	2,447	1,585	4,089	2,487	1,602	
4	2,860	1,130	1,729	2,750	1,002	1,748	2,753	991	1,762	
5	2,550	1,052	1,498	4,057	1,652	2,405	4,071	1,666	2,405	
6	519	402	117	531	416	115	535	416	119	
7	3,603	3,185	418	3,025	2,728	297	3,040	2,732	308	
8	1,794	1,484	310	1,548	1,266	282	1,564	1,295	269	
9	2,354	1,110	1,245	2,561	1,420	1,141	2,564	1,398	1,166	
0	258	251	7	241	232	9	237	228	9	
X	-	-	-	-	-	-	6	4	u 2	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

オランダ 2) NLD

千人											thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
計 T	8,290	4,501	3,789	8,605	4,617	3,987	8,798	4,705	4,093		
1	910	651	259	466	342	124	454	337	116		
2	1,657	884	773	2,210	1,153	1,057	2,333	1,209	1,124		
3	1,485	689	796	1,352	654	698	1,406	684	722		
4	953	290	663	788	308	480	822	325	498		
5	1,165	353	813	1,608	514	1,094	1,635	528	1,107		
6	124	92	32	168	136	32	161	131	30		
7	682	650	32	706	653	53	679	623	56		
8	447	400	47	389	348	41	397	358	39		
9	706	382	324	760	400	360	765	412	354		
0	31	28	3	21	18	u 2	25	23	u 2		
X	130	82	48	138	92	47	122	76	46		
	T	M	F	T	M	F	T	M	F		

デンマーク 2) DNK

千人											thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
計 T	2,706	1,415	1,292	2,816	1,487	1,329	2,868	1,515	1,353		
1	128	99	29	69	50	19	77	56	20		
2	463	256	206	732	324	408	771	341	430		
3	636	274	362	504	279	224	500	282	218		
4	258	73	185	200	58	142	188	55	132		
5	479	134	344	556	208	348	567	211	355		
6	57	48	10	45	37	8	49	39	10		
7	245	234	12	216	201	15	219	203	16		
8	143	120	23	142	123	19	152	131	21		
9	286	167	120	309	176	133	318	174	144		
0	11	10	-	13	12	u 1	13	12	-		
X	-	-	-	29	18	12	14	10	4		
	T	M	F	T	M	F	T	M	F		

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

スウェーデン 2)										SWE
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	4,524	2,394	2,130	5,022	2,629	2,393	5,113	2,680	2,433	
1	245	168	77	300	183	117	316	194	122	
2	888	440	448	1,398	595	803	1,469	623	847	
3	962	462	500	926	526	400	948	536	412	
4	362	117	244	323	128	196	321	127	193	
5	842	225	617	970	322	648	947	310	637	
6	92	70	23	85	60	24	81	59	23	
7	438	413	25	463	427	36	472	437	35	
8	411	348	63	298	255	43	293	249	44	
9	269	138	131	236	114	122	242	127	116	
0	10	10	—	15	14	u 2	16	14	u 2	
X	5	3	u 2	7	5	2	7	5	2	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィンランド 2)										FIN
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,447	1,259	1,188	2,473	1,282	1,191	2,540	1,317	1,223	
1	256	178	78	85	59	27	85	58	27	
2	473	239	233	617	323	295	641	333	309	
3	405	160	245	469	198	271	488	208	280	
4	157	37	119	144	35	108	147	38	109	
5	389	76	313	470	136	334	472	137	335	
6	103	65	38	80	54	26	82	56	26	
7	268	244	24	262	245	17	267	245	22	
8	190	160	30	182	157	25	192	165	27	
9	191	86	104	152	65	87	155	68	87	
0	10	9	—	9	8	u 0	9	8	—	
X	8	4	u 4	u 3	u 1	u 1	u 3	—	—	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

ノルウェー 2)										NOR
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,501	1,315	1,186	2,644	1,392	1,252	2,686	1,421	1,265	
1	147	97	51	229	141	88	236	152	84	
2	352	192	160	723	294	430	732	303	430	
3	621	283	338	435	253	183	432	249	183	
4	170	63	107	148	66	82	148	64	84	
5	605	189	416	547	175	372	570	189	381	
6	56	45	11	49	38	10	50	38	12	
7	252	241	10	242	231	11	248	236	12	
8	177	154	23	154	135	19	149	132	17	
9	111	43	68	88	39	50	97	41	56	
0	6	6	-	28	21	8	21	16	5	
X	4	2	u 2	u 0	-	u 0	2	1	1	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ロシア 2)										RUS
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2016			2017			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	69,934	35,566	34,367	72,393	37,201	35,192	72,316	37,188	35,128	
1	5,617	3,449	2,168	5,090	2,951	2,139	4,919	2,887	2,032	
2	13,288	5,061	8,227	17,212	6,328	10,884	17,596	6,470	11,125	
3	10,767	3,503	7,264	9,441	3,752	5,689	9,544	3,798	5,746	
4	2,045	214	1,831	2,249	352	1,896	2,331	371	1,960	
5	9,997	2,991	7,006	11,103	3,422	7,681	11,383	3,494	7,889	
6	2,462	1,255	1,207	2,486	1,226	1,260	1,814	960	854	
7	9,644	7,678	1,967	9,387	7,766	1,621	9,573	7,923	1,650	
8	8,645	7,711	934	9,115	8,078	1,036	9,150	8,155	995	
9	7,468	3,705	3,763	6,311	3,327	2,984	6,006	3,130	2,876	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

香港 2)										HKG
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2015			2016			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	3,474	1,834	1,641	3,774	1,929	1,845	3,787	1,922	1,865	
1	347	241	107	410	274	135	443	299	144	
2	232	146	86	303	191	113	287	177	110	
3	679	377	302	744	405	339	748	397	351	
4	557	153	404	520	142	378	511	140	371	
5	547	258	289	621	257	365	620	258	361	
6	3	3	1	4	3	1	4	3	1	
7	244	236	8	249	237	12	240	229	11	
8	196	185	11	175	169	6	169	164	5	
9	670	236	434	747	251	497	767	256	511	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

韓国										KOR
千人										thousands
ISCO -08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	24,033	14,041	9,992	26,725	15,368	11,356	26,822	15,372	11,450	
1	567	514	53	313	274	39	371	317	54	
2	4,602	2,559	2,043	5,427	2,802	2,625	5,491	2,839	2,652	
3	3,776	1,992	1,784	4,663	2,451	2,212	4,762	2,449	2,312	
4	2,453	826	1,627	2,946	990	1,956	2,969	984	1,985	
5	2,958	1,404	1,553	3,091	1,510	1,581	3,037	1,495	1,542	
6	1,460	867	593	1,198	757	441	1,266	784	482	
7	2,262	1,933	329	2,384	2,053	331	2,347	2,028	318	
8	2,726	2,394	333	3,171	2,777	394	3,098	2,716	382	
9	3,229	1,553	1,676	3,533	1,755	1,778	3,483	1,760	1,723	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

シンガポール 3) SGP千人 thousands

ISCO -08	2010年			2017			2018		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	1,963	1,107	856	2,175	1,189	986	2,204	1,197	1,007
1	335	220	115	333	218	115	323	205	118
2	383	218	165	436	239	197	450	246	204
3	310	167	143	451	226	225	482	245	237
4	241	51	190	244	56	188	238	58	180
5	239	114	126	252	112	140	266	119	147
6/X	69	67	2	69	67	2	70	67	3
7	87	78	9	76	67	9	70	61	9
8	154	126	28	154	136	18	150	131	19
9	146	67	79	161	68	92	156	66	90
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

マレーシア 2) 4) MYS千人 thousands

ISCO -88/08	2010年			2015			2016		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	11,777	7,549	4,228	14,068	8,691	5,377	14,164	8,730	5,434
1	861	647	214	719	557	162	659	524	134
2	717	381	336	1,462	641	822	1,755	788	967
3	1,664	1,013	651	1,407	926	481	1,454	995	458
4	1,139	343	796	1,241	351	890	1,164	310	854
5	1,951	1,105	846	3,189	1,602	1,587	3,176	1,569	1,607
6	1,421	1,080	341	940	713	227	872	675	197
7	1,242	1,072	170	1,579	1,276	303	1,570	1,272	298
8	1,385	1,035	349	1,585	1,278	307	1,670	1,321	349
9	1,398	874	524	1,946	1,348	598	1,844	1,275	569
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

3) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

4) 15～64歳が対象。

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

タイ 2)										THA
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	38,037	20,652	17,385	37,458	20,423	17,035	37,865	20,630	17,235	
1	1,173	871	302	1,426	947	479	1,394	921	473	
2	1,609	643	966	2,151	849	1,301	2,105	828	1,277	
3	1,501	712	789	1,747	801	946	1,732	823	909	
4	1,514	486	1,028	1,556	454	1,103	1,596	488	1,108	
5	6,848	2,664	4,184	7,649	3,134	4,515	7,656	3,117	4,539	
6	13,225	7,481	5,744	10,750	6,302	4,448	11,089	6,481	4,608	
7	4,534	3,212	1,322	4,262	3,145	1,117	4,270	3,104	1,166	
8	3,028	2,178	850	3,634	2,546	1,088	3,683	2,601	1,082	
9	4,606	2,405	2,201	4,282	2,245	2,037	4,340	2,267	2,073	
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィリピン										PHL
千人										thousands
ISCO -88/08	2010年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	36,035	21,921	14,114	40,334	25,067	15,267	41,157	25,424	15,732	
1	4,979	2,354	2,625	6,490	3,147	3,342	6,588	3,119	3,469	
2	1,686	531	1,155	2,149	747	1,402	2,243	812	1,431	
3	954	458	495	1,533	791	742	1,663	859	803	
4	2,003	753	1,250	2,283	936	1,347	2,389	969	1,420	
5	3,838	1,891	1,947	6,069	2,947	3,122	6,171	2,851	3,320	
6	5,747	4,904	843	5,426	4,502	924	5,096	4,223	873	
7	2,792	2,213	579	3,198	2,732	466	3,230	2,763	467	
8	2,259	2,040	219	2,552	2,229	323	2,623	2,347	276	
9	11,622	6,652	4,970	10,538	6,943	3,595	11,060	7,391	3,668	
0	91	87	3	95	92	3	94	90	4	
X	65	38	27							
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

オーストラリア										AUS
千人										thousands
ISCO -08	2010年			2016			2017			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	10,991	6,004	4,987	11,999	6,415	5,584	12,276	6,541	5,736	
1	1,226	804	422	1,368	866	503	1,366	838	528	
2	2,212	1,039	1,173	2,602	1,175	1,427	2,706	1,215	1,490	
3	1,397	648	749	1,563	727	835	1,564	724	840	
4	1,160	270	890	1,181	284	898	1,158	275	882	
5	1,765	552	1,213	2,055	650	1,405	2,123	684	1,439	
6	291	227	64	250	201	49	259	211	48	
7	1,263	1,203	60	1,251	1,188	63	1,309	1,239	70	
8	742	633	108	764	661	104	798	692	106	
9	935	628	307	964	663	301	995	663	331	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ブラジル 2)										BRA
千人										thousands
ISCO -88/08	2011年			2017			2018			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	90,840	52,532	38,309	89,793	50,829	38,964	91,051	51,275	39,776	
1	4,113	2,628	1,485	4,437	2,667	1,770	4,070	2,459	1,611	
2	7,936	3,062	4,873	9,437	3,744	5,694	10,009	3,954	6,056	
3	6,170	3,467	2,703	7,168	3,819	3,349	6,935	3,829	3,106	
4	7,676	3,121	4,555	6,882	2,633	4,249	7,473	2,803	4,670	
5	15,795	6,384	9,411	20,123	8,692	11,431	20,882	9,029	11,853	
6	13,534	9,289	4,245	5,401	4,286	1,115	5,577	4,467	1,109	
7	9,442	8,559	883	12,261	10,178	2,082	12,081	9,923	2,158	
8	8,553	6,616	1,937	7,375	6,381	994	7,611	6,579	1,031	
9	16,863	8,714	8,149	15,881	7,686	8,195	15,572	7,483	8,090	
0	703	659	43	812	730	82	829	742	87	
X	55	32	23	17	13	4	11	7	4	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」
 韓国（2017年以降）：統計情報サービス（<https://kosis.kr/>）2019年7月現在
 シンガポール（2018年）：人材開発省（2019.1）*Labour Force in Singapore 2018*
 その他：ILOSTAT Database（<https://ilostat.ilo.org/data/>）2019年7月現在

B表 国際標準職業分類 (ISCO)

Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO)

国際標準職業分類-08		ISCO-08
1	管理職	Managers
2	専門職	Professionals
3	技師, 准専門職	Technicians and associate professionals
4	事務補助員	Clerical support workers
5	サービス・販売従事者	Service and sales workers
6	農林漁業従事者	Skilled agricultural, forestry and fishery workers
7	技能工及び関連職業の従事者	Craft and related trades workers
8	設備・機械の運転・組立工	Plant and machine operators, and assemblers
9	単純作業の従事者	Elementary occupations
0	軍人	Armed forces occupations
X	分類不能, 無回答	Not elsewhere classified or No response
国際標準職業分類-88		ISCO-88
1	立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者	Legislators, senior officials and managers
2	専門的職業従事者	Professionals
3	技術者, 准専門的職業従事者	Technicians and associate professionals
4	事務的職業従事者	Clerks
5	サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者	Service workers and shop and market sales workers
6	熟練の農林漁業従事者	Skilled agricultural and fishery workers
7	熟練職業及び関連職業従事者	Craft and related trades workers
8	装置・機械操作員及び組立工	Plant and machine operators and assemblers
9	初級の職業	Elementary occupations
0	軍隊	Armed forces
X	分類不能, 無回答	Not elsewhere classified or No response

出典：ILOウェブサイト (<https://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/>)

総務省ウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/)

第3-5表 就業者の職業別構成比 (2018年)

Table 3-5: Occupational composition of employment (2018)

	管理 職	専門 職	技師, 准専 門職	事務 補助 員	サービス ・販売 従事者	農林 漁業 従事者	技能工 及び 関連 職業の 従事者	設備・ 機械の 運転・ 組立工 従事者	単純 作業の 従事者	
%										% of total
日本	2.0	17.0	14.2	19.7	27.6	3.3	13.7	3.3	11.6	JPN
アメリカ	10.8	22.4	12.6	9.9	18.3	0.2	8.6	5.9	9.9	USA
イギリス	11.3	25.3	12.6	9.8	17.8	1.2	8.0	4.9	8.6	UK
ドイツ	4.7	17.9	22.6	12.8	14.0	1.3	12.2	6.1	7.8	DEU
フランス	7.2	18.4	19.9	8.0	16.0	3.0	8.8	7.5	9.8	FRA
イタリア	3.7	15.0	17.6	11.9	17.5	2.3	13.1	6.7	11.0	ITA
オランダ	5.2	26.5	16.0	9.3	18.6	1.8	7.7	4.5	8.7	NLD
デンマーク	2.7	26.9	17.4	6.6	19.8	1.7	7.6	5.3	11.1	DNK
スウェーデン	6.2	28.7	18.5	6.3	18.5	1.6	9.2	5.7	4.7	SWE
フィンランド	3.3	25.2	19.2	5.8	18.6	3.2	10.5	7.6	6.1	FIN
ノルウェー	8.8	27.3	16.1	5.5	21.2	1.9	9.2	5.5	3.6	NOR
ロシア 1)	6.8	24.3	13.2	3.2	15.7	2.5	13.2	12.7	8.3	RUS
香港 2)	11.7	7.6	19.8	13.5	16.4	0.1	6.3	4.5	20.3	HKG
韓国	1.4	20.5	17.8	11.1	11.3	4.7	8.8	11.6	13.0	KOR
シンガポール	14.6	20.4	21.8	10.8	12.1	3.2	3.2	6.8	7.1	SGP
マレーシア 2)	4.7	12.4	10.3	8.2	22.4	6.2	11.1	11.8	13.0	MYS
タイ	3.7	5.6	4.6	4.2	20.2	29.3	11.3	9.7	11.5	THA
フィリピン	16.0	5.4	4.0	5.8	15.0	12.4	7.8	6.4	26.9	PHL
オーストラリア 1)	11.1	22.0	12.7	9.4	17.3	2.1	10.7	6.5	8.1	AUS
ブラジル	4.5	11.0	7.6	8.2	22.9	6.1	13.3	8.4	17.1	BRA
ISCO-08(*)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

*Occupational classification: 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations.

注：原則2018年の数値。出典及び各国の注は「第3-4表性別・職業別就業者数」(p.134~143)に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1~9を合算しても100(就業者計)にはならない。

- 1) 2017年の数値。
- 2) 2016年の数値。

第3-6表 管理職に占める女性の割合

Table 3-6: Women's share of managerial employment

	2010年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
								%
日本 1)	11.1	11.2	11.3	12.4	12.9	13.2	14.9	JPN
アメリカ	39.2	38.9	38.9	39.6	39.7	40.5	40.7	USA
イギリス	35.7	34.0	35.3	35.4	36.0	36.2	36.3	UK
ドイツ	29.9	28.9	29.0	29.3	29.3	29.2	29.4	DEU
フランス	38.5	36.0	32.8	31.7	32.9	33.4	34.5	FRA
イタリア	32.8	26.9	26.6	26.6	27.6	27.5	27.0	ITA
オランダ	28.5	24.6	25.4	26.0	25.4	26.6	25.6	NLD
デンマーク	22.7	27.5	25.9	26.5	28.2	27.5	26.0	DNK
スウェーデン	31.4	35.6	37.0	39.8	39.2	39.0	38.6	SWE
フィンランド	30.5	29.0	33.3	33.3	34.6	31.8	31.8	FIN
ノルウェー	34.7	32.8	35.4	36.0	37.6	38.4	35.6	NOR
ロシア	38.6	38.4	38.1	38.7	42.0	41.3	—	RUS
香港	30.8	30.9	33.7	32.9	32.5	—	—	HKG
韓国	9.3	11.5	11.1	10.3	9.9	12.5	14.6	KOR
シンガポール	34.3	33.7	33.9	34.2	—	34.5	36.4	SGP
マレーシア	24.9	22.1	22.3	22.5	20.3	—	—	MYS
タイ	25.7	33.0	32.7	32.8	32.7	33.6	33.9	THA
フィリピン	52.7	47.1	47.0	46.9	—	51.5	52.7	PHL
オーストラリア	34.4	35.9	36.3	37.7	36.8	38.7	—	AUS
ブラジル 2)	36.1	38.0	38.7	39.4	39.6	39.9	39.6	BRA

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

韓国（2013年以降）：統計情報サービス (<https://kosis.kr/>) 2019年7月現在

シンガポール（2018年）：人材開発省（2019.1）*Labour Force in Singapore 2018*

その他：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年7月現在

注：ここでいう「管理職」とは、国際標準職業分類2008年改訂版（ISCO-08）による大分類の「区分1」に相当する者を指す。

本表は、「区分1」の就業者総数（男女計）に対する同区分の女性就業者割合を算出したものである。

1) 日本独自の職業分類基準を採用しているため、国際標準職業分類とは異なる。

2) 2010年の欄は、2011年の数値。

第3-7表 従業上の地位別就業者数

Table 3-7: Employment by professional status

雇用者	2005年			2010			2018			対就業者割合	2005	2010	2018	Employees
	千人	thousands		千人	thousands		千人	thousands						
日本	53,930	55,000	59,360	84.8	87.3	89.1	JPN							
アメリカ	131,143	129,267	145,958	92.5	93.0	93.7	USA							
カナダ	14,602	15,390	17,113	90.6	90.7	91.7	CAN							
イギリス	24,929	24,929	27,361	86.7	85.6	84.6	UK							
ドイツ	31,849	33,569	37,684	87.6	88.4	89.9	DEU							
フランス	22,263	22,770	23,935	89.1	88.5	88.2	FRA							
イタリア	16,424	16,829	17,890	73.3	74.7	77.1	ITA							
オランダ	6,756	7,033	7,322	86.3	84.8	83.2	NLD							
デンマーク	2,507	2,460	2,636	91.7	90.9	91.9	DNK							
スウェーデン	3,869	4,028	4,622	89.2	89.0	90.4	SWE							
フィンランド	2,097	2,120	2,204	87.3	86.6	86.8	FIN							
ノルウェー	2,110	2,308	2,512	92.4	92.3	93.5	NOR							
ロシア	63,029	65,158	67,478	92.2	93.2	93.3	RUS							
韓国	15,186	17,111	20,084	66.5	71.2	74.9	KOR							
オーストラリア	8,636	9,753	11,370	87.4	88.5	90.4	AUS							
ニュージーランド	1,695	1,804	2,153	81.5	83.8	81.8	NZL							
自営業主	Employers and persons working on own account													
	千人	thousands		対就業者割合	% of total employment									
日本	6,500	5,820	5,350	10.2	9.2	8.0	JPN							
アメリカ	10,464	9,681	9,707	7.4	7.0	6.2	USA							
カナダ	1,496	1,557	1,520	9.3	9.2	8.1	CAN							
イギリス	3,638	3,979	4,773	12.7	13.7	14.8	UK							
ドイツ	4,077	4,180	4,011	11.2	11.0	9.6	DEU							
フランス	2,477	2,815	3,094	9.9	10.9	11.4	FRA							
イタリア	5,566	5,329	5,040	24.8	23.7	21.7	ITA							
オランダ	1,024	1,199	1,439	13.1	14.5	16.4	NLD							
デンマーク	223	239	220	8.1	8.8	7.7	DNK							
スウェーデン	453	484	480	10.4	10.7	9.4	SWE							
フィンランド	291	314	324	12.1	12.8	12.8	FIN							
ノルウェー	163	188	170	7.2	7.5	6.3	NOR							
ロシア	5,238	4,479	4,578	7.7	6.4	6.3	RUS							
韓国	e 6,141	e 5,642	e 5,638	e 26.9	e 23.5	e 21.0	KOR							
オーストラリア	1,212	1,240	1,190	12.3	11.2	9.5	AUS							
ニュージーランド	373	327	458	17.9	15.2	17.4	NZL							

e) 推計値。

e) Estimated.

第3-7表 従業上の地位別就業者数 (続き)

Table 3-7: Employment by professional status (cont.)

	2005年	2010	2018	2005	2010	2018	
無賃家族従業者	Unpaid family workers						
	千人		thousands	対就業者割合	% of total employment		
日本 1)	2,820	1,900	1,510	4.4	3.0	2.3	JPN
アメリカ	122	117	96	0.1	0.1	0.1	USA
カナダ	26	18	24	0.2	0.1	0.1	CAN
イギリス	96	94	115	0.3	0.3	0.4	UK
ドイツ	419	217	139	1.2	0.6	0.3	DEU
フランス	242	142	74	1.0	0.6	0.3	FRA
イタリア	415	366	280	1.8	1.6	1.2	ITA
オランダ	47	52	30	0.6	0.6	0.3	NLD
デンマーク	22	8	11	0.8	0.3	0.4	DNK
スウェーデン	15	11	11	0.3	0.3	0.2	SWE
フィンランド	13	14	11	0.5	0.6	0.4	FIN
ノルウェー	6	5	3	0.3	0.2	0.1	NOR
ロシア	71	297	298	0.1	0.4	0.4	RUS
韓国	1,504	1,280	1,101	6.6	5.3	4.1	KOR
オーストラリア	33	30	24	0.3	0.3	0.2	AUS
ニュージーランド	13	23	22	0.6	1.1	0.8	NZL

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計，長期時系列）」

その他：OECD database (<https://stats.oecd.org>) "Employment by activities and status (ALFS)" 2019年8月現在

注：軍人を除く。

1) 無賃家族従業者の欄は、収入がある者を含む。

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
男女計									Total
日本 1)	18.3	20.2	21.9	22.7	22.7	22.8	22.4	23.9	JPN
アメリカ 2)	12.8	14.1	13.7	13.6	13.3	13.4	12.9	12.7	USA
カナダ 3)	18.4	19.6	19.1	19.3	18.9	19.2	19.1	18.7	CAN
イギリス 4)	22.9	24.6	24.6	24.1	24.0	23.8	23.5	23.2	UK
ドイツ 4)	21.5	21.8	22.6	22.3	22.4	22.1	22.2	22.0	DEU
フランス 4)	13.2	13.7	14.0	14.3	14.4	14.2	14.3	14.0	FRA
イタリア 4) 5)	14.7	16.4	18.5	18.8	18.7	18.6	18.5	18.0	ITA
オランダ 4)	35.6	37.1	38.5	38.3	38.5	37.7	37.3	37.3	NLD
デンマーク 4)	17.3	19.2	19.2	19.7	20.0	21.5	20.2	20.0	DNK
スウェーデン 3)	13.5	14.5	14.3	14.2	14.1	13.8	13.8	13.7	SWE
フィンランド 6)	11.2	12.5	13.0	13.3	13.4	14.0	14.0	14.1	FIN
ノルウェー 7)	20.8	20.4	20.2	19.9	20.1	19.8	19.3	19.3	NOR
ロシア	5.6	4.3	4.3	4.0	4.2	4.3	3.5	3.8	RUS
韓国 2)	8.9	10.6	11.0	10.3	10.5	10.8	11.4	12.2	KOR
オーストラリア 8)	24.0	24.8	24.9	25.2	25.2	25.9	25.7	25.6	AUS
ニュージーランド 9)	21.6	21.8	21.6	21.5	21.3	21.2	21.1	20.6	NZL
メキシコ 4)	16.3	18.2	18.4	18.2	18.1	17.7	17.2	17.0	MEX
男									Male
日本 1)	8.8	10.4	11.3	12.0	12.0	11.9	11.5	12.7	JPN
アメリカ 2)	7.8	9.3	9.3	8.9	8.8	8.8	8.5	8.4	USA
カナダ 3)	10.9	12.1	12.2	12.3	12.1	12.6	12.7	12.2	CAN
イギリス 4)	9.5	11.6	12.2	11.7	11.9	11.7	11.5	11.4	UK
ドイツ 4)	7.3	7.8	9.0	9.1	9.3	9.1	9.4	9.3	DEU
フランス 4)	5.0	5.7	6.2	6.7	6.9	7.0	7.0	7.1	FRA
イタリア 4) 5)	5.3	6.3	8.3	8.6	8.5	8.5	8.3	7.8	ITA
オランダ 4)	15.3	17.2	19.2	19.4	19.5	18.7	18.9	19.2	NLD
デンマーク 4)	11.7	13.5	14.2	14.6	15.0	16.8	15.6	15.2	DNK
スウェーデン 3)	8.5	10.1	10.6	10.5	10.6	10.1	10.4	10.3	SWE
フィンランド 6)	7.9	9.2	9.6	10.0	10.6	10.6	10.9	10.7	FIN
ノルウェー 7)	10.0	11.5	11.9	11.5	12.3	12.2	11.8	11.7	NOR
ロシア	3.9	3.0	2.9	2.7	2.9	3.1	2.4	2.6	RUS
韓国 2)	6.4	7.2	7.4	6.7	6.8	6.8	7.3	7.8	KOR
オーストラリア 8)	12.0	13.5	13.6	14.0	14.3	15.1	15.0	15.0	AUS
ニュージーランド 9)	10.0	11.3	11.0	11.4	11.2	11.6	11.6	11.3	NZL
メキシコ 4)	10.1	12.2	12.8	12.4	12.3	12.0	11.5	11.3	MEX

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合（続き）

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	%
女									Female
日本 1)	31.7	33.9	36.2	37.2	36.9	37.1	36.7	38.3	JPN
アメリカ 2)	18.3	19.2	18.5	18.6	18.0	18.2	17.7	17.2	USA
カナダ 3)	27.0	27.7	26.7	27.0	26.4	26.4	26.2	25.8	CAN
イギリス 4)	38.5	39.3	38.7	38.1	37.7	37.5	36.9	36.4	UK
ドイツ 4)	38.8	38.2	38.1	37.5	37.4	36.9	36.8	36.6	DEU
フランス 4)	22.6	22.5	22.5	22.5	22.3	22.0	22.1	21.4	FRA
イタリア 4) 5)	28.8	31.0	32.8	32.9	32.8	32.6	32.4	31.9	ITA
オランダ 4)	60.7	60.6	61.1	60.6	60.7	59.7	58.6	58.0	NLD
デンマーク 4)	23.9	25.4	24.7	25.4	25.8	26.7	25.3	25.4	DNK
スウェーデン 3)	19.0	19.4	18.4	18.3	18.0	17.8	17.5	17.4	SWE
フィンランド 6)	14.8	16.0	16.7	16.8	16.4	17.7	17.4	17.8	FIN
ノルウェー 7)	32.9	30.2	29.5	29.2	28.8	28.1	27.6	27.7	NOR
ロシア	7.4	5.6	5.8	5.3	5.6	5.6	4.6	5.0	RUS
韓国 2)	12.4	15.5	16.1	15.5	15.8	16.4	16.9	18.2	KOR
オーストラリア 8)	38.7	38.6	38.1	38.3	38.0	38.3	38.0	37.5	AUS
ニュージーランド 9)	35.1	33.7	33.5	32.7	32.7	32.1	31.7	30.9	NZL
メキシコ 4)	27.2	28.1	27.6	27.5	27.5	26.9	26.4	26.1	MEX

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2019年8月現在

注： 本表における短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

- 1) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
- 2) 賃金・給与労働者のみが対象。通常の労働時間。
- 3) 主たる仕事の通常の労働時間。
- 4) 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）。
- 5) 2010年以降は16歳以上が対象。
- 6) 主たる仕事の通常の労働時間（通常の残業時間を含む）。
- 7) 通常の労働時間（所定の、若しくは契約で定められた時間）のみ。所定外労働時間 残業時間は含まず。2005年は16歳以上、翌年以降は15歳以上が対象。
- 8) 通常の労働時間（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。
- 9) 通常の労働時間（労働が発生した全ての時間）。

第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合

Table 3-9: Women's share of part-time employment

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
日本 1)	71.8	70.3	70.3	69.8	69.8	70.3	70.9	70.1	JPN
アメリカ 2)	68.4	66.3	65.0	65.9	65.5	65.7	65.8	65.5	USA
カナダ 3)	68.5	67.6	66.7	66.6	66.4	65.6	65.2	65.7	CAN
イギリス 4)	77.8	75.0	73.8	74.2	73.7	74.1	74.2	74.1	UK
ドイツ 4)	81.4	80.9	78.6	78.1	77.9	78.0	77.4	77.4	DEU
フランス 4)	79.5	78.1	77.0	75.6	75.2	74.7	74.5	73.9	FRA
イタリア 4) 5)	78.3	77.1	74.1	73.4	73.5	73.5	74.0	74.8	ITA
オランダ 4)	76.3	75.0	73.3	72.6	72.7	73.3	72.9	72.5	NLD
デンマーク 4)	64.0	63.2	61.1	61.0	60.3	58.6	59.2	59.9	DNK
スウェーデン 3)	67.1	63.0	61.2	61.1	60.7	61.8	60.4	60.4	SWE
フィンランド 6)	63.6	62.2	62.2	61.4	59.5	60.8	59.8	60.8	FIN
ノルウェー 7)	74.6	70.6	68.8	69.4	67.8	67.6	67.7	67.8	NOR
ロシア	65.3	64.3	65.5	65.1	64.9	62.9	64.2	64.3	RUS
韓国 2)	57.9	60.3	60.5	62.3	62.6	63.7	62.7	63.2	KOR
オーストラリア 8)	72.4	70.4	70.3	70.0	69.6	68.9	69.0	68.8	AUS
ニュージーランド 9)	75.1	72.5	73.2	72.0	72.3	71.3	70.8	71.0	NZL
メキシコ 4)	60.9	58.1	57.4	57.5	57.8	58.1	58.5	58.9	MEX

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2019年8月現在

注： 本表における短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

- 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
- 賃金・給与労働者のみが対象。通常の労働時間。
- 主たる仕事の通常の労働時間。
- 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）。
- 2010年以降は16歳以上が対象。
- 主たる仕事の通常の労働時間（通常の残業時間を含む）。
- 通常の労働時間（所定の、若しくは契約で定められた時間）のみ。所定外労働時間 残業時間は含まず。2005年は16歳以上、翌年以降は15歳以上が対象。
- 通常の労働時間（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。
- 通常の労働時間（労働が発生した全ての時間）。

第3-10表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Share of temporary employment

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
日本 1)	14.0	13.8	8.4	7.6	7.4	7.2	7.0	13.0	JPN
アメリカ 2)	4.2	—	—	—	—	—	4.0	—	USA
カナダ 3)	13.2	13.4	13.4	13.4	13.4	13.3	13.7	13.3	CAN
イギリス 4)	5.8	6.1	6.2	6.4	6.2	6.1	5.7	5.6	UK
ドイツ 4)	14.2	14.5	13.3	13.0	13.1	13.2	12.9	12.6	DEU
フランス 4)	13.9	15.1	16.0	16.0	16.7	16.2	16.9	16.8	FRA
イタリア 4)	12.2	12.7	13.2	13.6	14.0	14.0	15.4	17.0	ITA
オランダ 4)	15.5	18.5	20.5	21.5	20.2	20.8	21.8	21.5	NLD
デンマーク 4)	9.8	8.4	8.8	8.5	8.6	13.6	12.9	11.2	DNK
スウェーデン 4)	15.8	16.4	16.9	17.5	17.2	16.7	16.9	16.5	SWE
フィンランド 5)	16.6	15.6	15.6	15.6	15.4	15.9	16.1	16.5	FIN
ノルウェー 6)	9.5	8.4	8.5	7.9	8.1	8.8	8.5	8.4	NOR
ロシア 7)	12.2	9.1	8.5	8.9	9.0	8.4	8.3	7.8	RUS
韓国 8)	27.3	22.9	22.3	21.6	22.2	21.9	20.6	21.2	KOR
オーストラリア 9)	6.7	5.2	5.2	5.4	5.4	5.4	5.3	—	AUS
EU-28	14.0	14.0	13.7	14.1	14.2	14.2	14.3	14.2	EU-28

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計，既公表値）」

その他：OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2019年8月現在

注：テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 非農林業。本表における日本のテンポラリー労働者は、2017年迄は「臨時雇」と「日雇」の計、2018年は雇用契約期間が1年以下の者が対象。雇用者に対する割合。調査票の変更により、2013年及び2018年は前の年と接続しない。
- 2) 対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。
- 3) 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) 労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) 主たる仕事が次の条件の労働者が対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) 契約が1年未満の次の条件を満たす労働者が対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者が対象。2005年の欄は2006年の数値。

第3-11表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合（2018年）

Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group (2018)

	計	男	女	15~24	25~54	55~64	65歳~	年齢階級
								%
日本	13.0	8.7	18.2	13.2	9.8	18.9	23.5	JPN
アメリカ 1)	4.0	4.1	3.8	8.2	3.3	2.9	4.6	USA
カナダ	13.3	12.6	14.0	31.8	9.8	9.1	19.7	CAN
イギリス	5.6	5.2	5.9	14.2	4.1	4.1	9.6	UK
ドイツ	12.6	12.8	12.3	51.7	9.4	3.3	7.7	DEU
フランス	16.8	16.2	17.3	57.6	13.2	8.6	25.0	FRA
イタリア	17.0	16.5	17.6	64.0	16.3	7.2	7.7	ITA
オランダ	21.5	20.1	22.9	55.0	16.1	7.3	27.8	NLD
デンマーク	11.2	9.9	12.5	34.2	7.6	4.0	12.0	DNK
スウェーデン	16.5	14.8	18.2	52.6	11.9	7.0	48.7	SWE
フィンランド	16.5	13.4	19.5	44.1	13.5	8.9	31.4	FIN
ノルウェー	8.4	7.4	9.5	27.3	6.6	2.2	7.3	NOR
ロシア	7.8	9.9	5.7	19.7	7.4	5.8	8.1	RUS
韓国	21.2	19.4	23.5	26.2	15.0	30.4	62.2	KOR
オーストラリア 1)	5.3	4.7	5.9	5.5	5.5	4.3	4.3	AUS
EU-28	14.2	13.7	14.7	43.5	12.1	6.6	15.3	EU-28
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計）」

その他：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2019年8月現在

注：各国のテンポラリー労働者の定義については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」（p.152）を参照。

1) 2017年値。

第3-12表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

	2000年	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
									%
日本	0.8	1.7	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.4	JPN
アメリカ	2.3	2.2	1.8	2.1	2.2	2.2	2.1	2.1	USA
カナダ	—	—	0.6	0.4	—	0.7	—	—	CAN
イギリス	3.7	4.2	3.0	3.9	3.9	3.8	4.1	5.1	UK
ドイツ	0.9	1.2	2.0	2.1	—	2.4	2.4	1.9	DEU
フランス	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.2	2.6	FRA
イタリア	0.3	0.7	0.9	1.2	0.9	1.2	1.3	1.2	ITA
オランダ	2.3	2.2	2.5	2.5	2.7	3.0	3.3	3.3	NLD
ベルギー	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0	2.2	2.4	2.5	BEL
ルクセンブルク	2.2	2.1	1.9	2.5	2.6	2.8	3.0	—	LUX
デンマーク	0.3	0.6	0.8	0.6	0.7	0.7	—	0.9	DNK
スウェーデン	1.0	0.7	1.3	1.5	1.4	1.5	—	1.1	SWE
フィンランド	0.4	0.7	0.9	1.1	1.2	1.2	1.3	1.6	FIN
ノルウェー	0.5	0.6	0.9	1.2	1.1	1.1	1.1	1.3	NOR
オーストリア	0.8	1.2	1.6	1.8	1.6	1.8	—	1.8	AUT
スペイン	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	ESP
ポルトガル	0.9	0.9	1.7	—	—	2.0	—	—	PRT
韓国	—	0.3	0.4	0.4	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	—	—	2.7	3.0	3.7	3.6	—	2.7	AUS
ニュージーランド	—	0.5	0.3	0.4	0.4	3.3	—	—	NZL
ブラジル	—	—	1.0	0.6	0.1	0.8	0.8	0.6	BRA
メキシコ	—	—	0.1	0.3	—	0.9	—	—	MEX

出典：The World Employment Confederation（2019.3）*Annual Economic Report 2019* 及び各年版

注：Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

参考：労働力調査を用いた場合の日本の派遣労働者割合

Reference: Proportion of temporary agency workers based on Japanese Labour Force Survey

	2015年	2016	2017	2018	
					%
役員を除く雇用に占める派遣労働者の割合 a)	2.4	2.5	2.5	2.4	
就業者に占める派遣労働者の割合 b)	2.0	2.1	2.1	2.0	

a) % of total employee, excl. executive of company or corporation; b) % of total employed person.

出典：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計）」（2015年国勢調査基準）

注：表中の派遣労働者は、「労働者派遣事業所の派遣社員」を指す。労働力調査による区分は巻末の付表1（p.337）を参照。

第3-13-1表 勤続年数別雇用者割合 (2017年)

Table 3-13-1: Composition of employees by length of service (2017)

	1年未満 less than 1 year	1-2	3-4	5-9	10-14	15-19	20年以上 20 or more years	%
日本 1)	7.9	15.1	11.3	19.8	14.4	8.9	22.5	JPN
アメリカ 2)	22.3	12.5	17.6	18.8	11.6	6.9	10.3	USA
	1か月未満 less than 1 month	1-5	6-11か月 6-11mos.	1-2年 1-2yrs.	3-4	5-9	10年以上 10 or more years	
カナダ	—	11.0	8.8	20.3	11.7	18.5	29.7	CAN
イギリス	2.7	6.2	8.4		51.1		31.6	UK
ドイツ	2.8	5.4	6.4		45.1		40.3	DEU
フランス	3.7	5.5	5.9		39.2		45.6	FRA
イタリア	2.9	4.7	4.5		37.7		50.2	ITA
オランダ	3.8	7.1	8.1		43.3		37.8	NLD
ベルギー	2.9	4.5	5.3		43.5		43.8	BEL
デンマーク	4.9	8.5	9.9		49.7		27.0	DNK
スウェーデン	6.4	7.5	8.4		46.5		31.2	SWE
フィンランド	5.8	7.9	7.8		42.3		36.2	FIN
ノルウェー	2.8	5.2	6.7		51.7		33.6	NOR
オーストリア	3.7	6.1	7.1		46.2		36.9	AUT
韓国	6.1	14.0	10.6	22.0	10.5	15.2	21.5	KOR
オーストラリア	3.6	7.7	9.6	20.9	14.0	19.2	25.0	AUS

出典：日本：厚生労働省（2018.2）「2017年賃金構造基本統計調査」

アメリカ：労働省（2018.9）*Employee Tenure in 2018*

その他：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals - frequency" 2019年3月現在

注 1) 常用労働者のうち、短時間労働者を除く。民営事業所が対象。2017年6月末現在。

2) 2018年1月現在。

第3-13-2表 性別・年齢階級別勤続年数（2017年）

Table 3-13-2: Length of service by sex and age group (2017)

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
日本 1)	12.1	13.5	9.4	2.1	11.5	19.6	15.2	JPN
アメリカ 2)	4.2	4.3	4.0	1.0	5.0	10.1	10.2	USA
イギリス	7.9	8.1	7.8	1.7	7.6	13.8	15.7	UK
ドイツ	10.5	10.9	10.1	1.9	9.4	19.2	12.9	DEU
フランス	11.2	11.1	11.3	1.3	10.2	21.5	18.0	FRA
イタリア	12.2	12.4	11.9	1.5	10.6	21.8	21.5	ITA
オランダ	9.7	10.3	9.0	1.6	9.1	19.8	17.8	NLD
ベルギー	11.0	10.9	11.1	1.4	9.8	22.2	15.7	BEL
デンマーク	7.2	7.2	7.1	1.4	6.4	14.1	16.9	DNK
スウェーデン	8.3	8.2	8.5	1.2	7.1	17.1	14.7	SWE
フィンランド	9.3	9.1	9.4	1.1	8.1	18.8	14.0	FIN
ノルウェー	8.9	9.0	8.7	1.8	7.5	17.6	20.3	NOR
オーストリア	9.7	10.4	8.9	1.9	9.2	20.1	15.5	AUT
韓国	5.9	7.0	4.6	0.9	6.3	7.8	3.3	KOR
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：日本：厚生労働省（2018.2）「2017年賃金構造基本統計調査」

アメリカ：労働省(DOL)（2018.9）*Employee Tenure in 2018*

その他：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals" 2019年3月現在

注：アメリカは中位数, その他の国は平均年数。

1) 常用労働者のうち, 短時間労働者を除く。民営事業所が対象。2017年6月末現在。

2) 2018年1月現在。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳, 65～69歳の欄は65歳以上が対象。

第3-14表 青少年の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes

調査年	つらくても 転職せず 一生一つの 職場で働き 続けるべき	できるだけ 転職せずに 同じ職場で 働きたい	職場に強い 不満があれ ば転職もや むを得ない	職場に不 満があれば 転職する 方がよい	自分の才能 を生かすた め積極的に 転職する 方がよい	わからない ・無回答		
	a	b	c	d	e	f	%	
日本	2018	4.4	23.6	26.4	22.8	10.1	12.6	JPN
	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4	
	2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1	
	2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6	
アメリカ	2018	15.6	24.8	23.5	21.4	4.6	10.1	USA
	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6	
	2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2	
	2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4	
イギリス	2018	8.6	22.3	29.0	24.5	3.5	12.1	UK
	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6	
	2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7	
ドイツ	2018	7.1	17.4	30.0	33.7	5.1	6.8	DEU
	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2	
	2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1	
フランス	2018	9.1	19.2	29.0	20.6	11.6	10.7	FRA
	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7	
	2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5	
スウェーデン	2018	8.0	15.5	22.2	38.5	6.5	9.3	SWE
	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6	
	2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5	
韓国	2018	3.9	33.9	19.6	20.7	13.3	8.5	KOR
	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5	
	2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8	
	2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9	

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know.

出典：2013年以降：内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013年度・2018年度）」
2008年以前：内閣府「世界青年意識調査（第7回・第8回）」

注：2013年以降の調査は13～29歳が対象、2008年以前の調査は18～24歳が対象。

3 就業構造

第3-15表 高齢者の退職年齢（2015年）

Table 3-15: Retirement age of older persons (2015)

回答者の 年齢	まだ仕事を 辞めていない	退職した年齢						%
		50歳未満	50～59	60～64	65～69	70～		
日本								JPN
60-64	56.1	12.6	14.1	16.2	—	—		
65-69	34.6	9.0	18.3	22.5	15.6	—		
70-74	20.5	8.1	16.4	22.4	24.2	8.2		
75-79	15.0	5.0	13.1	30.0	25.6	11.3		
80-84	13.7	8.8	7.3	25.0	21.0	24.2		
85+	5.2	10.4	10.4	18.2	18.2	37.7		
アメリカ								USA
60-64	51.6	4.2	20.0	20.5	—	—		
65-69	25.2	3.4	13.8	42.4	14.3	—		
70-74	16.8	4.2	12.6	38.9	19.2	8.4		
75-79	8.2	1.9	17.0	34.0	28.9	10.1		
80-84	3.1	6.1	11.5	31.3	33.6	14.5		
85+	2.1	10.6	5.3	33.7	34.7	13.7		
ドイツ								DEU
60-64	35.8	10.0	22.7	27.9	—	—		
65-69	10.8	6.6	17.5	44.3	20.8	—		
70-74	2.2	6.6	24.2	45.4	20.3	1.3		
75-79	6.7	7.5	20.7	41.5	23.0	0.7		
80-84	2.8	15.9	17.8	45.8	13.1	4.7		
85+	3.8	8.9	16.3	47.5	18.8	5.0		
スウェーデン								SWE
60-64	73.6	1.6	6.0	18.7	—	—		
65-69	8.6	0.7	8.6	29.9	52.2	—		
70-74	0.8	0.4	11.2	33.5	51.5	2.7		
75-79	2.3	0.0	6.9	46.2	40.8	3.8		
80-84	1.9	1.0	6.7	47.1	42.3	1.0		
85+	—	1.9	5.6	27.8	57.4	7.4		
Respondents' age	still at work	under 50	50-59	60-64	65-69	70 or over		
Retirement age								

出典：内閣府（2016.5）「高齢者の生活と意識 第8回国際比較調査」

注 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1000人を調査対象としている。

2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

日本	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 公共職業安定所の設置数は全国で544所。本所436所、出張所95所、分室13室（2019年1月現在）
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 なお、2009年1月より、ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され、名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> オランダ労働者保険事業団(UWV)内のWerkbedrijfという部門が、全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 Werkbedrijfは、2009年に雇用所得センター(CWI)とUWVが統合し、設立された。Werkbedrijfは、オランダ国内の各地に拠点を持つとともに、ウェブサイトwerk.nlを運営し、オンラインによるサービス提供の強化を図っている。
中国	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007年）に基づき各省、市、自治区、県などが設置・運営している。「インターネットプラス政策」によって、2016年よりインターネットやスマートフォンを介した公共職業安定業務のオンラインサービスを拡充。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な組織網を持つ雇用福祉プラスセンター及び雇用支援センターが、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練などの雇用支援に係る業務を実施。

出典：日本：厚生労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：連邦雇用エージェンシー(BA)、フランス：雇用局(Pôle emploi)等、オランダ：社会問題・雇用省、労働者保険事業団(UWV)、中国：人力資源・社会保障部等、韓国：雇用労働部、各ウェブサイト

注：欧米先進国（オーストラリアを除く）において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお、オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。

第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	日本	アメリカ
根拠法・定義	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法（1985年制定、直近の改正は2015年） 労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう（法第2条） 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している 州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる（マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 派遣元事業主はすべて許可制 業務による区別無く、すべての業務（製造業を含む）の派遣期間は上限3年 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務は原則禁止（注1） 派遣先企業は、すべての業務で3年ごとに派遣労働者を入れ替えなければならない。3年を超えて派遣労働者を使用する場合、過半数労組等の意見を聴取し、異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合、別の業務（部署）において使用する必要あり 派遣事業者に「雇用安定措置」を義務付け。3年に達した派遣労働者に対し、①派遣先企業へ直接雇用の依頼、②新たな派遣先の紹介、③自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり 日雇派遣の原則禁止（注2） グループ企業内派遣の8割規制 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止 派遣先企業が違法派遣（注3）を受け入れた場合、その時点で、派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会(ASA) 1938年公正労働基準法(Fair Labor Standard Act of 1938)下の連邦規則集(29 C.F.R. §791.2)共同雇用(Joint Employment)に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省の1968年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：136万人 男女比：男性37.5%、女性62.5% (2018年労働力調査（詳細集計）、総務省） 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：135万6千人 男女比：男52.3%、女47.7% 雇用者に占める割合：0.9%（2017年、BLS）

- 注1) 紹介予定派遣の場合等は可能。紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- 注2) 適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外。ここでいう日雇派遣は、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣。
- 注3) 違法派遣とは、①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合、②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合、③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合、④いわゆる偽装請負の場合をいう。

	イギリス	ドイツ
根拠法	・ 1973年職業紹介法	・ 1972 年労働者派遣法(AUG) 改正法は 2017 年 4 月 1 日施行
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約又は役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す ・ 取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない（注4）。ただし、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある ・ 2011 年派遣労働者規則により、派遣期間が 12 週間超の派遣労働者について、派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定 ・ 業界団体の求人・雇用連盟(REC)による自己規制メカニズム（行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度）が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業（ただし、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能） ・ 2012 年 1 月に派遣労働者に対する最低賃金を導入 ・ 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり ・ 2011 年 4 月には派遣業界団体の BZA と BAP が合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した 改正法の主な変更点： <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣期間上限の設定（無制限→18か月。ただし、労働協約による逸脱可能） ② 同一派遣先企業での均等待遇原則の強化（9か月以内。ただし、労働協約による逸脱可能） ③ ストライキ代替労働者（スト破り）としての労働者派遣利用禁止の明確化 ④ 請負契約の濫用防止：労働者概念の明確化、偽装請負・偽装自営の規制強化
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：約 30 万人 ・ 男女比：男性 54%，女性 46% （2019 年 1-3 月期，労働力調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：約 100 万人強 ・ 主な業務：製造業(42%)、サービス業(32%)。2 人に 1 人以上が補助的職務に従事 ・ 男女比：男性 71%，女性 29% （2017年7月～2018年6月平均値，連邦雇用エージェンシー派遣報告 2019）

注 4) ただし、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和（手続きの簡素化）するとともに、派遣労働者の権利拡充（手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など）。

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

フランス	
根拠法	・労働者派遣に係る1990年7月12日法（最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要 ・禁止事由：①争議参加労働者の代替、②危険業務、③経済的解雇実施後の6か月間、④派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用（注5） ・恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止。利用事由：①代替要員の補充、②企業の業務量の一時的変化への対応、③本来的に一時的な業務（季節労働等）、④雇用政策上の措置（注6）—のいずれかでなければならない ・産業医としての派遣労働は禁止 ・派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで（注7） <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり ・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり ・2005年1月18日可決の社会統計画法により、派遣事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁） ・労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金（FAFTT）及び派遣労働雇用基金（FPETT）が設けられている。派遣業界団体はPRISME
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム労働者数換算：約65万7千人（注8） ・主な業種：製造41.8%、サービス39.4%、建設18.4%、農林水産0.5%（2017年）

注5) 代替労働、緊急作業の場合を除く。

6) 訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働。

7) 更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。

8) 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したものの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数（Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein）。Aurélien Fortin, Guillaume Lebrault (DARES) (2017.8) *L'emploi intérimaire diminue au 1er trimestre 2017, août 2017*, Dares Indicateur, N°051参照。

中国

根拠法	・ 労働契約法（2008年制定，2013年改正），労働派遣暫定規定（2014年3月施行）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働が可能な業務：臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」，「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」，「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す ・ 派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない ・ 派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して，同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は，この規定に適合するものでなければならない ・ 派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要 ・ 労働契約法が定める規定に違反した場合，派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合，派遣元企業に対して，派遣労働者1人につき5000元以上1万元以下の罰金が科される
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：3700万人 ・ 「国民経済産業分類」（2011年公布）の20分類のうち，16分類の産業で派遣労働者が使用されている ・ 出稼ぎ労働者の割合：52.6%，平均年齢：31.4歳，30歳以下の割合：54.2% ・ 平均賃金：2508.06元（2011年5月） ・ 派遣労働者の割合が高い産業：建築業 36.2%，情報通信業 17.9%，電力・ガス・水道15.3% ・ 派遣労働者の割合が高い企業：国有企業 16.2%，外資企業 14.0%（注9）

注9) 2011年推計値。出典は，中華全国総工会（2012.6）「派遣労働者の雇用に関する現状調査」。

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

韓国	
根拠法	派遣労働者の保護等に関する法律（1998年制定）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可制：労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない ・ 対象業務： <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣対象業務：製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験又は業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務（現在はコンピュータ専門家の業務等 32 業務）、② 一時許可業務：出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長 6 か月以内の期間 ・ 絶対禁止業務：建設工事現場・荷役・船員等の業務 ・ 派遣期間制限： <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣対象業務：原則 1 年まで。ただし、1 回に限り最長 1 年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は 2 年を超えることができない。なお、高齢者（55 歳以上）については、2 年を超えて派遣期間を延長できる、② 一時許可業務：出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長 6 か月以内の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 均等待遇：派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種又は類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる ・ 直接雇用業務：次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間にかかわらず、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣対象業務以外の業務（一時許可業務を除く）に派遣労働者を使用した場合、② 絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合、③ 派遣対象業務で 2 年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合、④ 雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合、⑤ 出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合、⑥ 一時的・断続的事由の派遣で、6 か月を超えて派遣労働者を使用した場合、⑦ 不許可又は重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者数：10 万 8332 人（派遣対象業務 9 万 7640 人、一時的・断続的事由に基づく業務 1 万 692 人） ・ 主な職種：事務支援従事者 34.2%，顧客関連事務従事者 8.2%，自動車運転従事者 7.0%，飲食調理従事者 16.3% ・ 派遣期間：1～2 年未満 29.2%，9 か月～1 年未満 11.1%，6 か月～9 か月未満 11.3%，3 か月～6 か月 19.2%，3 か月未満 29.2%（2018 年上半期）

出典：日本：厚生労働省、総務省統計局ウェブサイト

アメリカ：労働統計局(BLS) (2018.6) *Contingent and Alternative Employment Arrangements, May 2017*

イギリス：Gov.ukウェブサイト

ドイツ：連邦雇用エージェンシー(BA)、連邦政府(Bundesregierung)及びBAPウェブサイト

フランス：労働省 (2013) *L'interim en 2012: fort repli du travail temporaire*

中国：人力資源・社会保障部、中華全国総工会等

韓国：労働政策研究・研修機構 (2012) 「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」、雇用労働部「2018年上半期労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

その他：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union* 等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法(ADEA)（注2）	2011年雇用平等（退職年齢規定廃止）規則	一般雇用機会均等法(AGG)など
施行年月	2013年4月（注1）	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可（60歳以上）ただし、65歳までの雇用制度の導入等の「高年齢者雇用確保措置」の導入義務有り（定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか）。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は、自社だけでなく、グループ内の他社も可能	原則不可 例外として、特定の業務（パイロットなど）の正常な遂行のため合理的に必要なとされる定年制、高級管理職で一定額以上の退職給付（年金）を受給できる者に対する65歳以上定年制がある	原則不可 ただし、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある	可 AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制（労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意）は、社会法典第6編(SGB VI) 41条を根拠に合法とみなされている
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは、当該高年齢者が可能な限り早期に再就職できるよう、当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等、積極的に支援することにより、再就職の援助に努めるものとする。 高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し、労働局、ハローワークが指導、勧告を行い、それでも正されない場合は企業名を公表	雇用における年齢差別禁止法： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	雇用における年齢差別の禁止： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	解雇制限法による高齢者の解雇保護： 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条（差別防止に関する一般規定）など（注3）	労働者の定年・退職に関する国務院の暫定規則 高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	2010年1月に改正	1978年6月	2013年4月改正法成立
定年制	可（原則として、70歳以上） ただし、一定の条件の下、67歳以上の定年設定が可能。 1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。 公務員の場合は職種により55～65歳（ただし、延長が可能な場合もある）	可（男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上） ただし、1983年に国務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」（第2条第4項）により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、国務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究又は著述活動を継続して行うことができる	可（60歳以上） 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化された
高齢者の解雇に対する特別な保護等	整理解雇時における高齢者等への配慮義務： 企業が経済的な理由による解雇（整理解雇）を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている

出典：厚生労働省、アメリカ労働省(DOL)、イギリス議会、ACAS、ドイツ労働社会省(BMAS)、フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等、中国国務院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト

注 1) 改正法の施行年月。60歳定年制は1995年4月より施行。

2) ADEA: Age Discrimination in Employment Act of 1967.

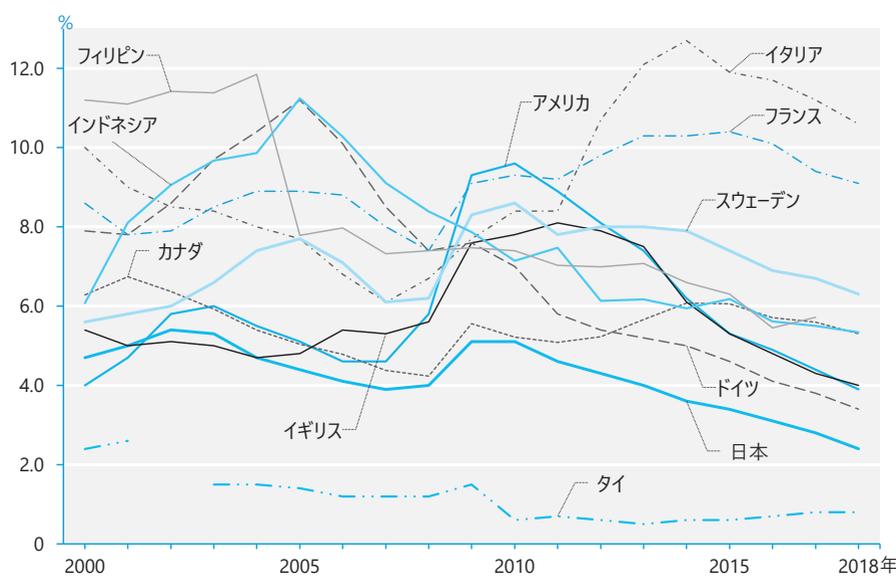
3) 「差別防止に関する法律 (Loi relative à la lutte contre les discriminations)」により改正。

4

失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment

4-1 失業率



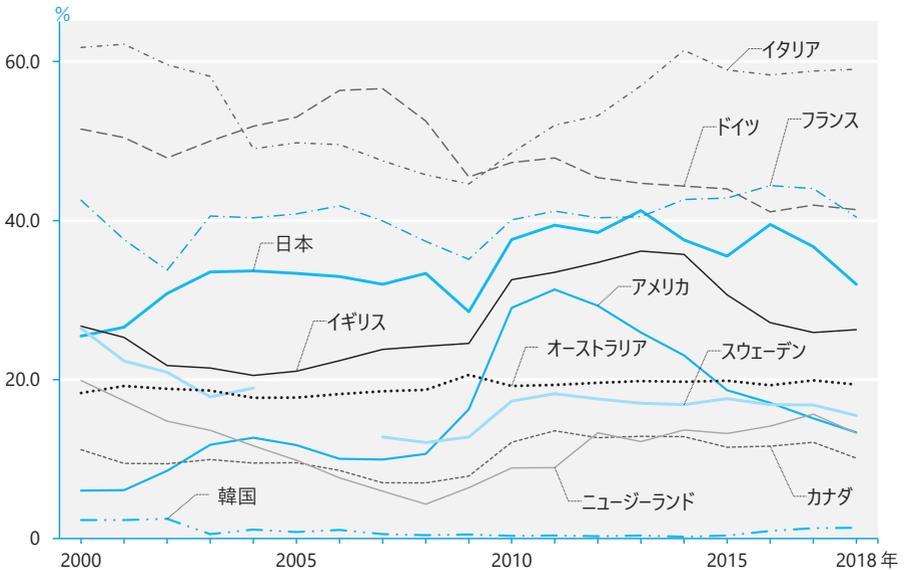
関連表 p.171 「第 4-1 表 失業率」

各国公表値による失業率の推移をみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれらの先進諸国で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率が低下した。

フランス、イタリアを除く先進諸国の失業率は、2011以降、顕著な改善傾向を示し、2018年は、日本(2.4%)、ドイツ(3.4%)、アメリカ(3.9%)、イギリス(4.0%)などで金融危機前の水準を下回っている。しかし、フランス(9.1%)、イタリア(10.6%)では、金融危機以降、現在まで失業率に改善が見られない。

失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-2 長期失業者の割合



関連表 p.179～180 「第4-4 表 長期失業者の割合」（失業期間：1年以上）

（注）スウェーデンの2005～2006年は該当値なし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、欧州大陸主要国で高い。2018年の1年以上の長期失業者の割合は、イタリア（59.0%）、ドイツ（41.4%）、フランス（40.4%）で4割を超えている。アメリカでは1年以上の長期失業者の割合は2008年の10.6%から2011年の31.3%へと急速に上昇した後、2018年は13.3%に低下した。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
日本	4.4	5.1	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4	JPN
アメリカ	5.1	9.6	7.4	6.2	5.3	4.9	4.4	3.9	USA
カナダ	6.8	8.1	7.1	6.9	6.9	7.0	6.3	5.8	CAN
イギリス	4.8	7.8	7.5	6.1	5.3	4.8	4.3	4.0	UK
ドイツ	11.2	7.0	5.2	5.0	4.6	4.1	3.8	3.4	DEU
フランス	8.9	9.3	10.3	10.3	10.4	10.1	9.4	9.1	FRA
イタリア	7.7	8.4	12.1	12.7	11.9	11.7	11.2	10.6	ITA
オランダ	5.9	5.0	7.3	7.4	6.9	6.0	4.9	3.8	NLD
ベルギー	8.5	8.3	8.4	8.5	8.5	7.8	7.1	6.0	BEL
ルクセンブルク	4.6	4.6	5.9	6.0	6.5	6.3	5.6	5.5	LUX
デンマーク	4.8	7.5	7.0	6.6	6.2	6.2	5.7	5.0	DNK
スウェーデン	7.7	8.6	8.0	7.9	7.4	6.9	6.7	6.3	SWE
フィンランド	8.4	8.4	8.2	8.7	9.4	8.8	8.6	7.4	FIN
ノルウェー	4.5	3.7	3.8	3.6	4.5	4.8	4.2	3.9	NOR
ロシア 1)	7.1	7.3	5.5	5.2	5.6	5.5	5.2	4.8	RUS
ギリシャ	10.0	12.7	27.5	26.5	24.9	23.6	21.5	19.3	GRC
スペイン	9.2	19.9	26.1	24.5	22.1	19.6	17.2	15.3	ESP
ポルトガル	8.8	12.0	16.4	14.1	12.6	11.2	9.0	7.0	PRT
中国	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	CHN
香港	5.6	4.3	3.4	3.3	3.3	3.4	3.1	2.8	HKG
台湾	4.1	5.2	4.2	4.0	3.8	3.9	3.8	3.7	TWN
韓国	3.7	3.7	3.1	3.5	3.6	3.7	3.7	3.8	KOR
シンガポール 2)	4.1	3.1	2.8	2.7	2.8	3.0	3.1	2.9	SGP
マレーシア	3.5	3.3	3.1	2.9	3.1	3.4	3.4	3.3	MYS
タイ	1.4	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	THA
インドネシア 3)	11.2	7.1	6.2	5.9	6.2	5.6	5.5	5.3	IDN
フィリピン	7.8	7.4	7.1	6.6	6.3	5.4	5.7	—	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	5.7	6.1	6.1	5.7	5.6	5.3	AUS
ニュージーランド	3.8	6.1	5.8	5.4	5.4	5.1	4.7	4.3	NZL
ブラジル 4)	9.8	6.7	5.4	4.8	6.8	—	—	—	BRA

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

欧州：Eurostat Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2019年7月現在

タイ：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年7月現在

その他の国：各国政府統計

- 1) 15～72歳が対象。
- 2) 国籍保有者・永住権保有者が対象。
- 3) 8月の数値。
- 4) 6大都市圏の10歳以上が対象。

第4-2-1表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計、2018年）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons, 2018)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	40	170	210	180	160	170	JPN
アメリカ 1)	760	1,048	820	630	543	459	USA
カナダ	151	156	135	111	98	93	CAN
イギリス 1)	216	279	175	119	109	93	UK
ドイツ	88	175	195	178	160	125	DEU
フランス	143	420	384	288	279	250	FRA
イタリア	103	389	433	338	296	330	ITA
スウェーデン	51	54	45	36	32	27	SWE
香港 2)	3	19	15	10	8	10	HKG
韓国	21	155	232	117	79	86	KOR
シンガポール 3)	2	15	13	7	8	7	SGP
フィリピン	115	358	201	105	63	52	PHL
オーストラリア	138	119	82	63	56	53	AUS
ニュージーランド	28	22	15	8	9	7	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.4	10.2	12.7	10.8	9.6	10.2	JPN
アメリカ 1)	12.0	16.6	13.0	10.0	8.6	7.3	USA
カナダ	13.0	13.5	11.7	9.6	8.5	8.1	CAN
イギリス 1)	15.5	20.0	12.6	8.5	7.8	6.7	UK
ドイツ	6.0	11.9	13.3	12.1	10.9	8.5	DEU
フランス	5.6	16.5	15.1	11.3	11.0	9.9	FRA
イタリア	3.8	14.1	15.7	12.3	10.7	12.0	ITA
スウェーデン	14.7	15.7	13.2	10.4	9.4	7.8	SWE
香港 2)	2.8	17.7	14.6	9.2	7.9	9.1	HKG
韓国	1.9	14.5	21.6	10.9	7.3	8.0	KOR
シンガポール 3)	2.7	17.3	14.8	8.2	8.5	8.2	SGP
フィリピン	11.6	36.4	20.4	10.7	6.4	5.2	PHL
オーストラリア	19.6	17.0	11.6	9.0	7.9	7.6	AUS
ニュージーランド	23.4	18.6	12.7	6.8	7.5	6.1	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 第4四半期の数値。

3) 6月の数値。

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	180	140	130	140	130	1,660	JPN
アメリカ 1)	461	477	453	336	327	6,314	USA
カナダ	99	96	101	80	35	1,154	CAN
イギリス 1)	109	102	99	74	19	1,394	UK
ドイツ	132	149	143	113	9	1,468	DEU
フランス	243	223	206	96	8	2,539	FRA
イタリア	314	277	186	76	14	2,755	ITA
スウェーデン	28	24	23	20	4	344	SWE
香港 2)	10	13	10	8		105	HKG
韓国	82	80	84	69	70	1,073	KOR
シンガポール 3)	9	9	7	5	6	89	SGP
フィリピン	40	23	20	6	3	985	PHL
オーストラリア	54	47	48	35	9	704	AUS
ニュージーランド	8	7	6	5	3	118	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	10.8	8.4	7.8	8.4	7.8	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.3	7.6	7.2	5.3	5.2	100.0	USA
カナダ	8.6	8.3	8.8	6.9	3.1	100.0	CAN
イギリス 1)	7.8	7.3	7.1	5.3	1.4	100.0	UK
ドイツ	9.0	10.1	9.7	7.7	0.6	100.0	DEU
フランス	9.6	8.8	8.1	3.8	0.3	100.0	FRA
イタリア	11.4	10.0	6.8	2.8	0.5	100.0	ITA
スウェーデン	8.2	7.1	6.5	5.8	1.2	100.0	SWE
香港 2)	9.6	12.1	9.6	7.2		100.0	HKG
韓国	7.6	7.4	7.8	6.4	6.5	100.0	KOR
シンガポール 3)	10.3	9.8	8.1	5.7	6.4	100.0	SGP
フィリピン	4.0	2.4	2.0	0.6	0.3	100.0	PHL
オーストラリア	7.7	6.7	6.8	4.9	1.3	100.0	AUS
ニュージーランド	6.8	6.2	5.1	4.4	2.4	100.0	NZL
Age group	45 - 49	50 - 54	55 - 59	60 - 64	65+	Total(15+)	

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

日本を除くOECD諸国：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "LFS by sex and age" 2019年7月現在

香港：統計局（2019.5）「綜合住戶統計調查（2019年1-3月）」

シンガポール：統計局(DOS)（2019.6）*Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2019*

フィリピン：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年7月現在

第4-2-2表 年齢階級別失業者数・構成比（男、2018年）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male, 2018)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	20	100	120	100	90	100	JPN
アメリカ 1)	422	596	428	335	285	229	USA
カナダ	83	94	78	60	48	45	CAN
イギリス 1)	116	161	101	52	54	42	UK
ドイツ	53	111	122	108	96	73	DEU
フランス	82	238	196	144	128	129	FRA
イタリア	61	216	227	168	143	150	ITA
スウェーデン	26	31	23	18	15	14	SWE
香港 2)	2	11	9	5	4	5	HKG
韓国	11	64	142	73	49	50	KOR
シンガポール 3)	1	6	7	3	4	4	SGP
フィリピン	63	194	116	57	37	30	PHL
オーストラリア	78	66	46	29	26	25	AUS
ニュージーランド	15	12	7	3	4	3	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.0	10.1	12.1	10.1	9.1	10.1	JPN
アメリカ 1)	12.4	17.5	12.6	9.9	8.4	6.7	USA
カナダ	13.0	14.7	12.3	9.4	7.5	7.1	CAN
イギリス 1)	15.5	21.5	13.5	7.0	7.2	5.6	UK
ドイツ	6.0	12.6	13.9	12.2	10.9	8.3	DEU
フランス	6.2	18.2	14.9	11.0	9.7	9.8	FRA
イタリア	4.2	14.9	15.6	11.6	9.9	10.3	ITA
スウェーデン	14.3	17.2	12.8	9.9	8.1	7.4	SWE
香港 2)	3.1	17.8	14.1	8.2	7.1	7.7	HKG
韓国	1.7	10.1	22.5	11.6	7.7	8.0	KOR
シンガポール 3)	1.5	13.8	15.5	7.3	8.4	7.5	SGP
フィリピン	11.5	35.1	21.1	10.3	6.6	5.4	PHL
オーストラリア	21.0	17.7	12.2	7.8	7.0	6.6	AUS
ニュージーランド	25.7	20.5	11.2	5.5	6.7	5.0	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

出典及び注は第4-2-1表（p.172～173）に準ずる。

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	100	80	80	90	110	990	JPN
アメリカ 1)	236	254	248	187	177	3,397	USA
カナダ	50	49	57	49	24	638	CAN
イギリス 1)	55	58	53	45	13	748	UK
ドイツ	78	86	82	67	6	883	DEU
フランス	119	113	106	53	5	1,313	FRA
イタリア	155	154	118	51	9	1,452	ITA
スウェーデン	14	13	14	12	2	182	SWE
香港 2)	6	8	7	6		62	HKG
韓国	48	48	54	51	42	630	KOR
シンガポール 3)	5	5	4	3	4	46	SGP
フィリピン	24	14	13	4	2	553	PHL
オーストラリア	26	24	27	21	6	373	AUS
ニュージーランド	3	3	4	3	2	60	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	10.1	8.1	8.1	9.1	11.1	100.0	JPN
アメリカ 1)	6.9	7.5	7.3	5.5	5.2	100.0	USA
カナダ	7.9	7.7	8.9	7.7	3.8	100.0	CAN
イギリス 1)	7.3	7.7	7.1	6.0	1.7	100.0	UK
ドイツ	8.8	9.7	9.3	7.6	0.7	100.0	DEU
フランス	9.1	8.6	8.1	4.1	0.4	100.0	FRA
イタリア	10.7	10.6	8.1	3.5	0.6	100.0	ITA
スウェーデン	7.8	7.4	7.5	6.4	1.3	100.0	SWE
香港 2)	8.8	12.4	11.3	9.5		100.0	HKG
韓国	7.6	7.6	8.5	8.1	6.6	100.0	KOR
シンガポール 3)	10.1	11.2	8.4	7.3	9.3	100.0	SGP
フィリピン	4.3	2.5	2.3	0.7	0.4	100.0	PHL
オーストラリア	6.9	6.4	7.3	5.6	1.6	100.0	AUS
ニュージーランド	5.7	5.7	6.3	5.2	2.7	100.0	NZL
Age group	45 - 49	50 - 54	55 - 59	60 - 64	65+	Total(15+)	

出典及び注は第4-2-1表 (p.172～173) に準ずる。

第4-2-3表 年齢階級別失業者数・構成比（女、2018年）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female, 2018)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	20	80	90	80	70	70	JPN
アメリカ 1)	338	452	392	295	258	230	USA
カナダ	67	62	57	51	50	48	CAN
イギリス 1)	100	118	75	67	55	51	UK
ドイツ	35	64	72	70	64	52	DEU
フランス	61	181	187	144	152	121	FRA
イタリア	43	173	206	169	153	180	ITA
スウェーデン	25	23	22	18	18	13	SWE
香港 2)	1	8	7	5	4	5	HKG
韓国	10	91	90	44	30	36	KOR
シンガポール 3)	2	9	6	4	4	4	SGP
フィリピン	51	164	85	49	27	22	PHL
オーストラリア	60	54	36	34	30	29	AUS
ニュージーランド	12	10	8	5	5	4	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	3.0	11.9	13.4	11.9	10.4	10.4	JPN
アメリカ 1)	11.6	15.5	13.4	10.1	8.8	7.9	USA
カナダ	13.0	11.9	10.9	9.8	9.6	9.3	CAN
イギリス 1)	15.5	18.3	11.6	10.3	8.5	7.9	UK
ドイツ	5.9	10.9	12.3	12.0	11.0	8.9	DEU
フランス	5.0	14.8	15.3	11.7	12.4	9.9	FRA
イタリア	3.3	13.3	15.8	13.0	11.7	13.8	ITA
スウェーデン	15.1	14.0	13.7	10.9	11.0	8.3	SWE
香港 2)	2.8	17.6	15.3	10.4	9.0	11.1	HKG
韓国	2.3	20.6	20.3	9.9	6.7	8.0	KOR
シンガポール 3)	4.2	20.8	14.3	8.9	8.7	8.9	SGP
フィリピン	11.9	37.9	19.5	11.2	6.1	5.1	PHL
オーストラリア	18.0	16.2	10.9	10.4	9.0	8.6	AUS
ニュージーランド	21.0	16.6	14.4	8.2	8.4	7.2	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

出典及び注は第4-2-1表（p.172～173）に準ずる。

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	80	60	50	50	30	670	JPN
アメリカ 1)	225	223	205	149	150	2,917	USA
カナダ	49	47	44	31	11	516	CAN
イギリス 1)	54	45	46	29	6	645	UK
ドイツ	54	63	60	46	4	585	DEU
フランス	124	111	100	43	3	1,227	FRA
イタリア	159	123	69	25	5	1,304	ITA
スウェーデン	14	11	9	8	2	162	SWE
香港 2)	5	5	3	2		43	HKG
韓国	34	32	30	18	28	443	KOR
シンガポール 3)	5	4	3	2	1	43	SGP
フィリピン	16	10	7	u 2	u 1	433	PHL
オーストラリア	28	23	21	14	3	332	AUS
ニュージーランド	5	4	2	2	1	58	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	11.9	9.0	7.5	7.5	4.5	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.7	7.6	7.0	5.1	5.1	100.0	USA
カナダ	9.4	9.1	8.6	6.1	2.2	100.0	CAN
イギリス 1)	8.4	6.9	7.2	4.5	1.0	100.0	UK
ドイツ	9.3	10.8	10.3	7.9	0.6	100.0	DEU
フランス	10.1	9.0	8.2	3.5	0.2	100.0	FRA
イタリア	12.2	9.4	5.3	1.9	0.4	100.0	ITA
スウェーデン	8.6	6.8	5.5	5.1	1.2	100.0	SWE
香港 2)	10.9	11.8	7.2	3.9		100.0	HKG
韓国	7.7	7.1	6.8	4.1	6.4	100.0	KOR
シンガポール 3)	10.5	8.2	8.0	4.0	3.3	100.0	SGP
フィリピン	3.8	2.2	1.6	u 0.4	u 0.3	100.0	PHL
オーストラリア	8.5	7.0	6.3	4.2	0.8	100.0	AUS
ニュージーランド	8.0	6.7	3.9	3.6	2.1	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典及び注は第4-2-1表 (p.172～173) に準ずる。

第4-3表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級	2010年			2017			2018			%
	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	
日本	9.4	4.9	5.0	4.6	2.8	2.7	3.6	2.5	2.3	JPN
アメリカ 1)	18.4	8.6	7.1	9.2	3.8	3.1	8.6	3.3	2.9	USA
カナダ	14.9	6.9	6.6	11.6	5.4	5.8	11.1	4.9	5.4	CAN
イギリス 1)	19.5	6.1	4.8	12.1	3.2	3.5	11.6	3.1	3.3	UK
ドイツ	9.7	6.6	7.7	6.8	3.5	3.4	6.2	3.2	2.9	DEU
フランス	22.6	7.6	5.8	21.6	8.2	6.3	20.1	7.8	6.7	FRA
イタリア 1)	27.9	7.5	3.6	34.7	10.9	5.8	32.2	10.3	5.7	ITA
オランダ	11.1	3.8	4.4	8.9	3.7	5.5	7.2	2.8	4.5	NLD
ベルギー	22.4	7.3	4.6	19.3	6.2	5.9	15.8	5.4	4.3	BEL
デンマーク	14.0	6.6	5.5	11.0	5.2	3.7	9.4	4.3	3.6	DNK
スウェーデン	24.8	6.4	5.8	17.8	5.3	5.1	16.8	5.2	4.5	SWE
フィンランド	20.3	6.9	6.5	19.1	7.1	7.8	16.1	6.0	6.9	FIN
ノルウェー	9.3	3.1	1.4	10.3	3.8	1.9	9.6	3.5	1.6	NOR
ロシア	16.9	6.3	4.9	16.1	4.5	3.9	16.6	4.1	3.3	RUS
オーストリア	9.5	4.4	2.5	9.8	5.1	4.2	9.4	4.4	3.9	AUT
スイス	8.2	4.5	3.5	8.1	4.7	3.8	7.9	4.5	4.0	CHE
アイルランド	28.8	13.0	8.4	16.1	5.8	5.6	15.4	4.9	4.6	IRL
ギリシャ	33.0	12.1	6.2	43.6	20.7	18.1	39.9	18.9	15.3	GRC
スペイン 1)	41.5	18.4	14.2	38.6	15.9	15.3	34.3	14.0	13.8	ESP
ポルトガル	22.8	10.7	8.9	23.8	7.9	8.6	20.3	6.1	6.5	PRT
チェコ	18.3	6.4	6.5	7.9	2.7	2.4	6.7	2.0	2.0	CZE
ポーランド	23.7	8.3	7.1	14.8	4.2	3.7	11.7	3.4	2.8	POL
EU-28	21.0	8.6	6.8	16.7	7.0	5.8	15.1	6.3	5.2	EU-28
韓国	9.7	3.5	2.9	10.3	3.5	2.4	10.5	3.6	2.9	KOR
オーストラリア	11.6	4.0	3.2	12.6	4.4	4.1	11.8	4.1	4.3	AUS
ニュージーランド	17.4	4.9	3.5	12.7	3.5	2.8	11.5	3.2	2.4	NZL
ブラジル 2)	15.3	5.0	2.3	28.0	9.8	6.0	27.6	9.5	5.6	BRA
メキシコ	9.8	4.5	3.1	6.9	3.0	1.9	6.9	2.8	1.7	MEX
Age group	15-24	25-54	55-64	15-24	25-54	55-64	15-24	25-54	55-64	

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "LFS by sex and age" 2019年7月現在

日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（長期時系列）」

注 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値。

2) 2010年欄は2011年の数値。

第4-4表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2018	
								%
失業期間：6か月以上1年未満								Duration: 6 to 12 months
日本	15.8	18.0	14.4	15.0	12.5	13.6	14.2	JPN
アメリカ 1)	7.9	14.3	10.5	9.4	8.8	9.1	8.0	USA
カナダ	7.4	11.0	9.3	9.4	9.7	9.8	9.1	CAN
イギリス 1)	15.9	20.0	16.3	15.8	15.2	15.9	15.5	UK
ドイツ	16.3	16.1	15.3	15.4	14.7	15.5	14.6	DEU
フランス	19.1	20.0	19.1	19.7	18.0	17.7	18.3	FRA
イタリア 1)	14.3	16.1	12.4	13.3	12.7	12.6	12.6	ITA
オランダ	19.6	20.9	19.4	16.3	15.5	14.9	14.2	NLD
ベルギー	15.1	17.3	16.2	14.3	14.0	15.7	13.9	BEL
デンマーク	16.6	18.5	15.6	15.7	13.4	12.1	13.0	DNK
スウェーデン 2)	—	17.6	15.1	14.9	15.4	15.0	16.5	SWE
フィンランド	16.9	15.9	14.6	14.5	13.7	13.4	13.4	FIN
ノルウェー 1)	15.8	22.2	20.5	19.8	25.3	21.7	21.1	NOR
ロシア	19.3	17.4	20.7	20.6	21.1	20.3	20.4	RUS
オーストリア	18.1	17.9	19.3	20.0	17.7	17.3	16.1	AUT
スイス	20.1	21.7	19.4	16.5	18.4	16.1	18.1	CHE
アイルランド	16.9	21.0	14.5	14.4	13.8	14.9	12.2	IRL
ギリシャ	17.8	17.9	10.3	10.9	11.1	10.7	10.9	GRC
スペイン 1)	15.1	21.1	15.0	14.4	14.5	14.5	14.3	ESP
ポルトガル	18.7	18.2	14.2	13.0	11.0	13.0	13.3	PRT
チェコ	19.1	22.9	19.5	18.1	18.2	20.7	20.6	CZE
ポーランド	19.5	21.0	19.5	18.5	17.9	17.5	18.3	POL
EU-28	16.8	19.4	15.8	15.5	14.9	15.1	14.9	EU-28
韓国	10.8	6.6	7.3	9.6	12.2	12.9	13.0	KOR
オーストラリア	21.5	19.8	20.1	20.3	20.1	19.7	20.0	AUS
ニュージーランド	12.6	19.3	18.8	19.3	18.6	19.4	18.3	NZL
メキシコ	4.7	5.1	4.5	4.0	3.9	4.0	3.5	MEX

第4-4表 長期失業者の割合（続き）

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2018	
								%
失業期間：1年以上								Duration: 1 year and over
日本	33.3	37.6	37.6	35.5	39.5	36.7	32.0	JPN
アメリカ 1)	11.8	29.0	23.0	18.7	17.0	15.1	13.3	USA
カナダ	9.5	12.1	12.8	11.5	11.6	12.1	10.1	CAN
イギリス 1)	21.1	32.6	35.7	30.7	27.2	25.9	26.3	UK
ドイツ	53.0	47.3	44.3	44.0	41.1	41.9	41.4	DEU
フランス	40.8	40.1	42.7	42.8	44.4	44.0	40.4	FRA
イタリア 1)	49.8	48.5	61.4	58.9	58.3	58.8	59.0	ITA
オランダ	40.2	27.6	39.9	43.6	42.7	40.7	38.0	NLD
ベルギー	51.7	48.8	49.9	51.7	51.6	48.8	48.7	BEL
デンマーク	23.4	20.2	25.2	26.9	20.7	22.8	20.2	DNK
スウェーデン 2)	—	17.3	16.8	17.6	16.8	16.8	15.5	SWE
フィンランド	24.9	23.6	23.1	25.1	26.6	24.9	22.8	FIN
ノルウェー 1)	9.5	9.4	12.8	12.2	12.5	15.6	14.4	NOR
ロシア	39.0	30.0	28.1	27.3	29.6	30.4	28.6	RUS
オーストリア	25.5	25.4	27.2	29.2	32.3	33.4	28.9	AUT
スイス	39.0	35.5	38.6	39.6	39.4	37.9	39.5	CHE
アイルランド	33.4	49.1	59.2	57.6	55.1	49.6	40.8	IRL
ギリシャ	51.9	44.6	73.5	73.1	72.0	72.8	70.3	GRC
スペイン 1)	24.4	36.6	52.8	51.6	48.4	44.5	41.7	ESP
ポルトガル	48.3	52.2	59.6	57.4	60.7	55.1	48.4	PRT
チェコ	53.6	43.3	44.5	48.3	43.2	36.0	31.7	CZE
ポーランド	52.2	25.5	36.2	39.3	35.0	31.0	26.9	POL
EU-28	45.3	39.5	49.1	48.4	46.8	45.1	43.4	EU-28
韓国	0.8	0.3	0.2	0.4	0.9	1.3	1.4	KOR
オーストラリア	17.7	19.2	19.7	19.8	19.3	19.9	19.4	AUS
ニュージーランド	9.8	8.9	13.6	13.2	14.1	15.6	13.3	NZL
メキシコ	1.8	1.9	1.6	1.7	2.0	2.0	1.6	MEX

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2019年7月現在

注 1) 調査対象の最低年齢は15歳ではなく16歳（イタリアは2010年以降、ノルウェーは2005年のみ）。

2) 調査対象は15～74歳。

第4-5表 失業期間別構成比（2018年）

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration (2018)

	1か月未満	1～3か月	3～6か月	6～12か月	1年以上	
						%
日本	15.4	23.7	14.8	14.2	32.0	JPN
アメリカ	34.4	29.7	14.5	8.0	13.3	USA
カナダ	38.7	26.4	15.7	9.1	10.1	CAN
イギリス	17.4	23.3	17.6	15.5	26.3	UK
ドイツ	11.9	17.5	14.7	14.6	41.4	DEU
フランス	5.5	18.8	17.0	18.3	40.4	FRA
イタリア	5.7	10.7	12.1	12.6	59.0	ITA
オランダ	8.5	24.1	15.3	14.2	38.0	NLD
ベルギー	6.1	17.1	14.2	13.9	48.7	BEL
デンマーク	19.7	26.7	20.4	13.0	20.2	DNK
スウェーデン 1)	29.1	22.1	16.8	16.5	15.5	SWE
フィンランド	15.2	30.7	18.0	13.4	22.8	FIN
ノルウェー	25.0	22.0	17.4	21.1	14.4	NOR
ロシア	11.5	21.5	18.0	20.4	28.6	RUS
オーストリア	9.2	25.3	20.5	16.1	28.9	AUT
スイス	9.2	17.6	15.6	18.1	39.5	CHE
アイルランド	9.4	23.1	14.4	12.2	40.8	IRL
ギリシャ	4.0	6.3	8.4	10.9	70.3	GRC
スペイン	10.2	18.6	15.1	14.3	41.7	ESP
ポルトガル	2.4	20.6	15.3	13.3	48.4	PRT
チェコ	9.5	20.0	18.2	20.6	31.7	CZE
ポーランド	18.0	14.9	21.9	18.3	26.9	POL
EU-28	9.6	16.9	15.2	14.9	43.4	EU-28
韓国 2)	—	54.1	31.5	13.0	1.4	KOR
オーストラリア	24.8	19.8	16.0	20.0	19.4	AUS
ニュージーランド	28.3	23.2	17.0	18.3	13.3	NZL
メキシコ	49.4	35.4	10.2	3.5	1.6	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 3	3 to 6	6 to 12	1 year and more	

出典： OECD database (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2019年7月現在

注 1) 3か月以内に就業予定の者を含む。

2) 韓国の1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

第4-6表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}} \times 100$
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}} \times 100$
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口（軍人を除く）}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者) 職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った15歳以上法定退職年齢に達していない者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去30日以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。ただし、一時的に就労していない無給／有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	$\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

	失業者の定義	失業率の算出方法
中国	都市部登録失業者。農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時（男性60歳、女性50歳（幹部は55歳））までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者。	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注1)
	都市部労働力調査。調査週において仕事がなく、仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去3か月以内に休職活動を行った16歳以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
台湾	労働力調査。15歳以上のもので、調査週において仕事がなく、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。レイオフされている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
韓国	労働力調査。15歳以上のものであって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
シンガポール	調査期間中に就業していない15歳以上のもので、就業が可能であり、調査期間中に求職活動をした者。自営業を始める準備のために就業しなかった者、調査期間後に新たな職に就く予定だが調査期間中には就業していない者を含む（調査期間とは、面接調査日の前1週間を意味する）。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査。15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査。15歳以上のものであって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で求職活動中の者。ただし、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めていない者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査。15歳以上のものであって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)

第4-6表 失業者の定義（続き）

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む（年ベース）。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：厚生労働省（2010.3）「2008-2009年海外情勢報告」等

アメリカ：労働統計局(BLS), EU：欧州統計局(Eurostat), イギリス：統計局(ONS), フランス：国立統計経済研究所(Insee), 中国：国家統計局(NBS), 韓国：統計庁(KOSTAT), シンガポール：統計局(DOS), マレーシア：統計局(DOSM), タイ：統計局(NSO), インドネシア：中央統計庁(BPS), フィリピン：統計局(PSA)

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第4-7表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出处求職者手当(JSA)
根拠法	雇用保険法（1974年）	社会保障法（1935年） 連邦失業税法（1939年） 各州失業保険法	求職者法（1995年）
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外（被保険者数4354万人，2018年3月末）（注1）	暦年の各四半期における賃金支払総額が1500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者（ただし、16歳及び17歳の者については例外がある）
受給要件	基本手当： ①離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること（注2） ②公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること ③自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる 高年齢求職者給付金： ・離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること ・上記②と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く）は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと（又は週平均労働時間が16時間未満） ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去2年度の間に、①いずれか1年について被用者として国民保険（注3）料を26週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を50週分納付したが、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所すること
給付水準	離職前賃金の50～80%（低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%）	州毎に異なるが、概ね課税前所得（平均週給）の50%	16～24歳：週57.90ポンド 25歳以上：週73.10ポンド（2019年）

注1) 2017年1月より、65歳以上の者も適用対象。

2) ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他のやむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。

3) 失業者や就労困難者向けの抛出处手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。

第4-7表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」 (Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協 定
被保険者	原則として65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	基本手当： <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週 15 時間未満であること（後者はいわゆる「短時間勤務給付」） ・ 求職活動を行い、職業紹介に応じる状態であること ・ 離職前 2 年間において通算 12 か月以上保険料を納付していること ・ 公共職業安定所に失業登録をしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失業保険制度に一定期間加入 ・ 50 歳未満： 離職直前 28 か月間で 88 日（610 時間）以上 ・ 53 歳以上： 離職直前 36 か月間で 88 日（610 時間）以上 ・ 就労活動に必要な身体能力があること ・ 雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること ・ 求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること（注 4） ・ 原則として、60 歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金（法律上の控除額を差し引いた前職の賃金）の67% （扶養する子がない者は60%）	給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム等）に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる <ul style="list-style-type: none"> ・ 1186.55 ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の 75% ・ 1186.56～1299.40 ユーロ未満： 支給額（日額）は、29.26 ユーロの定額 ・ 1299.41～2198.88 ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の 40.4% + 12 ユーロ ・ 2198.89～13508 ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の 57% （2019 年 7 月現在）

注 4) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)にしたがって行う。

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注5）	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週	最長182日
財源	給付総額の2.5%を国庫負担（2017年度から3年間の限定措置）、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の9（2017年4月から） ・労働者負担分：1000分の3 ・事業主負担分：1000分の6 （このうち失業給付分は1000分の3、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3） （注6）	保険料： 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は5.4ポイント減額され、0.6%となる	保険料： 賃金の25.8%（2019年） ・被用者：12.0% ・事業主：13.8% 国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央： 厚生労働省 ・地方： 都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注5) 高齢求職者給付金については、被保険者期間が1年以上の場合50日分、1年未満の場合30日分を一時金として支給。

6) 高齢求職者給付金については、全額保険料から。ただし、2020年3月まで保険料は、本人及び事業主負担分とも免除。

第4-7表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月 16か月：給付8か月 20か月：給付10か月 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月 36か月で55歳以上：給付18か月 48か月で58歳以上：給付24か月	53歳未満： 4か月（122日）～24か月（730日） 53歳以上55歳未満： 4か月（122日）～30か月（913日） 55歳以上： 4か月（122日）～36か月（1095日） 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳4か月まで受給可能
財源	保険料： 賃金の2.5%（労使折半，2019年）	保険料： 総賃金の6.45%（2019年） ・被用者：2.4% ・事業主：4.05% 国庫負担： 財源の98.9%は、被用者及び雇用主の拠出金（2007年）
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付II制度がある（p.318 第9-11表参照）	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある（p.320 第9-11表参照）

出典：日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト
 アメリカ：労働省ウェブサイト (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)
 イギリス：Gov.uk, Institute for Fiscal Studiesウェブサイト
 ドイツ：労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト, 労働政策研究・研修機構（2014.7）
 「資料シリーズNo.143, 失業保険制度の国際比較」
 フランス：雇用局(Pôle emploi), 政府公共サービス, 全国商工業雇用協会(UNEDIC)等ウェブサイト

第4-8表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
千人								thousands
日本 1)	654	527	467	436	401	378	375	JPN
アメリカ 2)	9,732	4,605	2,657	2,272	2,127	1,971	1,774	USA
UI (州)	4,487	2,947	2,574	2,237	2,099	1,948	1,755	a
初回申請者数 (州)	454	342	304	275	259	240	219	b
イギリス 3)	1,415	1,273	885	643	555	437	303	UK
抛制JSA ...①	234	145	111	77	69	59	43	c
所得調査制JSA ...②	1,069	1,045	710	522	437	333	217	d
①②とも受給	22	15	11	9	8	6	4	e
不支給	91	68	53	35	41	39	39	f
ドイツ 4)	5,918	5,305	5,242	5,161	5,099	5,107	—	DEU
失業給付 I	1,024	915	888	834	787	745	—	g
失業給付 II	4,894	4,390	4,354	4,327	4,312	4,362	—	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,212	2,375	2,416	2,586	2,649	2,656	2,650	i
連帯特別手当等	415	462	488	481	466	442	391	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) ALG II (unemployment benefits II); i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典：日本：厚生労働省（2018.10）「2017年度雇用保険事業年報」,「2018年度雇用保険事業年報（速報版）」

アメリカ：政府印刷局ウェブサイト (<https://www.govinfo.gov/app/collection/econoi>) 2019年10月現在

イギリス：労働年金省（2019.4）*Benefit expenditure and caseload tables 2019*

ドイツ：連邦統計局(Destatis)（2018.10）*Statistisches Jahrbuch 2018*

フランス：雇用局ウェブサイト (<http://www.pole-emploi.org/>) 2019年10月現在

注：国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当（短時間労働被保険者分を含む）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)が含まれる。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。JSAには、抛制JSAと所得調査制JSAとがある。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。2018年度は予測値。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と失業給付 II 受給者の合計。内訳は上段：失業給付 I、下段：失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の雇用復帰支援手当受給者（訓練手当を除く）と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度（特定連帯特別手当等(ASS)）の受給者計。

第4-9表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

日本		
種別	雇用調整助成金制度	再就職支援制度
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった	雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある 最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金（再就職支援給付金）」がある このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被災者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等又は出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする	
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。（大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上） 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること 教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に業務に就かないこと 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金（注1）の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること 	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> 休業等の場合： 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業 2分の1、中小企業 3分の2の助成率を乗じて得た額 教育訓練を実施した時の加算： 1人1日当たり1200円を加算した額 	
支給限度	<ul style="list-style-type: none"> 休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（2019年3月より8335円）を上限額とする 教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない 支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日 	

出典：日本：厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」（2015年8月1日）、厚生労働省ウェブサイト

注1) 中小企業事業主向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」は2013年4月に雇用調整助成金に統合した。2016年熊本地震の発生に伴う特例を実施。

ドイツ

種別	操業短縮労働者助成金(Kurzarbeitergeld)	移行給付金(Transferleistungen)
根拠法	雇用の維持に関する支援（社会法典第3編第3章第6節）	雇用の維持に関する支援（社会法典第3編第3章第6節）
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
適用要件	企業が経済的な理由又は不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮(Kurzarbeit)を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	事業主が、企業経営の変更の影響を受ける労働者に対して、その解約予告期間(Kündigungsfrist)中に、再就職の斡旋の相談、職業応募のトレーニング、短期間の職業訓練等の措置を行う場合に、移行措置に関する助成金が支給される
給付期間	12か月（連邦労働社会省の法規命令によって、24か月まで延長することが可能）	解約予告期間(Kündigungsfrist)内
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の60%（子がいる場合には67%）が支給される	支給額は、費用の50%で、支援を受ける労働者につき2500ユーロを上限とする
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる	なお、移行給付金には上記のほか「移行操業短縮労働者助成金」がある。移行操業短縮労働者助成金は、企業経営の変更等に伴い、労働時間短縮の影響を受ける従業員の賃金に対する助成金を支給することでその解雇を防止するとともに、新たな雇用に向けた支援を行うものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準じ、その支給期間は最長で12か月である

出典：ドイツ：連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2018年海外情勢報告」

第4-9表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

フランス

種別	雇用調整助成金制度：部分的就業（注2）
根拠法	労働法典（L5122-1条 à L5122-3条, R5122-1条 à D5122-51条, D6321-5条）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不景気（受注の減少など） ・ 原材料又はエネルギー調達での問題 ・ 災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合 ・ 企業の業態変化、再編又は近代化
支給額	従業員規模 250人以下：7.74ユーロ／時間, 251人以上：7.23ユーロ／時間 ・ 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも70% ・ 手当支払期間は、6週間を超えてはならない（注3）
給付期間	最大6週間
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差 ・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る ・ 部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業（残業）がある場合その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる ・ 年間割当量は、従業員 1 人当たり 1000時間に制限される。週 35 時間に基づき計画した場合、最大 28 時間の補償となる ・ 会社の建物や施設の改造の場合は、国によって払い戻される補償時間は 100 時間に制限される
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される ・ 部分的失業が、集団的労働紛争による場合 ・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・ 労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く） ・ 事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が 6 週間を超える場合

出典：フランス：政府公共サービスウェブサイト

注 2) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)」を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業(Activite professionnelle)」の促進と表現する。

3) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）とCRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

	韓国		アメリカ
種別	雇用維持支援制度	再就職支援	再就職支援
根拠法	雇用保険法（2010年6月改正）	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する	労働力革新・機会法（2014）により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、求職、訓練、配置転換などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる	労働力革新・機会法（2014）は、労働力投資法（1998）が改正されたもので、2015年7月から施行されている。労働力投資法下で実施されていたプログラムの再承認が基本であり、地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施の委任が行われることが継承されている。委員会は、州、市、郡、若しくはその連合を単位として、雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない
支給額	休業：事業主が支給した休業手当の2/3（大企業の場合1/2）を支給 休職：事業主が支給した休職手当の2/3（大企業の場合1/2）を支給 訓練：事業主が支給した賃金の3/4（大企業の場合2/3）を支給	訓練実施機関： 公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校など	連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
支援期間	休業、休職、訓練については合わせて年間180日以内		
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・ 勤労基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・ 雇用維持措置の期間中、新規採用するなど、3年以上連続して雇用維持措置を実施する場合 ・ 季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない		

出典：韓国：脇田滋（2011）「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1)雇用保険法・雇用保険制度」、『龍谷法学（44巻1号）』、労働政策研究・研修機構（2005）『労働政策研究報告書No.29アジア諸国における職業訓練政策』、雇用労働部ウェアサイト
アメリカ：労働省(DOL)

第4-10表 高齢者の就業促進施策

Table 4-10: Measures to promote the employment for older persons

日本				
種別	供給側に対する施策（注1）		需要側に対する施策（注2）	
名称	地域高齢者支援 （高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大）	高齢者（65歳以上の者を含む）の再就職支援の充実・強化	高齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）	企業支援（年齢にかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進）
内容	<p>高齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用により、会員の拡大や就業機会の拡大を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の推進，拡充（育児支援，家事支援など現役世代の支援となるような分野や人材不足分野を中心にシルバー人材センターの活動範囲を拡充） ・生涯現役社会実現事業（生涯現役社会実現環境整備事業）の実施（高齢者を対象とした職業生活設計セミナーの開催） 	<p>高齢者が年齢にかわりなく安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、身近な地域において技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者就労総合支援事業の実施（注3） ・シニアワークプログラム事業の実施（事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習，面接会等を一体的に実施） 	<p>高齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施</p>	<p>年齢にかわりなく働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役社会実現事業（業界別生涯現役システム構築事業）の実施，拡充（注4） ・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給（注5） ・65歳超雇用推進助成金の支給（注6） ・年齢にかわりなく働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談，援助（注7） ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行（注8）

注1) 求職者及び労働者に対する施策のこと。相談，援助等。以降，同じ。

2) 事業主に対する施策のこと。助成措置等。以降，同じ。

3) 全国の主要なハローワークに高齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施。

4) 業界団体における生涯現役雇用制度導入マニュアルの作成等を通じた地域の機運醸成を図る。

5) 高齢者等の雇い入れを行う事業主に対する助成（特定就職困難者コース）。65歳以上の高齢者の雇い入れに対する助成も追加（生涯現役コース）。

6) 65歳以上への定年引き上げ，高齢者の雇用管理の整備（能力開発，能力評価等）を行う事業主に対する助成。

7) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施。

8) 定年後引き続き雇用される高齢者について，労働契約法の無期転換ルールの特例を創設。

種別	アメリカ		イギリス	
	供給側に対する施策	需要側に対する施策	供給側に対する施策	需要側に対する施策
名称	高齢者地域社会サービス雇用事業	なし	なし	Fuller Working Lives
根拠法・創設	1965年 高齢アメリカ人法（the Older American Act）を根拠に、2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム（注9）を開始	—	—	2017年
適用範囲	失業中で就業見込みの低い55歳以上、世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下	—	—	
内容	全額政府出資の助成金により、非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後、30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする	—	—	雇用年金省によるキャンペーン。高齢者の雇用維持・促進に向けた雇用主の活動を奨励
利用状況	登録参加者 3万396人（2016年）	—	利用	

注9) 正式名は、Senior Community Service Employment Program: SCSEP。

第4-10表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-10: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

種別	ドイツ		フランス	
	供給側に対する施策	需要側に対する施策	供給側に対する施策	需要側に対する施策
名称	中小企業の低資格労働者・中高年齢労働者のための継続職業教育訓練	統合助成金(EGZ)	「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約	統一参入契約（注13） 2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された
根拠法・創設	社会法典第3編 (SGB III)第82条	社会法典第3編 (SGB III)第3章第5節	2004年5月	2008年12月
内容	従業員数250人未満の中小企業に勤務する、低資格労働者又は45歳以上の労働者（45歳未満の労働者は2019年12月31日までの間）で職業資格を取得しようとする者が、一定の条件を満たした場合に訓練受講料の一部又は全額が助成される なお、同プログラムは、同時に事業主に対しての助成も行う（注10）	長期失業、高齢、障害等により、通常の業務に制約のある労働者を採用する使用者に対して統合助成金が支給される。助成額は対象となる賃金の50%まで、その支給期間は最大で12か月間。統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所(AA)若しくはジョブセンターにより必要性に応じて個別に決定される（注11）	適用範囲対象は、全ての企業の全被用者 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務付けられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進（注12）	雇用局(Pôle emploi)とCUI協定を結び、高齢者や障害者等、就職に困難を抱える者をCUIに基づいて雇用した事業主にに対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施

出典：日本：厚生労働省、アメリカ：労働省(DOL)SCSEP、イギリス：Gov.uk、各ウェブサイト、ドイツ：労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、厚生労働省（2017.3）「2016年海外情勢報告」、フランス：雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービスウェブサイト等

注10) 従業員数250人未満の中小企業で、自らが雇用する者が訓練を受講する場合に、労働者の業務を免除する事業主は、賃金の支払いを継続したまま、雇用機関からの賃金助成を受け取ることができる。

11) 管理運営は連邦雇用エージェンシー(BA)、財源は社会保険料（労使折半）。50歳以上で要件を満たす者は、2019年12月末までに措置を開始した場合に限り、最長36か月まで支給される。また、障害がある55歳以上の場合、最長96か月まで支給される。

12) 例：45歳以上かつ20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。

13) 正式名は、Contrat Unique d'Insertion: CUI。

第4-11表 解雇法制

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

日本	
個別的解雇	<p>民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。労働基準法により、以下のとおり定められている</p> <p>①使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない、②業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止、③国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止、④労働契約法（2008年施行）は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を濫用したものとして無効とする」と定めている（労働基準法から移行）、⑤合理的理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反（懲戒解雇）、やむを得ない経営上の理由（整理解雇）、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど</p> <p>2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め法理」の内容が法律（第19条）に規定された（注1）。これにより、①過去に反復更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、②労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められず、従前の有期労働契約の内容である労働条件等と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されることになる</p>
集団的解雇	<p>整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある</p> <p>①人員削減の必要性、②人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性（解雇回避措置の余地のないこと）、③解雇対象の選定の妥当性（選定基準が客観的・合理的であること）、④解雇手続の妥当性（労使協議等を実施していること）</p> <p>裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている（注2）</p> <p>労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある</p>

注 1) 「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること。

注 2) 「4要素説」とは、4要件を総合的に考慮した結果、相当と認められれば解雇を有効とする、すなわち4つの「要件」ではなく、「要素」と捉えることをいう。

第4-11表 解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

アメリカ	
個別的 解雇	<p>連邦法が規制している解雇は以下の5つ</p> <p>①人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇（公民権法第7条）、②年齢を理由とする解雇（年齢差別禁止法）、③障害を理由とする解雇（障害を持つアメリカ人法）、④組合活動や組合加入を理由とする解雇、⑤その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇</p> <p>州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例：</p> <p>①性的指向（ホモセクシュアルやレズビアン等）を理由とする解雇、②既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、③過去の逮捕歴を理由とする解雇</p> <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている（「パブリック・ポリシー法理」）</p> <p>①使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、②適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる（「契約法理」）。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる（「誠実・公正義務法理」）。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている</p>
集团的 解雇	<p>労使交渉で先任権制度 (seniority rule) を定めている場合、若しくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている</p> <p>事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者（100人以上のフルタイム労働者を使用するか、週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者）は、交渉代表労働組合か、それがなければ各労働者、並びに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。ただし、自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない</p>

イギリス

個別的解雇	<p>1996年雇用権利法は、次のような解雇規制を定めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示（勤続年数2年以上（注3）の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合） <p>また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる</p> <p>①妊娠・出産、②産前産後休業・育児休業・家族休業の取得、③短時間又は有期労働者であること、④商店等における日曜労働の拒否、労働時間規則の制限を超えて働くことの拒絶、年次有給休暇の取得等、フレキシブル労働時間の適用の請求、⑤最低賃金の適用、⑥教育訓練プログラムへの参加を求めること、⑦労働組合への加入の有無、労働組合の活動、⑧従業員代表の活動、⑨安全衛生活動、職域年金基金の活動等、⑩内部通報、⑪制定法上の権利に関する主張、⑫人員整理の際、他の労働者と異なる基準を適用された場合</p> <p>不正解雇について雇用審判所へ救済申立てを行うことができる</p> <p>雇用審判所は、不正解雇と認められる場合、職場復帰、再雇用、補償金の支払といった救済を与える。ただし、上記①～⑫や差別を理由とする場合を除き、不正解雇申立ての権利は原則として勤続年数2年未満の者には適用されない</p>
集团的解雇	<p>1992年労働組合・労働関係(統合)法及び1996年雇用権利法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合や従業員代表との協議、国務大臣への届出といった一定の要件が課されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる（通常の過給額の5分の2が支払われる） ・被用者には使用者から、年齢、勤続年数、過給額に応じた剩員整理手当が支払われる

注3) 2012年4月6日以前に雇用関係が開始された場合は、勤続1年以上。

第4-11表 解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

ドイツ

個別的 解雇	<p>民法典(BGB)により、解雇予告期間、法の一般原則による解雇無効の可能性を規定するほか、社会的弱者に対する解雇無効の可能性が個別法により規定されている。BGBでは、労使のいずれも暦日の15日又は末日の4週間前までに告知することにより労働契約を終了させることが可能であるが、使用者が2年以上勤務する労働者を解雇する場合には、さらに勤続年数ごとに解雇予告期間が定められている</p> <p>解雇制限法(KSchG)は、以下の解雇を、社会的に正当な事由のない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所（パートタイムは比率で考慮される）</p> <p>①労働者の一身に基づく理由がない場合、②労働者の行動に基づく理由がない場合、③緊急の経営上の必要性に基づかない場合、④事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、⑤労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある</p> <p>①事業所委員会委員及び職員委員会委員の解雇（在職中及び終了後1年間）（事業所組織法、職員代表法）、②妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇（母性保護法）、③法定の育児休暇を取得中の労働者（連邦育児手当法）、④兵役に従事している労働者に対する解雇（職場保護法、ArbPISchG）、⑤6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇（中央福祉事務所の同意が必要）（重度障害者法）、⑥訓練期間中の労働者の解雇（職業訓練法）、⑦操業短縮中の解雇については別途規定があり、制限されている</p>
集团的 解雇	<p>上記の民法典(BGB)のほか、解雇制限法(KSchG)による規制がある</p> <p>一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行うとする場合（労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等）、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない</p> <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない</p>

フランス

個別的解雇	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇 ・ 争議権の通常の行使を理由とする解雇 ・ 職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇 ・ セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けた若しくは拒否した労働者の解雇、当該行為を証言した労働者の解雇 ・ 妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇 ・ 労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇 <p>また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払が必要となる。真実かつ重大な理由とは、①労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、②事実に基づいて証明でき、③契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう</p> <p>個別的解雇には、①事前面談への召還、②事前面談、③解雇通知の送付、④解雇予告期間の遵守、⑤解雇手当の支払といった手続が必要</p>
集団的解雇	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要</p> <p>個人解雇の場合（1人若しくは2人以上の場合も共通）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・ 労働者に対する書面による解雇予告（一定の待機期間がある） ・ 労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・ 行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <p>2人以上10人未満の解雇：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業委員会（ない場合には従業員代表委員）に対する情報提供と協議 <p>10人以上の解雇：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業委員会（ない場合には従業員代表委員）への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる ・ 50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務付けられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる ・ 企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定（職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの）を締結しなければならない <p>このほか、1000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や求職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない</p>

出典：厚生労働省海外情報室作成資料、日本労働研究機構（2002.3）「労働政策レポートVol.2 解雇法制—日本における議論と諸外国の法制—」、同（2003.3）「資料シリーズNo.129 諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構編（2006.7）「諸外国の労働契約法制」、JILPT（2015.6.a）「解雇及び個別労働関係の紛争処理についての国際比較」

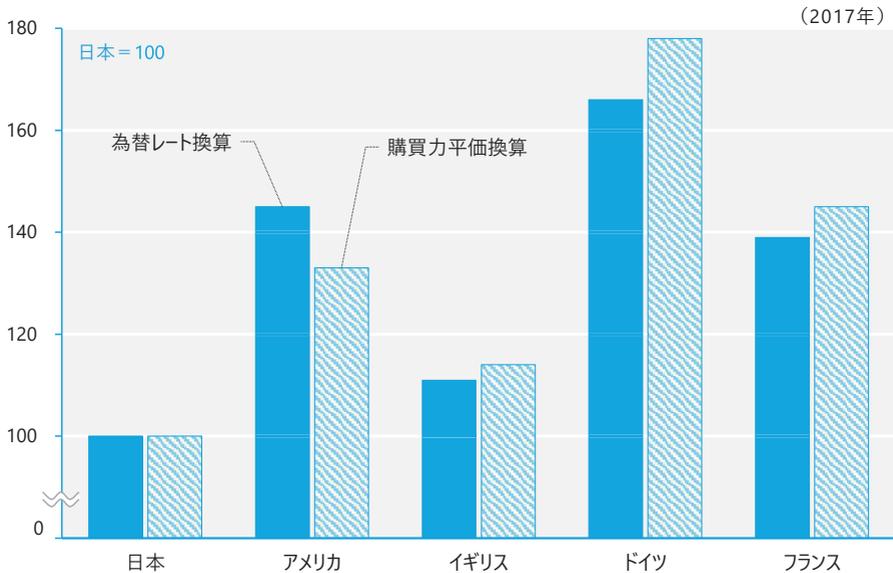
日本：厚生労働省「改正労働基準法の概要」「改正労働契約法のポイント」及び厚生労働省ウェブサイト、荒木尚志/菅野和夫/山川隆一〔著〕（2014.5）「詳説労働契約法<第2版>」、イギリス：前掲JILPT（2015.6.a）、Gov.ukウェブサイト、ドイツ：連邦労働社会省、厚生労働省（2015.3）「2014年海外情勢報告」等、フランス：前掲JILPT（2015.6.a）、JILPT（2015.6.b）「労働政策研究報告書No.173 フランスにおける解雇にかかる法システムの現状」等により労働政策研究・研修機構作成

5

賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



[関連表](#) p.209 「第5-1表 時間当たり賃金（製造業）」

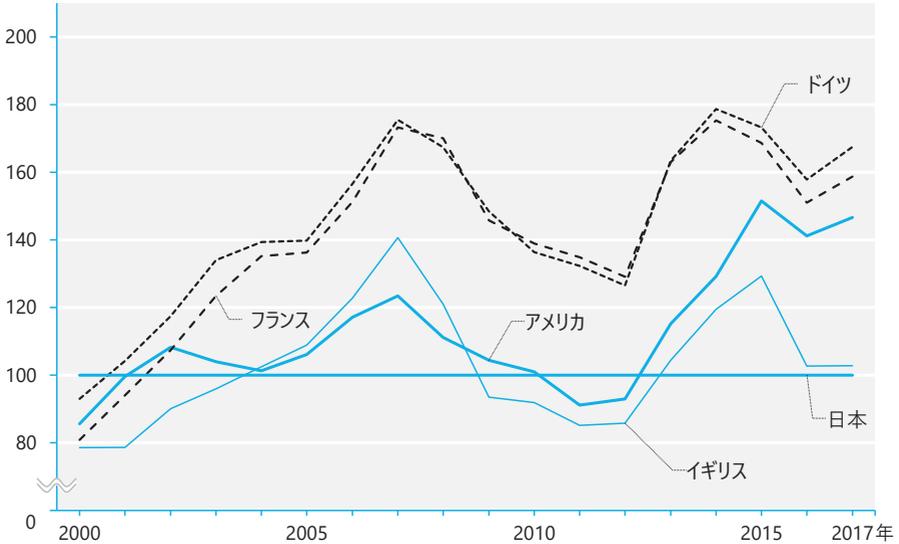
賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2017年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが133、イギリスが114、ドイツが178、フランスが145となっており、日本は各国の水準を下回っている。

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

日本 = 100



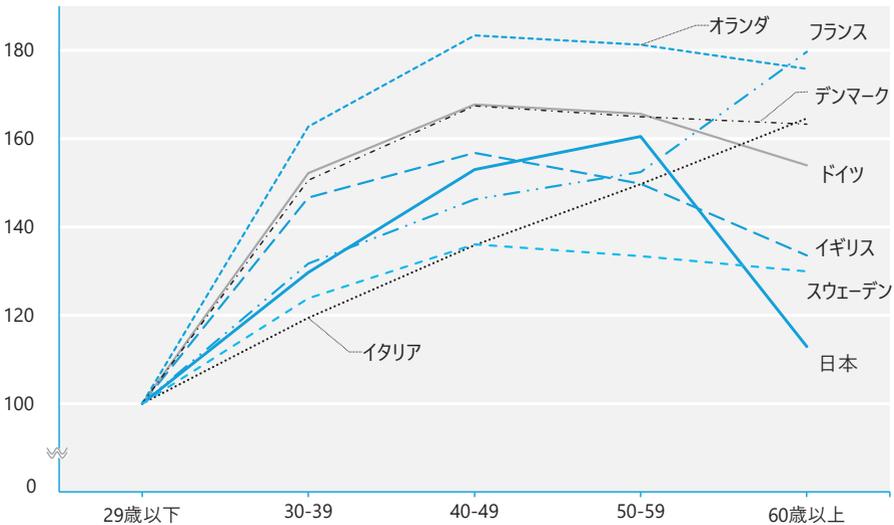
[関連表](#) p.216 「第5-8表 労働費用（製造業）」

労働費用は、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）を指し、現金給与額のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用など、現金給与以外の労働費用を合わせたもの。賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行っている。わが国の労働費用は、1985年以降、欧米主要国と比較して上昇した結果、2000年には5か国中で最も高い水準となった。しかし、円高の影響もあり、2002年以降は相対的に低い水準で推移している。2017年には、日本を100とする場合、ドイツとフランスがそれぞれ167と159、アメリカが147、イギリスが103となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差

29歳以下=100

(2014年)



関連表 p.220 「第 5-13-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）」

上のグラフは、29歳以下の賃金を100としたときの各国の年齢階級別賃金指数により、年齢階級間の格差の状況を示したものである。

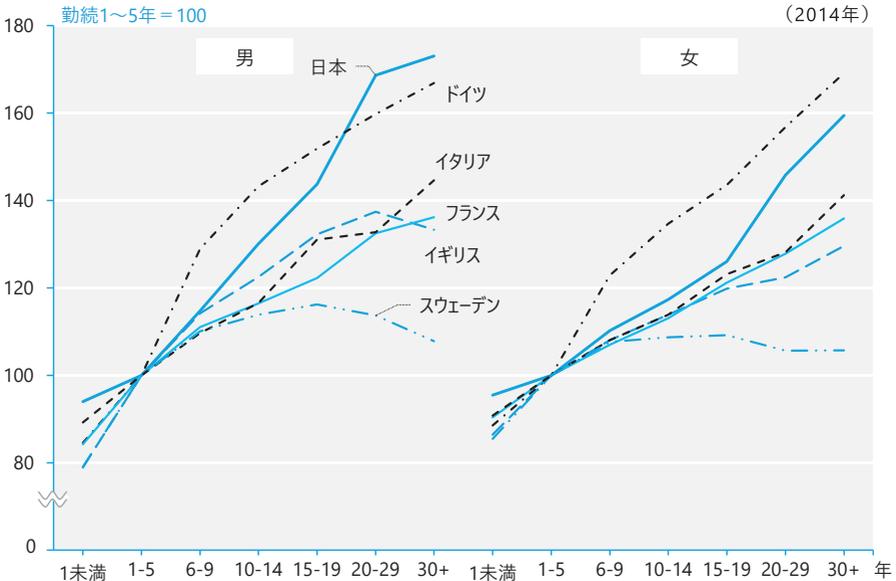
日本では29歳以下との賃金の格差は、30～39歳層で1.3倍、40～49歳層で1.5倍、50～59歳層で1.6倍へと拡大していき、60歳以上層になると1.1倍に縮小する。

欧州諸国をみると、フランス、イタリアは年齢階層が上がるにつれて賃金が上昇している。その他の国は40～49歳層をピークに賃金が下がっている。

年齢階層間の賃金格差は、職種別にみると「管理・事務・技術労働者」で大きい。例えば上のグラフでは、フランスは60歳以上層でも格差拡大が続き、29歳以下の1.8倍に達しているが、同年齢階層間の賃金格差を職種別にみると、「生産労働者」の格差は1.3倍程度にとどまる一方で、「管理・事務・技術労働者」では2倍近くになっている。

なお、これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第 2-11 表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.79～88) もあわせてみる必要がある。

5-4 勤続年数別賃金格差



関連表 p.223~224 「第5-14表 勤続年数別賃金格差」

(注) 日本の勤続年数は、1~5年が1~4年、6~9年が5~9年に相当。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1~5年(日本については1~4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、日本とドイツは勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、特に勤続年数30年以上では勤続年数1~4年の約1.7倍に達する。その他の国々については、勤続年数30年以上でイタリアとフランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい。ドイツの勤続年数1~5年と30年以上の賃金格差は、女性の方が男性より大きい。女性の勤続年数1~5年を100とした場合、30年以上の賃金格差は、ドイツが約1.7倍、日本が約1.6倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
時間当たり賃金	Wages per hour								
各国通貨	national currency								
日本 1)	2,303	2,244	2,280	2,301	2,351	2,311	2,333	2,358	JPN
アメリカ 2)	21.58	24.91	25.60	26.19	27.39	28.37	29.79	30.52	USA
イギリス 3)	13.63	16.10	16.30	16.40	16.80	17.30	17.60	18.10	UK
ドイツ 3)	23.23	25.50	27.30	28.00	28.70	29.40	30.10	30.90	DEU
フランス 3)	19.52	22.30	23.60	24.10	24.60	25.00	25.40	25.90	FRA
為替レート換算	Exchange rate conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100	100	100	100	100	100	100	100	JPN
アメリカ	103	97	90	111	123	149	139	145	USA
イギリス	119	97	90	109	125	138	111	111	UK
ドイツ	138	132	123	158	172	171	155	166	DEU
フランス	116	116	106	136	147	145	131	139	FRA
購買力平価換算	PPPs conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100	100	100	100	100	100	100	100	JPN
アメリカ	121	124	117	115	120	127	131	133	USA
イギリス	108	114	106	104	105	112	111	114	UK
ドイツ	150	158	159	159	164	169	172	178	DEU
フランス	120	130	128	131	134	138	141	145	FRA

出典：厚生労働省（2019.8）「毎月勤労統計調査（原表，本系列）」

アメリカ労働統計局(BLS)（2018.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) "Labour costs (lc)" 2019年2月現在

OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2019年2月現在

注：各国の推計方法は以下のとおり。経年の為替レートは、第1-14表為替レート（p.46～47）及び第1-17表 購買力平価（p.50）を参照。表中「|」の前後は産業分類の変更があり、厳密には接続しない。

- 1) 事業所規模5人以上の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。
- 2) 企業規模は全対象（1人以上）。製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels... [lc_lci_lev]"による実数を使用。空白年は"Labour cost index... [lc_lci_r2_a]"より、時間当たり労働費用と賃金の比率から算出。

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

		2010年	2014	2015	2016	2017	1)	
男女計								Total
各国現地通貨／時間(h), 日(d), 月(m), 週(w), 年(y)当たり								(*)
日本 2)	Yen/m	362,340	383,644	376,964	379,581	385,458	JPN	E
〃	Yen/h	2,244	2,351	2,311	2,333	2,358	JPN	E
アメリカ 3) 4)	US\$/h	18.61	19.56	19.91	20.44	20.89	USA	E
カナダ	CA\$/h	23.01	24.66	25.02	25.29	25.50	CAN	R
イギリス 5)	Pound/h	12.64	13.50	13.79	14.40	14.77	UK	E
ドイツ 6)	Euro/m	3,708	4,236	4,375	4,462	4,552	DEU	E
フランス 6)	Euro/h	16.63	17.81	—	—	—	FRA	B
イタリア 6)	Euro/h	12.96	14.22	—	—	—	ITA	B
スウェーデン 7)	Krona/h	145.8	162.9	166.4	169.6	174.1	SWE	B
ロシア 3)	Ruble/m	19,078	29,511	31,910	34,592	38,502	RUS	E
中国 3) 8)	Yuan/year	20,090	35,653	38,948	42,115	44,991	CHN	E
韓国 9)	1,000 Won/m	2,774	3,515	3,569	3,613	3,658	KOR	E
シンガポール 10)	SG\$/m	4,263	3,727	3,792	3,996	3,951	SGP	E
タイ 11)	Baht/m	8,303	12,461	12,307	12,638	12,746	THA	E
フィリピン	Peso/d	311	347	359	384	394	PHL	B
オーストラリア 12)	AUS\$/w	1,211	1,399	1,440	1,447	1,422	AUS	E
ニュージーランド 13)	NZ\$/h	24.04	27.50	28.21	28.67	29.11	NZL	E
ブラジル	Real/m	—	1,686	1,933	2,165	2,304	BRA	E
男								Male
各国現地通貨／時間(h), 日(d), 月(m), 週(w), 年(y)当たり								(*)
日本 2)	Yen/m	429,156	450,005	443,901	446,213	451,560	JPN	E
〃	Yen/h	2,541	2,633	2,594	2,612	2,635	JPN	E
カナダ	CA\$/h	24.42	26.16	26.42	26.79	26.94	CAN	R
イギリス 5)	Pound/h	13.07	13.96	14.57	15.07	15.11	UK	E
ドイツ 6)	Euro/m	3,898	4,443	4,579	4,662	4,747	DEU	E
フランス 6)	Euro/h	17.45	18.55	—	—	—	FRA	B
イタリア 6)	Euro/h	13.56	14.92	—	—	—	ITA	B
スウェーデン 7)	Krona/h	147.6	164.9	168.4	171.6	176.2	SWE	B
韓国 9)	1,000 Won/m	3,066	3,830	3,909	3,944	3,990	KOR	E
シンガポール 10)	SG\$/m	4,869	4,038	4,236	4,333	4,333	SGP	E
タイ 11)	Baht/m	8,994	13,851	13,373	13,541	13,814	THA	E
フィリピン	Peso/d	320	363	374	395	406	PHL	B
オーストラリア 12)	AUS\$/w	1,260	1,459	1,506	1,505	1,473	AUS	E
ニュージーランド 13)	NZ\$/h	25.02	28.43	29.24	29.84	30.23	NZL	E
ブラジル	Real/m	—	1,852	2,104	2,325	2,483	BRA	E

		2010年	2014	2015	2016	2017		1)
女							Female	
	local currency per hour(h)/month(m)/day(d)/week(w)/year(y)							(*)
日本 2)	Yen/m	203,132	218,004	214,278	218,080	223,803	JPN	E
〃	Yen/h	1,414	1,513	1,489	1,522	1,551	JPN	E
カナダ	CA\$/h	19.35	20.66	21.37	21.45	21.73	CAN	R
イギリス 5)	Pound/h	11.27	12.04	11.72	12.42	13.70	UK	E
ドイツ 6)	Euro/m	2,906	3,356	3,498	3,589	3,689	DEU	E
フランス 6)	Euro/h	14.62	15.87	—	—	—	FRA	B
イタリア 6)	Euro/h	11.39	12.28	—	—	—	ITA	B
スウェーデン 7)	Krona/h	137.3	152.6	156.6	160.1	164.2	SWE	B
韓国 9)	1,000 Won/m	1,888	2,586	2,510	2,593	2,621	KOR	E
シンガポール 10)	SG\$/m	3,253	3,000	3,033	3,250	3,142	SGP	E
タイ 11)	Baht/m	7,643	10,931	11,158	11,647	11,545	THA	E
フィリピン	Peso/d	296	323	337	366	374	PHL	B
オーストラリア 12)	AU\$/w	1,022	1,146	1,176	1,219	1,245	AUS	E
ニュージーランド 13)	NZ\$/h	20.50	24.25	24.66	24.80	25.35	NZL	E
ブラジル	Real/m	—	1,309	1,549	1,801	1,898	BRA	E

*See for details, Table 5-3 (p.212).

出典：日本：厚生労働省（2019.8）「毎月勤労統計調査（原表，本系列）」

フランス・イタリア：Eurostat Database “Structure of earnings survey” 2018年12月現在

ドイツ・ブラジル：ILO Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2018年12月現在

中国：国家统计局(NBS)（2017.9）「中国統計年鑑2017」

韓国：雇用労働部ウェブサイト (<https://www.moel.go.kr/>) 2017年12月現在

香港：統計局（2017.8）Quarterly Report on General Household Survey

タイ：統計局(NSO)（2016）The Labor Force Survey Whole Kingdom Quarter 1

注 1) 原則、雇用者が対象。E = 実際に支払われた賃金（諸手当・ボーナス含む）、R = 労働契約等により予め定められている賃金（諸手当・ボーナス含む）、B = 通常の労働時間に対して支払われる基本賃金（諸手当・ボーナス・時間外手当を除く）。

2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者（一般労働者及びパートタイム労働者）。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。

3) アメリカ、ロシア及び中国は性別賃金データがないため、男女計のみ掲載。

4) 民間部門の生産労働者（管理職を除く）。

5) 16歳以上の全雇用者が対象。時給100ポンド以上の者は除外。各年4-6月期の数値。

6) フルタイム雇用者が対象。

7) 民間部門の生産労働者が対象。

8) 都市部の民間部門が対象。

9) 単位は1,000ウォン。正規従業員5人以上の事業所。

10) 2010年はフルタイム及びパートタイム雇用者の平均月収。2014年以降はフルタイム雇用者（国籍保有者及び永住権保有者が対象）の中位総月収（6月の数値）。

11) 各年第3四半期の数値。民間部門。

12) 成人のフルタイム非管理職、各年5月の数値。

13) 各年第3四半期の数値。

第5-3表 産業別賃金 (2017年)

Table 5-3: Wages by economic activity (2017)

		非農林 漁業計	製造業	鉱業及び 採石業	建設業	情報 通信業	区分 1)
各国現地通貨/時間(h), 日(d), 月(m), 週(w), 年(y)当たり							(*)
日本 2)	Yen/m	319,453	385,458	333,277	392,007	490,984	JPN E
アメリカ 3)	US\$/h	22.05	20.89	28.01	26.73	30.71	USA E
カナダ 4)	CA\$/h	26.16	25.50	37.98	28.73	24.28	CAN R
イギリス 5) 6)	Pound/h	13.66	14.77	16.99	14.99	20.94	UK E
ドイツ 7)	Euro/m	4,149	4,552	4,531	3,463	5,462	DEU E
フランス 8)	Euro/h	17.16	17.81	18.35	16.42	22.97	FRA B
イタリア 8)	Euro/h	15.56	14.22	20.60	13.78	17.49	ITA B
スウェーデン 9)	Krona/h	164.4	174.1	231.2	180.3	160.5	SWE B
ロシア 6)	Ruble/m	39,167	38,502	74,474	33,678	58,811	RUS E
中国 10)	Yuan/y	45,761	44,991	41,236	46,944	70,415	CHN E
韓国 6) 11)	1,000 Won/m	3,446	3,658	4,004	3,445	4,141	KOR E
シンガポール 12)	SG\$/m	3,749	3,951	-	3,300	5,000	SGP E
タイ 6) 13)	Baht/m	14,740	12,746	15,603	9,875	28,284	THA E
フィリピン	Peso/d	440.45	394.15	363.72	375.51	691.73	PHL B
オーストラリア 14)	AU\$/w	1,606	1,422	2,659	1,724	1,885	AUS E
ニュージーランド 6) 14)	NZ\$/h	30.51	29.11	32.45	28.75	40.87	NZL E
ブラジル 6) 15)	Real/m	2,178	2,304	4,398	1,724	3,871	BRA E
Local currency per hour(h)/month(m)/day(d)/week(w)/year(y)							
		a	b	c	d	e	

*Figures are for employees. E: wages actually paid (incl. allowances and bonuses); R: wages set by employment contract etc. (ditto); B: basic wages paid for usual work hours (excl. allowances, bonuses and overtime pay); a) Total; b) Manufacturing; c) Mining and quarrying; d) Construction; e) Information and communication.

出典：日本：厚生労働省（2019.8）「毎月勤労統計調査（原表，本系列）」

その他：各国政府ウェブサイト，ILO Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2018年12月現在

注1) 原則，雇用者が対象。E = 実際に支払われた賃金（諸手当・ボーナス含む），R = 労働契約等により予め定められている賃金（諸手当・ボーナス含む），B = 通常の労働時間に対して支払われる基本賃金（諸手当・ボーナス・時間外手当を含む）。

2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。

3) 民間部門の生産労働者（管理職を除く）。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。

4) 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。鉱業及び採石業は林業，漁業，石油，ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。

5) 民間部門のフルタイム労働者。時間外手当を含む。時給100ポンド以上の者は除外。4-6月期の数値。

6) 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。

7) フルタイム労働者。

8) 2014年値。

9) 民間部門の生産労働者。諸手当を含む。

10) 都市部の民間部門が対象。

11) 正規従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。

12) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。2017年6月の中央値。

13) 2017年第3四半期の数値。

14) 成人（21歳以上）のフルタイム非管理職。2017年5月の数値。

15) 鉱業及び採石業は，林業を含む。2017年第3四半期の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

	2000年	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
2015年 = 100									2015=100
日本	96.1	99.7	96.8	98.0	99.8	100.0	100.6	101.6	JPN
アメリカ	71.9	83.2	93.5	96.9	98.3	100.0	102.7	104.9	USA
カナダ	74.7	83.9	89.4	94.9	95.7	100.0	101.4	104.3	CAN
イギリス	64.4	78.0	91.5	96.5	98.4	100.0	102.3	104.4	UK
ドイツ	73.0	79.6	87.7	94.6	97.4	100.0	102.0	104.4	DEU
フランス	68.4	80.0	90.7	97.2	98.7	100.0	101.3	102.6	FRA
イタリア	67.2	76.3	88.9	95.2	97.5	100.0	100.5	101.0	ITA
オランダ	72.9	82.6	92.4	96.9	98.5	100.0	101.6	103.5	NLD
デンマーク	64.3	77.7	91.6	96.9	98.2	100.0	102.2	104.4	DNK
スウェーデン	64.7	75.0	87.6	95.2	97.4	100.0	101.9	103.9	SWE
ノルウェー	53.2	66.5	84.0	95.0	97.5	100.0	101.1	102.6	NOR
スペイン	62.2	77.0	93.4	99.1	99.7	100.0	100.3	101.0	ESP
韓国	43.2	66.3	82.3	93.3	97.1	100.0	104.2	106.4	KOR
ニュージーランド	60.4	70.7	85.8	94.5	97.3	100.0	102.1	103.8	NZL

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Hourly Earnings" 2018年12月現在

注： 国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第5-5表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

年	2014	2017	2018		定義・調査対象等
フルタイム = 100				Full-time=100	
日本 1)	56.6	59.4	60.4	JPN	1) 産業計、常用労働者10人以上の民営事業所、一般労働者に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額（平均）、残業を除く。
イギリス 2)	71.0	71.6	72.6	UK	2) 自営業を除く産業計・全職種の1%を対象とするサンプル調査。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を除く、2014年、2017年は改定値、2018年は暫定値。
ドイツ 3)	72.1			DEU	3) 産業計、企業規模10人以上、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を含む。
フランス 3)	86.6			FRA	
イタリア 3)	66.4			ITA	
オランダ 3)	74.3			NLD	
デンマーク 3)	79.0			DNK	
スウェーデン 3)	82.2			SWE	

出典： 日本：厚生労働省（2019.2）「2018年賃金構造基本統計調査」

イギリス：統計局(ONS)（2018.10）2018 Annual Survey of Hours and Earnings—Provisional Results

欧州：Eurostat Database "Structure of earnings survey 2014" 2017年11月現在

注：パートタイム労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1～34時間の者をパートタイムと定義するU.S. Bureau of Labor Statisticsの「Labor Force Statistics from the CPS」による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム30.6（2018年、産業計、16歳以上、中央値）。

第5-6表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

	2000年	2005	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	119.1	105.5	100.0	97.2	98.3	97.7	99.1	—	JPN
アメリカ	88.6	94.3	100.0	104.8	107.0	109.1	110.3	—	USA
カナダ	80.8	88.0	100.0	106.2	106.9	108.8	107.1	108.1	CAN
イギリス	76.4	85.4	100.0	102.9	102.9	103.3	105.9	108.3	UK
ドイツ	95.2	95.8	100.0	105.3	106.5	108.4	109.7	111.3	DEU
フランス	82.3	90.3	100.0	104.5	105.1	105.3	105.6	106.2	FRA
イタリア	74.6	88.2	100.0	102.6	102.7	103.3	103.5	103.0	ITA
オランダ	82.2	89.9	100.0	104.7	104.9	103.7	104.4	104.5	NLD
ベルギー	83.5	89.2	100.0	108.5	108.6	107.4	107.5	109.2	BEL
デンマーク	76.8	86.1	100.0	101.5	102.2	103.4	103.6	104.5	DNK
スウェーデン	83.3	89.1	100.0	108.4	109.7	109.4	111.1	113.6	SWE
フィンランド	83.2	87.7	100.0	108.1	109.3	110.6	109.3	106.0	FIN
ノルウェー	66.1	75.0	100.0	114.0	116.7	118.1	118.5	120.0	NOR
ロシア	21.2	49.4	100.0	141.1	155.2	162.6	—	—	RUS
スペイン	75.5	87.8	100.0	96.4	96.1	96.5	95.8	95.8	ESP
韓国	85.6	99.3	100.0	108.4	105.8	100.3	—	—	KOR
オーストラリア	72.6	82.9	100.0	103.4	104.0	104.1	103.9	—	AUS
ニュージーランド	75.2	86.9	100.0	102.4	104.3	—	—	—	NZL
対前年比、%									Average annual rates of change
日本	-3.4	-0.6	-4.4	-1.3	1.1	-0.6	1.5	—	JPN
アメリカ	3.6	1.5	-0.6	1.0	2.1	2.0	1.1	—	USA
カナダ	2.6	2.1	-0.2	1.8	0.6	1.8	-1.5	0.9	CAN
イギリス	3.3	1.3	1.6	1.9	0.0	0.3	2.5	2.3	UK
ドイツ	0.7	-0.4	-1.5	1.7	1.2	1.7	1.2	1.5	DEU
フランス	1.3	2.0	0.9	1.3	0.6	0.2	0.3	0.6	FRA
イタリア	-0.4	2.7	0.1	0.7	0.1	0.5	0.2	-0.4	ITA
オランダ	3.3	0.0	-1.2	0.8	0.2	-1.1	0.6	0.2	NLD
ベルギー	0.3	1.0	-0.8	2.0	0.1	-1.1	0.1	1.5	BEL
デンマーク	0.7	2.1	-1.1	0.7	0.7	1.1	0.2	0.9	DNK
スウェーデン	4.3	0.8	-2.8	1.5	1.1	-0.3	1.6	2.3	SWE
フィンランド	0.1	2.1	-1.6	1.1	1.1	1.2	-1.2	-3.0	FIN
ノルウェー	2.1	3.2	2.1	4.4	2.4	1.2	0.4	1.2	NOR
ロシア	36.8	13.5	7.2	10.2	10.0	4.8	—	—	RUS
スペイン	2.4	3.4	-1.6	-0.3	-0.3	0.4	-0.8	0.0	ESP
韓国	-0.6	2.9	0.3	4.7	-2.4	-5.2	—	—	KOR
オーストラリア	4.4	3.6	6.1	1.2	0.5	0.1	-0.2	—	AUS
ニュージーランド	2.5	3.9	2.3	0.3	1.8	—	—	—	NZL

出典：OECD Database (https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR) 2018年12月現在

注：単位労働費用 = 人時間当たり労働費用 / 人時間当たり産出額

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
2010年 = 100									2010=100
日本	99.2	100.0	79.6	74.9	70.1	80.7	76.4	77.2	JPN
アメリカ	114.7	100.0	97.5	101.1	114.6	119.1	119.1	117.4	USA
カナダ	84.7	100.0	100.3	93.8	86.1	83.6	84.2	84.4	CAN
イギリス	122.8	100.0	97.4	102.6	109.8	99.4	94.0	95.4	UK
ドイツ	108.9	100.0	99.6	101.9	99.8	101.9	102.4	105.8	DEU
フランス	101.4	100.0	97.7	98.4	94.4	95.1	94.9	96.4	FRA
イタリア	99.3	100.0	97.0	97.7	95.1	96.9	96.1	98.4	ITA
オランダ	102.8	100.0	97.5	97.3	92.4	93.7	93.1	94.7	NLD
ベルギー	100.2	100.0	102.3	102.7	97.4	98.1	98.4	100.2	BEL
デンマーク	95.6	100.0	93.9	95.2	92.7	93.9	93.5	96.2	DNK
スウェーデン	103.5	100.0	112.5	108.5	102.4	104.2	103.2	99.6	SWE
フィンランド	103.2	100.0	98.7	101.0	100.9	100.4	95.5	97.4	FIN
ノルウェー	81.5	100.0	110.0	105.3	95.8	93.0	93.3	93.7	NOR
オーストリア	100.3	100.0	101.4	103.5	102.0	103.4	102.4	103.5	AUT
スイス	94.4	100.0	109.8	110.3	119.5	117.5	114.3	109.0	CHE
ギリシャ	92.5	100.0	83.5	83.0	80.3	80.8	79.8	82.7	GRC
スペイン	96.3	100.0	89.9	90.1	87.3	87.4	86.8	88.3	ESP
ポルトガル	104.0	100.0	93.8	93.3	91.0	93.3	94.6	96.7	PRT
ロシア	64.0	100.0	126.3	116.0	85.2	83.5	98.7	93.7	RUS
中国	79.1	100.0	118.8	123.7	137.5	133.3	130.6	134.1	CHN
韓国	127.8	100.0	105.4	112.9	116.7	116.8	119.1	122.8	KOR
インドネシア	98.2	100.0	81.5	72.5	69.5	70.3	69.2	63.0	IDN
オーストラリア	81.4	100.0	105.8	100.1	89.8	89.1	91.3	87.1	AUS
ニュージーランド	103.5	100.0	108.9	114.7	106.3	107.1	109.5	106.9	NZL
メキシコ	103.7	100.0	104.3	101.8	90.3	79.0	79.2	79.4	MEX
ブラジル	70.0	100.0	95.8	95.1	77.3	80.6	91.0	84.8	BRA

出典：OECD（2018.12）*Economic Outlook, volume 2018 issue 2*

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

第5-8表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
時間当たり労働費用	Labour costs per hour								
各国通貨	national currency								
日本 1)	2,959	2,798	2,835	2,863	2,918	2,945	2,989	3,034	JPN
アメリカ 2)	28.48	32.20	33.02	33.79	35.60	36.87	38.79	39.66	USA
イギリス 3)	16.08	18.95	19.30	19.60	20.00	20.60	20.90	21.60	UK
ドイツ 4)	30.17	32.83	35.00	36.10	37.10	38.00	39.20	40.20	DEU
フランス 5)	29.42	33.45	35.70	36.00	36.40	37.00	37.50	38.10	FRA
為替レート換算	Exchange rate conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100	100	100	100	100	100	100	100	JPN
アメリカ	106	101	93	115	129	152	141	147	USA
イギリス	109	92	86	104	119	129	103	103	UK
ドイツ	140	136	127	163	179	173	158	167	DEU
フランス	136	139	129	163	175	169	151	159	FRA
購買力平価換算	PPPs conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100	100	100	100	100	100	100	100	JPN
アメリカ	125	128	121	120	126	130	133	134	USA
イギリス	99	108	101	100	101	105	103	106	UK
ドイツ	151	163	163	165	170	172	175	180	DEU
フランス	141	156	155	157	159	161	162	166	FRA

出典：厚生労働省（2019.8）「毎月勤労統計調査（原表，本系列）」，厚生労働省（2017.2）「2016年就労条件総合調査」，内閣府（2019.4）「2017年国民経済計算確報（再集計値）」
 アメリカ労働統計局(BLS)（2018.6）*Employer Costs for Employee Compensation*
 Eurostat Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) "Labour costs (lc)" 2019年2月現在
 OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2019年2月現在

注：換算用為替レート，購買力平価については，第1-14表為替レート（p.46～47）及び第1-17表購買力平価（p.50）を参照。表中「|」の前後は産業分類の変更があり，厳密には接続しない。

- 1) 事業所規模5人以上が対象。実労働時間当たり労働費用をもとに，実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。
- 2) 企業規模は全対象（1人以上）。全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期。
- 3) 企業規模10人以上，製造業全労働者が対象。"Labour cost levels... [lc_lci_lev]"による実数を使用。これを基に，空白年は"Labour cost index... [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。

第5-9表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

労働費用計	現金給与	現金給与以外	(現金給与以外の内訳)							調査年	
			法定福利費	法定外福利費 ¹⁾	現物給付	退職金等の費用	教育訓練費	その他 ²⁾			
日本	100.0	79.9	20.1	(12.0)	(2.2)	(0.1)	(5.3)	(0.3)	(0.2)	2015	JPN
アメリカ	100.0	77.9	22.1	(7.7)	(9.9)	—	(4.5)	—	—	2018	USA
イギリス	100.0	81.8	18.2	(8.4)	(6.2)	(1.2)	(0.7)	(1.7)	—	2016	UK
ドイツ	100.0	77.2	22.8	(13.8)	(7.2)	(1.0)	(0.2)	(0.5)	(0.2)	2016	DEU
フランス	100.0	65.1	34.9	(26.4)	(5.0)	(0.2)	(3.2)	(1.5)	(-1.3)	2016	FRA
オランダ	100.0	76.4	23.6	(10.7)	(10.8)	(1.3)	(0.0)	(0.9)	(-0.0)	2016	NLD
スウェーデン	100.0	66.0	34.1	(21.0)	(8.6)	(1.0)	(0.2)	(0.6)	(2.8)	2016	SWE
韓国	100.0	77.6	22.4	(6.7)	(4.9)	—	(10.3)	(0.4)	(0.1)	2016	KOR
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	year	%

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出典：日本：厚生労働省（2017.2）「2016年就労条件総合調査」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2019.3）*Employer Costs for Employee Compensation—December 2018*

欧州：Eurostat Database “Labour Costs Survey 2016” 2019年2月現在

韓国：雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2019年3月現在

注：単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）が対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命, 健康, 短期・長期障害)保険料(Insurance)、欧州は見習いの福利費を含む。

2) 日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等、欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費を含む。

第5-10表 生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）

Table 5-10: Indices of hourly compensation costs in manufacturing

	2000年	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
アメリカ = 100									USA=100
日本	100.2	83.8	73.9	83.8	87.8	91.2	100.6	99.1	JPN
アメリカ	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	USA
カナダ	73.4	87.1	97.5	97.8	86.0	98.7	102.3	102.6	CAN
イギリス	82.8	98.6	109.8	104.4	86.2	83.6	86.6	87.6	UK
ドイツ	101.8	126.2	135.6	145.0	133.8	125.9	133.5	128.4	DEU
フランス	85.6	108.4	118.3	127.4	118.1	112.4	118.6	111.6	FRA
イタリア	66.7	91.9	99.2	107.1	100.4	96.4	101.8	95.8	ITA
オランダ	84.3	110.5	119.4	131.5	121.1	113.6	119.0	111.1	NLD
ベルギー	104.7	136.0	148.0	164.4	152.9	145.7	154.2	146.3	BEL
デンマーク	89.0	122.9	138.5	151.6	142.1	137.7	145.5	135.9	DNK
スウェーデン	93.7	117.4	132.8	135.6	119.7	125.0	138.6	139.6	SWE
フィンランド	79.6	111.9	122.4	133.8	129.4	119.1	126.9	119.4	FIN
ノルウェー	98.1	139.5	162.6	175.0	156.2	165.7	182.3	177.6	NOR
オーストリア	88.0	107.4	118.9	130.8	124.7	114.9	121.7	116.4	AUT
スイス	107.9	133.1	135.7	150.2	147.8	146.8	170.1	162.0	CHE
アイルランド	63.1	95.0	110.4	123.7	120.5	110.8	111.9	107.0	IRL
スペイン	49.7	68.8	77.3	84.6	81.5	76.6	80.1	75.2	ESP
台湾	29.2	26.3	25.5	26.5	22.7	24.0	26.3	26.5	TWN
韓国	38.5	49.2	60.6	51.4	44.0	51.4	54.2	58.1	KOR
シンガポール	46.9	44.0	49.0	57.6	51.3	55.8	65.1	67.7	SGP
フィリピン	4.0	4.0	5.0	5.3	5.0	5.4	5.7	5.9	PHL
オーストラリア	65.9	94.7	104.0	109.5	97.7	114.0	130.9	133.7	AUS
ニュージーランド	36.0	54.0	58.7	58.4	51.1	58.7	65.8	69.4	NZL
ブラジル	17.4	16.6	22.1	25.7	23.8	28.8	32.9	31.4	BRA
メキシコ	18.8	18.6	19.2	19.7	16.7	17.6	18.3	17.8	MEX

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2013.8) *International Labor Comparisons*

注：労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-11表 男女間賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap

	年	雇用者 employees	うち、フルタイム full-time	
男=100				Male=100
日本	2018	—	73.3	JPN
アメリカ	2018	—	81.1	USA
イギリス	2017	82.8	86.2	UK
ドイツ	2017	82.3	84.7	DEU
フランス 1)	2017	84.6	—	FRA
スウェーデン	2018	90.0	—	SWE
韓国	2018	70.8	—	KOR

出典：日本：厚生労働省（2019.3）「2018年賃金構造基本統計調査」

アメリカ：労働省(DOL)（2019.1）*Labor Force Statistics from the CPS*

イギリス：統計局(ONS)（2018.10）*Annual Survey of Hours and Earnings 2017, revised*

ドイツ（賃金）：連邦統計局（Desatis）（2018.10）*Statistisches Jahrbuch 2018*

フランス：Eurostat（2019.3）*Gender pay gap in unadjusted form*

スウェーデン：統計局(SCB)（2019.6）*Women's salary as a percentage of men's salary*

韓国：雇用労働部（<http://www.moel.go.kr/>）2019年4月現在

注：原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は民間企業における一般労働者の1か月当たり所定内給与額。

1) 速報値

第5-12表 フルタイム労働者の中位所得における男女間賃金格差

Table 5-12: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	%
日本	32.8	28.7	26.5	26.6	25.9	25.7	24.6	24.5	JPN
アメリカ	19.0	18.8	19.1	17.9	17.5	18.9	18.1	18.2	USA
カナダ	21.3	19.0	19.5	19.3	19.2	18.6	18.2	18.2	CAN
イギリス	22.1	19.2	17.8	17.5	17.4	17.1	16.8	16.5	UK
ドイツ	16.3	16.7	15.6	14.1	17.2	15.8	15.5	16.2	DEU
フランス	9.4	9.1	—	—	9.9	—	—	—	FRA
ベルギー	11.5	7.0	6.4	5.9	3.3	4.7	3.7	—	BEL
デンマーク	10.2	8.9	7.0	6.8	6.3	5.8	5.7	5.3	DNK
スウェーデン	11.3	9.4	9.3	9.4	9.2	8.3	8.2	7.3	SWE
フィンランド	18.9	18.9	18.7	20.2	19.6	18.1	16.5	17.7	FIN
韓国	39.6	39.6	36.3	36.6	36.7	37.2	36.7	34.6	KOR
オーストラリア	15.8	14.0	13.8	18.0	15.4	13.0	11.5	11.7	AUS
ニュージーランド	9.6	7.0	5.9	6.6	6.1	7.9	7.8	7.2	NZL

出典：OECD Database (https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=DEC_) 2019年10月現在

注：男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

第5-13-1表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計、2014年）

Table 5-13-1: Wage gap by age group (total type of workers, 2014)

年齢階級（歳）	計/Total	< 30	30-39	40-49	50-59	60+	Age group	
30歳未満 = 100							under 30 years old=100	
産業計							All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
日本	計	134.9	100.0	129.7	153.0	160.5	112.9	T JPN
	男	141.2	100.0	132.3	160.4	171.4	113.7	M
	女	114.0	100.0	116.4	123.9	121.4	100.2	F
イギリス	計	137.2	100.0	146.6	156.8	149.8	133.5	T UK
	男	149.3	100.0	153.8	176.6	172.4	147.8	M
	女	123.9	100.0	137.1	135.8	127.7	114.3	F
ドイツ	計	149.6	100.0	152.2	167.7	165.6	154.0	T DEU
	男	161.5	100.0	158.3	185.8	186.0	166.7	M
	女	135.0	100.0	143.0	146.4	143.1	137.4	F
フランス	計	137.9	100.0	131.7	146.2	152.4	179.7	T FRA
	男	147.4	100.0	136.8	158.3	166.0	203.2	M
	女	126.8	100.0	125.7	132.5	135.4	151.6	F
イタリア	計	133.5	100.0	119.4	135.9	149.7	164.6	T ITA
	男	139.0	100.0	121.4	142.5	159.8	180.7	M
	女	127.5	100.0	117.5	129.4	139.1	144.3	F
オランダ	計	155.1	100.0	162.7	183.4	181.3	175.8	T NLD
	男	171.7	100.0	171.9	208.4	209.0	194.0	M
	女	137.6	100.0	153.1	156.5	151.1	146.1	F
ベルギー	計	132.7	100.0	126.7	141.7	150.2	163.6	T BEL
	男	136.4	100.0	128.0	145.9	157.1	176.3	M
	女	127.7	100.0	124.8	136.0	140.9	143.5	F
デンマーク	計	146.4	100.0	150.6	167.4	165.0	163.3	T DNK
	男	154.3	100.0	157.7	179.7	177.9	169.1	M
	女	138.5	100.0	143.2	155.6	153.5	153.4	F
スウェーデン	計	125.0	100.0	123.8	136.1	133.4	129.9	T SWE
	男	129.1	100.0	125.7	143.1	140.5	135.8	M
	女	120.7	100.0	120.9	129.0	127.0	125.1	F
フィンランド	計	128.4	100.0	127.5	138.7	135.7	133.5	T FIN
	男	136.3	100.0	132.1	150.1	148.4	149.7	M
	女	121.3	100.0	121.3	128.7	126.4	123.2	F
ノルウェー	計	133.5	100.0	134.0	148.0	148.9	143.1	T NOR
	男	138.9	100.0	136.8	155.1	159.2	152.1	M
	女	127.1	100.0	129.8	139.4	137.5	131.8	F

出典：日本：厚生労働省（2015.2）「2014年賃金構造基本統計調査」

その他：Eurostat（2017.10）*Structure of Earnings Survey 2014*

注 1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）が対象。

第5-13-2表 年齢階級別賃金格差（生産労働者、2014年）

Table 5-13-2: Wage gap by age group (production workers, 2014)

年齢階級（歳）	計/Total	< 30	30-39	40-49	50-59	60+	Age group
30歳未満 = 100							under 30 years old=100
製造業		Manufacturing					
日本	計	121.6	100.0	123.6	137.6	135.9	90.0 T JPN
	男	126.7	100.0	125.1	144.2	149.7	95.4 M
	女	100.1	100.0	103.6	105.2	99.8	84.2 F
産業計		All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)					
イギリス	計	116.1	100.0	120.3	125.2	123.4	112.8 T UK
	男	122.2	100.0	125.6	135.3	133.6	119.8 M
	女	97.3	100.0	98.3	95.8	97.2	91.1 F
ドイツ	計	124.7	100.0	131.4	134.9	134.0	116.8 T DEU
	男	131.0	100.0	135.9	144.7	145.8	124.3 M
	女	112.8	100.0	114.8	117.2	116.3	110.0 F
フランス	計	117.1	100.0	118.7	121.1	120.7	125.1 T FRA
	男	121.1	100.0	121.2	126.9	127.7	134.3 M
	女	108.4	100.0	109.1	109.5	108.9	115.0 F
イタリア	計	112.6	100.0	110.5	115.5	116.8	109.4 T ITA
	男	116.0	100.0	111.6	119.9	123.7	116.7 M
	女	110.3	100.0	111.8	111.7	111.1	106.0 F
オランダ	計	138.3	100.0	151.7	158.3	160.3	153.1 T NLD
	男	142.0	100.0	154.8	166.6	169.2	155.0 M
	女	128.2	100.0	140.1	140.9	139.5	143.2 F
ベルギー	計	115.6	100.0	113.2	119.6	122.9	120.3 T BEL
	男	118.3	100.0	115.5	123.2	127.3	126.6 M
	女	110.5	100.0	108.3	113.3	114.7	111.1 F
デンマーク	計	123.8	100.0	133.7	136.3	132.8	128.4 T DNK
	男	124.1	100.0	132.2	136.5	133.4	125.7 M
	女	118.2	100.0	125.5	129.5	127.2	125.7 F
スウェーデン	計	107.6	100.0	109.8	111.7	110.0	106.7 T SWE
	男	108.0	100.0	109.3	112.7	110.9	107.1 M
	女	105.1	100.0	107.2	107.5	106.8	105.1 F
フィンランド	計	110.5	100.0	113.5	115.7	112.4	106.6 T FIN
	男	113.9	100.0	114.6	119.9	119.3	116.1 M
	女	105.0	100.0	107.9	108.3	104.2	103.3 F
ノルウェー	計	112.1	100.0	113.6	118.4	119.1	113.3 T NOR
	男	112.8	100.0	114.1	119.3	120.6	114.8 M
	女	110.0	100.0	109.2	114.7	116.3	113.1 F

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-13-1表（p.220）を参照。

第5-13-3表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者、2014年）

Table 5-13-3: Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers, 2014)

年齢階級（歳）	計/Total	< 30	30-39	40-49	50-59	60+	Age group
30歳未満 = 100							under 30 years old=100
製造業		Manufacturing					
日本	計	147.6	100.0	132.2	161.1	182.4	T JPN
	男	151.0	100.0	133.4	164.3	183.7	M
	女	116.8	100.0	115.9	125.9	128.8	F
産業計		All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)					
イギリス	計	141.9	100.0	150.6	163.1	156.2	T UK
	男	158.7	100.0	160.0	189.7	187.9	M
	女	126.5	100.0	139.4	139.5	131.2	F
ドイツ	計	159.6	100.0	157.6	179.6	179.5	T DEU
	男	178.6	100.0	165.7	205.2	209.0	M
	女	141.0	100.0	146.3	153.8	152.5	F
フランス	計	143.9	100.0	133.8	153.7	163.8	T FRA
	男	156.7	100.0	140.1	169.7	180.4	M
	女	130.6	100.0	127.1	137.7	143.7	F
イタリア	計	141.7	100.0	122.8	144.1	162.2	T ITA
	男	151.7	100.0	126.9	155.8	177.0	M
	女	131.9	100.0	118.9	134.1	147.3	F
オランダ	計	157.7	100.0	160.6	186.1	184.9	T NLD
	男	179.5	100.0	169.3	215.1	219.5	M
	女	138.3	100.0	151.7	158.2	153.0	F
ベルギー	計	141.3	100.0	132.0	154.8	165.8	T BEL
	男	147.7	100.0	133.7	162.6	178.2	M
	女	133.8	100.0	129.4	145.8	151.7	F
デンマーク	計	153.1	100.0	154.6	175.9	174.9	T DNK
	男	171.0	100.0	169.6	202.0	204.5	M
	女	140.3	100.0	143.2	157.4	156.1	F
スウェーデン	計	130.4	100.0	127.9	142.7	140.7	T SWE
	男	141.3	100.0	134.0	158.2	158.1	M
	女	122.0	100.0	121.6	130.6	128.9	F
フィンランド	計	134.3	100.0	131.6	145.6	143.6	T FIN
	男	150.2	100.0	141.1	166.9	166.9	M
	女	123.4	100.0	122.0	130.9	130.0	F
ノルウェー	計	140.0	100.0	140.3	156.3	157.2	T NOR
	男	153.1	100.0	149.4	173.2	178.1	M
	女	128.5	100.0	131.4	141.2	139.3	F

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-13-1表（p.220）を参照。

第5-14表 勤続年数別賃金格差 (2014年)

Table 5-14: Wage gap by length of service (2014)

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1~5年 = 100		Length of service: 1-5 years=100								
産業計 1)		All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)								
日本 2)	計	127.2	94.2	a 100	b 114.4	127.9	142.8	170.0	179.5	T JPN
	男	130.4	94.0	a 100	b 114.7	130.1	143.7	168.6	173.0	M
	女	113.0	95.5	a 100	b 110.2	117.4	126.0	145.8	159.4	F
イギリス	計	105.3	82.1	100	111.2	118.0	126.8	132.2	138.0	T UK
	男	106.6	78.9	100	114.2	122.5	132.3	137.4	133.3	M
	女	103.5	86.4	100	108.1	113.9	119.8	122.4	129.6	F
ドイツ	計	123.0	86.5	100	126.8	140.1	148.8	159.6	169.1	T DEU
	男	124.1	84.5	100	129.0	143.3	151.9	159.7	166.8	M
	女	120.6	88.5	100	122.9	134.6	143.5	156.7	169.1	F
フランス	計	111.3	86.7	100	109.5	114.9	122.3	130.8	136.8	T FRA
	男	112.0	84.2	100	111.0	116.4	122.2	132.5	136.2	M
	女	110.1	90.4	100	107.0	113.0	121.2	127.8	135.9	F
イタリア	計	109.8	90.3	100	108.9	115.0	128.1	132.8	146.0	T ITA
	男	110.5	89.2	100	109.6	116.5	131.0	132.7	144.6	M
	女	108.1	90.8	100	108.1	113.9	123.2	128.1	141.2	F
オランダ	計	120.0	83.6	100	126.8	133.5	141.6	148.5	152.3	T NLD
	男	123.5	83.4	100	130.2	140.7	149.8	155.7	150.8	M
	女	115.3	83.4	100	123.2	128.4	132.4	134.6	142.3	F
ベルギー	計	110.6	88.1	100	110.9	118.5	123.9	133.4	131.9	T BEL
	男	111.1	86.9	100	111.3	118.7	124.4	134.5	133.0	M
	女	109.8	90.0	100	110.0	117.3	122.3	131.3	130.4	F
デンマーク	計	99.8	82.2	100	113.2	118.9	119.7	122.3	122.6	T DNK
	男	101.1	81.4	100	117.0	124.0	127.5	130.6	128.0	M
	女	99.4	84.1	100	110.9	115.4	114.9	116.7	118.5	F
スウェーデン	計	103.9	81.3	100	109.1	110.9	111.8	106.8	103.4	T SWE
	男	105.4	79.0	100	110.0	113.9	116.2	113.7	107.8	M
	女	103.3	85.5	100	107.6	108.7	109.2	105.6	105.7	F
フィンランド	計	104.1	86.9	100	107.4	111.9	116.9	113.3	108.0	T FIN
	男	105.3	85.1	100	108.5	114.1	117.3	118.6	110.3	M
	女	103.0	89.6	100	106.0	110.4	114.3	108.6	104.7	F
ノルウェー	計	104.6	93.9	100	98.4	114.3	116.4	118.9	111.2	T NOR
	男	105.0	89.3	100	97.0	115.3	117.8	120.8	110.5	M
	女	103.3	101.1	100	98.9	110.2	112.5	113.8	107.8	F

Length of service in Japan: a) 1 year or more and less than 5 years; b) 6 years or more and less than 10 years.

注：規模10人以上の民営事業所が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額をもとに算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計が対象。

2) aは勤続1年以上5年未満、bは勤続5年以上10年未満。

第5-14表 勤続年数別賃金格差 (2014年) (続き)

Table 5-14: Wage gap by length of service (2014) (cont.)

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1~5年 = 100		Length of service: 1-5 years = 100								
製造業		Manufacturing								
日本 2)	計	134.9	92.6	a 100	b 117.1	126.6	142.7	173.3	186.0	T JPN
	男	137.2	91.8	a 100	b 117.2	130.1	145.8	173.7	181.5	M
	女	115.2	95.6	a 100	b 110.6	112.1	120.0	141.7	151.3	F
イギリス	計	109.0	84.1	100	110.9	114.9	121.9	130.5	132.2	T UK
	男	109.7	82.8	100	111.9	115.2	122.4	131.9	131.1	M
	女	104.0	89.9	100	107.0	111.4	111.3	115.1	107.8	F
ドイツ	計	122.8	87.1	100	120.3	130.2	136.7	146.4	154.6	T DEU
	男	122.4	88.4	100	119.5	129.2	136.3	143.2	148.5	M
	女	119.0	87.4	100	120.2	128.5	131.3	144.3	158.2	F
フランス	計	110.5	84.9	100	107.2	111.9	114.3	124.1	124.8	T FRA
	男	112.2	84.9	100	108.3	114.5	114.8	125.8	127.1	M
	女	105.3	87.0	100	103.7	105.2	110.3	116.4	113.6	F
イタリア	計	107.6	90.1	100	103.4	110.8	117.7	124.0	128.3	T ITA
	男	107.9	88.1	100	104.1	109.7	118.1	124.6	135.1	M
	女	106.1	97.7	100	102.6	112.3	111.5	116.0	121.6	F
オランダ	計	115.8	98.0	100	115.3	115.4	122.7	128.8	129.4	T NLD
	男	115.1	98.6	100	113.3	117.5	121.7	126.3	124.8	M
	女	112.2	92.3	100	119.6	109.2	123.9	123.3	118.7	F
ベルギー	計	108.2	92.4	100	106.4	109.9	112.8	121.7	119.7	T BEL
	男	109.3	92.3	100	106.8	111.0	114.1	124.1	122.4	M
	女	103.9	92.9	100	104.8	105.9	108.0	110.9	108.5	F
デンマーク	計	100.3	84.4	100	105.8	111.2	111.4	112.5	110.5	T DNK
	男	100.7	84.8	100	106.5	111.6	113.1	114.6	112.8	M
	女	100.0	83.5	100	105.3	112.8	109.4	109.1	105.1	F
スウェーデン	計	103.1	77.3	100	103.2	108.3	106.7	103.8	100.2	T SWE
	男	103.3	81.6	100	103.0	108.8	107.2	103.8	100.1	M
	女	102.0	71.8	100	103.8	106.3	104.9	101.3	98.5	F
フィンランド	計	104.9	84.6	100	104.4	109.1	112.6	113.1	107.2	T FIN
	男	105.9	83.9	100	104.8	110.2	113.7	115.9	109.6	M
	女	101.7	86.8	100	103.3	106.4	108.4	103.9	96.5	F
ノルウェー	計	103.6	51.7	100	103.1	105.7	110.5	109.1	101.6	T NOR
	男	103.8	52.0	100	103.0	105.9	111.3	109.8	101.9	M
	女	102.4	55.2	100	103.4	104.4	106.7	104.9	97.0	F

出典：日本：厚生労働省 (2015.2) 「2014年賃金構造基本統計調査」

その他：Eurostat (2017.10) *Structure of Earnings Survey 2014*

第5-15表 事業所規模間賃金格差

Table 5-15: Wage gap by establishment size

規模 (従業員数)	計	5-29	30-99	100-499	500-999	1,000以上	establishment size
規模1,000人以上 = 100						1,000 or more employees = 100	
日本 1)	67.6	56.3	65.6	76.2	87.9	100.0	JPN
製造業	(74.3)	(61.1)	(65.5)	(76.1)	(87.3)	(100.0)	manufacturing
	Total	10-49	50-249	250-499	500-999	1,000+	
アメリカ 2)	61.8	48.7	58.9	71.6	84.0	100.0	USA
製造業	(64.0)	(46.7)	(55.9)	(64.4)	(70.1)	(100.0)	manufacturing
イギリス 3)	104.2	89.7	100.2	90.5	104.4	100.0	UK
ドイツ 3)	68.7	65.7	68.4	78.6	85.6	100.0	DEU
イタリア 3)	88.5	90.2	85.2	90.5	—	100.0	ITA
オランダ 3)	96.2	94.0	98.9	119.7	117.2	100.0	NLD
デンマーク 3)	100.4	122.6	139.2	111.4	111.3	100.0	DNK
フィンランド 3)	100.3	—	121.8	109.2	—	100.0	FIN
ノルウェー 3)	60.7	98.5	60.6	101.7	101.4	100.0	NOR

出典：日本：厚生労働省（2019.8）「2018年毎月勤労統計調査確報（本系列）」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2018.6）*Quarterly Census of Employment and Wages*

欧州：Eurostat（2017.8）*Structure of Earnings Survey 2014*

- 2018年値。5人以上の事業所における常用労働者が対象。日本の上段は非農林漁業。月間のきまって支給する給与より算出。
- 2018年第1四半期の値。1人以上の民営事業所が対象。アメリカの上段は非農林産業。過当たり平均賃金より算出。
- 2014年値。10人以上の企業、かつ行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業が対象。月間平均賃金総額より算出。

第5-16表 所得のジニ係数

Table 5-16: Gini coefficients of income inequality

	1990年頃	1995年頃	2000年頃	2005年頃	2010年頃	最新値 (年)	
日本	–	0.323	0.337	0.329	0.336	0.330 (2012)	JPN
アメリカ	–	0.361	0.357	0.380	0.380	0.391 (2016)	USA
カナダ	0.289	0.293	0.315	0.315	0.316	0.318 (2015)	CAN
イギリス	0.355	0.337	0.352	0.359	0.351	0.351 (2016)	UK
ドイツ	0.256	0.266	0.264	0.297	0.286	0.293 (2015)	DEU
フランス	–	0.277	0.287	0.288	0.303	0.295 (2015)	FRA
イタリア	0.279	0.327	0.323	0.324	0.327	0.333 (2015)	ITA
オランダ 1)	0.292	0.297	0.292	0.284	0.283	0.285 (2016)	NLD
デンマーク	0.226	0.215	0.227	0.232	0.252	0.263 (2015)	DNK
スウェーデン	0.209	0.211	0.243	0.234	0.269	0.282 (2016)	SWE
フィンランド	0.215	0.220	0.254	0.265	0.264	0.259 (2016)	FIN
韓国	–	–	–	0.306	0.310	0.295 (2015)	KOR
オーストラリア	–	0.309	0.317	0.315	0.334	0.337 (2014)	AUS
	ca. 1990	ca. 1995	ca. 2000	ca. 2005	ca. 2010	latest (year)	

出典： OECD Database "Income Distribution and Poverty" 2018年12月現在

注 1) 2016年は暫定値。

	2002年	2005	2008	2011	2014	
日本 (参考)	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	JPN

出典： 厚生労働省 (2016.9) 「2014年所得再分配調査」

注： ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の割合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島の3県を除く。

第5-17表 五分位階級所得割合

Table 5-17: Income share by quintiles

	年	第1 十分位	第1 五分位	第2 五分位	第3 五分位	第4 五分位	第5 五分位	第10 十分位	ジニ 係数	%
日本 1)	2014	1.9	5.4	10.7	16.3	24.1	43.5	27.0	0.376	JPN
	2011	1.9	5.3	10.8	16.1	23.8	43.9	27.4	0.379	
	2008a	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376	
日本	2008b	2.7	7.4	12.9	17.3	22.7	39.7	24.7	0.321	JPN
アメリカ	2016	1.7	5.0	10.2	15.3	22.6	46.9	30.6	0.415	USA
カナダ	2013	2.4	6.6	12.3	17.0	23.3	40.7	25.3	0.340	CAN
イギリス	2015	2.9	7.5	12.2	16.8	23.0	40.6	25.4	0.332	UK
ドイツ	2015	3.1	7.8	12.9	17.0	22.6	39.7	24.8	0.317	DEU
フランス	2015	3.1	7.9	12.8	16.7	21.7	40.9	26.6	0.327	FRA
イタリア	2015	1.8	5.9	12.1	17.2	23.5	41.3	25.7	0.354	ITA
オランダ	2015	3.5	8.9	13.9	17.5	22.4	37.3	23.0	0.282	NLD
ベルギー	2015	3.4	8.6	14.0	18.1	22.7	36.5	22.2	0.277	BEL
デンマーク	2015	3.7	9.4	13.9	17.2	21.8	37.7	23.8	0.282	DNK
スウェーデン	2015	3.0	8.2	13.9	17.6	22.8	37.6	22.9	0.292	SWE
フィンランド	2015	3.9	9.4	14.0	17.5	22.4	36.7	22.4	0.271	FIN
ノルウェー	2015	3.5	9.0	14.1	17.7	22.7	36.5	22.3	0.275	NOR
スペイン	2015	1.9	5.8	11.7	17.0	23.5	42.1	26.2	0.362	ESP
ポルトガル	2015	2.4	6.7	12.0	16.3	22.3	42.7	27.3	0.355	PRT
ロシア	2015	2.8	6.9	11.1	15.2	21.5	45.3	29.7	0.377	RUS
中国	2012	2.1	5.2	9.8	14.8	22.3	47.9	31.4	0.422	CHN
韓国	2012	2.6	7.3	13.0	17.5	23.2	39.0	23.8	0.316	KOR
マレーシア	2015	2.3	5.8	10.1	14.8	22.0	47.3	31.3	0.410	MYS
タイ	2015	3.2	7.5	11.3	15.5	21.9	43.8	28.4	0.360	THA
インドネシア	2013	3.1	7.2	10.4	14.3	20.7	47.4	31.9	0.395	IDN
インド	2011	3.6	8.3	11.9	15.3	20.6	44.0	29.8	0.351	IND
オーストラリア	2010	2.8	7.3	11.8	16.1	22.7	42.0	26.4	0.347	AUS
メキシコ	2016	2.2	5.7	9.8	14.0	20.4	50.1	34.8	0.434	MEX
ブラジル	2015	1.2	3.6	7.9	12.7	19.7	56.1	40.4	0.513	BRA
	Year	Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	Gini index	

出典：日本（2008a, 2011, 2014年）：厚生労働省（2016.9）「2014年所得再分配調査」

日本（2008b）及びその他の国：World dataBank (<https://databank.worldbank.org/>) "Poverty and Inequality Database" 2018年11月現在

注：五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。

1) 2011年は岩手、宮城及び福島県を除く。3県を除いた場合のジニ係数の2008年値は0.377。

第5-18表 相対的貧困率

Table 5-18: Percentage of people with an income below 50% of median income

	1990年	1995	2000	2005	2010	2014	2015	2016	
									%
日本 1) 2)	—	13.7	15.3	15.7	16.0	—	—	—	JPN
アメリカ	—	16.7	16.9	17.0	17.4	17.5	16.8	17.8	USA
カナダ	11.9	11.8	12.0	12.3	13.1	12.6	14.2	—	CAN
イギリス 3)	13.7	10.5	11.0	12.0	11.0	10.5	10.9	11.1	UK
ドイツ	5.5	7.2	7.6	9.1	8.8	9.5	10.1	—	DEU
フランス 4)	—	7.6	7.2	7.2	7.9	8.1	8.1	—	FRA
イタリア 5)	11.0	14.6	12.2	12.6	13.4	13.7	14.4	—	ITA
オランダ 6)	5.7	6.9	6.6	7.8	7.2	7.8	7.8	8.3	NLD
ベルギー 7)	—	10.8	10.4	9.2	9.9	9.1	9.8	—	BEL
デンマーク	6.2	4.7	5.1	5.3	6.0	5.5	5.5	—	DNK
スウェーデン 5) 8)	3.6	3.7	5.3	5.3	9.1	9.0	9.2	9.1	SWE
フィンランド	5.6	4.2	5.3	6.6	7.2	6.8	6.3	5.8	FIN
韓国 1)	—	—	—	14.3	14.9	14.4	13.8	—	KOR
オーストラリア 8)	—	11.4	12.2	13.2	14.4	12.8	—	—	AUS
ニュージーランド 2) 9)	9.0	8.4	9.8	10.8	11.9	10.9	—	—	NZL
メキシコ 4) 10)	20.2	20.5	21.5	21.1	20.4	16.7	—	—	MEX

出典：OECD Database "Income distribution – Poverty" (<https://stats.oecd.org/>) 2018年11月現在

注：相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない世帯員の割合である。

- 1) 2005年の欄は2006年の値。
- 2) 2010年の欄は2009年の値。
- 3) 1995年の欄は1994年の値。
- 4) 1995年の欄は1996年の値。
- 5) 1990年の欄は1991年の値。

- 6) 2016年は暫定値。
- 7) 2000年以前は旧定義による。
- 8) 2005年の欄は2004年の値。
- 9) 2005年の欄は2003年の値。
- 10) 1990年の欄は1992年の値。

参考：日本の相対的貧困率

Reference: Relative poverty rates in Japan

	1985年	1991	2000	2003	2006	2009	2012	2015	
									%
全体	12.0	13.5	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	All
子ども	10.9	12.8	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	Under 17

出典：厚生労働省（2017.6）「2016年国民生活基礎調査の概況」

注：OECDと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。1994年は兵庫県、2015年は熊本県を除く。子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-19表 最低賃金制度

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 (注1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法 (1959年)	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式 (労・使・公益で構成) : 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定 地域別最低賃金は47都道府県別に設定	同左 特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定 (全国で229件設定、適用使用者9万人、適用労働者289万人。2019年3月末現在)	議会決定方式 : 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	議会決定方式、審議会方式の併用等 : 州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる
設定方式	地域別 (都道府県別)	特定 (産業別) 最低賃金 (全国又は都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律 (一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)
最低賃金額	874円/時間 全国加重平均。2018年10月発効、都道府県により発効日は異なる		・5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) ・6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) ・7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	・最低額 7.05ドル/時間 (北マリアナ諸島) ・最高額 14ドル/時間 (コロンビア特別区) (注2)
適用対象	特に限定なし		年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立 (2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ (上限50万円) が定められた。

2) 2018年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC（注3）	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法（1998年）	最低賃金法（MiLoG）（2015年）	労働法典（1950年及び1970年改正）	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う（2017年以降、2年毎に改定） ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する	審議会方式： 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年1月1日付けで金額を改定 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定 （物価スライド方式）	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（25歳以上）： 7.83ポンド/時間 （2018年4月～）	9.19ユーロ/時間 （2019年1月1日～）	10.03ユーロ/時間 （2019年1月1日～） ・2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 3) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

	日本（続き）		アメリカ（続き）	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用 ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者		[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 （注5）	州により異なる
影響率等	影響率（注4）13.8% （2018年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」）		被用者の2.7% （2009年）	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金（最低賃金法）	特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金（労働基準法）	故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる
ILO条約批准状況	第26号条約（1971年、批准） 第131号条約（1971年、批准）		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	
備考				

注 4) 日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

5) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業者 ・ 学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21～24歳： 7.38ポンド/時 ・ 18～20歳： 5.90ポンド/時 ・ 16～17歳： 4.20ポンド/時 (注6) 	<p>[適用除外]</p> <p>未成年者（18歳未満）、 職業訓練実習生の一部、 長期失業者の就職時 (開始から6か月)等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握すること ができない労働者（訪 問販売員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <p>①18歳未満で、当該業 種における職歴が6か 月に満たない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17歳：10%減 ・ 17歳未満：20%減 <p>②職業訓練生、若年の 各種雇用援助措置を受 けている者：22～75% 減 (注7)</p>	—
影響率等	—	—	全被用者の11.5% (198万人) (2018年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の200% (労働者1人につき2万 ポンド以下)の罰金、違 反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、 公共調達からの除外が あり得る	労働者1人につき、罰金 1500ユーロ以下	労働者1人につき、罰金 750ユーロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号 条約ともに批准せず	第26号条約（1929年、 批准） 第131号条約は批准せ ず	第26号条約（1930年、批准） 第131号条約（1972年、批准）	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり	

注6) アプレンティシップ（養成訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者は3.70ポンド/時。

7) 労働法典D.3211-1条による。なお、職業化契約の場合、減額率は年齢と職能・資格により20%から45%の間となる（労働法典L.6325-8条）。

	カナダ	オランダ	ベルギー	スペイン
最低賃金額	11.32～15.00カナダドル／時（2019年10月～） 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額	1635.60ユーロ／月 377.45ユーロ／週 75.49ユーロ／日 （2019年7月～） 上記金額は21歳以上の者	1593.81ユーロ／月 （2018年9月～）	1050.00ユーロ／月 （2019年1月～） 賃金支払いを前提に設定される14か月分の額（900ユーロ／月）を12か月換算したもの
改定	毎年4月1日に改定（ノバスコシア州、ヌナブト準州、ユコン準州） 毎年10月1日に改定（アルバータ州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州、サスカチュワン州） 毎年9月15日に改定（ブリティッシュ・コロンビア州）	年2回（1月1日及び7月1日）改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定（法的拘束力のある中央協定）および消費者物価上昇率に基づいて改定	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況を勘案し政令によって改定
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家政婦、住み込み介護労働者、農業労働者、テレワーカー、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用 （若年者は各年齢に応じた一定の減額あり）	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20歳：6%減 19歳：12%減 18歳：18%減 17歳：24%減 16歳以下：30%減	若年者に対する減額措置はなし
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オーストラリア	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	19.49豪ドル／時間 740.80豪ドル／週 (2019年7月1日～)	8350 ウォン／時間 (2019年1月～) 影響率は全雇用者の 25.0% (501万人, 2019年)	北京市： 2200元／月 (2019年7月～) 上海市： 2480元／月 (2019年4月～)	全国一律月額1100リンギ、時給5.29リンギ (2019年1月～)
改定	労働審判官や専門家委員で構成される公正労働委員会(FWC)の「最低賃金パネル」において、最低賃金の設定及び見直しを行う	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則
適用除外・減額措置	21歳未満の者、障害者、研修生・訓練生 (apprentice, trainee) は適用除外	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習・試用期間中は最賃額の90%適用の減額措置あり（1年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）
備考	—	—	—	—

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	バンコクなど7県： 325バーツ/日 (2018年4月～)	ジャカルタ特別州： 394万972ルピア/月 (2019年1月～)	マニラ首都圏： 非農業：537ペソ/日 農業：500ペソ/日 (2018年11月～) (注8)	デリー、未熟練労働者： 538.00ルピー/日 (2018年10月～)
改定	政労使からなる全国賃金委員会（委員長：労働次官）が日額最低賃金額を審議して政府に答申、閣議の承認を経て決定。職種別最賃もあり	「最低生活水準」（KHL、単身の労働者が1か月間に適正な生活を送るのに必要な費用）を踏まえ、州知事令で決定。KHLは5年に1回、政労使三者構成の審議会で見直す。最賃の前年からの上昇幅は、インフレ率と経済成長率を基にした計算式を用いて自動的に算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることもできる。各地域ごとに業種別最賃の併用も可能	国家賃金生産性委員会（NWPC）が策定した賃金ガイドラインに沿って、17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会（PTWPB）がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPCは、PTWPBが設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律（中央政府：52職種）と地域別（28州・7中央直轄領等：1754職種）の最賃あり（2013年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し
適用除外・減額措置	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外	企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については、25%を限度として減額。経営不振で最低賃金の支給が不可能な企業は、最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者10人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる
備考	—	—	—	—

注 8) 緊急生活手当(COLA)を含む。

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 418万ドン／月 (2019年1月～)	全国一律： 4800チャット／日 (2018年5月～)	全国一律： 110万キープ／月 (2018年5月～)	全国一律： 182米ドル／月 (2019年1月～)
改定	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、2015年9月から日額3600チャットを適用。2018年5月に日額4800チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度	政府、使用者、労働者の代表28名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	規定なし	10人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間中の労働者、技術研修期間終了後の試用期間中の労働者は減額。経済特区(SEZ)内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間中の労働者は適用除外
備考	—	—	—	—

出典：日本：厚生労働省、アメリカ：労働省(DOL)、労働統計局(BLS)、イギリス：Gov.uk、ドイツ：政府広報、労働社会省、フランス：労働省等、カナダ：各州労働省、オランダ：政府、ベルギー：社会対話省、ギリシャ：労働社会保障省、スペイン：雇用社会省、ポルトガル：EU財団、韓国：雇用労働部、最低賃金委員会、中国：人力資源・社会保障部、マレーシア：首相府、人的資源省、ベトナム：労働傷病兵社会省、ミャンマー：労働・入国管理・人口省、ラオス：労働社会福祉省、カンボジア：労働職業訓練省、各ウェブサイト

第5-20表 最低賃金額の推移

Table 5-20: Changes in the minimum wage

	2010年	2015	2017	2018	2019		
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額						local currency per hour(h)/day(d)/month(m)	
日本 1)	713	780	823	848	874	h	JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h	USA
カナダ 2)	8.25~	10.20~	10.50~	10.85~	11.32~		CAN
	10.00	11.00	13.00	14.00	15.00	h	
イギリス	5.80	6.50	7.20	7.50	7.83	h	UK
ドイツ	-	8.5	8.84	8.84	9.19	h	DEU
フランス	8.86	9.61	9.76	9.88	10.03	h	FRA
オランダ 3)	1,407.6	1,501.8	1,551.6	1,578.0	1,615.8	m	NLD
ベルギー	1,387.50	1,501.82	1,531.93	1,562.59	1,593.81	m	BEL
スペイン	738.85	756.70	825.65	858.55	1,050.00	m	ESP
中国 4)							CHN
深圳市	1,000	1,808	2,030	2,130	2,200	m	Shenzhen
上海市	960	1,820	2,190	2,300	2,420	m	Shanghai
北京市	800	1,560	1,890	2,000	2,120	m	Beijing
韓国	4,110	5,580	6,470	7,530	8,350	h	KOR
マレーシア 5)	-	900	1,000	1,000	1,100	m	MYS
タイ 6)	206	300	310	310	325	d	THA
インドネシア 7)	1,118,009	2,700,000	3,355,750	3,648,035	3,940,972	m	IDN
フィリピン 8)							PHL
非農業	404	481	491	512	537	d	Non-agriculture
農業	367	444	454	475	500	d	Agriculture
インド 9)	203	348	374	513	538	d	IND
ベトナム 10)	1,340,000	3,100,000	3,750,000	3,980,000	4,180,000	m	VNM
ミャンマー	-	3,600	3,600	3,600	4,800	d	MMR
ラオス	569,000	900,000	900,000	900,000	1,100,000	m	LAO
カンボジア 11)	61	128	153	170	182	m	KHM
オーストラリア 12)	14.31~	16.87~	17.70~	18.29~	18.93~	h	AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-19表 最低賃金制度(p.229~236)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。ただし、カナダの2019年は10月1日時点。

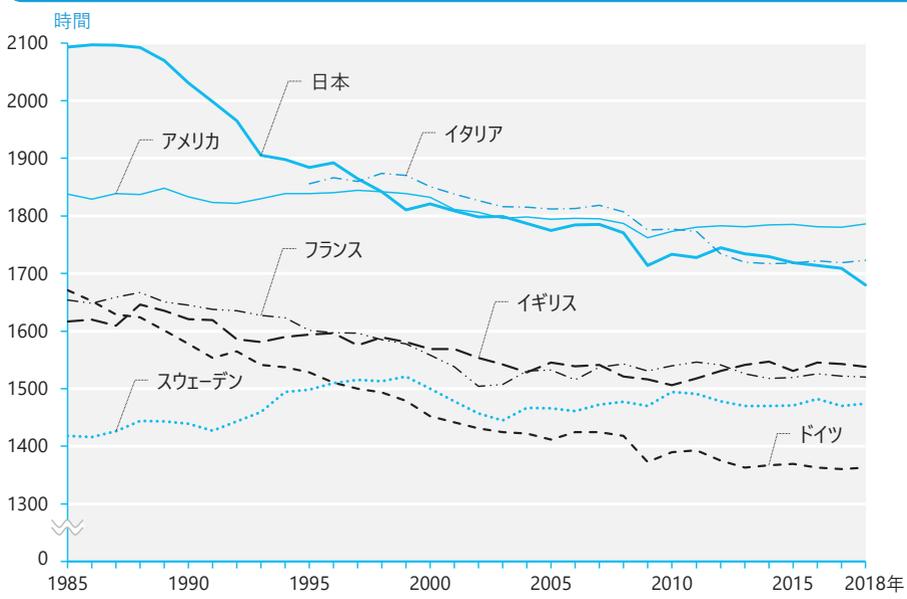
- 1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。
- 2) 各年改定後の州別最低賃金。適用期間は州によって異なる。各州とも別職種種別最賃を定めている。
- 3) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年は21歳以上の月額最低賃金。
- 4) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
- 5) 全国一律。
- 6) 原則、バンコクなど7県。2013~2016年は全国一律。
- 7) ジャカルタ特別州。
- 8) 全国一律。
- 9) デリ政府直轄地における、未熟練労働者が対象。
- 10) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。
- 11) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。
- 12) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改訂。

6

労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



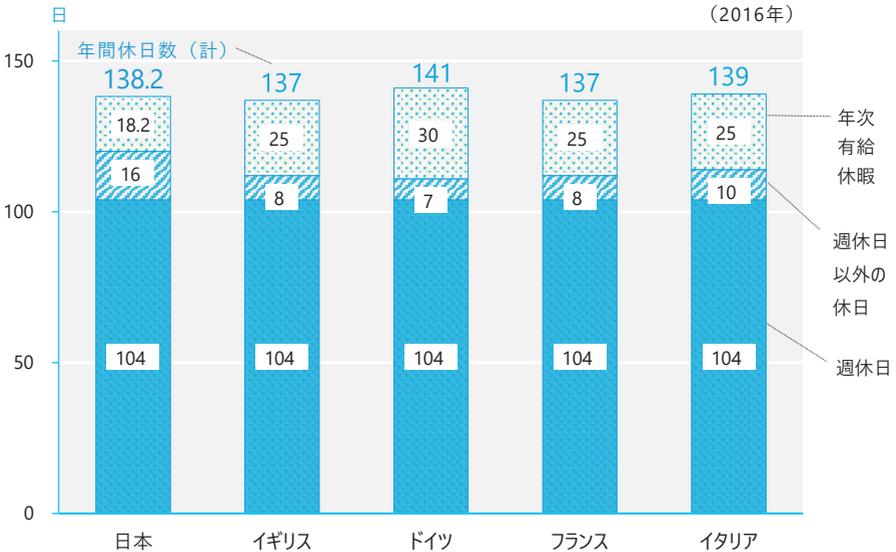
関連表 p.243～244 「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2092時間から、2018年には1680時間となっている。

主要諸外国についても、概ね減少傾向を示している。2018年には、アメリカが1786時間、イタリア1723時間、イギリス1538時間、フランス1520時間、スウェーデン1474時間、ドイツ1363時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6-2 年間休日数



[関連表](#) p.250 「第6-4表 年間休日数」

2016年の日本の年間休日数は138.2日で、イタリア(139日)、イギリス(137日)、フランス(137日)、とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツの141日である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、イギリス、フランス、イタリアが25日となっており、日本は平均付与日数でみて18.2日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

	1990年	1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	2,031	1,884	1,821	1,775	1,785	1,771	1,714	1,733	JPN
アメリカ	1,833	1,839	1,832	1,794	1,795	1,787	1,762	1,773	USA
カナダ	1,797	1,775	1,787	1,745	1,744	1,741	1,712	1,715	CAN
イギリス	1,621	1,594	1,569	1,545	1,541	1,521	1,516	1,506	UK
ドイツ 1)	1,578	1,528	1,452	1,411	1,424	1,418	1,373	1,390	DEU
フランス 2)	1,645	1,601	1,558	1,532	1,537	1,543	1,531	1,540	FRA
イタリア	—	1,856	1,851	1,812	1,818	1,807	1,776	1,777	ITA
オランダ	1,454	1,482	1,464	1,434	1,429	1,429	1,420	1,420	NLD
ベルギー 2)	1,663	1,585	1,595	1,565	1,577	1,570	1,548	1,546	BEL
デンマーク	1,441	1,419	1,466	1,451	1,433	1,430	1,417	1,422	DNK
スウェーデン	1,439	1,498	1,500	1,466	1,472	1,477	1,470	1,494	SWE
フィンランド	1,688	1,695	1,663	1,620	1,614	1,608	1,585	1,592	FIN
ノルウェー	1,503	1,488	1,455	1,423	1,426	1,430	1,407	1,415	NOR
韓国	—	—	—	—	—	2,209	2,160	2,146	KOR
オーストラリア	1,788	1,799	1,780	1,732	1,723	1,721	1,692	1,700	AUS
ニュージーランド	1,809	1,841	1,836	1,815	1,774	1,761	1,740	1,755	NZL
メキシコ	—	2,161	2,174	2,105	2,045	2,105	1,973	2,150	MEX
雇用人									Dependent employment
日本 3)	—	1,910	1,853	1,802	1,808	1,792	1,733	1,754	JPN
アメリカ	1,835	1,844	1,832	1,795	1,797	1,793	1,769	1,781	USA
カナダ	1,782	1,768	1,778	1,741	1,739	1,740	1,712	1,718	CAN
イギリス	1,532	1,527	1,521	1,502	1,503	1,484	1,480	1,469	UK
ドイツ 1)	1,490	1,442	1,360	1,324	1,346	1,340	1,289	1,310	DEU
フランス 2)	1,498	1,466	1,430	1,416	1,424	1,433	1,419	1,428	FRA
イタリア	—	1,680	1,696	1,646	1,652	1,653	1,616	1,616	ITA
オランダ	1,434	1,433	1,403	1,378	1,366	1,369	1,360	1,357	NLD
ベルギー	—	1,447	1,459	1,444	1,448	1,443	1,421	1,420	BEL
デンマーク 4)	1,381	1,366	1,407	1,402	1,390	1,389	1,392	1,375	DNK
スウェーデン	—	1,438	1,442	1,404	1,413	1,421	1,415	1,440	SWE
フィンランド	1,583	1,582	1,557	1,533	1,534	1,532	1,509	1,519	FIN
韓国 3)	—	—	—	—	—	2,120	2,113	2,120	KOR
ニュージーランド	1,734	1,766	1,777	1,785	1,754	1,739	1,721	1,741	NZL
メキシコ	—	2,360	2,360	2,353	2,337	2,344	2,332	2,337	MEX

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=ANHRS>) 2019年7月現在

注： データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

- 1) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。1990年と1995年以降の数値は接続しない。
- 2) 2015年は推計値。
- 3) 常用労働者5人以上の事業所が対象。
- 4) 雇用人の2014～2015年は推計値。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間 (続き)

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

	2011年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	1,728	1,745	1,734	1,729	1,719	1,714	1,709	1,680	JPN
アメリカ	1,780	1,783	1,781	1,784	1,785	1,781	1,780	1,786	USA
カナダ	1,713	1,722	1,716	1,710	1,712	1,706	1,695	1,708	CAN
イギリス	1,518	1,531	1,541	1,547	1,531	1,545	1,543	1,538	UK
ドイツ 1)	1,393	1,375	1,363	1,367	1,370	1,363	1,360	1,363	DEU
フランス 2)	1,546	1,541	1,526	1,518	1,519	1,526	1,522	1,520	FRA
イタリア	1,773	1,734	1,720	1,717	1,718	1,722	1,719	1,723	ITA
オランダ	1,420	1,411	1,415	1,426	1,426	1,438	1,435	1,433	NLD
ベルギー 2)	1,560	1,560	1,558	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545	BEL
デンマーク	1,437	1,423	1,426	1,414	1,407	1,412	1,405	1,392	DNK
スウェーデン	1,491	1,478	1,470	1,470	1,471	1,482	1,470	1,474	SWE
フィンランド	1,587	1,575	1,565	1,562	1,563	1,560	1,556	1,555	FIN
ノルウェー	1,421	1,420	1,408	1,427	1,424	1,424	1,419	1,416	NOR
韓国	2,123	2,111	2,098	2,067	2,083	2,068	2,018	2,005	KOR
オーストラリア	1,700	1,693	1,689	1,683	1,684	1,673	1,675	1,665	AUS
ニュージーランド	1,746	1,734	1,752	1,762	1,757	1,752	1,753	1,756	NZL
メキシコ	2,121	2,120	2,136	2,134	2,140	2,146	2,148	2,148	MEX
雇用者									Dependent employment
日本 3)	1,747	1,765	1,746	1,741	1,734	1,724	1,720	1,706	JPN
アメリカ	1,789	1,790	1,789	1,790	1,790	1,786	1,785	1,792	USA
カナダ	1,718	1,726	1,721	1,718	1,718	1,714	1,705	1,721	CAN
イギリス	1,484	1,501	1,509	1,515	1,502	1,515	1,515	1,513	UK
ドイツ 1)	1,315	1,301	1,292	1,299	1,303	1,298	1,300	1,305	DEU
フランス 2)	1,435	1,429	1,417	1,412	1,412	1,420	—	—	FRA
イタリア	1,615	1,580	1,567	1,566	1,570	1,581	1,581	1,586	ITA
オランダ	1,358	1,348	1,353	1,362	1,356	1,367	1,365	1,365	NLD
ベルギー	1,430	1,431	1,429	1,426	1,423	1,425	1,429	1,433	BEL
デンマーク 4)	1,388	1,387	1,370	1,411	1,407	1,416	—	—	DNK
スウェーデン	1,437	1,425	1,419	1,418	1,419	1,432	1,419	1,424	SWE
フィンランド	1,521	1,511	1,506	1,504	1,504	1,506	1,506	—	FIN
韓国 3)	2,011	2,098	2,071	2,047	2,058	2,033	1,996	1,967	KOR
ニュージーランド	1,735	1,723	1,747	1,760	1,754	1,740	1,751	—	NZL
メキシコ	2,328	2,325	2,335	2,337	2,348	2,348	2,348	2,347	MEX

第6-2表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	1)	
時間/週		hours per week									
産業計		All activities									
日本 2)	(労調)	41.7	40.4	40.2	39.6	39.2	39.1	38.9	39.0	a, t	JPN
〃	(毎勤)	34.7	33.7	33.9	33.6	33.5	33.3	33.2	33.1	a, e	JPN
〃	(毎勤)	39.0	38.6	39.0	38.8	38.8	38.9	38.9	38.9	a, f	JPN
アメリカ 3)	(LFS)	39.1	38.1	38.4	38.5	38.6	38.5	38.7	38.6	a, t	USA
〃	(LFS)	42.8	42.2	42.4	42.5	42.5	42.3	42.4	42.3	a, f	USA
〃	(CES)	33.8	33.4	33.7	33.7	33.7	33.7	33.6	33.7	a, e	USA
カナダ		36.4	35.5	35.9	35.7	35.3	35.6	35.5	35.3	a, e	CAN
イギリス 4)		41.3	41.1	41.3	41.3	41.3	41.3	41.4	41.2	a, f	UK
ドイツ 4)		42.7	41.7	41.6	41.4	41.4	41.2	41.2	40.9	a, f	DEU
フランス 4)		39.6	39.8	39.6	38.9	38.8	38.8	39.1	39.0	a, f	FRA
スウェーデン 4)		39.8	39.9	39.6	39.4	39.2	39.1	39.4	39.1	a, f	SWE
中国 5)		47.8	47.0	46.3	46.6	46.6	45.5	46.1	—	a, e	CHN
香港 6)		48.0	48.0	45.0	45.0	45.0	45.0	44.0	44.0	a, t	HKG
韓国 7)		45.2	41.1	40.4	40.0	39.8	40.1	39.7	—	a, e	KOR
シンガポール 8)		46.5	46.2	46.2	46.2	46.0	45.6	45.5	45.1	b, e	SGP
タイ 9)		—	45.0	46.0	44.0	44.0	43.0	43.0	44.0	a, e	THA
フィリピン 10)		—	41.7	41.2	41.7	40.8	41.0	42.2	41.4	a, e	PHL
オーストラリア 11)		34.6	34.2	34.1	33.8	33.9	33.9	33.3	33.5	a, e	AUS
ニュージーランド 12)		32.7	32.3	32.7	33.0	33.2	33.3	33.1	33.4	b, e	NZL

出典：日本：総務省統計局（2018.1）「労働力調査」、厚生労働省（2019.8）「毎月勤労統計調査（原表，本系列）」
 アメリカ：労働統計局(BLS)（2018.1）*Labor Force Statistics from the Current Population Survey*, BLS（2018.1）
Current Employment Statistics

カナダ：統計局 (<https://www.statcan.gc.ca/>) 2018年11月現在

欧州：Eurostat Database (<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database/>) 2018年11月現在

中国：国家統計局 (NBS) (2017.10)「中国労働統計年鑑」各年版

香港：統計局 (<https://www.censtatd.gov.hk/>) 2018年11月現在

韓国：雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2017年11月現在

シンガポール：人材開発省 (<https://www.mom.gov.sg/>) 2018年11月現在

タイ：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2018年11月現在

フィリピン：統計局 (PSA) (<https://psa.gov.ph/>) 2018年11月現在

オーストラリア：統計局 (ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2018年11月現在

ニュージーランド：統計局 (<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>) 2018年11月現在

注 1) 記号は、最新年次における調査対象区分。

- 実労働時間：労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のごとで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のごとで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。(※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額又は一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。)
- 雇用者：賃金労働者及び俸給雇用者。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- フルタイム雇用者：eのうち、ふだんの労働時間が週35時間以上、又はフルタイム相当の者。
- 就業者：自営を含む。

第6-2表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	1)	
時間/週		hours per week									
製造業		Manufacturing									
日本 2)	(労調)	43.4	42.0	42.2	41.7	41.4	41.4	41.6	42.0	a, t	JPN
〃	(毎勤)	38.2	37.3	37.7	37.5	37.7	37.6	37.5	37.7	a, e	JPN
〃	(毎勤)	39.8	38.8	39.2	39.0	39.3	39.5	39.4	39.5	a, f	JPN
アメリカ 3)	(LFS)	42.4	41.8	42.0	42.1	42.2	42.0	42.0	42.1	a, t	USA
〃	(LFS)	43.3	42.9	43.0	43.1	43.2	42.9	43.1	43.0	a, f	USA
〃	(CES)	40.7	41.1	41.7	41.8	42.0	41.8	41.9	41.9	a, e	USA
カナダ		40.2	39.5	39.8	39.6	39.3	39.6	39.5	39.2	a, e	CAN
イギリス 4)		41.4	41.3	41.3	41.5	41.4	41.5	41.5	41.2	a, f	UK
ドイツ 4)		41.2	40.1	40.2	40.1	40.0	40.0	40.0	39.8	a, f	DEU
フランス 4)		38.4	38.5	38.5	38.1	37.8	37.9	38.2	38.1	a, f	FRA
スウェーデン 4)		38.9	39.0	38.7	38.6	38.4	38.4	38.7	38.4	a, f	SWE
中国 5)		51.1	49.0	48.2	48.9	48.7	47.1	47.7	—	a, e	CHN
香港 6)		48.0	48.0	45.0	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0	a, t	HKG
韓国 7)		47.0	44.5	43.3	43.0	43.1	43.3	42.9	—	a, e	KOR
シンガポール 8)		50.2	50.5	50.2	50.1	49.7	49.3	48.9	48.5	b, e	SGP
タイ 9)		—	49.0	50.0	49.0	48.0	48.0	48.0	49.0	a, e	THA
フィリピン 10)		—	44.4	43.6	44.4	43.8	43.6	45.3	—	a, e	PHL
オーストラリア 11)		38.4	37.6	38.2	37.4	36.5	37.6	36.5	36.7	a, e	AUS
ニュージーランド 12)		39.7	37.9	38.4	39.3	39.5	40.2	38.8	38.9	b, e	NZL

注 2) [労調] 非農林業。[毎勤] 事業所規模5人以上。上段：常用労働者，下段：常用労働者のうち、パートタイムを除く。

3) [CES] 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者が対象。時間外勤務を除く。

4) 主にする仕事において、フルタイム労働者が対象。時間外勤務を含む。

5) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2012年まで各年11月、2013～2014年は9月、2015年以降は年平均値。

6) 中位数。

7) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所が対象。

8) 時間外勤務を含む。2005年は従業員25人以上の民間事業所が対象。2010年以降は公的部門を含む。

9) 2010、2013～2015年は、主にする仕事の対象。2016年は第3四半期。

10) 時間外勤務を含む。

11) 各年5月の数値。

12) 各年第1四半期の数値。時間外勤務を含む。

第6-3表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
男女計									Total
日本	28.1	23.1	21.6	21.3	20.8	20.1	20.6	19.0	JPN
アメリカ 1)	21.4	19.0	19.3	19.4	19.2	19.3	19.3	19.2	USA
カナダ	14.8	13.1	13.1	12.4	12.7	12.6	12.3	12.5	CAN
イギリス 2)	12.5	11.6	12.3	12.5	12.3	12.2	11.7	11.5	UK
ドイツ 2)	13.9	11.7	10.5	10.1	9.6	9.3	8.5	8.1	DEU
フランス 2)	11.6	11.7	10.7	10.3	10.1	10.5	10.1	10.1	FRA
イタリア	12.1	11.1	9.6	9.7	9.8	9.9	10.2	10.2	ITA
オランダ 2)	8.4	8.5	8.6	8.9	8.8	8.8	8.4	8.0	NLD
ベルギー 2)	10.8	11.2	11.6	11.8	11.6	11.4	8.6	8.1	BEL
デンマーク 2)	9.0	8.5	8.7	8.3	8.4	7.6	7.3	6.8	DNK
スウェーデン 2)	8.3	8.0	7.5	7.3	7.3	7.1	6.8	6.3	SWE
フィンランド 2)	9.7	8.7	8.1	7.9	8.2	8.4	8.1	8.1	FIN
ノルウェー 2)	7.6	5.7	6.0	6.2	5.9	5.7	5.1	5.1	NOR
スイス 2)	17.1	15.3	13.7	13.0	12.9	13.0	12.8	12.5	CHE
スペイン 2)	12.6	10.8	10.6	10.2	9.6	8.9	8.3	8.0	ESP
ポルトガル 2)	10.1	9.4	11.7	11.6	10.7	9.9	10.0	9.6	PRT
ロシア 3)	—	3.0	—	3.1	3.0	2.8	—	—	RUS
香港 4)	—	37.7	32.1	30.7	30.0	29.9	—	—	HKG
韓国 5)	46.6	37.9	30.8	32.5	32.1	30.0	29.0	—	KOR
マレーシア 6)	—	29.5	23.9	23.4	21.5	21.0	—	—	MYS
タイ	—	39.5	33.0	28.2	30.8	23.8	23.0	21.8	THA
インドネシア	24.8	30.4	24.5	26.0	27.0	29.1	30.6	—	IDN
フィリピン	—	24.6	24.7	23.4	22.5	24.9	22.8	23.5	PHL
オーストラリア 2) 7)	17.2	15.2	14.5	14.6	14.2	14.5	13.9	—	AUS
ニュージーランド	—	14.8	14.9	14.6	13.7	14.9	14.8	—	NZL
メキシコ	29.1	28.3	28.0	27.8	28.3	28.6	28.3	28.5	MEX
ブラジル	—	—	13.5	12.2	11.7	10.9	11.3	11.8	BRA

第6-3表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	%
男									Male
日本	38.1	32.0	30.5	30.0	29.5	28.6	29.4	27.3	JPN
アメリカ 1)	26.7	23.7	24.0	24.2	23.9	23.7	23.6	23.6	USA
カナダ	20.2	18.1	18.0	17.1	17.2	16.9	16.6	16.9	CAN
イギリス 2)	18.6	16.9	17.7	18.1	17.8	17.5	17.0	16.7	UK
ドイツ 2)	20.2	17.2	15.6	15.0	14.1	13.7	12.6	12.0	DEU
フランス 2)	16.4	16.5	15.2	14.4	14.1	14.6	13.7	14.0	FRA
イタリア	16.4	15.1	13.0	13.1	13.2	13.3	13.7	13.6	ITA
オランダ 2)	13.1	13.4	13.3	13.8	13.5	13.5	12.9	12.3	NLD
ベルギー 2)	14.5	15.4	16.3	16.2	16.2	15.7	11.8	11.2	BEL
デンマーク 2)	13.7	12.9	12.7	12.3	12.0	11.1	10.7	10.0	DNK
スウェーデン 2)	12.3	11.4	10.5	10.2	10.1	9.9	9.4	8.7	SWE
フィンランド 2)	13.7	12.5	12.1	11.6	11.9	12.2	11.5	11.5	FIN
ノルウェー 2)	11.8	8.9	9.0	9.5	8.8	8.5	7.6	7.6	NOR
スイス 2)	25.6	22.5	20.3	18.9	18.6	18.7	18.6	18.1	CHE
スペイン 2)	16.3	14.5	14.2	13.8	13.2	12.1	11.3	10.9	ESP
ポルトガル 2)	13.0	12.4	15.1	14.7	13.6	12.9	13.0	12.6	PRT
ロシア 3)	—	4.3	—	4.6	4.4	4.0	—	—	RUS
香港 4)	—	37.9	31.6	30.5	29.5	29.2	—	—	HKG
韓国 5)	51.2	43.5	35.6	38.0	37.6	35.4	34.3	—	KOR
マレーシア 6)	—	31.5	25.9	25.9	24.1	23.5	—	—	MYS
タイ	—	40.9	34.3	28.9	31.6	24.1	23.4	22.2	THA
インドネシア	28.0	33.9	27.1	28.7	29.8	32.2	34.2	—	IDN
フィリピン	—	22.7	23.2	21.5	20.6	23.6	20.9	22.0	PHL
オーストラリア 2) 7)	24.6	21.8	20.7	21.1	20.3	20.6	19.9	—	AUS
ニュージーランド	—	21.8	21.6	21.4	20.2	21.3	21.3	—	NZL
メキシコ	34.5	33.8	33.4	33.2	33.9	34.4	34.1	34.3	MEX
ブラジル	—	—	16.5	14.8	14.3	13.4	13.9	14.4	BRA

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
									%
女									Female
日本	13.8	11.1	9.8	9.7	9.5	9.1	9.3	8.5	JPN
アメリカ 1)	15.2	13.8	14.1	14.0	13.9	14.4	14.5	14.2	USA
カナダ	8.6	7.7	7.7	7.3	7.6	7.8	7.6	7.8	CAN
イギリス 2)	5.4	5.4	6.1	6.1	6.0	6.2	5.8	5.7	UK
ドイツ 2)	6.3	5.2	4.8	4.6	4.4	4.1	3.9	3.7	DEU
フランス 2)	6.1	6.5	6.0	5.9	5.8	6.1	6.1	6.0	FRA
イタリア	5.6	5.2	4.9	5.0	5.2	5.2	5.3	5.5	ITA
オランダ 2)	2.4	2.6	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	NLD
ベルギー 2)	6.2	6.2	6.1	6.6	6.3	6.3	4.9	4.5	BEL
デンマーク 2)	3.5	3.6	4.4	3.9	4.3	3.6	3.5	3.2	DNK
スウェーデン 2)	3.9	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	3.9	3.6	SWE
フィンランド 2)	5.4	4.6	3.8	4.1	4.2	4.4	4.4	4.6	FIN
ノルウェー 2)	3.0	2.2	2.5	2.6	2.6	2.6	2.4	2.4	NOR
スイス 2)	6.9	6.6	6.0	6.1	6.4	6.5	6.1	6.0	CHE
スペイン 2)	7.1	6.3	6.4	5.8	5.2	5.0	4.7	4.6	ESP
ポルトガル 2)	6.7	6.1	8.2	8.4	7.8	6.9	6.9	6.6	PRT
ロシア 3)	—	1.7	—	1.5	1.5	1.4	—	—	RUS
香港 4)	—	37.5	32.7	31.0	30.5	30.7	—	—	HKG
韓国 5)	40.2	30.2	24.1	24.8	24.6	22.7	21.7	—	KOR
マレーシア 6)	—	25.8	20.5	19.4	17.3	17.1	—	—	MYS
タイ	—	37.8	31.3	27.3	29.8	23.4	22.6	21.3	THA
インドネシア	18.7	24.8	20.2	21.6	22.4	24.2	24.9	—	IDN
フィリピン	—	27.5	27.0	26.2	25.5	27.0	26.1	26.0	PHL
オーストラリア 2) 7)	8.1	7.4	7.1	7.0	7.1	7.4	7.1	—	AUS
ニュージーランド	—	6.9	7.4	7.1	6.6	7.7	7.7	—	NZL
メキシコ	19.8	19.1	19.3	18.8	19.3	19.3	18.8	19.1	MEX
ブラジル	—	—	9.5	8.6	8.3	7.6	7.9	8.3	BRA

出典：日本：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計）」

その他：ILOSTAT Database (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年7月現在

注：ここでの長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。

- 1) 16歳以上が対象。
- 2) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 3) 72歳までが対象。施設人口及び一部の領土を除く。
- 4) 施設人口を除く。政府管理区域が対象。
- 5) 自営の生産労働者、海外領、軍隊及び徴集兵を除く。
- 6) 64歳までが対象。施設人口を除く。
- 7) 軍隊及び徴集兵を除く。加えて、2010年以降は施設人口及び海外領を除く。

第6-4表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

	年度	週休日 1)	週休日以外の休日 2)	年次有給休暇 3)	年間休日数 (計)	
日数						Days
日本	2017	104	12	18.2	134.2	JPN
	2016	104	16	18.2	138.2	
イギリス	2016	104	8	25	137	UK
ドイツ	2016	104	7	30	141	DEU
フランス	2016	104	8	25	137	FRA
イタリア	2016	104	10	25	139	ITA
	FY	Holidays	Public holidays	Annual paid leave	Total	

出典：厚生労働省（2018.10）「2018年就労条件総合調査」、Eurofound（2017.8）*Developments in working time 2015–2016*

注 1) 週休日とは「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」を指し、ここでは完全週休2日制と仮定した。

2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む。欧州は日曜日の祝日を除く。

3) 繰越日数を含まない。

日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営法人が対象。2018年調査による2017年の平均取得日数は9.3日、取得率は51.1%。

欧州は、労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。

※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2017年における民間部門及び州・地方政府部門の平均付与日数は8日間（出所：アメリカ労働統計局（BLS）（2018.9）*Employee Benefits in the United States, March 2018*）。

第6-5表 法定祝日

Table 6-5: Legal holidays

日本 1)		
1.1 元日	5.3 憲法記念日	9.23 秋分の日
1.14 成人の日	5.4 みどりの日	10.14 体育の日（スポーツの日）
2.11 建国記念の日	5.5 こどもの日	10.22 即位礼正殿の儀の行われる日
3.21 春分の日	7.15 海の日	
4.29 昭和の日	8.11 山の日	11.3 文化の日
5.1 天皇の即位の日	9.16 敬老の日	11.23 勤労感謝の日
アメリカ		
1.1 新年	7.4 独立記念日	11.28 感謝祭
1.21 キング牧師誕生日	9.2 勤労感謝の日	12.25 クリスマス
2.18 大統領記念日	10.14 コロンブス記念日	
5.27 戦没者追悼記念日	11.11 退役軍人の日	
カナダ 2)		
1.1 新年	5.20 ビクトリア女王誕生日	10.14 感謝祭
4.19 聖金曜日	7.1 建国記念日	11.11 戦没者追悼日
4.22 復活祭翌日の月曜 （イースターマンデー、以下同）	8.5 市民の日	12.25 クリスマス
	9.2 勤労感謝の日	12.26 ボクシングデー
イギリス 2) 3)		
1.1 新年	5.6 アーリー・メイ・バンク・ホリデー	12.25 クリスマス
4.19 聖金曜日	5.27 スプリング・バンク・ホリデー	12.26 ボクシングデー
4.22 復活祭翌日の月曜	8.26 サマー・バンク・ホリデー	
ドイツ 4)		
1.1 新年	5.1 メーデー	10.3 ドイツ統一の日
4.19 聖金曜日	5.30 キリスト昇天祭	12.25 クリスマス
4.22 復活祭翌日の月曜	6.10 聖霊降臨祭翌日の月曜	～26
フランス 5)		
1.1 新年	5.30 キリスト昇天祭	11.1 万聖節
4.22 復活祭翌日の月曜	6.10 聖霊降臨祭翌日の月曜	11.11 第一次大戦休戦記念日
5.1 メーデー	7.14 革命記念日	12.25 クリスマス
5.8 第二次世界大戦戦勝記念日	8.15 聖母昇天祭	

出典：日本：内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」(<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)
 その他：日本貿易振興機構（2018.12）「世界のビジネスニュース（通商弘報）—世界の祝祭日」

注：2019年の状況。原則、全国一律の祝祭日を記載。

- 1) 上記のほか、祝日法第3条第2項・第3項による休日（2019年は4/30, 5/2, 5/6, 8/12, 11/4）がある。5/1及び10/22は2019年のみの制定で、祝日扱いの休日。
- 2) ボクシングデー：クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
- 3) 4/22はスコットランドを除く。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。
- 4) ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。
- 5) 聖霊降臨祭（Lundi de Pentecôte）は法定休日ではあるが、一部の企業が就業見込み。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法 (1947年制定)	公正労働基準法 (1938年制定)	労働時間規則 (1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間 (残業時間を含む1週平均) ※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	故意に違反した場合（40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合）、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる
適用関係	適用除外： ・ 農業、伐採業、畜産業、水産業（林業を除く） ・ 管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・ 高度プロフェッショナル制度（2019年4月～） ・ 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 他の法律の適用： ・ 船員 ・ 公務員	適用除外： ・ 管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職（ホワイトカラーエグゼンプション） ・ 季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・ 水産業の被用者 ・ 一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・ 小規模地方新聞社の被用者 ・ 小規模な独立公共電話会社の交換手 ・ アメリカ船以外の船員 ・ 臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・ 犯罪捜査官 ・ コンピュータ関連職	適用除外： ・ 軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・ 幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・ 家事使用人 ・ 労働者により署名された書面により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

出典：労働政策研究・研修機構（2012.3）「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査（資料シリーズNo.104）」報告書、中窪裕也（1995）「アメリカ労働法」、「労働時間の設定に関する指令」（1993年11月23日の労働社会相理事会指令）、山口浩一郎他（1988）「変容する労働時間制度」、日本労働研究機構（1994）「労働時間制度の運用実態」、日本：労務行政研究所「平成26年労働法全書」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk、ドイツ：労働社会省及び法務省、フランス：労働省及び政府公共サービスサイト、EU：欧州委員会及び各国ウェブサイト等

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10条 (2008年)	労働時間の設定に関する指令 (1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を超えてはならない (休憩を除いた時間)	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと（算定期間は最長4か月）
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、1万5000ユーロ以下の過料さらに、当該行為を、①故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は、②執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合は、6か月の自由刑又は罰金	最長労働時間（例えば、1日当たり10時間）を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される（違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる）（労働法典L3121-18条）	—
適用関係	適用除外： ・事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理人、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・聖職者（他の法律の適用） ・その他別の法律の適用がある者として、①18歳未満の者（年少者労働保護法による）、②船員（船員法による）等（注1）	法定労働時間の適用除外： ・国有企業（ガス、電気、国鉄等） ・商業代理人（判例、学説） ・家事使用人（判例、学説） ・住込み不動産管理人 ・守衛（判例、学説） ・取締役 ・上級幹部職員（幹部職カードル） ・家内労働者	適用除外： 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 加盟国による適用除外が可能なもの（年次休暇のみ適用）： ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 労働協約等による適用除外が可能なもの（注2）： ・保安、監視の業務等

注1) 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、①労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、②包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、③その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者。

2) 法律等で代償休息を与えることが条件。週労働時間、年次休暇は適用。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
法定労働時間の特例	特別措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で常時10人未満の労働者を使用する事業場）について、週44時間制を認めている	特定の業種、企業に関して特例あり <ul style="list-style-type: none"> 石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等） 小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払を要しない タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間（年間14週を限度）等 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合 警備産業の場合 役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる 労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる
弾力的労働時間制度	<p>労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」は以下のとおり（注3）</p> <p>①1か月単位： 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内</p> <p>②1年単位： 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内</p> <p>③1週間単位： 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ規模30人未満のもの</p>	<p>26週単位の変形制： 労働協約により26週当たり1040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払を要しない。どの26週をとっても1040時間以内であることが必要（注4）</p> <p>52週単位の変形制： 労働協約により52週について1840時間以上2080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払は保障される）、かつ2240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない（注5）</p>	<p>基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52時間まで労使協定により延長可）</p>

注3) 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間（1か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週又は1日の法定労働時間を超えて労働させることができる。

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
法定労働時間の特例	定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能（注6）	「法定労働時間の適用除外」の項目参照（p.253） 一部の産業では、超過勤務手当の支払対象となる労働時間が異なっている。例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降（労働法典L3121-9条）	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる
弾力的労働時間制度	6か月又は24週間単位の変形制： 6か月又は24週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる（ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内）	1年変形労働時間制： 使用者は、①拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、②労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1607時間を超えないこと、③1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること（注7） サイクル労働： 労働時間の配分がサイクル（数週単位の期間）ごとに同様の形で繰り返される労働について、①継続的に操業される企業において、②デフレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる（注8）	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可

注 4) ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。

- 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。
- 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。
- 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる（労働法典L3121-34条～L3121-36条）。
- この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし、1日及び1週単位の最長労働時間の規制（1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下）の適用は除外されない。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
時間外労働の上限規制	36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度（法定） ・ 1か月 45時間 ・ 1年間 360時間 特別条項の場合でも以下の制限（罰則あり） ・ 時間外労働 年120時間以内 ・ 時間外労働と休日労働合計月100時間未満、2～6か月平均80時間以内 ・ 時間外労働月45時間を超えることができるのは年6か月まで	連邦法上の規定なし	週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（17週平均） ・ 最大 52 週まで労使協定により延長可 ・ 1日の休息期間を最低連続 11時間（18歳未満の若年労働者については、12時間以上）とする
時間外労働の割増賃金率	・ 法定 8 時間以上の労働：25%以上（注9） ・ 深夜労働（午後 10 時から午前 5 時）：25%以上 （例：時間外労働との重複は 50%以上） ・ 休日労働（法定 4 週 4 日の休日の労働）：35%以上 （例：深夜労働との重複は 60%以上）	50%	法令上の規定なし
休日労働の割増賃金	1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない 割増賃金率： 35%以上	連邦法上の規定なし 割増賃金率： 法令上の規定なし	1週1日の休日 （若年労働者については2日） 割増賃金率： 法令上の規定なし

注 9) ①36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。②1か月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を25%から50%以上に引上げ。中小企業は当分の間、適用猶予（2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月）。③労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる（①②③は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月）。

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
時間外労働の上限規制	労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条）（注10）	業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた（注11）	週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（算定基準期間は4か月以内） 24時間につき最低連続11時間の休憩時間（裏を返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間）
時間外労働の割増賃金率	法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止	25%（労働法典L3121-36条） 従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決（2007年8月1日）により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した（企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり）	
休日労働の割増賃金	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。ただし、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている 割増賃金率：法令上の規定なし	原則として、①1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、②週休は少なくとも継続する24時間、③日曜日に与えなければならない ただし、一定の場合に適用除外あり（注12）	

注10 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働／休憩時間規定から外れてよい（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる（15条）。

- 11) 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない（労働法典D3121-14-1条、L3121-22条）。
- 12) 割増賃金率（2009年の法改正以降）：例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。ただし、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない（労働法典L3132-27条）。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
年次有給休暇取得時の要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務をしていること 全労働日の8割以上を出勤していること	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加（最高20日） 2017年の労働者1人平均付与日数は18.2日、うち取得日数は9.3日、取得率は51.1%（厚生労働省2018年就労条件総合調査）	連邦法上の規定なし	5.6労働週（最高28日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。使用者は、基準日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない（2019年4月1日から）。5日を超えるぶんについては労使協定による計画的付与制度あり 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能（2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月）	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 分割して取得可能 原則として、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより、特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることが可能
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている（請求権の時効は2年）	法令上の規定なし	法令上の規定なし

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
年次有給休暇取得時の要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による
年次有給休暇の付与日数	・1暦年につき24週日 ・週5日制の場合は20週日 (週日とは日曜日, 日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)	1年30労働日（1か月につき2.5労働日） (労働法典L3141-3条)	最低4週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが, 労働協約等で異なる定めも可能	連続12労働日を超える有給休暇を, 1年に1度以上与えなければならない。ただし, 連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日 (労働法典L3141-4条)	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権）。ただし, 従業員代表がある場合には, 代表と合意の上で定める	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間）に労働協約, 団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与 (労働法典L3141-13条)	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与, 取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所都合, 又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない	一部の企業では, 日数を限定して持ち越しを認めているが, 原則として未消化の有給休暇は消滅する。ただし, 退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される また, 「労働時間貯蓄制度」を業界, グループ企業, 企業, 事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる（注13）	—

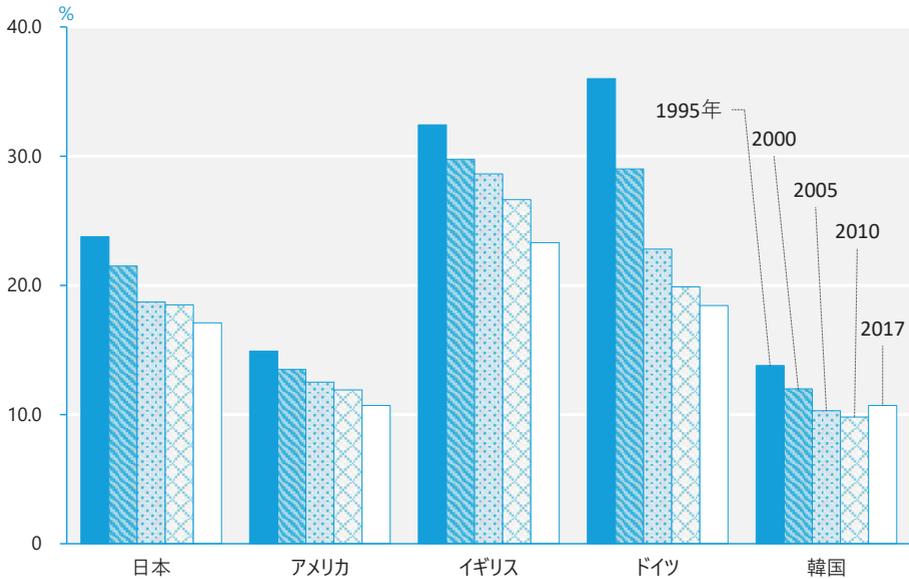
注 13) これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし, 消化の有効期限を5年間とする規定があったが, 「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に, 労働時間貯蓄の現金化（企業による休暇の買取）も可能となった。

7

労働組合・労使関係・労働災害

Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents

7-1 労働組合組織率の推移



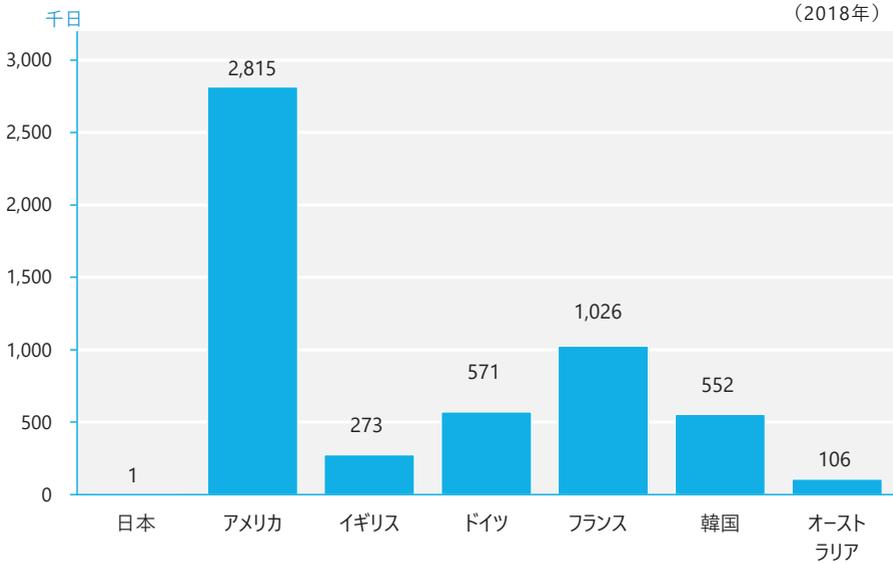
関連表 p.265 「第7-1表 労働組員数・組織率(各国公式統計)」

(注) ドイツの最新は2016年。

主要国の労働組合組織率の変化をみると、ほとんどの国で過去20年余りにわたって低下傾向にある。相対的に組織率の高い国ほど、急速な低下を経験しており、例えばイギリスでは、1995年の32.4%から2017年には23.2%と9.2ポイント低下、またわが国でも、同じ期間に23.8%から17.1%へと6.7ポイント低下している。さらにドイツでは、1995年から2016年までに組織率がほぼ半減(17.6ポイント低下)して18.4%となっている。

なお、韓国ではここ数年、他の各国とは対照的に、組織率が上昇に転じている。これは、労働組員数の増加率が就業者数のそれを上回っていることによる。

7-2 労働争議による労働損失日数



[関連表](#) p.267 「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」

(注) フランスは2014年。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な比較はできないが、2018年の労働損失日数はアメリカが282万日、ドイツ57万日、韓国55万日、イギリス27万日、オーストラリア11万日となっている。また、フランスは2014年の統計で103万日であった。一方、日本は労働損失日数が千日と少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

	1995年	2000	2005	2010	2014	2015	2016	2017	
組合員数	Membership								
千人	thousands								
日本	12,614	11,539	10,138	10,054	9,849	9,882	9,940	9,981	JPN
アメリカ	16,360	16,258	15,685	14,715	14,576	14,795	14,555	14,817	USA
イギリス	7,113	7,119	7,083	6,589	6,458	6,491	6,216	6,235	UK
ドイツ 1)	11,242	9,740	8,344	7,737	7,665	7,661	7,624	—	DEU
フランス	1,780	1,781	1,779	1,823	1,848	—	—	—	FRA
韓国	1,615	1,527	1,506	1,643	1,905	1,939	1,967	2,089	KOR
シンガポール	235	314	450	550	687	719	741	755	SGP
マレーシア	707	734	761	803	931	913	928	—	MYS
フィリピン	3,587	3,788	1,910	1,714	1,945	—	—	—	PHL
オーストラリア	2,252	1,902	1,912	1,788	1,570	—	—	—	AUS
組織率	Density rates								
	%								
日本	23.8	21.5	18.7	18.5	17.5	17.4	17.3	17.1	JPN
アメリカ	14.9	13.5	12.5	11.9	11.1	11.1	10.7	10.7	USA
イギリス	32.4	29.8	28.6	26.6	25.0	24.7	23.5	23.2	UK
ドイツ 1)	36.0	29.0	22.8	19.9	19.2	19.0	18.4	—	DEU
フランス	8.7	8.0	8.0	8.0	7.9	—	—	—	FRA
韓国	13.8	12.0	10.3	9.8	10.3	10.2	10.3	10.7	KOR
シンガポール 2)	13.8	14.5	19.4	17.7	18.9	19.7	20.2	20.6	SGP
マレーシア 2)	9.2	7.9	7.6	6.8	6.7	6.5	6.6	—	MYS
フィリピン	30.2	27.2	11.7	8.7	8.7	—	—	—	PHL
オーストラリア	32.7	24.7	22.4	18.3	15.1	—	—	—	AUS

出典：日本：厚生労働省（2017.12）「労働組合基礎調査（2017年）」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2018.1）*Union Members in 2017*

イギリス：ビジネス・イノベーション・技術省（2018.5）*Trade Union Membership 2017*

ドイツ：ハンス・ベックラー財団 (<https://www.boeckler.de/>) 2019年8月現在

フランス：OECD Database (<https://www.oecd-ilibrary.org/>) 2019年8月現在

韓国：統計情報サービス (<http://kosis.kr/>) 2019年8月現在

シンガポール：人材開発省（2019.6）*Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2019*

マレーシア：統計局(DOSM), 人的資源省ウェブサイト 2019年8月現在

フィリピン：統計局(PSA)（2015.10）*Yearbook of Labor Statistics 2015*

オーストラリア：統計局(ABS) (<https://www.abs.gov.au>) 2019年8月現在

注 1) 組合員数は独労働総同盟(DGB), 独官吏連盟(DBB), 独キリスト教労組連盟(CGB)の合計。

2) 組織率は政府公表の組合員数を, 政府公表の雇用者数で除した値。

第7-2表 労働組合組織率 (ILOデータベース)

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

	2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016	
									%
日本	21.5	18.7	18.3	17.9	17.7	17.5	17.4	17.3	JPN
アメリカ	12.9	12.0	11.9	10.8	10.8	10.7	10.6	10.3	USA
カナダ	30.1	29.8	29.3	29.3	29.2	28.4	28.6	28.4	CAN
イギリス	29.8	28.6	26.6	26.1	25.6	25.0	24.7	23.5	UK
ドイツ	24.6	21.5	18.9	18.3	18.0	17.7	17.6	17.0	DEU
フランス	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.0	7.9	—	FRA
イタリア	34.4	33.3	35.5	36.3	36.8	36.4	35.7	34.4	ITA
オランダ	22.6	21.0	19.3	18.8	18.2	18.1	17.7	17.3	NLD
ベルギー	56.2	53.7	53.8	55.0	55.1	53.8	54.2	—	BEL
デンマーク	73.6	70.9	69.2	69.8	69.3	69.3	68.6	67.2	DNK
スウェーデン	79.0	75.7	68.2	67.5	67.7	67.3	67.0	—	SWE
フィンランド	74.6	70.4	68.3	67.3	66.3	66.7	66.5	64.6	FIN
ノルウェー	54.1	54.7	53.6	53.1	51.8	52.5	52.5	—	NOR
ロシア 1)	—	43.7	37.1	32.7	31.9	31.2	30.5	—	RUS
オーストリア	36.9	33.8	28.9	28.0	27.8	27.7	27.4	26.9	AUT
スイス	20.2	19.3	17.6	16.6	16.6	16.1	15.7	—	CHE
アイルランド	38.0	33.8	32.5	31.1	29.5	27.3	26.5	24.4	IRL
ギリシャ 2)	24.9	24.1	22.2	—	23.0	—	—	18.6	GRC
スペイン	16.5	14.5	17.2	17.0	16.8	15.6	13.9	—	ESP
ポルトガル	21.6	21.6	19.8	18.9	—	17.1	16.3	—	PRT
香港	—	22.4	24.6	24.8	24.8	24.3	25.3	26.1	HKG
韓国	11.4	9.9	9.7	10.1	10.2	10.2	10.1	—	KOR
シンガポール	16.1	19.4	18.0	19.4	20.4	20.8	21.2	—	SGP
マレーシア	10.7	10.0	9.1	9.3	9.4	9.2	8.8	8.8	MYS
フィリピン	27.1	11.7	8.7	8.5	8.5	8.7	—	—	PHL
インド 3)	—	13.8	12.9	12.8	—	—	—	—	IND
オーストラリア	24.7	22.4	18.3	18.2	17.0	15.1	15.0	14.5	AUS
ニュージーランド	22.4	22.3	21.4	20.3	19.4	18.5	17.9	—	NZL
ブラジル 4)	—	18.9	17.5	16.9	16.2	16.9	19.5	18.9	BRA
メキシコ	—	—	14.2	13.5	13.6	13.5	12.9	12.5	MEX

出典：ILOSTAT(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年8月現在

注：原則、雇用者が対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

- 1) 2005年の欄は2006年の数値。
- 2) 2000年の欄は2001年、2005年の欄は2004年の数値。
- 3) 2005年の欄は2004年、2010年の欄は2009年、2012年の欄は2011年の数値。
- 4) 2010年の欄は2011年の数値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
労働争議件数	Number of labour disputes								
件	cases								
日本 1)	50	38	31	27	39	31	38	26	JPN
アメリカ 2)	22	11	15	11	12	15	7	20	USA
カナダ 3)	260	174	165	153	237	189	192	170	CAN
イギリス 4)	116	92	114	155	106	101	79	81	UK
ドイツ 5)	270	131	1,384	637	1,618	718	1,170	1,528	DEU
フランス 6)	699	—	—	—	—	—	—	—	FRA
スウェーデン 7)	14	5	11	—	—	—	6	1	SWE
ロシア 8)	2,575	—	3	2	5	3	1	2	RUS
香港 9)	1	3	7	3	2	3	—	—	HKG
韓国 10)	287	86	72	111	105	120	101	134	KOR
マレーシア 11)	3	2	0	0	—	—	—	—	MYS
タイ	9	3	11	8	6	6	5	—	THA
インドネシア	96	82	239	233	10	—	—	—	IDN
フィリピン 12)	26	8	1	2	5	15	—	—	PHL
インド 13)	456	371	258	287	128	102	—	—	IND
オーストラリア 14)	462	215	215	187	224	254	154	158	AUS
ニュージーランド 15)	60	18	6	13	5	3	6	—	NZL
労働争議参加人員	Number of workers involved								
千人	thousand people								
日本 1)	4	2	2	15	13	2	8	1	JPN
アメリカ 2)	100	45	55	34	47	99	25	485	USA
カナダ 3)	199	58	206	80	429	44	206	84	CAN
イギリス 4)	93	133	395	733	81	154	33	39	UK
ドイツ 5)	17	12	67	58	230	215	61	682	DEU
フランス 6)	60	—	—	—	—	—	—	—	FRA
スウェーデン 7)	1	3	3	—	—	—	0	0	SWE
ロシア 8)	85	—	0	1	1	0	0	—	RUS
香港 9)	0	0	1	0	0	0	—	—	HKG
韓国 10)	118	40	113	133	77	226	130	81	KOR
マレーシア 11)	1	0	0	0	—	—	—	—	MYS
タイ	3	2	8	4	2	3	2	—	THA
インドネシア	57	2	32	16	4	—	—	—	IDN
フィリピン 12)	8	3	0	0	1	3	—	—	PHL
インド 13)	2,914	1,074	1,838	1,159	744	579	—	—	IND
オーストラリア 14)	241	55	132	56	73	106	67	58	AUS
ニュージーランド 15)	18	—	0	2	2	0	0	—	NZL

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost (cont.)

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
労働損失日数	Number of days not worked								
千日	thousand days								
日本 1)	6	23	7	20	15	3	15	1	JPN
アメリカ 2)	1,736	302	290	200	740	1,543	440	2,815	USA
カナダ 3)	4,148	1,202	1,499	1,711	1,846	632	1,201	1,131	CAN
イギリス 4)	224	365	444	788	170	322	276	273	UK
ドイツ 5)	19	25	150	155	1,092	209	129	571	DEU
フランス 6)	1,997	3,850	—	1,026	—	—	—	—	FRA
スウェーデン 7)	1	29	7	—	—	—	3	0	SWE
ロシア 8)	86	—	0	5	10	0	0	—	RUS
香港 9)	0	0	13	0	0	0	—	—	HKG
韓国 10)	848	511	638	651	447	2,035	862	552	KOR
マレーシア 11)	5	0	0	0	—	—	—	—	MYS
タイ	46	50	93	175	88	33	62	—	THA
インドネシア	766	11	131	149	37	—	—	—	IDN
フィリピン 12)	123	34	1	1	5	117	25	—	PHL
インド 13)	29,665	23,131	12,645	11,095	3,063	1,272	—	—	IND
オーストラリア 14)	228	127	131	71	83	125	148	106	AUS
ニュージーランド 15)	30	—	0	1	0	0	0	—	NZL

出典：日本：厚生労働省（2019.8）「労働争議統計調査（時系列表）」、その他の国：ILOSTAT

(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年8月現在、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府ウェブサイト

- 注 1) 件数は半日以上のス（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 2) 1000人未満の争議、1日に満たない争議を除き、件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し、かつ、労働損失日数が10労働日以上争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 1日に満たない争議、10人未満の争議を除く（ただし、労働損失日数が100労働日を超える場合は含まれる）。件数は政治的スを除く。
- 5) 参加人員10人以上、全日以上の争議。
- 6) 争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2010年以降は従業員10人以上の全ての事業所が対象。
- 7) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 8) 2005年は半日に満たない争議を除く。
- 9) 民間部門が対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 10) 2013年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 政治的なス及び10人未満の争議を除く。2015年及び2016年は暫定値。
- 14) 10日に満たない争議を除く。各年12月の公表値。
- 15) 2010年の件数は、労働損失日数が5日に満たない争議を除く。部分ス及びロックアウトを含む。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
負傷者数	Number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents							
千人	thousand people							
日本 1)	118.8	106.6	117.1	118.5	115.3	117.0	119.5	JPN
アメリカ 2)	1,235	1,191	1,162	1,157	1,154	1,123	1,109	USA
カナダ 3)	337.9	249.9	241.9	239.6	232.6	236.7	—	CAN
イギリス 4)	148.0	116.7	78.7	77.3	73.4	71.1	71.1	UK
ドイツ 5)	1,030	930	852	847	845	—	—	DEU
フランス 6)	699.2	658.8	618.3	621.1	624.5	626.2	—	FRA
イタリア 7)	555.5	437.8	329.4	311.3	295.2	291.1	—	ITA
スウェーデン	31.7	34.2	36.2	35.3	36.4	33.6	—	SWE
ロシア	—	45.7	33.9	29.9	27.0	25.5	24.3	RUS
中国	—	1,135	1,176	1,139	1,067	1,027	1,032	CHN
香港	44.1	41.7	37.8	37.3	35.7	35.6	—	HKG
韓国	85.4	98.6	91.8	90.9	90.1	90.7	89.8	KOR
シンガポール	3.4	10.3	11.8	13.5	12.3	12.9	12.5	SGP
マレーシア 8)	61.2	57.6	41.5	—	39.0	—	39.3	MYS
タイ	212.8	145.9	111.3	99.6	95.1	—	—	THA
インドネシア 9)	—	98.7	103.3	105.2	—	—	—	IDN
フィリピン 10)	—	—	20.4	—	17.7	—	—	PHL
インド 11)	14.2	30.0	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 12)	105.4	92.3	107.2	99.0	110.3	104.8	106.3	AUS
ニュージーランド 13)	26.6	20.2	—	—	25.0	—	—	NZL
死亡者数	Number of workers fatally injured, where death occurred							
千人	thousand people							
日本 1)	1.5	1.2	1.0	1.1	1.0	0.9	1.0	JPN
アメリカ 2)	5.7	4.7	4.6	4.8	4.8	5.2	5.1	USA
カナダ	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	—	CAN
イギリス 4)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	UK
ドイツ 5)	0.9	0.6	0.4	0.5	0.5	—	—	DEU
フランス 6)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	—	FRA
イタリア 7)	0.9	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	—	ITA
スウェーデン	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	SWE
ロシア	3.1	2.0	1.7	1.5	1.3	1.3	1.1	RUS
中国	—	5.2	7.2	7.3	8.2	8.4	8.9	CHN
香港	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	HKG
韓国	2.5	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	2.0	KOR
シンガポール	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	SGP
マレーシア 8)	—	1.1	0.3	—	0.3	—	0.3	MYS
タイ	1.4	0.6	0.6	0.6	0.6	—	—	THA
インドネシア 9)	—	2.2	2.4	2.4	—	—	—	IDN

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

	2005年	2010	2013	2014	2015	2016	2017	
死亡者数（続き）	Number of workers fatally injured, where death occurred (cont.)							
千人	thousand people							
フィリピン 10)	—	—	0.3	—	0.2	—	—	PHL
インド 11)	0.6	1.5	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 12)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	0.2	AUS
ニュージーランド 13)	0.1	0.1	—	—	0.0	—	—	NZL
労働損失日数	Number of days lost by cases of occupational injury							
千日	thousand days							
イギリス 4)	6,411	4,503	4,436	4,073	4,489	5,532	3,915	UK
フランス 6)	33,252	37,195	37,496	38,561	39,617	40,609	—	FRA
イタリア 7)	13,109	7,247	5,558	5,442	4,388	9,024	—	ITA
ロシア	2,499	2,188	1,687	1,525	1,374	1,312	1,239	RUS
香港	408	333	299	301	314	325	—	HKG
シンガポール	51	533	725	679	685	697	—	SGP
マレーシア 8)	—	—	3,141	—	—	—	3,580	MYS
フィリピン 10)	—	—	110	—	—	—	—	PHL
ニュージーランド 13)	1,935	1,385	—	—	1,821	—	—	NZL

出典：日本：厚生労働省（2019.5）「2018年労働災害発生状況」

中国：国家统计局(NBS)（2019.2）「中国労働統計年鑑2018」

その他：厚生労働省「海外情勢報告」, ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2019年8月現在, 各国政府資料

注 1) 負傷者数は4日以上の休業を伴うもの。

2) 2005年は民間企業のみ。2010年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。

3) 負傷者数の欄は、傷病者が対象。

4) 4月から翌年3月までの年度の数値。負傷者数は雇用者と自営業者。死亡者数は雇用者が対象。3日以上の休業を伴うもの。

5) 2005年の負傷者数は4日以上、2012年以降は2日以上の休業を伴うもの。2005年の死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。

6) 2010年以降は1日以上の休業を伴うもの。

7) 2005年は4日以上の休業を伴うもの。

8) 2010年以前は社会保障機構(SOCSCO)による報告件数。外国人労働者を除く。

9) 負傷者数は給付件数。

10) 20人以上の事業所が対象。民間企業を対象とし、1日以上の休業を伴うもの。

11) 2010年以降は工場における負傷者・死亡者数。

12) 年度の数値。2005年は6日以上、2010年以降は1週間以上の休業を伴うもの。

13) 2010年の負傷者数は4日以上、2012年は1週間以上の休業を伴うもの。2010年の死亡者数は被災後1年以内に死亡したものの。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
事業所規模別（常用雇用者数）	by establishment size (employees)								
日本 1)	JPN								
調査産業計 2)	Total industries surveyed								
100人以上	1.95	1.61	1.59	1.58	1.66	1.61	1.63	1.66	100+
30-99人	3.34	2.57	2.74	2.87	3.01	2.90	2.91	3.20	30-99
総合工事業 3)	Contractors								
100人以上	0.97	1.56	0.83	1.25	0.91	0.92	0.64	0.81	100+
アメリカ 4)	USA								
産業計 5)	Total private industries surveyed								
1人以上	4.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.0	2.9	2.8	1+

出典：日本：厚生労働省（2018.10）「労働災害動向調査（時系列表）」

アメリカ：労働統計局(BLS)（2018.11）*Workplace Injuries and Illness 2017*

注：「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

1) 日本の「度数率」は、100万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。

度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延べ労働時間数) × 1,000,000

2) 調査産業計は建設業（総合工事業）を除く。2008年より医療・福祉（一部の業種に限る）を含み、複合サービス事業（郵便局に限る）を除く。また、国営の事業所を除く。2011年より農業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億8000万円以上（保険成立年月日が2015年3月31日以前の工事現場については、税込1億9000万円以上）である工事現場。事業所規模100人以上。

4) アメリカの「度数率」は、フルタイム労働者100人の年間延労働時間（20万労働時間 = 100人 × 40時間 × 50週）当たりの傷病者数（死亡者数は含まない）の比率。

度数率 = (負傷者数 / 延べ労働時間数) × 200,000

5) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

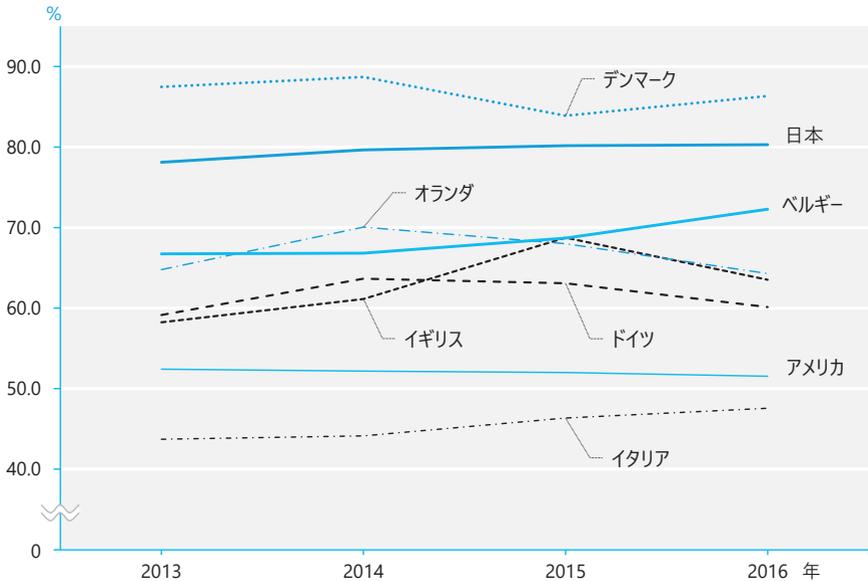
（ただし、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象）

8

教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率



[関連表](#) p.276 「第8-1表 高等教育への進学率」

各国の教育制度や、その中での高等教育の位置づけは多様であり、このため高等教育への進学率の比較には、注意を要する(p.278～284「第8-2表 各国の学校系統図」参照)。

OECDが毎年発行する『Education at a Glance』は、各国の高等教育（日本では短期大学等から大学院の博士課程までに相当）への進学率を掲載している。上のグラフは、このうち主要先進国の進学率を示したものであるが、イタリアの47.6%からデンマークの86.3%まで、各国の進学率には大きなばらつきが見られることがわかる。また、長期的には上昇傾向にあるとされるものの、短期的な増減が少なからずみられ、景気動向や制度的な変化など、多様な要因による影響が類推される。

日本の高等教育進学率は80.3%（2016年）で、主要国中でも高い水準にあるが、学士課程相当以上（国際標準教育分類のレベル6以上）に限定する場合、他国に比して進学率が顕著に低下する（80.3%から49.9%）。これには、短期高等教育（同レベル5）が教育制度に占める役割が、他国とは異なることが影響していると考えられる。

第8-1表 高等教育への進学率

Table 8-1: Entry rates to tertiary education

	高等教育計 1)								
	2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
									%
日本	-	-	-	-	78.1	79.6	80.2	80.3	JPN
アメリカ	-	50.7	52.4	52.9	52.4	52.2	52.0	51.5	USA
イギリス	63.8	66.6	67.0	55.8	58.2	61.2	68.8	63.5	UK
ドイツ	43.4	51.0	51.8	59.0	59.2	63.7	63.1	60.2	DEU
イタリア	-	-	-	-	43.7	44.1	46.3	47.6	ITA
オランダ	57.0	65.5	64.9	65.4	64.8	70.1	68.0	64.3	NLD
ベルギー	-	-	-	-	66.7	66.8	68.7	72.3	BEL
デンマーク	69.3	77.0	81.7	85.3	87.5	88.7	83.9	86.3	DNK
スウェーデン	-	74.3	-	-	56.5	61.9	61.7	62.1	SWE
フィンランド	58.5	54.7	55.7	54.9	54.9	53.1	55.7	57.8	FIN
ノルウェー	-	-	-	-	76.2	81.0	72.9	74.8	NOR
ロシア	91.0	-	73.9	52.9	79.8	84.6	82.2	83.3	RUS
オーストリア	-	70.1	68.8	69.9	73.6	69.8	70.6	69.5	AUT
スイス	-	-	-	-	73.9	82.5	82.8	82.4	CHE
スペイン	-	-	-	-	69.6	72.4	72.6	73.3	ESP
チェコ	-	-	-	-	68.9	68.6	65.7	57.3	CZE
スロバキア	-	-	-	-	59.7	59.2	56.2	54.5	SVK
ポーランド	76.0	84.0	80.3	79.4	79.4	74.0	75.3	76.1	POL
トルコ	42.7	61.9	62.6	65.5	70.4	94.4	102.4	111.3	TUR
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	CHN
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	KOR
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	AUS
ニュージーランド	89.3	97.6	94.9	92.6	90.5	95.9	96.8	91.3	NZL
メキシコ	28.6	34.2	35.3	37.2	38.4	38.4	39.2	49.3	MEX
OECD平均 2)	59.9	67.0	65.6	66.1	67.5	68.1	67.3	67.8	OECD**

Total tertiary education (ISCED*2011 levels 5 to 8)

* ISCED: International Standard Classification of Education; ISCED 2011 level 5: Short-cycle tertiary education; ISCED 2011 level 6: Bachelor's or equivalent level; ISCED 2011 level 7: Master's or equivalent level; ISCED 2011 level 8: Doctoral or equivalent level. ** Average of 36 OECD countries.

出典: OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance —Entry rates" 2018年10月現在

注: 本表における進学率は、各年齢人口のうち当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。留学生も集計対象に含むため進学率が100%を超える場合がある。

- 1) 2012年以前はISCED (国際標準教育分類) 1997, 2013年以降はISCED 2011に基づくため、前後の数値は接続しない。ISCED 2011の分類では、レベル5: 短期高等教育, レベル6: 学士号・学士号同等, レベル7: 修士号・修士号同等, レベル8: 博士号・博士号同等の合計。日本は、短期大学又は専門学校等から大学院の修士及び博士課程相当までが高等教育計に含まれる。

	うち、短期プログラム（2～3年）				うち、学士課程（大学学部）相当				
	2013	2014	2015	2016	2013	2014	2015	2016	
	%								
日本	27.8	28.6	28.6	28.4	48.5	49.1	49.7	49.9	JPN
アメリカ	38.8	38.4	38.2	37.9	—	—	—	—	USA
イギリス	20.6	22.1	13.8	14.5	60.2	63.7	62.7	64.9	UK
ドイツ	0.0	0.0	0.0	0.0	48.1	51.9	51.4	49.1	DEU
イタリア	0.2	0.4	0.5	0.6	36.8	37.2	39.0	40.8	ITA
オランダ	0.7	1.5	1.6	1.6	60.5	65.4	63.1	58.8	NLD
ベルギー	—	—	0.8	0.9	69.4	69.4	70.6	74.9	BEL
デンマーク	31.9	31.9	26.2	27.6	71.4	71.1	70.6	70.5	DNK
スウェーデン	9.3	9.7	8.8	8.8	46.9	45.1	44.2	43.7	SWE
フィンランド	(z)	(z)	(z)	(z)	54.8	53.0	55.2	56.8	FIN
ノルウェー	5.6	5.4	5.9	5.3	63.8	67.9	65.7	69.1	NOR
ロシア	37.8	38.5	41.6	45.2	71.8	70.8	65.0	62.7	RUS
オーストリア	35.1	35.3	35.9	35.0	44.7	40.7	43.1	44.7	AUT
スイス	4.6	4.6	4.7	2.4	59.8	60.3	60.1	61.5	CHE
スペイン	25.7	26.4	25.6	26.6	46.3	47.5	47.7	48.2	ESP
チェコ	0.4	0.4	0.4	0.5	64.0	63.4	59.6	59.4	CZE
スロバキア	1.3	1.4	1.4	1.2	56.2	56.6	54.7	49.7	SVK
ポーランド	0.6	0.1	0.0	0.0	72.6	67.9	69.2	69.4	POL
トルコ	35.2	41.2	46.2	48.9	33.6	51.8	54.7	60.8	TUR
中国	25.2	35.5	36.9	38.0	25.4	31.4	33.2	34.5	CHN
韓国	33.6	32.6	32.1	31.8	55.1	55.2	55.6	55.9	KOR
オーストラリア	—	—	—	—	90.6	93.6	94.9	96.6	AUS
ニュージーランド	37.6	38.7	39.9	33.7	74.0	76.8	77.1	75.6	NZL
メキシコ	3.5	3.7	4.0	4.3	35.0	34.6	35.2	45.0	MEX
OECD平均	17.8	17.6	16.1	16.3	59.0	59.0	57.9	58.9	OECD**
	ISCED2011 level 5				ISCED2011 level 6				

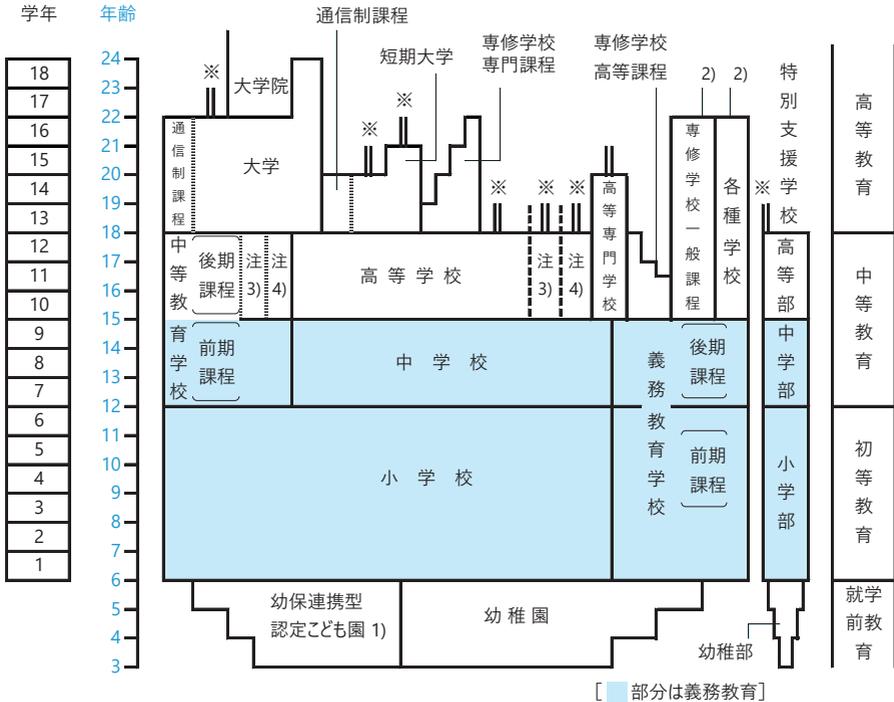
z: 該当なし。

z: Not applicable.

2) OECD平均は、2018年10月現在加盟中の36か国について、単純平均したものを。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



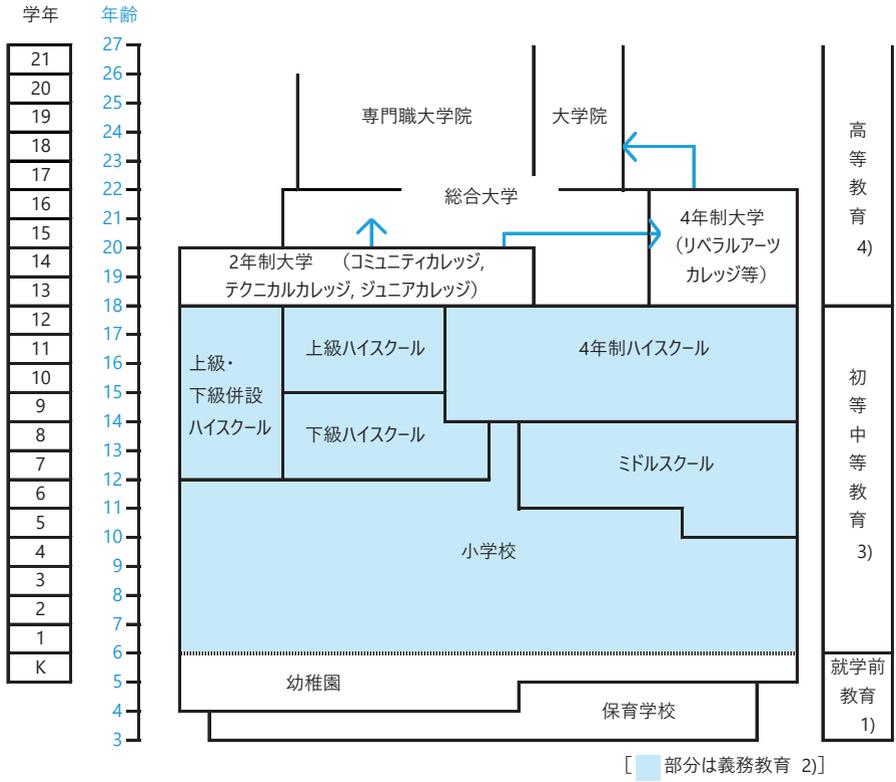
出典：文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

注：※印は専攻科を示す。高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

- 1) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
- 2) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。
- 3) 定時制課程。
- 4) 通信制課程。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



出典：文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

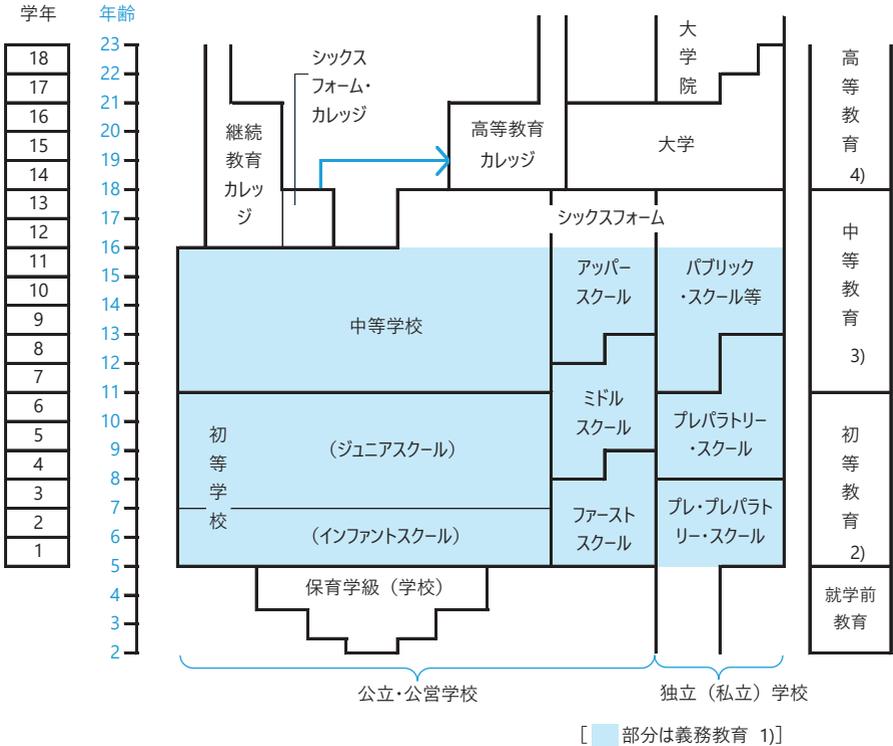
2) 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

3) 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかに、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。2014年について、公立初等学校の形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校33.9%、6年制小学校13.7%、8年制小学校8.8%、ミドルスクール17.8%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.5%、その他10.5%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール（3年又は2年制）8.7%、上級ハイスクール（3年制）2.0%、4年制ハイスクール51.4%、上級・下級併設ハイスクール（通常6年）9.6%、初等・中等双方の段階にまたがる学校20.4%、その他7.9%となっている。

4) 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、教養学部、専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）及び大学院により構成される。専門職大学院（学部）は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門大学、専門職大学院大学）もある。専門職大学院（学部）へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



出典：文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

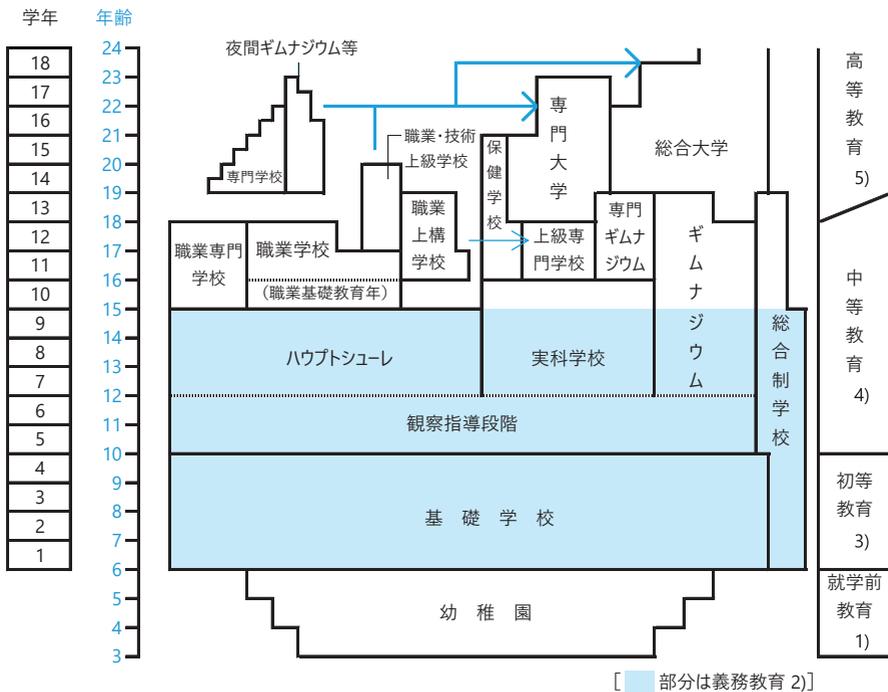
注：上記学校系統図は全人口の9割を占めるイングランドとウェールズについてのものであり、ほぼ同様の学校制度を有している。スコットランド及び北アイルランドにおいては共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

- 1) 義務教育は、5～16歳までの11年。ただし、16～18歳は教育あるいは訓練に従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳である。この期間、進学者だけではなく就職者もパートタイムの教育・訓練を継続する。
- 2) 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。
- 3) 通常11歳から始まり、7年間続く、公費により維持される中等学校は原則無選抜（コンプリヘンシブ・スクールと呼ばれる）だが、選抜制の学校（グラマー・スクール）とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。
- 4) 機関としては、大学がある（ユニバーシティ・カレッジやスクールを名称に用いる機関もある）。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）や上級学位の課程のほか、応用準学位などの短期の課程もある。また、継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの課程が提供されている。

継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany

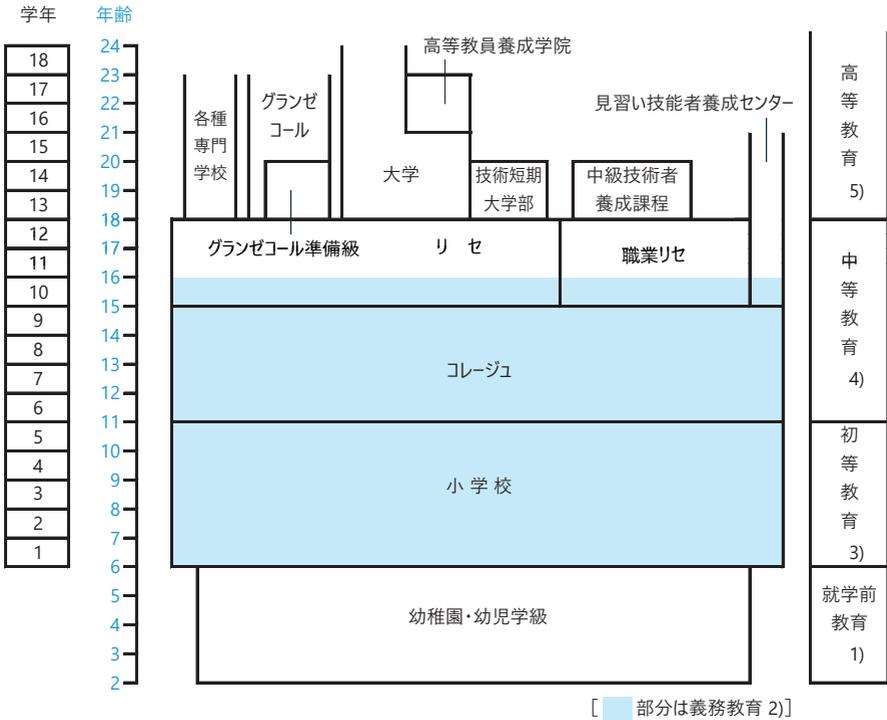


出典：文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 4) 生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が対象。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が対象。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が対象。8年制又は9年制）が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。後期中等教育段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレクは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。
- 5) 総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3年と2年となっている。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France

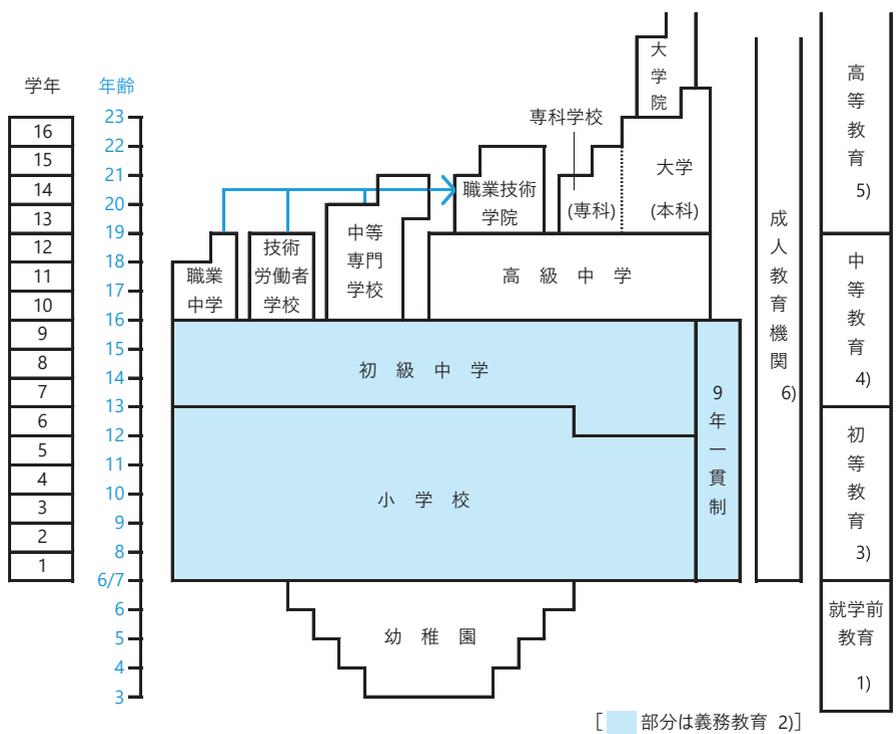


出典： 文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

- 1) 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。
- 2) 6～16歳までの10年である。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。
- 3) 小学校で5年間行われる。
- 4) 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。
- 5) 国立大学（学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置）、私立大学（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教員養成機関として高等教員養成学院がある（2013年までは教員教育大学センター）。

第8-2-6表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China

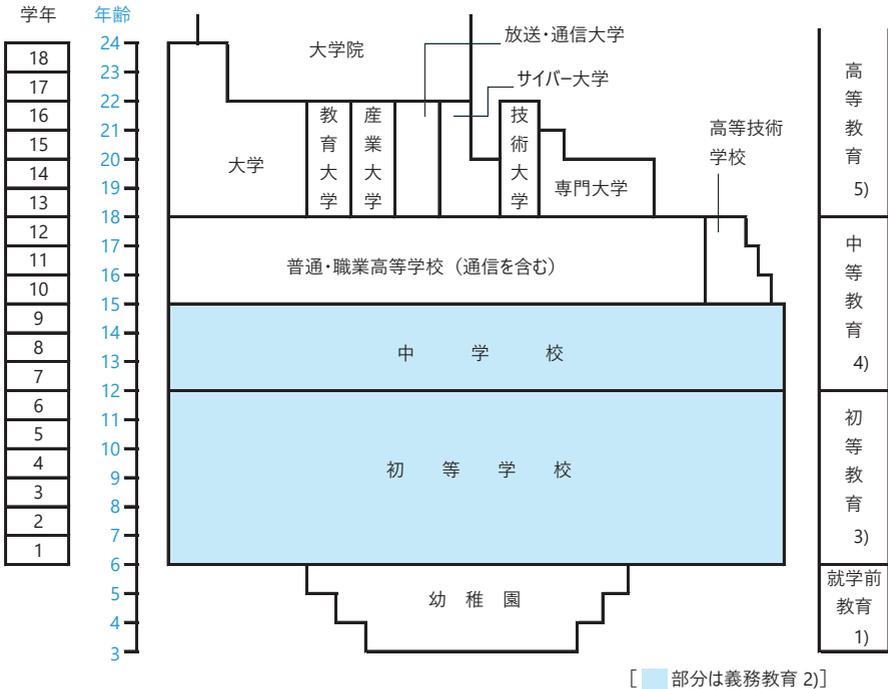


出典： 文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 就学前教育は、幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。
- 2) 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。
- 3) 小学校（小学）は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法に入学年齢は6歳と規定されているが、地域によって7歳までの入学遅延が許されている。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。
- 4) 初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等专业学校，3～5年），技術労働者学校（技工学校，一般に3年），職業中学（2～3年）などがある。なお、職業中学は、前期中等段階（3年）と後期中等段階（2～3年）に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。
- 5) 大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年），博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院，中国社会科学院などの研究所に設けられている。
- 6) 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（業余学校，夜間・通信大学，ラジオ・テレビ大学等）が開設され，識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-7表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



[部分は義務教育 2)]

出典： 文部科学省（2018.5）「2018年版諸外国の教育統計」

注 1) 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

2) 6～15歳の9年である。

3) 6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

4) 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

5) 4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学、サイバー大学、産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

上記のほか、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、サイバー大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

日本			
種別	若年者の就職支援	同左	同左
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール (若者雇用優良企業認定制度)	新ジョブ・カード制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等	学生、在職者、求職者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国56か所(2019年7月時点)に設け、無料でサービスを提供 ・新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化 ・卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施 ・新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等で新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなど、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行う ・未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催 	<p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る。ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が300人以下の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等で重点的 PR の実施 ・認定企業限定の就職面接会等への参加 ・企業の商品、広告などに認定マークを使用 ・若者の採用・育成を支援する次の関係助成金を加算 <ol style="list-style-type: none"> ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金) ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金 ・(3年以内既卒者等採用定着コース) ・日本政策金融公庫による低利融資 ・公共調達における加点評価など 	<p>新ジョブ・カードは、2008年に活用を開始した「ジョブ・カード」の様式、活用方法等を見直し、2015年10月から再スタートした。「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じたキャリア・プランニング：キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能 ・職業能力証明：免許・資格、教育(学習)・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」としての機能



第8-3表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

日本（続き）		
種別	若年者の就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	フリーター、無業者等	非正規雇用労働者
主な内容	<p>■フリーター等の正規雇用化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援：おむね45歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国28か所（他にわかもの支援コーナー50か所、支援窓口154か所2019年4月時点）に設け、通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施 トライアル雇用制度の活用による就職支援：ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大5万円、最長3か月、2015年10月から）の活用により、常用雇用への移行を促進する <p>■若年無業者等の職業的自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域若者サポートステーション（サポステ）を全国175か所（2019年7月時点）に設置し、働くことに困難を抱える15～39歳までの若者を対象に、キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談、職業体験などの各種支援プログラム、他の若者支援機関への誘導など、職業的自立に向けた支援を無料（合宿形式の支援など一部有料）で実施 2018年度より175か所に拡充するとともに、就職氷河期世代の40代前半の無業者に対する就職支援をモデル的に実施する予定 	<ul style="list-style-type: none"> 企業内での非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する 正社員化、賃金規定等改定、諸手当制度共通化、などのコースがあり、そのうちの正社員化コースについて、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を正社員に転換等した場合、以下①又は②の助成額に、一定額を加算する <p>① 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合は中小企業に1人当たり57万円、大企業に1人当たり42.75万円</p> <p>② 有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に1人当たり28.5万円、大企業に1人当たり21.375万円</p>

アメリカ

種別	学校における職業教育・職業体験（注1）	同左	養成・訓練制度等
名称	テックプレップ (Tech-Prep)	コーポラティブ教育 (Cooperative Education)	登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
創設	1990年代	20世紀初頭	1937年
運営主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium)	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11学年（日本における高校2年生）から開始し、14学年（日本における大学2年生）まで	主に12年生（日本における高校3年生）	16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上
主な内容	中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる	主に12年生（日本における高校3年生）を対象とした、有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となり、学位授与の要件になったりする	実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 1) このほか、「キャリア・アカデミー（Career Academy）」がある。

第8-3表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ（続き）			
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 （宿泊型若年者集団教育訓練）	就職困難者等への支援
名称	O*NET(Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
創設	1998年10月	1964年	2014年
運営主体	国立O*NET協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office), 6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し, 各州 政府が実施
対象者		16～24歳までの経済的に不利な 立場にある青少年	14～24歳の就職困難者
主な 内容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータベー ス (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検索 することができる	参加者は, 原則として寮に宿泊し, 社会生活を営む上での基本的な しつけから, 読み書き, 算数などの 基礎的な学習及び職業訓練を受 ける 参加費は基本的に無料。さらに, 毎月小遣いが支給される 参加期間は, 原則として最長2年 間 研修中に高校卒業あるいはGED （高校卒業者と同様の素養を身 につけていることの証明書）の資 格を取得可能	職業紹介, 職業訓練などのサービ スを総合的に提供をするワンスト ップ（キャリア）センター (One-Stop Career Center) を運営するWIOA アメリカ・ジョブセンター及び地域コ ミュニティの職業訓練を担う地域労 働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で, 14～24歳の就 職困難者のニーズに沿った各種の 就職や進学のための支援に対して 連邦労働省が助成金を提供する プログラム

イギリス

種別	学校における職業教育・職業体験	同左	同左	養成・訓練制度等	同左	情報提供支援
名称	仕事関連学習	継続教育	UTC（注2）による技術教育	アプレンティスシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
創設				2004年	2013年	2012年
運営主体	教育省	教育省	教育省が所管、非営利団体が運営	教育省	教育省	教育省
対象者	主に14～16歳（中等教育機関の在学者）	主に16歳以上	14～19歳	16歳以上	16～24歳	13歳以上（主に19歳以上）
主な内容	中等教育機関による、キャリア教育、就業体験や学習支援などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている	職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う	アカデミー（フリースクール）。大学との連携による高度な技術教育の提供が目指されている	事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す ①アプレンティスシップ ②上級アプレンティスシップ ③高度アプレンティスシップ ④学位レベルのアプレンティスシップ（注3）	6週～6か月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練（履歴書の書き方など）、就業体験（100～240時間）、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施	就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供。なお、面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、13～19歳未満の者は電話・メールによる問合せのみ

注2) UTC: University Technical College.

- 3) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル2（非熟練に相当）の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル3（技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当）の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル4～7（準学士レベル以上）の資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル6～7（学士、修士相当）の資格取得。

第8-3表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

ドイツ					
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成・訓練制度等	就職困難者等への支援（注6）
名称	義務教育における職業指導	各種職業学校	職業情報センター（BIZ）	職業養成訓練生制度（注5）	初期職業資格付与（Einstiegsqualifizierung: EQ）
創設				19世紀初頭	
運営主体	各学校		連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校（Berufsschulen）	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主
主な内容	職業活動体験は、ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアルシューレ（実科学学校）、ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている（注4）	上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる	各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている	若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって主柱を担っている	企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う（注7）

注 4) ハウプトシューレ、レアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育機関。

5) 養成訓練制度（Ausbildung）は、デュアルシステム（Dualensystem）ともいう。

6) そのほか、労働機会提供（1ユーロジョブ）については第9-11表（p.319）を参照。

7) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。

フランス

種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左
名称	交互教育	大学付設職業教育センター-(IUP)	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)
創設	1989年	1991年	1986年法律改正	2004年10月
運営主体	学校と企業の産学連携	大学	契約締結可能な雇用主：公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用主：全ての企業（国、地方自治体、行政機関を除く）。国からの手当支給あり
対象者	中・高等教育の学生	大学生	義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等	16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者
主な内容	若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う	企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される	CAP（職業適格証）に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の25～78%以上の賃金を支払う	期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す

第8-3表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

フランス（続き）		
種別	就職困難者等への支援	情報提供支援 (注8)
名称	雇用と自立に向けた支援契約コース(PACEA)	地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)
創設	2016年8月	1989年
運営主体	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う	国, 地方公共団体
対象者	16～25歳のすべての若年者	16～25歳を中心とする若年者
主な内容	12か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約 無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画(CIP)の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの	社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う

出典：日本：厚生労働省, 文部科学省, 経済産業省, 東京新卒応援ハローワーク, 日本経団連ウェブサイト
その他：労働政策研究・研修機構（2009.7）「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」,
厚生労働省「海外情勢報告」, 各国労働省ウェブサイト等

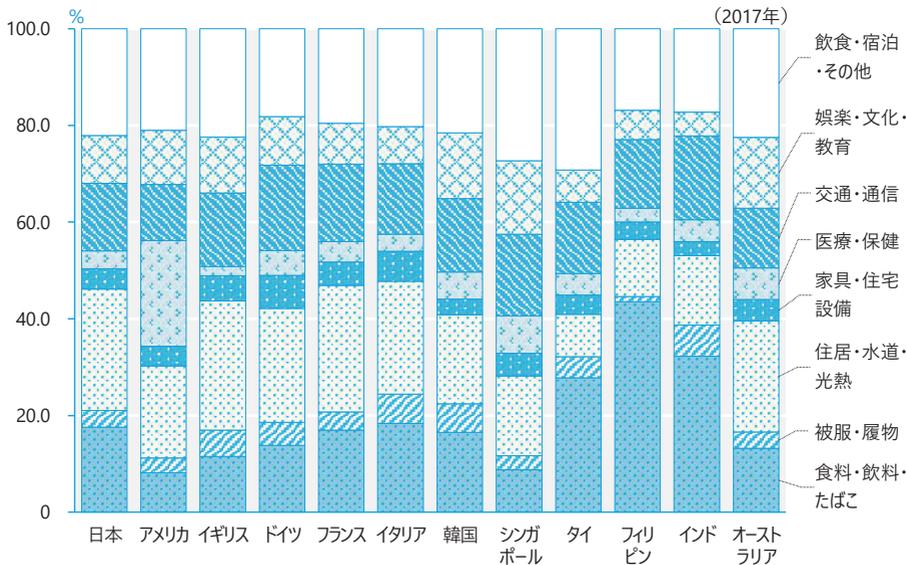
注 8) ほかに、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」, 「青少年情報・資料センター(CID)」, 「進路情報・指導センター(CIO)」
及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

9

勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成比



関連表 p.298～299 「第9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出」(構成比)

(注) タイ及びインドは2016年。

家計消費支出は、国内総支出の7割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2017年には17.6%の水準となっている。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、8～18%程度と低いが、フィリピン(43.5%)、インド(32.3%)、タイ(27.8%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成 (2017年)

Table 9-1: Composition of households and NPISH(*), resources side/uses side (2017)

計	雇用者	営業	混合	財産	社会負	その他	年金基	%	
	報酬	余剰	所得	所得	担及び	の經常	金準備		
					社会	移転	金の		
					保障		変動		
受取側	Resources side								
日本	100.0	59.2	9.6	3.2	5.9	16.9	5.3	-0.1	JPN
アメリカ	100.0	52.9	8.4	9.9	14.3	14.3	0.3	-	USA
カナダ	100.0	56.0	0.1	13.1	10.8	11.1	6.6	2.4	CAN
イギリス	100.0	49.8	9.0	6.2	11.0	17.2	4.4	2.4	UK
ドイツ	100.0	51.9	4.1	8.1	12.6	17.6	4.1	1.6	DEU
フランス 1)	100.0	54.2	8.5	5.4	4.5	22.1	5.3	-	FRA
イタリア	100.0	40.8	10.3	13.6	10.3	22.1	2.5	0.4	ITA
オランダ 1)	100.0	52.2	2.3	10.4	8.6	19.4	3.7	3.3	NLD
ベルギー	100.0	55.0	6.0	6.8	7.2	21.4	3.0	0.6	BEL
デンマーク	100.0	56.5	4.1	4.4	6.0	21.4	4.5	3.2	DNK
スウェーデン	100.0	57.1	2.8	3.3	8.7	19.2	4.7	4.2	SWE
フィンランド	100.0	54.5	8.7	5.7	4.9	22.9	3.5	-0.2	FIN
ノルウェー	100.0	57.8	7.5	1.3	5.4	20.5	4.3	3.2	NOR
ロシア 2)	100.0	61.8	0.0	15.6	4.5	15.0	1.8	1.3	RUS
韓国 3) 4)	100.0	56.7	13.9	0.0	10.5	10.0	8.4	0.5	KOR
オーストラリア	100.0	55.4	8.7	10.1	11.3	9.0	5.5	-	AUS
ニュージーランド 2) 4)	100.0	52.0	6.4	0.0	20.2	14.2	4.9	2.2	NZL
メキシコ 3)	100.0	29.6	9.3	23.4	19.9	4.0	12.1	1.8	MEX
Total	a	b	c	d	e	f	g		

* NPISH: Non-profit institutions saving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

計	最終消費支出	財産所得	社会負担及び社会保障	所得・富等に課される経常税	その他の経常移転	貯蓄(総)	年金基金準備金の変動		
%									
支払側								Uses side	
日本	100.0	65.2	0.5	17.3	6.5	3.9	6.6	0.0	JPN
アメリカ	100.0	67.7	4.8	6.6	10.3	1.1	9.5	-	USA
カナダ	100.0	65.0	3.2	5.1	13.2	9.0	4.5	-	CAN
イギリス	100.0	66.7	1.0	14.5	11.3	3.3	3.1	-	UK
ドイツ	100.0	53.8	0.8	21.0	10.0	3.1	11.3	-	DEU
フランス 1)	100.0	55.2	0.9	21.6	10.1	3.2	8.9	-	FRA
イタリア	100.0	62.1	0.4	15.5	12.5	2.9	6.6	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	49.4	1.2	26.5	10.3	3.7	9.0	-	NLD
ベルギー	100.0	55.1	0.4	21.1	13.5	2.7	7.1	-	BEL
デンマーク	100.0	51.6	1.9	7.7	29.1	3.0	6.8	-	DNK
スウェーデン	100.0	53.8	0.8	11.7	19.4	2.8	11.5	-	SWE
フィンランド	100.0	63.2	0.3	14.7	15.7	2.3	3.8	-	FIN
ノルウェー	100.0	55.3	1.8	18.4	13.5	2.7	8.2	-	NOR
ロシア 2)	100.0	71.2	1.6	10.6	5.3	2.1	9.2	-	RUS
韓国 3)	100.0	61.7	2.5	14.1	6.4	5.2	10.1	-	KOR
オーストラリア	100.0	66.9	4.6	0.6	14.4	3.6	9.9	-	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	69.8	3.5	5.6	15.6	3.6	1.9	-	NZL
メキシコ 3)	100.0	72.3	0.2	5.0	3.4	1.2	17.8	-	MEX
Total	h	d	e	i	f	j	g		

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2019年2月現在

日本：内閣府 (2019.2) 「2017年度国民経済計算年次推計 (70-編, 再集計値)」

注：各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

- 1) 暫定値。
- 2) 2015年の数値。
- 3) 2016年の数値。
- 4) (受取側の) 営業余剰は混合所得を含む。

第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出（2017年）

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (2017)

計	食料・	被服・	住居・	家具・	医療・	交通・	娯楽・	飲食・		
	飲料・ たばこ	履物	水道・ 光熱	住宅 設備	保健	通信	文化・ 教育	宿泊・ その他		
支出額 at Current prices										
各国通貨, 原則1,000単位					in national currency, thousands(*)					
日本	2,338	411	80	587	100	86	325	232	517	JPN
アメリカ	39.8	3.2	1.2	7.6	1.6	8.7	4.6	4.5	8.4	USA
カナダ	32.6	4.1	1.3	7.9	1.8	1.4	6.0	3.2	7.0	CAN
イギリス	19.3	2.2	1.1	5.2	1.0	0.4	2.9	2.2	4.3	UK
ドイツ	19.8	2.7	0.9	4.7	1.4	1.0	3.5	2.0	3.6	DEU
フランス	18.6	3.2	0.7	4.9	0.9	0.8	3.0	1.6	3.6	FRA
イタリア	17.5	3.2	1.1	4.1	1.1	0.6	2.5	1.4	3.5	ITA
オランダ	18.7	2.7	1.0	4.5	1.1	0.6	2.7	2.0	4.0	NLD
ベルギー	18.7	3.3	0.8	4.5	1.1	1.2	2.5	1.6	3.6	BEL
デンマーク	173.1	25.7	7.1	49.8	9.0	4.9	24.5	21.4	30.7	DNK
スウェーデン	196.1	31.1	9.4	51.1	10.5	6.8	31.1	22.2	33.9	SWE
ロシア 1)	289.4	103.6	15.6	49.4	18.7	11.3	43.0	17.5	30.4	RUS
香港	243.9	36.3	35.5	39.7	19.8	11.8	19.9	22.4	58.6	HKG
韓国 2)	1,502	248	89	276	49	84	228	204	324	KOR*
シンガポール	28.5	2.5	0.8	4.7	1.3	2.2	4.8	4.3	7.8	SGP
マレーシア 3)	22.3	5.2	0.7	3.4	1.1	0.6	4.5	1.9	5.0	MYS
タイ 3)	121.8	33.8	5.3	10.7	4.8	5.5	17.9	8.1	35.6	THA
フィリピン	110.4	48.0	1.3	13.0	4.0	3.1	15.7	6.6	18.6	PHL
インド 3)	69.7	22.5	4.5	10.0	2.0	3.1	12.1	3.4	12.0	IND
オーストラリア	42.2	5.6	1.4	9.7	1.9	2.7	5.2	6.2	9.5	AUS
ニュージーランド 3)	32.1	6.0	1.2	8.2	1.8	0.8	5.1	3.3	5.4	NZL
ブラジル 1)	18.3	3.7	1.1	4.4	1.7	1.3	2.6	0.7	2.8	BRA
メキシコ	117.5	32.3	3.4	20.6	6.7	4.1	24.0	8.2	18.1	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

* KOR: 10 thousands Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

注：各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

- 1) 2015年の数値。
- 2) 単位は1万ウォン。
- 3) 2016年の数値。

計	食料・飲料・たばこ	被服・履物	住居・水道・光熱	家具・住宅設備	医療・保健	交通・通信	娯楽・文化・教育	飲食・宿泊・その他		
構成比 4)	Composition									
%										%
日本	100.0	17.6	3.4	25.1	4.3	3.7	13.9	9.9	22.1	JPN
アメリカ	100.0	8.2	3.1	19.0	4.1	21.8	11.6	11.2	21.0	USA
カナダ	100.0	12.5	4.1	24.1	5.4	4.4	18.3	9.8	21.4	CAN
イギリス	100.0	11.5	5.5	26.7	5.2	1.9	15.2	11.6	22.4	UK
ドイツ	100.0	13.8	4.8	23.5	6.8	5.2	17.6	10.1	18.2	DEU
フランス	100.0	16.9	3.8	26.2	4.9	4.2	16.1	8.4	19.5	FRA
イタリア	100.0	18.3	6.1	23.3	6.2	3.5	14.6	7.7	20.2	ITA
オランダ	100.0	14.6	5.4	24.1	5.7	3.4	14.5	10.8	21.4	NLD
ベルギー	100.0	17.6	4.2	24.2	6.1	6.6	13.3	8.6	19.2	BEL
デンマーク	100.0	14.8	4.1	28.7	5.2	2.9	14.1	12.3	17.7	DNK
スウェーデン	100.0	15.9	4.8	26.1	5.4	3.5	15.9	11.3	17.3	SWE
ロシア 1)	100.0	35.8	5.4	17.1	6.5	3.9	14.8	6.0	10.5	RUS
香港	100.0	14.9	14.5	16.3	8.1	4.8	8.2	9.2	24.0	HKG
韓国	100.0	16.5	5.9	18.4	3.3	5.6	15.2	13.6	21.5	KOR
シンガポール	100.0	8.7	3.0	16.5	4.7	7.8	16.9	15.2	27.3	SGP
マレーシア 3)	100.0	23.4	3.0	15.1	5.1	2.6	20.2	8.4	22.2	MYS
タイ 3)	100.0	27.8	4.4	8.8	4.0	4.5	14.7	6.7	29.2	THA
フィリピン	100.0	43.5	1.1	11.8	3.6	2.8	14.3	6.0	16.9	PHL
インド 3)	100.0	32.3	6.4	14.4	2.9	4.5	17.4	4.9	17.2	IND
オーストラリア	100.0	13.2	3.4	23.0	4.4	6.5	12.4	14.7	22.5	AUS
ニュージーランド 3)	100.0	18.6	3.9	25.6	5.7	2.4	15.9	10.3	16.7	NZL
ブラジル 1)	100.0	20.4	6.1	24.2	9.2	7.2	14.0	3.7	15.3	BRA
メキシコ	100.0	27.5	2.9	17.6	5.7	3.5	20.5	7.0	15.4	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

出典：日本：内閣府（2018.12）「2017年国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) 2019年2月現在

その他の国：UN Database (<http://data.un.org/>) 2019年2月現在

人口：IMF Database (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook, 2018 Oct." 2019年2月現在

注 4) 構成比は、家計最終消費支出に対する割合。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2018年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan, 2018)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.33	1.42	2.98	3.23	2.51	2.21	1.84	a
有業人員	1.08	1.06	1.42	1.56	1.60	1.16	0.42	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	246,399	169,907	251,025	295,983	292,892	257,530	202,381	f-o
食料	62,819	42,341	61,861	73,277	68,364	66,277	56,323	f
住居	18,796	34,423	25,995	19,275	17,511	18,235	15,072	g
光熱・水道	18,677	8,766	16,437	20,170	20,039	20,185	18,504	h
家具・家事用品	8,818	4,638	8,821	9,467	9,963	10,232	7,686	i
被服・履物	8,990	8,907	11,240	12,956	11,354	8,487	5,600	j
保健医療	11,238	4,250	9,083	10,007	11,117	12,966	12,511	k
交通・通信	35,346	26,609	43,618	47,639	46,574	37,611	21,288	l
教育	7,912	1,026	10,000	23,756	17,111	1,376	294	m
教養娯楽	24,716	19,689	26,660	31,594	25,526	25,918	20,534	n
その他の消費支出	49,086	19,257	37,309	47,843	65,333	56,243	44,569	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; c-e) Ordinary income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other ordinary income; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

注 1) 総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.65	1.42	2.94	3.24	2.58	2.36	2.09	a
有業人員	1.55	1.10	1.42	1.57	1.68	1.73	1.43	b
円								yen, monthly average
収入								Income
経常収入	485,158	318,801	477,734	554,955	563,895	379,572	327,012	c-e
勤め先収入	455,374	313,850	458,444	538,955	550,220	298,974	180,419	c
事業・内職収入	2,643	395	1,512	2,176	3,493	4,132	4,472	d
他の経常収入	27,098	4,555	17,759	13,825	10,065	76,418	142,121	e
支出								Expenditures
消費支出計	275,706	170,659	250,593	301,887	309,120	272,336	246,454	f-o
食料	66,950	43,058	61,181	74,226	70,770	69,354	65,516	f
住居	20,855	34,161	26,083	19,056	17,472	16,666	17,270	g
光熱・水道	18,471	8,708	16,250	20,212	20,153	20,775	19,846	h
家具・家事用品	9,366	4,818	8,660	9,772	10,548	10,329	8,894	i
被服・履物	11,286	9,383	11,180	13,085	11,898	9,631	7,661	j
保健医療	10,267	4,330	9,113	10,207	11,355	12,657	13,163	k
交通・通信	45,055	25,803	44,621	49,607	50,775	41,975	34,875	l
教育	13,573	1,001	9,943	24,247	18,484	2,115	550	m
教養娯楽	27,160	19,487	26,006	32,312	26,809	26,135	22,400	n
その他の消費支出	52,721	19,910	37,556	49,162	70,856	62,699	56,280	o
非消費支出計	91,631	49,441	83,622	108,657	118,771	63,332	37,407	p-r
直接税	37,878	15,580	32,176	44,591	52,635	25,781	18,054	p
社会保険料	53,612	33,700	51,061	63,974	66,062	37,474	19,277	q
他の非消費支出	140	160	385	91	74	77	76	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

出典：総務省（2019.2）「家計調査（家計収支編）詳細結果」

注：1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、2017年）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA, 2017)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									persons
世帯人員	2.5	1.9	2.8	3.4	2.8	2.2	1.9	1.6	a
18歳未満の子	0.6	0.3	1.0	1.4	0.7	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.3	1.5	1.7	1.7	1.4	0.7	0.2	c
USDoll									U.S.dollars, annual average (mean)
収入									Income
税引き前所得	73,573	31,750	69,062	86,782	100,213	85,037	58,040	36,537	d
税引き後所得	63,606	29,960	61,145	75,609	83,939	71,520	50,721	34,684	e
支出									Expenditures
消費支出計	60,060	33,629	55,325	69,034	73,905	64,972	54,997	41,849	f-s
食料	7,729	4,759	7,390	9,376	9,270	7,894	6,818	5,621	f
アルコール飲料	558	317	573	624	633	620	542	339	g
住居	19,884	11,255	19,927	23,805	23,205	20,127	18,068	14,692	h
被服	1,833	1,315	2,042	2,377	2,308	1,720	1,420	866	i
交通	9,576	6,655	9,115	11,054	11,755	10,185	8,939	5,519	j
保健医療	4,928	1,547	3,163	4,348	4,967	5,777	6,723	6,475	k
娯楽	3,203	1,488	2,644	4,001	4,064	3,444	3,327	1,657	l
個人ケア製品 ・サービス	762	473	643	959	927	750	726	592	m
読書	110	42	61	115	112	119	136	164	n
教育	1,491	2,333	1,234	1,004	3,213	1,644	477	262	o
煙草	332	220	323	366	410	418	285	126	p
雑費	1,010	358	669	1,083	1,202	1,214	1,168	869	q
寄付	1,873	299	949	1,580	2,218	2,357	2,275	2,648	r
個人年金・保険	6,771	2,567	6,590	8,341	9,622	8,705	4,091	2,020	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; e) Income after taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2018.9) *Consumer Expenditure Survey 2017*

注：1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、2016年度）

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK, FY2016)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
							pounds, weekly average
粗所得							Income
粗所得計	839.3	779.8	1,014.9	942.6	657.3	449.5	a-g
賃金・俸給	520.4	623.8	791.6	640.9	111.7	22.5	a
現物給付からの帰属収入	8.4	7.8	10.1	9.4	0.0	0.0	b
事業所得	75.5	39.0	101.5	103.7	32.9	9.0	c
年金	83.9	0.0	0.0	84.8	243.2	157.3	d
財産所得	25.2	7.8	20.3	37.7	39.4	22.5	e
その他	8.4	23.4	10.1	9.4	6.6	9.0	f
現金給付（社会保障等）	125.9	78.0	91.3	66.0	230.0	233.7	g
支出							Expenditures
消費支出計	554.2	510.5	639.6	626.2	493.7	299.0	i-u
（一人当たり支出平均）	(233.8)	(212.1)	(210.3)	(270.2)	(279.0)	(206.6)	h
食料・飲料	58.0	43.6	65.6	63.9	54.7	40.8	i
酒類・たばこ・麻酔薬	11.9	10.0	12.0	15.2	12.1	6.5	j
被服・履物	25.1	19.1	31.9	29.9	19.0	9.6	k
住居・燃料・動力	72.6	122.5	88.0	61.1	55.4	43.3	l
家財・家事サービス	39.3	29.1	38.4	50.7	38.4	27.2	m
健康	7.3	2.6	6.2	9.4	9.4	7.0	n
交通	79.7	68.6	94.4	95.3	71.5	29.7	o
通信	17.2	17.1	20.4	18.3	14.1	10.5	p
娯楽・文化	73.5	49.8	75.6	88.1	86.6	41.4	q
教育	5.7	6.4	6.5	10.2	0.5		r
外食・外泊	50.1	52.4	56.9	59.7	43.1	20.7	s
雑費	41.8	32.8	48.1	48.1	35.9	26.1	t
その他	72.0	56.5	95.6	76.4	53.0	35.6	u
平均世帯人員（人）	2.4	2.4	3.0	2.3	1.8	1.4	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household.

出典：イギリス統計局(ONS)（2018.1）*Household disposable income and inequality in the UK: financial year ending 2017* 及び *Family spending in the UK: financial year ending 2017*

注：2016年から2017年にかけての会計年度の数値。

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、2013年）

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany, 2013)

年齢階級（歳）	計	～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
ユーロ										euro, annual average
収入										Income
総収入	4,086	2,115	3,900	5,138	5,156	4,412	3,056	2,913	2,736	a-e
勤め先収入	2,316	1,451	3,095	3,694	3,585	2,690	380	63	27	a
事業所得	264	(17)	129	361	454	435	197	50	(16)	b
財産所得	415	42	149	422	488	526	501	502	412	c
公的移転収入	893	308	346	493	465	600	1,723	2,045	2,030	d
その他	196	291	181	168	163	160	253	251	249	e
支出										Expenditures
消費支出計	2,448	1,513	2,148	2,780	2,793	2,572	2,285	2,263	2,036	f-p
食料・飲料・たばこ	337	207	283	389	401	359	312	300	263	f
被服・履物	119	93	123	157	149	120	90	79	61	g
住居・光熱	845	511	700	906	923	900	848	852	818	h
家庭用品	124	55	111	149	142	138	116	100	105	i
保健	102	26	50	84	90	108	123	164	179	j
交通	342	246	342	421	424	364	279	246	152	k
通信	66	66	76	79	76	65	53	48	41	l
教養・娯楽	261	140	211	293	302	275	251	260	209	m
教育	22	37	36	41	25	13	6	3	(2)	n
宿泊・飲食店	130	76	126	145	154	133	118	114	93	o
その他	100	57	90	116	108	98	89	96	113	p
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-69	70-79	80+	

a) Wages and salaries; b) Self-employment; c) Investments; d) Public transfer income; e) Other sources; f) Food, drinks, tobacco; g) Clothing and footwear; h) Housing, fuel and power; i) Interior goods and items; j) Health; k) Transportation; l) Posts and Communications; m) Recreation and culture; n) Education; o) Restaurants and hotels; p) Others.

出典：ドイツ連邦統計局(Destatis) (2015.9) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2013 Heft 4, Heft 5*

注：括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISH(*)

	2011年	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
各国通貨									National Currency
日本	1兆	1,609	1,664	1,765	1,823	1,856	1,862	1,958	trillion JPN
アメリカ	100億	5,608	6,015	6,856	7,224	7,409	7,842	8,519	10 billion USA
イギリス	10億	5,084	5,210	5,284	5,888	5,990	6,550	6,749	billion UK
ドイツ	10億	4,590	4,818	5,015	5,250	5,506	5,753	6,046	billion DEU
フランス	10億	4,144	4,306	4,486	4,643	4,914	5,215	5,446	billion FRA

*NPISH: Non-profit institutions saving households.

出典：日本：内閣府（2019.1）「2017年度国民経済計算確報」

アメリカ：The Federal Reserve Board（2018.12）*Financial Accounts of the United States*イギリス：統計局(ONS)（2018.7）*National Accounts -The Blue Book 2018-*ドイツ：連邦統計局(Destatis)（2018.7）*Financial Accounts for Germany*フランス：Banque de Franceウェブサイト (<https://www.banque-france.fr/>) 2019年2月現在

第9-5表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-5: Tax and social security burden as a percentage of national income

		租税負担	社会保障負担	計（国民負担率）	
					%
日本	2019年	25.4	17.4	42.8	JPN
〃	2016	25.1	17.7	42.8	JPN
アメリカ	2016	24.7	8.4	33.1	USA
イギリス	2016	36.3	10.5	46.9	UK
ドイツ	2016	31.2	22.2	53.4	DEU
フランス	2016	40.8	26.5	67.2	FRA
スウェーデン	2016	53.6	5.2	58.8	SWE
		Tax burden	Social security burden	Total (national burden rates)	

出典：財務省（2019.4）「財政関係基礎データ-国民負担率の国際比較」

注：日本：2016年度は実績，2019年度は見通し。

その他の国：2016年実績。

第9-6表 分野別公的社会支出（2015年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area (2015)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
支出額							at Current prices
各国通貨, 10億単位							in national currency, billions
老齢給付	52,821	1,151	125	252	278	381	a
遺族	6,675	119	1	56	36	13	b
障害・業務災害・傷病等	5,244	243	35	64	36	173	c
保健	41,155	1,511	147	245	193	264	d
家族	6,982	115	66	68	64	149	e
積極的労働市場政策	771	19	4	19	22	53	f
失業	928	36	3	28	36	14	g
住宅	617	47	29	17	18	19	h
その他の社会政策分野	1,542	143	2	9	18	40	i
合計	116,736	3,383	412	757	702	1,106	T
対GDP比							Percentage of GDP
%							%
老齢給付	9.9	6.4	6.5	8.3	12.7	9.1	a
遺族	1.3	0.7	0.1	1.8	1.7	0.3	b
障害・業務災害・傷病等	1.0	1.4	1.9	2.1	1.7	4.1	c
保健	7.7	8.4	7.7	8.1	8.8	6.3	d
家族	1.3	0.6	3.5	2.2	2.9	3.5	e
積極的労働市場政策	0.1	0.1	0.2	0.6	1.0	1.3	f
失業	0.2	0.2	0.2	0.9	1.6	0.3	g
住宅	0.1	0.3	1.5	0.6	0.8	0.4	h
その他の社会政策分野	0.3	0.8	0.1	0.3	0.8	0.9	i
合計	21.9	18.8	21.6	24.9	32.0	26.3	T
構成比							Composition
%							%
老齢給付	45.2	34.0	30.2	33.3	39.6	34.5	a
遺族	5.7	3.5	0.2	7.4	5.2	1.2	b
障害・業務災害・傷病等	4.5	7.2	8.6	8.4	5.2	15.7	c
保健	35.3	44.7	35.6	32.4	27.5	23.9	d
家族	6.0	3.4	16.1	8.9	9.2	13.4	e
積極的労働市場政策	0.7	0.6	0.9	2.5	3.1	4.8	f
失業	0.8	1.1	0.8	3.6	5.1	1.3	g
住宅	0.5	1.4	7.1	2.2	2.6	1.7	h
その他の社会政策分野	1.3	4.2	0.5	1.2	2.5	3.6	i
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典：OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2019年2月現在

第9-7表 GDPに占める労働市場政策への公的支出（2016年）

Table 9-7: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP (2016)

計 (A+P)	積極的措置							消極的措置			%
	小計 (A)	公共職 業サー ビス	職業訓 練	雇用イ ンセン ティブ	保護及 び援助 雇用と リハビリ テーショ ン	直接的 雇用創 出	創業イ ンセン ティブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・ 支援	早期退 職	
日本 1)	0.30	0.14	0.06	0.01	0.06	0.00	0.00	0.16	0.16	0.00	JPN
アメリカ 2)	0.27	0.11	0.02	0.03	0.01	0.03	0.01	0.16	0.16	0.00	USA
カナダ	0.90	0.25	0.13	0.07	0.01	0.01	0.01	0.65	0.65	0.00	CAN
イギリス 3)	0.54	0.23	0.20	0.01	0.01	0.00	0.01	0.31	0.31	0.00	UK
ドイツ	1.45	0.63	0.36	0.19	0.02	0.02	0.02	0.82	0.81	0.01	DEU
フランス 4)	2.98	1.01	0.25	0.37	0.05	0.09	0.22	1.98	1.97	0.00	FRA
イタリア 4)	1.80	0.51	0.09	0.17	0.23	0.00	0.00	1.29	1.28	0.01	ITA
オランダ	2.40	0.72	0.24	0.07	0.04	0.36	0.02	1.68	1.68	0.00	NLD
ベルギー	2.31	0.73	0.20	0.15	0.20	0.13	0.05	1.58	1.12	0.46	BEL
ルクセンブルク	1.41	0.80	0.06	0.18	0.39	0.00	0.16	0.61	0.47	0.14	LUX
デンマーク	3.22	2.07	0.41	0.53	0.25	0.88	0.00	1.15	0.98	0.17	DNK
スウェーデン	1.73	1.17	0.27	0.13	0.50	0.26	0.00	0.55	0.55	0.00	SWE
フィンランド	2.84	0.99	0.15	0.48	0.10	0.13	0.13	1.85	1.85	0.00	FIN
ノルウェー	1.06	0.53	0.15	0.12	0.11	0.15	0.00	0.53	0.53	0.00	NOR
韓国	0.70	0.37	0.04	0.04	0.05	0.02	0.21	0.33	0.33	0.00	KOR
オーストラリア 5)	0.89	0.24	0.15	0.01	0.01	0.06	0.01	0.65	0.65	0.00	AUS
ニュージーランド 6)	0.62	0.30	0.15	0.10	0.01	0.03	0.00	0.32	0.32	0.00	NZL
T	A	a	b	c	d	e	f	P	g	h	

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典： OECD Database (<https://stats.oecd.org/>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2018年10月現在

注：統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 4月からの年度（2011年度）の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
- 4) 2015年の数値。
- 5) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 6) 7月からの年度の数値。

第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

	日本	アメリカ
制度体系	2階建て（注2） 	1階建て
対象者	全居住者（日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務付けられている） 公的年金加入者数：6733万人（2018年3月現在）	一般被用者（連邦政府職員等一部職種を除く）及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外
保険料率	厚生年金の一般被用者：18.300% （2017年4月～：労使折半） ※第1号被保険者（国民年金）は定額 （2019年4月～：月当たり1万6410円）	被用者：6.2% 事業主：6.2% 自営業者：12.4%
支給開始年齢	国民年金（老齢基礎年金）：原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額 厚生年金の報酬比例部分：60歳（2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳）	66歳（2011年～） ※ 2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生年に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される
加入期間（注1）	10年以上	10年以上
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	なし
繰り上げ（早期）支給制度	あり。国民年金（老齢基礎年金）は本人が希望すれば60～64歳で受給可能。ただし、繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額（注3）	あり。追加要件はない（年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい）（注4）
年金受給中の就労	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上65歳未満の者：年金額と賃金が28万円以下の場合、年金の支給停止はない。28万円を超えると、金額に応じて一部又は全額支給停止 65歳以上の者：年金額と賃金が47万円以下の場合、年金の支給停止はない。47万円を超えると、金額に応じて一部又は全額支給停止 	<ul style="list-style-type: none"> 満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし 満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額

注1) 最低限必要となる被保険者期間。

2) 日本の厚生年金保険は、被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月から共済年金に入っていた公務員、私学教職員も厚生年金に加入。

3) 厚生年金の報酬比例部分も繰り上げ可能。この場合、国民年金（老齢基礎年金）も同時に繰り上げが必要。

4) 繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額（62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額）。

	イギリス	ドイツ
制度体系		
対象者	国民保険への加入条件による 新制度（2016年4月6日以降に支給開始年齢に達した者に適用）の場合：国家年金（1階建て）は2016年4月に導入。一定所得以上の被用者及び自営業者は強制加入、それ以外（無業者等）は任意加入	被用者及び自営業者のうち特定の職業グループ（教師、看護・介護職、芸術家、手工業者、ジャーナリスト等）は強制加入。その他の自営業者、官吏恩給制度に該当する公務員、医師・薬剤師、裁判官等の制度によって老齢時所得が保障されている者、僅少雇用のうち年間の労働日数が3か月以下若しくは合計で70労働日以下の者は加入義務免除（注5, 6, 7）
保険料率	被用者：賃金の25.8%（被用者：12.0% 事業主：13.8%） 自営業者：3ポンド/週	原則労使折半で、保険料率は、一般年金保険は18.6%、鉱業年金保険については24.7%（2018年1月1日時点）
支給開始年齢	65歳 2020年までに66歳、2028年までに67歳への引上げを予定	65歳 2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ（注8）。
加入期間	国家年金：10年以上	5年以上
国庫負担	原則なし（最低所得保障制度はある）	保険料引上げ率に応じて自動的に改定。水準は、2017年で総収入の23.1%
繰り上げ（早期）支給制度	なし	長期加入者（35年間以上加入）は63歳から早期受給可能
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし	通常の年金支給開始年齢に至る前に老齢年金（一部受給する場合を除く）を受給する者は、年金減額なく年間6300ユーロまでの追加報酬を得ることができる。通常の年金支給開始年齢に達した者については、追加報酬限度額を考慮する必要なく、満額受給できる

- 注 5) 加入義務が免除されている16歳以上の者や外国在住ドイツ人については、通常の支給開始年齢等まで任意加入が可能。
 6) 農業従事者については「農業従事者社会保障制度」により、年金・医療・介護について別途提供。
 7) 被用者の賃金が月450ユーロ以下の場合、申請により加入義務の免除を受けることが可能。
 8) 2018年1月時点（1953年生まれ）で、65歳7か月。

第9-8表 公的年金等制度（続き）

Table 9-8: Public pension schemes (cont.)

フランス	
制度体系	<p style="text-align: center;">（強制加入部分は原則として）2階建て</p>
対象者	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能（無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付 Minimum Vieillesseに頼ることができる）
保険料率	以下は一般制度の1階部分の保険料率（2019年1月1日より） 被用者は、40524ユーロ／年までの給与に対して6.90％，全給与に対して0.40％ 使用者は、40524ユーロ／年までの給与に対して8.55％，全給与に対して1.90％
支給開始年齢	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳（2017年1月1日から）である（2010年の公的年金制度改革による）。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間
加入期間	3か月以上
国庫負担	財源の64.2％（2011年、以降同じ）は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填（財源の1.1％）、不動産収入などに賦課される租税（同10.1％）、高齢連帯基金による拠出（同18.8％、同基金の財源の大部分は一般福祉税）など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある
繰上げ（早期）支給制度	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能（長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された）
年金受給中の就労	65歳以上の労働者と完全年金（フルペンション）の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる（2009年1月1日から）。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退（年金支給開始）直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者（非賃金労働者）として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である

出典：日本：厚生労働省，日本年金機構ウェブサイト，アメリカ：社会保障庁ウェブサイト，イギリス：Gov.uk等ウェブサイト，ドイツ：企業年金連合会（2008.12）「企業年金に関する基礎資料」，労働社会省(BMAS)，公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」，ドイツ年金保険庁ウェブサイト，厚生労働省「2016年海外情勢報告」，フランス：CNAV年次報告書，URSSAF，政府公共サービス，国立統計経済研究所(Insee)，年金改革に関する政府ウェブサイト

第9-9表 企業年金制度

Table 9-9: Corporate pension schemes

名称	日本 (注1)			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金(DC)	確定給付企業年金(DB)	—
設立	①厚生労働大臣の認可②単独設立・連合設立：1000人以上の加入員，総合設立：5000人以上の加入員③加入員の同意④設立母体の財政基盤の安定性⑤代行給付の水準を上回る給付内容等の確保 (注2)	年金の規約について，厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある	企業が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と，労使合意の年金規約を制定し，厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つがある	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者 加入者数：57万人 (2018年3月現在)	①企業型：実施企業に勤務する従業員(第1号等厚生年金被保険者) 加入者数：648万人 ②個人型：自営業者等(国民年金第1号被保険者、企業年金等対象者除く厚生年金被保険者、国民年金第3号被保険者) 加入者数：85万人 (2018年3月現在)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる 加入者数：901万人 (2018年3月現在)	1年以上勤務又は21歳を超える者を除外してはならない
支給開始	厚生年金に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由	最初の拠出からの経過年数に応じ60～65歳	原則として60～65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)	65歳を超えない範囲で繰上げ，繰下げ(法定)あり
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乘せ(プラスアルファ)部分。上乘せ部分は，代行部分の1割を上回る水準(注3)	拠出した掛金が個人毎に区分され，加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び，掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる	基準に従い規約で定めるところにより算定した額	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが，公的年金と合わせ，従前賃金の60～70%を保障
公的年金制度との調整	公的年金に上乘せされる(プラスアルファ部分)	公的年金に上乘せされる	公的年金に上乘せされる	次の2つの方法がある ①控除方式 ②超過方式(注4)

第9-9表 企業年金制度（続き）

Table 9-9: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス
名称	—	—	年金貯蓄プラン（注5）
設立	企業の任意	企業の任意 （老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定）	各企業（制度導入は任意）
加入資格	条件なしが多くなっている	20歳に達してから5年以上の拠出期間	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者（勤続3か月以上） （任意）
支給開始	大部分が65歳	65歳(女性60歳)	年金受給開始時
給付水準	一般的には、 最終給与×乗率×勤続年数	一般的なものとしては、最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる	運用結果による（運用方法は賃金労働者自身が選択） 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1 雇用主による拠出は、最高で年間6483.84ユーロ（2019年）
公的年金制度との調整		公的年金に上乘せられる（公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる）	特になし

出典：企業年金連合会（2019.1）「企業年金に関する基礎資料（2018年度版）」

日本：厚生労働省ウェブサイト

フランス：政府公共サービスサイト、保健省（2009.4）L'épargne retraite en 2007、労働省ウェブサイト等

注 1) 「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。ただし、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

2) 厚生年金基金は、厚生年金法等の一部を改正する法律により、同法が施行された2014年4月以降は新設できなくなった。

3) 代行部分は、老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ。

4) ①控除方式：全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。②超過方式：公的年金と

5) Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO)。

第9-10表 社会保障負担率率 (2019年)

Table 9-10: Employer-employee social security rates (2019)

	年金	医療	介護	雇用	その他		%		
日本 1)	18.300	10.0	1.57	1.10	なし		JPN		
労働者	労使折半	労使折半	労使折半	0.40	—		employee		
使用者				0.70	—		employer		
アメリカ 2)	12.4	2.9	なし	2.27	なし		USA		
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee		
使用者	6.2	1.45	—	2.27	—		employer		
イギリス 3)	25.8	主に税財源		国民保険 制度に統合	なし		UK		
労働者	12.0	—	—	—	—		employee		
使用者	13.8	—	—	—	—		employer		
ドイツ	18.6	14.6	3.05	2.50	なし		DEU		
労働者	9.3	7.3	1.525	1.25	—		employee		
使用者	9.3	7.3	1.525	1.25	—		employer		
フランス 4)	17.75	13.94	主に税財源		6.45	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA	
労働者	+ 6.90	+ 0.40	0.75	—	2.40	—	—	employee	
使用者	+ 8.55	+ 1.90	13.19	—	4.05	3.45	+ 0.1	+ 0.5	employer
スウェーデン 5)	17.21	主に税財源		なし	2.64	18.57		SWE	
労働者	7.00	—	—	—	—	—		employee	
使用者	10.21	—	—	2.64	—	18.57		employer	
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others				

出典：日本：厚生労働省，日本年金機構，全国健康保険協会，アメリカ：社会保障庁及び労働省，イギリス：Gov.uk，ドイツ：貿易・投資振興機関(GTAI)，フランス：国立統計経済研究所(Insee)，雇用局，社会保障費徴収機関(URSSAF)，スウェーデン：厚生労働省「2016年海外情勢報告」，スウェーデン国税庁，各ウェブサイト

- 注 1) [年金] 厚生年金の一般被保険者の保険料率 (2017年9月分から適用) 。[医療] 全国健康保険協会 (旧政府管掌健康保険) による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる (2018年3月分から適用される料率は9.63～10.61%) 。[介護] 40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2018年4月分から適用。[雇用] 「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項 (p.187) を参照。
- 2) [年金] 2013年から。Affordable Care Act施行後，高額所得者には0.9%が加算された。[医療] メディケアパートAを指す。[雇用] 使用者が全額負担。連邦，州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また，連邦は6.0%の料率だが，期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり，州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって，全米レベルで統一した料率はなく，「2.27%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけ占めるかという数字を表している。なお，数字は2017年の推計値。
- 3) 公的年金，雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。
- 4) 民間部門の場合。[年金] 老齢保険を指す。+ 4万524ユーロ/年までの給与に対する割合 (2019年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。* 対全給与。[医療・雇用] 16万2096ユーロ/年までの給与に対する割合 (2019年)。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われている。[家族手当] フランスの家族手当には，児童手当のみならず出産手当，育児休業手当に相当するようなもので含んでいるため，その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。[住宅支援基金への拠出] + 従業員規模20人未満は0.1%，+ 20人以上は0.5%。
- 5) [その他] 遺族年金保険，疾病保険，労災保険，両親保険，労働市場保険及び一般賃金税を含む。

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-11: Public assistance systems

日本		
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定，最終改正2014年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年10月1日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省，ハローワーク，（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構，訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し，最低限度の生活を保障するとともに，自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者，雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者，雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者，自営業者，学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる（1種類の扶助受給を単給，2つ以上を併給という）。医療扶助，介護扶助は現物給付で，それ以外は金銭給付が原則 ・扶助の種類： 生活扶助，教育扶助，住宅扶助，医療扶助，介護扶助，出産扶助，生業扶助，葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない，また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月8万円以下の者 ・世帯全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が300万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後，定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者既にこの給付金を受給したことがある場合は，前回の受給から6年以上経過している者 ・過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	基準額（月額） 生活扶助（2017年度，冬季加算，児童養育加算，母子加算を含む）	・職業訓練受講手当：月額10万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：原則として最長1年（ハローワーク所長が特に必要と認めた場合は2年まで）
現状・実績	・生活保護費：3.8兆円（2019年度当初予算） ・被保護世帯数：163万8866世帯（2018年12月） ・被保護者数：209万5千人（実人員，2018年12月）	・求職者支援訓練受講者数累計：39万8124人（2011年10月～2018年1月） ・訓練修了者等の就職状況：基礎コース 59.1%，実践コース 65.0%（2018年度）

出典：日本：厚生労働省ウェブサイト，「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011年10月）

注1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く），ハローワークの就職支援を拒否すると，給付金が不支給となるばかりではなく，これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は，労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料，テキスト代等は自己負担。

アメリカ

制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP, 旧フードスタンプ)	一般扶助 (勤労所得税額控除) (注3)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法・ACA (注2)	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童, 妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者, 障害者等	貧困家庭の児童, 妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに, 子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により, 州ごとに異なる (州により上乘せ給付あり)	所得・家族構成等により, 州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付 (実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	1人当たり: 771ドル 夫婦当たり: 1157ドル (月額, 2019年)	—	1人当たり: 126.96ドル (月額, 2018年)	平均還付額: 約2488ドル
現状・実績	被保護者数: 220万人 (2018年度) 被保護世帯数: 98万世帯 (2018年度) 基礎手当額(連邦政府支出): 35億9千万ドル (2017年度)	被保護者数: 806万7千人 (2017年月平均) 総支給額: 546億ドル (2017年)	被保護者数: 7220万人 (2016年月平均) 総支給額: 5809億ドル (2016年度)	被保護者数: 3965万2千人 (2018年平均) 総支給額: 649億ドル (2018年, 諸経費込み)	2500万人が総額で630億ドルの還付 (2012年)

出典：アメリカ：保健社会福祉省(DHHS)、農務省、内国歳入庁各ウェブサイト

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

イギリス				
制度名	所得補助	雇用・生活補助手当 (所得連動)	住宅給付	税額控除
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	2007年福祉改革法	1992年社会保障拠出・給付法	2002年税額控除法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	財務省
財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源
対象	一人親等	健康上の理由により就労困難な低所得者。健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳～年金支給開始年齢前の者 ・ 無所得又は低所得 ・ 資産が1万6000ポンド以下 ・ 週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支給開始年齢前の者 ・ 法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・ 求職者手当を受給していない ・ 資産が1万6000ポンド以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の賃貸料を支払っている ・ 低所得又は給付を受給している ・ 資産が1万6000ポンド以下 	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労税額控除 ・ 25歳以上（注5） ・ 週労働時間は25～59歳で30時間以上、その他16時間以上、等 ② 児童税額控除 9-13表（p.325）参照
給付水準	家族構成等を勘案 （単位：ポンド） ① 単身者 ・ 18～24歳：57.90 ・ 25歳以上：73.10 ② カップル ・ 18歳以上：114.85 （週当たり、2019年）	就労関連活動： 73.10ポンド 要支援： 111.65ポンド （週当たり、2019年） （注4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸料の全額又は一部（公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる） ・ 資産額等により減額 ・ 35歳未満の単身者には、より低い額を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労税額控除 基本部分： 1960ポンド／年 （注6） ② 児童税額控除 9-13表（p.325）参照
現状・実績	被保護者数： 59万人 総支給額： 21億4千万ポンド （グレートブリテン、2017年度）	被保護者数： 186万6千人 総支給額： 106億4千万ポンド （グレートブリテン、2017年度）	被保護者数： 437万1千人 総支給額： 223億ポンド （グレートブリテン、2017年度）	被保護世帯数： 404万7千世帯 総支給額： 270億3千万ポンド （グレートブリテン、2016年度）

出典：イギリス：Gov.ukウェブサイト

注 4) このほか、家族構成等で加算。資産額に応じた減額措置あり。

5) 子がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象。

6) 労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり。

イギリス（続き）

制度名	所得調査制求職者手当	ユニバーサル・クレジット	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1995年求職者法	2012年福祉改革法	
管理運営	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う	雇用年金省が所管、民間の雇用サービス事業者に実施を委託（ジョブセンター・プラスが対象者を紹介）
財源	一般財源（全額国庫負担）	一般財源（全額国庫負担）	
対象	原則として18歳以上年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17歳層について例外あり）	従来の低所得者向け給付（注7）を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中（2023年に完了予定） 対象者は、18歳以上～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に16～17歳層にも適用）	・ 障害者 ・ 不利な状況等により、就労支援を必要とする者（注8） ・ 求職者手当を24か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意
受給要件	・ 仕事に就いておらず（又は週16時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない ・ 就労が可能 ・ 資産が1万6000ポンド以下 ・ 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない ・ 受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する	・ 低所得又は失業中 ・ フルタイムの教育を受けていない（例外あり） ・ 資産が1万6000ポンド以下 ・ 受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される）	
給付水準	世帯構成、世帯の事情（障害者、年金受給者がいる等）により支給額を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし 基本額（ポンド、週当たり、2019年度） ・ 単身者：16～24歳 57.90 25歳以上 73.10 ・ カップル（18歳以上）：114.85	世帯構成、世帯の事情（子、障害者の子がいる等）により支給額を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし 基本額（ポンド、月額、2019年度） ・ 単身者：16～24歳 251.77 25歳以上 317.82 ・ カップル（25歳以上）：498.89	支援内容： ・ 対象者の就職及び就職後の定着支援。具体的な手法は委託先の民間事業者に一任、受け入れ実績と達成された成果に応じて委託費を支払う ・ 成果の基準は、所定の収入額（最低賃金等で週16時間、26週間の就労に相当する額）の達成、又は自営業者として6か月間の就業
現状・実績	給付者数：37万8千人 総支給額：14億4千万ポンド（グレートブリテン、2017年度）	給付者数：62万7千人 総支給額：33億2千万ポンド（グレートブリテン、2017年度）	2017～18年の導入以降、2019年2月までの参加者5万1490人のうち、成果に結びついた者は3140人

注 7) 所得調査制求職者手当, 所得連動制雇用・生活補助手当, 生活補助, 住宅給付, 税額控除（児童・就労）。

8) 介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など。

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

ドイツ		
制度名	社会扶助(Sozialhilfe)	失業給付 II (Arbeitslosengeld II) (注9)
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編(SGB II) 「求職者のための基礎保障」
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付 I の受給期間が終了した者）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注10） ・ 1 日最低 3 時間の就労ができる者 ・ 自身の財産や収入を利用して生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・ 日常的にドイツに居住していること
給付水準	給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される。中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である。このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額（2019年1月1日以降）： <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身者：424 ユーロ ・ 成人同士（満18歳以上）のカップル：1人につき382ユーロ ・ 25歳未満で、需要共同体(BG)において生活する者：339 ユーロ ・ 14～17 歳：322 ユーロ ・ 6～13 歳：302 ユーロ ・ 0～5 歳：245 ユーロ
現状・実績	被保護者数： <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活扶助受給者数：約37万4千人（2016年末） ・ 特別扶助受給者数：約141万人（2016年末） ・ 高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者：約105万9千人（2017年末） 	受給者数： <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業給付 II (Alg II) 436万2千人（2017年平均） ・ 社会手当(SG)169万人（2017年12月） 支給総額（2017年）：154億ユーロ

	ドイツ（続き）	フランス												
制度名	長期失業者の削減プログラム	積極的連帯所得手当(RSA)												
根拠法	社会法典第3編(SGB III)	社会福祉・家庭法典												
管理運営	連邦労働・社会省	家族手当金庫(CAF), 農業社会共済(MSA), 県, 雇用年金省												
財源	欧州社会ファンドの資金を活用	国の一般財源												
対象	・35歳以上の失業給付II受給者 ・2年以上の失業者（特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる） ・有用な職業資格がないこと ・職業紹介を行う上で困難な状況があること（健康上の問題, 50歳以上, ドイツ語の知識がない等）	25歳以上, 若しくは1人以上の子（胎児を含む）がいる25歳未満のフランス居住者（注11）												
受給要件	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は, 上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して, ジョブセンターを通じて賃金助成を行う	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し, RSAでは, 最長で3か月間, 就労所得とRSAを同時に取得できる												
給付水準	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して, 最大75%の賃金助成が支払われる	RSAの定額金は, 世帯の収入, 構成人数等により設定（注12） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身者</th> <th>カップル・夫婦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子なし</td> <td>559.74</td> <td>839.61</td> </tr> <tr> <td>子1人</td> <td>839.61</td> <td>1007.53</td> </tr> <tr> <td>子2人</td> <td>1007.53</td> <td>1175.45</td> </tr> </tbody> </table> 単身者・カップルとも, 子2人目以降は1人増えるごとに223.90ユーロが加算。 （単位：ユーロ, 2019年1月現在）		単身者	カップル・夫婦	子なし	559.74	839.61	子1人	839.61	1007.53	子2人	1007.53	1175.45
	単身者	カップル・夫婦												
子なし	559.74	839.61												
子1人	839.61	1007.53												
子2人	1007.53	1175.45												
現状・実績	賃金助成のほかにも, ジョブセンターの専門員により, 失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ, 雇用後の企業内でのコーチング, 必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う	被保護世帯数： 222万9千世帯（2013年6月末現在） 被保護者数： 470万人（2013年6月末現在）												

出典：ドイツ：労働社会省(BMAS), 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト, 厚生労働省「2018年海外情勢報告」
 注9) 比較的軽い違反（正当な理由なく, 相談日にジョブセンターに来ない場合等）は基準需要が10%減額される。正当な理由なく, 合理的な就労の斡旋等を拒否する等の義務違反を行った場合は, 初回の義務違反で基準需要が30%減額される。さらに2度目の義務違反があった場合は基準需要が60%減額され, 3回の義務違反を重ねると, 失業給付IIの請求権がなくなる（ただし, 以前の義務違反による給付の減額の開始時期から1年以上経過している場合には, 義務違反の再犯とはならない）。制裁期間は一律3か月間（25歳未満は, 個々の事情を考慮して6週間への短縮の場合あり）。なお, 失業給付II受給者の早期就職への第一歩として, 公的団体や公共施設での仕事に従事することで, 就労する習慣を身につけさせることを目的とした政策「労働の機会（Arbeitsgelegenheit：通称“1ユーロジョブ”）」がある。受給者には, 失業給付IIに加えて, ジョブセンターから手当が支給される。実施機関には, 労働の機会の提供に際して発生した費用が支払われる。

10) 2012年から上限は67歳未満に段階的に引き上げ。

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

フランス（続き）			
制度名	連帯特別手当(ASS)（注13）		
根拠法	労働法典第L5423条など		
管理運営	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)		
財源	政府の一般財源（全額国庫負担）		
対象	原則失業給付（雇用復帰支援手当: ARE）の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者		
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと（注 14） ・ 実際に求職活動を行っていること（ただし、55歳以上の者については免除される） ・ 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額（2015年11月12日現在、単身者1137.5ユーロ、夫婦1787.5ユーロ）に満たない 		
給付水準	<p>世帯収入に応じて給付額が決まる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①単身者の場合（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 669.60 未満 502.20 ・ 月収 669.60 ~1171.80未満 収入の差額 ・ 月収 1171.80以上 給付ゼロ </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>②カップル・夫婦の場合（月額一人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 1339.20未満 502.20 ・ 月収 1339.20 ~1841.40未満 収入の差額 ・ 月収 1841.40以上 給付ゼロ <p>（単位：ユーロ、2019年1月1日現在）</p> </td> </tr> </table>	<p>①単身者の場合（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 669.60 未満 502.20 ・ 月収 669.60 ~1171.80未満 収入の差額 ・ 月収 1171.80以上 給付ゼロ 	<p>②カップル・夫婦の場合（月額一人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 1339.20未満 502.20 ・ 月収 1339.20 ~1841.40未満 収入の差額 ・ 月収 1841.40以上 給付ゼロ <p>（単位：ユーロ、2019年1月1日現在）</p>
<p>①単身者の場合（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 669.60 未満 502.20 ・ 月収 669.60 ~1171.80未満 収入の差額 ・ 月収 1171.80以上 給付ゼロ 	<p>②カップル・夫婦の場合（月額一人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 1339.20未満 502.20 ・ 月収 1339.20 ~1841.40未満 収入の差額 ・ 月収 1841.40以上 給付ゼロ <p>（単位：ユーロ、2019年1月1日現在）</p>		
現状・実績	<p>受給者： 45万9300人（2016年11月30日、本土）</p> <p>支給総額： 18.32億ユーロ（2009年実績）</p>		

出典：フランス：政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト、労働省発表報告書*Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI（社会参入最低所得手当）及びAPI（単親手当）に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。

12) 給付額は、（定額金＋世帯の就労所得の62%）－（家族手当等による世帯収入＋定額の住宅援助）により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique.

13) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢（65歳から67歳に段階的引き上げ中）まで受給可能。月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつ又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3年を上限として子1人につき1年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当（RSA: Revenu de solidarité active）を受給できる。

第9-12表 育児休業制度

Table 9-12: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定, 最終改正2017年)	雇用権利法 (1996年)	同左	同左
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者 (日々雇用者を除く)。一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者(実親, 養親を問わない)	男性被用者(実親, 養親を問わない)	男女被用者(実親, 養親を問わない)
請求権行使の要件	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去一年以上あること, ②子が1歳6か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	雇用されていること(期間要件なし)	出産予定週の15週間前までに勤続26週以上	出産予定週の15週間前までに勤続26週以上, パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	子が1歳まで。原則1回。父母がともに取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能。1歳6か月に達した時点で保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可能(注1)	産前産後で最長52週間, うち産後2週間(工場労働の場合は4週間)は取得義務あり	産後8週目までに1週間又は2週間	出産休暇52週のうち, 産後に取得する部分について(最長で, 産後2週間を除く50週), 両親間で分割して取得が可能(注2)
形態	全日休暇	規定なし(通常は全日休暇)	1週間又は2週間で1回で取得	両親とも, 3期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳~1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	事前予告は15週間前, 休暇開始予告は開始日の28日前まで	事前予告は15週間前まで	休暇開始日の8週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務付け	解雇は不正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱いの禁止。	同左	同左

注 1) 3歳までの子を養育する労働者について, ①短時間勤務制度(1日6時間)を設けること, ②労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること, を事業主の措置義務とする。

3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して, 育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて, 必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。

2) なお, 別途「両親休暇」として, 子が18歳に達するまで18週間(年4週まで)の無給の休暇取得を認める制度がある。

第9-12表 育児休業制度（続き）

Table 9-12: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法（1993年）	両親手当，両親休暇に関する法	労働法典L1225-47条，L1225-48条，L1225-50条
対象者	男女労働者（実親，養親，監護者）	子を自ら自宅で監護又は養育する者	男女労働者。実親，養親，継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1250時間以上であること	両親の一方でも双方共同してもよい	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	生後，養子縁組後又は監護斡旋後12か月の間に12週間。ただし，夫婦が同一事業所に雇用されている場合は，夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割，時間単位での取得が可能	子が3歳になるまで最長3年間。3歳から8歳までは，上記の両親休暇期間のうち，2年間を限度に事業主の同意なく繰延べ可能。また，育児休業は計3回に分けての取得が可能	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき，その後2回更新できる（満3歳で終了）。しかし，子が重度の病気・事故・障害を負った場合は，休業期間を延長できる。休業中，乳幼児迎え入れ手当（Paje）の活動自由選択補完措置（CLCA）から，第1子は6か月間，第2子以降は3歳までの間，賃金補助の受給が可能（2014年12月31日以前に生まれた子の場合）。育児分担手当（PreParE）により，賃金補助の受給が可能（注3）
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	時短勤務との併用受給が可能。要件を満たす労働者は両親休暇中、週30時間までの短時間勤務が可能	子が3歳になるまで，① 1～3年休職する，② パートタイム労働（週16～32時間）に移行する，③ 職業教育を受ける一のいずれかの方法又はその組合せ
請求予告期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求（3歳以降の育児休業は13週間前）	産休に連続する場合，休業開始1か月前。その他の場合，休業開始2か月前
解雇・不利益取扱	育児休業の権利行使に対する干渉，抑圧，拒否，不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし，特別の場合には，雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる	育児休業を理由に解雇することはできないが，それとは関係のない場合（例：経済解雇）はできる

注3) 第1子の場合は1歳になるまでの間，親それぞれ6か月間まで（ひとり親の場合は1歳まで），第2子以降は末子が3歳になるまでの間，親それぞれ24か月間まで（ひとり親の場合は3歳まで），三つ子以上の場合は6歳になるまでの間，親それぞれが48か月間まで（ひとり親の場合6歳まで）賃金補助を受けられる。

日本（続き）		イギリス（続き）		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている。 指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている	52週のうち最初の26週間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる（注6）	原職に復帰することができ	52週のうち最初の26週間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性3.16%、女性81.8%（注4）	—	—	—
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行	—	—	—
有給・無給	規定なし	一定期間の法定手当制度あり（注7）	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される（注5）	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注4) 2016年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2013年10月1日～2014年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2015年10月1日までに育児休業を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

- 5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額67%（2014年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は半日単位で取得可。
- 6) なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。
- 7) 手当は雇用主により支給され、うち92%が還付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週148.68ポンドといずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の90%若しくは週148.68ポンドのいずれか低い額。

第9-12表 育児休業制度（続き）

Table 9-12: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱	従業員50人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	医療給付は休暇中も継続介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（注8）。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで（単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月） 「両親手当」の半額を上限として、受給期間を最長28か月に延長することも可能	年金について算定基礎となる休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注8) 従前手取賃金の67%。支給率の67%は、平均月間所得が1200ユーロを超える場合は超えた額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が1000ユーロ未満の場合は、差額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最高100%に達するまで引き上げられる。上限1800ユーロ、下限300ユーロ。

支給額は母性手当や所得代替給付等が併給される場合は減額されるが、最低保障の月額300ユーロは減額調整の対象とはならない。多胎、きょうだい加算もあり、子が一人増えるごとに月額300ユーロが加算される。例えば双子であれば300ユーロ、三つ子であれば600ユーロが毎月加算される。3歳未満の子が二人、若しくは6歳未満の子が三人以上いる場合は、当該期間中、支給率が10%加算（最低額75ユーロ）される。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府ウェブサイト、日本：厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、アメリカ：労働省ウェブサイト、中窪裕也著（1995）「アメリカ労働法」、イギリス：Gov.ukウェブサイト、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)及び連邦統計局ウェブサイト、フランス：家族手当金庫(CAF)ウェブサイト

第9-13表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本（注1）		イギリス	
	児童手当	扶養控除 （所得税, 住民税）	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971年）	所得税法（1965年）, 地方税法（1950年）	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方（都道府県, 市町村）, 事業主拠出金で構成（国55.4%, 地方27.7%, 事業主8.3%, 公務員分8.6%, 2017年度予算ベース）		一般財源	
受給（適用）要件	支給対象：中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者：監護生計要件を満たす父母等	控除対象：扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、課税対象となる	収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	① 所得制限額未満の世帯：3歳未満は月額1万5000円、3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、中学生は月額1万円 ② 所得制限額以上の者：当分の間の特例給付月額5000円（注2）		第1子： 20.70ポンド/週、 第2子以降： （1人当たり） 13.70ポンド/週 （2019年）	家族控除： 545ポンド/年、 児童加算： （1人当たり） 2780ポンド/年 （2019年） 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1) 2016年4月から、子を保育園に通わせている場合、年収約360万円未満の世帯に限り、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料。

2) 所得制限額は年収960万円未満（夫婦・児童2人世帯の場合）を基準に設定、2012年6月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

第9-13表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ（注3）			フランス（注5）	
	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎え入れ手当(Paje)の基礎手当
根拠法	1996年租税法62条及び児童手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典L521-1～L521-3条	社会保障法典L531-1条
管理運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に付設）、監督指揮権は、連邦家庭省にある		税務署	全国家族手当金庫（CNAF）	同左
財源	一般財源（連邦：100%）	同左		企業の拠出金：43.8%，一般福祉税など租税：22.1%，諸手当に対する国及び県の負担金：21.9%（CNAFの主な財源，2012年）	
受給（適用）要件	18歳未満（教育期間中の子については25歳未満，失業中の子については21歳未満，25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子については無期限）の子を扶養している者	同左 ・低所得の親に対して児童手当に 加算して支給 ・両親及び1人親の子が未婚で25歳以下かつ同居しており，その子の児童手当を受給している場合	同左	20歳未満の子を2人以上扶養している者（所得制限なし）	所得に応じて制限がある。2018年4月以降に生まれた子を持つ親と2018年4月以前に生まれた子を持つ親では異なる
給付（控除）内容	第1子・第2子は月204ユーロ，第3子は月210ユーロ，第4子以降は1人につき235ユーロ（2019年）	児童1人につき170ユーロが上限（2018年）	夫婦合計で年額7,428ユーロ（2018年）（注4）	子の年齢や数に応じて決まる。20歳未満の子どもが2人おり，年収が6万8217ユーロ以下で，2人とも14歳未満である場合，月額131.55ユーロ（2019年4月現在）	原則，月額184.62ユーロ（2019年1月1日現在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告」，日本：厚生労働省，内閣府，財務省ウェブサイト，イギリス：Gov.ukウェブサイト等，ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)ウェブサイト，フランス：家族手当金庫(CAF)，政府公共サービスウェブサイト

注3) 児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほか，社会保障上の優遇措置がある。また，2歳以下の子を持つ非就業，不完全就業（週30時間以下の就業）の者（両親休暇取得中の者）も受給可能。

4) このほか，養育にかかった費用については，2012年以降，親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。

5) 上記以外に様々な家族給付があるほか，税制上又は年金上の優遇措置がある。

第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設定

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for preschool children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所	集団託児所
設置運営	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等 (認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる (注1)	州毎に定められる	パリ市の運営する保育所の場合, 1人1か月30~570ユーロ (注3)
利用者	0歳~小学校就学までの児童	2013年8月1日以後, 満1歳以上 (就学前まで) の子すべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで, 政府は毎年, その実施状況を報告	0~3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない
利用状況	保育所の利用児童数は, 268万人, 待機児童は1万6772人 (2019年4月1日現在)	従来より女性の就業率が高い旧東独地域に比して, 旧西独地域の方が保育所の整備が遅れているのが特徴	3歳未満を対象とした集団託児所の受入人数は8万9630人 (2015年暫定) (注4)
保育サービスの利用状況	3歳未満: 37.8% 3歳~就学前: 53.7% (2019年4月1日現在)	3歳未満: 33.6% 3歳~就学前: 93.0% (2018年3月1日現在) (注2)	3歳未満: 約半数 3歳未満児に対する保育の定員割合: 18% (2015年) (注5)

出典：日本：厚生労働省 (2017.9) 「保育所等関連状況取りまとめ (2017年4月1日)」ほか
 ドイツ：連邦統計局(Destatis) (2017) *BMFSFJ, Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe*
 フランス：Guillaume BAILLEAU (DREES) (2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*,
 Nathalie BLANPAIN (DREES) (2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, Françoise Borderies (DREES) (2016.6) *L'offre d'accueil des enfants de moins de 3 ans en 2014 : le nombre de places d'assistantes maternelles est predominant*, Nadia Amrous, Françoise Borderies (DREES) (2017.10) *En 2015, les enfants de moins de 3 ans sont en majorité accueillis chez les assistant e s maternel le s*

- 注1) 3歳~5歳児は利用料が無料 (2019年10月から) (認可外保育施設は, 月額3万7千円まで無償)。
 2) 地域別に見ると, 子が3歳未満の場合は旧西独地域で29.4%, 旧東独地域で51.5%と地域差が大きく, 3歳以上~就学前は旧西独地域で92.7%, 旧東独地域で94.1%と地域差は小さい。
 3) 親の所得に応じて変わる。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1500ユーロ程度。
 4) 2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。集団託児所: Crèches collectives
 5) 3歳未満については, 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用。認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている。なお, 3歳以上の子の幼稚園 (保育学校) への就学は保障されている。

第9-15表 障害者雇用対策

Table 9-15: Employment measures for the disabled

	日本	アメリカ
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律（1960年制定）。最終改正は2013年で、2016年4月施行（注1）	「障害を持つアメリカ国民法」（1990年制定）により、雇用、公共交通、公共のサービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している
対象者	身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者（機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む）
雇用主への規制	法定雇用率の義務付け： 常用雇用労働者数が45.5人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.2%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される（国、地方公共団体、特殊法人等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%）（注2）	雇用における差別禁止： 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない
手続き等	負担金の徴収方法： 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する（常用労働者100人超）（注3） 助成方法： 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している 常時雇用労働者数が100人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金（超過1人当たり月額2万7000円）を支給 常用雇用労働者数が100人以下の事業主で一定数（各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれが多い数）を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金（超過1人当たり月額2万1000円）を支給	申立ての仕組み： 雇用差別がある場合は、障害者等は申立てを180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行く。 EEOCは調査を行い申立てが正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置

注1) 同改正法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、従来の身体障害者、知的障害者に加え精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等を定めている。

- 短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者（手帳所持者）は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。
- 2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となった。

	イギリス	ドイツ
根拠法	「2010年平等法」及び「1995年障害者差別禁止法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている	社会法典第9編(SGB IX)
対象者	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者（障害の程度 50 以上の者） ・ 重度障害者とみなす者（障害の程度が 30 以上 50 未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合） ・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える（注4）
雇用主への規制	雇用における差別禁止： 障害者は、障害に基づく差別（直接差別）のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合（間接差別）や、障害に関する雇用主・従業員若しくは第三者（顧客等）からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員若しくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」とらなければならない	法定雇用率： 民間部門・公的部門ともに5% 雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である（社会法典第9編71条1項）。法定雇用率未達成の場合、企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている
手続き等	申立ての仕組み： 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立てを行うことができる。また、助言斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、斡旋を行うことができる	負担金の徴収方法： <ul style="list-style-type: none"> ・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により負担調整賦課金を事業主から徴収する ・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の 50%を負担調整賦課金から控除できる 助成方法： <ul style="list-style-type: none"> ・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の 20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する ・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当

注 4) 2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業斡旋に力点。

第9-15表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-15: Employment measures for the disabled (cont.)

フランス	
根拠法	労働法典L5212-1条～, L5213-1条～
対象者	身体的, 知的, 精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は, CDAPH (障害者権利自立委員会) によって障害を持つ者として認定された労働者, 労働災害あるいは職業病の被害者, 障害年金の有資格者, 障害者手帳の保有者, 成人障害者手当(AAH)受給者, 旧軍人及びそれと同様の者
雇用主への規制	賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し, 6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段 (納付金制度における拠出金, 保護的労働セクターとの下請契約, 研修での障害者の受入れ, 労使協定による雇用プログラム) をとれば満たしたものと認める。ただし, 保護的労働セクターとの下請契約, 研修での障害者の受入れの利用には上限がある
手続き等	負担金の徴収方法: 使用者は, 毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金 (注5) を障害者職業参入基金管理運営機関 (AGEFIPH) に納付する。3年以上にわたり障害者を1人も雇用していない場合には, 制裁的納付金 (法定最低賃金の1500倍) が科される 助成方法: AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し, 一般雇用されている障害者の賃金保障, 就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金, 雇用継続のための資金, 職場改善のための資金として助成している

出典：日本：厚生労働省（2016年10月）「2016年版厚生労働白書」, 同省ウェブサイト

アメリカ：労働省(DOL)ウェブサイト

フランス：永野仁美（2009）「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号, 労働省ウェブサイト

イギリス・ドイツ・フランス：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター（2012年4月）「調査研究報告書No.110 欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」

注 5) 法定最低賃金(SMIC)時給の400～600倍, 従業員数により20名以上, 200名以上, 750名以上と区分。

第9-16表 一日当たり生活時間配分

Table 9-16: Main structure of daily average time use

	個人的 ケア a	睡眠 a1	身の回りの 用事と食事 a2	仕事と仕事 中の移動 b	学習 c	家事と 家族のケア d	
所要時間 (時間分)	time required (hours.minutes)						
女	11.06	(7.54)	(3.12)	2.27	0.50	4.02	F
女	10.56	(8.48)	(2.08)	2.57	0.27	3.39	F
女	10.57	(8.40)	(2.18)	1.56	0.35	3.47	F
女	11.11	(8.30)	(2.41)	1.34	0.32	3.50	F
女	12.11	(9.10)	(3.01)	1.55	0.30	4.12	F
女	10.42	(8.12)	(2.30)	2.40	0.18	3.44	F
女	10.53	(7.50)	(3.02)	2.22	1.21	3.09	F
	自由時間 e	ボランティア 活動 e1	他の 自由時間 e2	移動 f	うち通勤 f1	その他 g	
所要時間 (時間分)	time required (hours.minutes)						
女	4.20	(0.04)	(4.16)	1.09	(0.18)	0.07	F
女	5.43	(0.23)	(5.20)	-	-	0.18	F
女	5.12	(0.12)	(5.00)	1.21	(0.14)	0.10	F
女	5.31	(0.14)	(5.17)	1.17	(0.11)	0.05	F
女	4.18	(0.12)	(4.06)	0.51	(0.13)	0.03	F
女	5.09	(0.12)	(4.58)	1.20	(0.16)	0.07	F
女	4.24	(0.02)	(4.22)	1.34	(0.23)	0.18	F

a) Personal care; a1) Sleep; a2) Eating and other personal care; b) Job and activities related to employment; c) Study; d) Domestic work and care; e) Free time; e1) Volunteer work and help; e2) Other free time; f) Travel; f1) Travel to/from work; g) Others.

出典：総務省統計局（2012.12）「2011年社会生活基本調査（調査票B）」

注：国により調査の対象年月・対象年齢・定義の相違があるため、比較には注意を要する。

- 1) 移動は関連する目的の行動に含まれる。
- 2) 買い物は関連する目的の行動に含まれる。

第9-17表 生活・社会・文化水準

Table 9-17: Indicators of national power and social infrastructure

	エネルギー輸入量 (石油換算) (注1)		研究・開発費 (政府の財源割合) (注2)		移動電話契約数 (100人当たり) (注3)		
	1,000PJ	%	件/subscriptions				
日本	18.3	2014年	15.4	2015年	129.8	2016年	JPN
アメリカ	24.5	2014	e 24.0	2015	127.2	2016	USA
イギリス	6.4	2014	e 28.0	2015	122.3	2016	UK
ドイツ	10.3	2014	27.9	2015	e 114.5	2016	DEU
フランス	6.2	2014	34.6	2014	103.5	2016	FRA
ロシア	1.1	2014	69.5	2015	163.3	2016	RUS
中国	22.2	2014	21.3	2015	96.9	2016	CHN
韓国	12.2	2014	23.7	2015	122.7	2016	KOR
	a		b		c		
	道路延長 (注4)		自動車保有台数 (千人当たり) (注5)		二酸化炭素排出量 (注6)		
	1,000km	1,000台/1,000 cars	100wt/million t				
日本	346	2014年	598	2017年	1,142	2015年	JPN
アメリカ	6,702	2014	790	2014	4,998	2015	USA
イギリス	421	2014	517	2013	390	2015	UK
ドイツ	643	2014	609	2014	730	2015	DEU
フランス	1,071	2014	578	2014	291	2015	FRA
ロシア	1,450	2014	352	2014	1,469	2015	RUS
中国	4,464	2014	93	2013	9,041	2015	CHN
韓国	106	2014	398	2014	586	2015	KOR
	d		f		g		

e) 暫定値又は推計値。

e) Estimated or Provisional.

a) Imports of commercial energy (oil equivalent); b) % of gross domestic expenditure on research and development financed by government; c) Mobile-cellular telephone subscriptions per 100 inhabitants; d) Length of the road network; f) Vehicles in use, per 1,000 persons; g) CO2 emissions from fuel combustion.

出典：総務省統計局（2018.3）「世界の統計2018」

注1) 商用一次及び二次エネルギー。フランスはモナコを含む。

2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。対象は中央・地方政府。主に政府に管理され、政府の資金によって運営されている非営利団体を含む。アメリカは定義が異なる。ドイツは他の財源又は研究主体を含む。

3) 移動電話契約数：PSTNにアクセスする移動電話サービス業者との契約数。

4) 日本は幅員5.5m以上のみ。

5) 日本は総務省統計局「人口推計」及び国土交通省「自動車保有車両数月報」（2016年3月末現在）による。

6) 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

	公的医療費支出の割合 (注7)		医師数 (人口千人当たり) (注8)		病床数 (人口千人当たり) (注8)		
	%		人/persons		床/beds		
日本	83.6	2014年	2.3		13.7		JPN
アメリカ	48.3	2014	2.6	各国、	2.9	各国、	USA
イギリス	83.1	2014	2.8	2008年	2.9	2007年	UK
ドイツ	77.0	2014	4.1	～2015年	8.2	～2012年	DEU
フランス	78.2	2014	3.2	における	6.4	における	FRA
ロシア	52.2	2014	3.3	最新値	—	最新値	RUS
中国	55.8	2014	1.9		3.8		CHN
韓国	54.1	2014	2.2		10.3		KOR
	h		i		j		

	医療費支出 (対GDP比率) (注9)		交通事故件数 (人口10万人当たり) (注10)		公的財政支出教育費 (対GDP比) (注11)		
	%		件/cases		%		
日本	10.2	2014年	451	2014年	3.2	2014年	JPN
アメリカ	17.1	2014	526	2014	4.2	2014	USA
イギリス	9.1	2014	216	2013	5.2	2014	UK
ドイツ	11.3	2014	373	2014	3.7	2014	DEU
フランス	11.5	2014	88	2014	4.7	2014	FRA
ロシア	7.1	2014	139	2014	3.2	2013	RUS
中国	5.5	2014	14	2014	—	2014	CHN
韓国	7.4	2014	443	2014	4.0	2014	KOR
	k		l		m		

h) Public health expenditure, % of total health expenditure; i) Physicians, per 1,000 population; j) Hospital beds, per 1,000 population; k) Total health expenditure, % of GDP; l) Road accidents, per 100,000 population; m) Public expenditure on educational institutions, % of GDP.

注7) 公的医療費支出：政府（中央及び地方）支出，健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与（国際機関及び民間非営利団体からの寄付を含む）。

- 8) 医師数：2008～2015年，病床数：2007～2012年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床数は病院（公的・民間・総合・専門）及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
- 9) 医療費支出：公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策，家族計画活動，栄養指導活動及び緊急援助を含み，水・衛生対策を除く。
- 10) 道路上において，車両の交通によって発生した，人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故を除く。極めて短い区間で複数車両による衝突事故は1件と数える。
- 11) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。韓国は国際財源からの支出を除く。

第9-18表 ジェンダー不平等指標 (GII)

Table 9-18: Gender Inequality Index

	2005年	2010	2014	2015	2016	2017	2017年順位/Rank	
スイス	0.073	0.057	0.046	0.044	0.040	0.039	(1)	CHE
デンマーク	0.064	0.050	0.042	0.042	0.040	0.040	(2)	DNK
オランダ	0.083	0.050	0.046	0.045	0.043	0.044	(3)	NLD
スウェーデン	0.052	0.048	0.045	0.044	0.044	0.044	(3)	SWE
ベルギー	0.104	0.078	0.057	0.052	0.047	0.048	(5)	BEL
ノルウェー	0.085	0.065	0.054	0.052	0.050	0.048	(5)	NOR
スロベニア	0.139	0.125	0.063	0.061	0.056	0.054	(7)	SVN
フィンランド	0.088	0.071	0.061	0.061	0.058	0.058	(8)	FIN
アイスランド	0.125	0.088	0.074	0.067	0.054	0.062	(9)	ISL
韓国	0.107	0.095	0.071	0.067	0.063	0.063	(10)	KOR
シンガポール	0.168	0.089	0.067	0.067	0.065	0.067	(12)	SGP
オーストリア	0.118	0.103	0.084	0.083	0.077	0.071	(13)	AUT
ドイツ	0.117	0.092	0.075	0.071	0.065	0.072	(14)	DEU
スペイン	0.117	0.104	0.087	0.083	0.080	0.080	(15)	ESP
フランス	0.157	0.124	0.104	0.104	0.100	0.083	(16)	FRA
イタリア	0.175	0.122	0.089	0.090	0.087	0.087	(18)	ITA
ポルトガル	0.183	0.132	0.105	0.095	0.088	0.088	(19)	PRT
カナダ	0.132	0.121	0.104	0.102	0.093	0.092	(20)	CAN
日本	0.146	0.118	0.125	0.118	0.106	0.103	(22)	JPN
オーストラリア	0.139	0.133	0.121	0.118	0.111	0.109	(23)	AUS
イギリス	0.206	0.172	0.148	0.133	0.119	0.116	(25)	UK
ニュージーランド	0.188	0.177	0.158	0.152	0.146	0.136	(34)	NZL
中国	0.231	0.189	0.161	0.157	0.154	0.152	(36)	CHN
アメリカ	0.264	0.242	0.212	0.206	0.189	0.189	(41)	USA
ロシア	0.359	0.311	0.287	0.272	0.267	0.257	(53)	RUS
マレーシア	0.324	0.310	0.284	0.287	0.288	0.287	(62)	MYS
メキシコ	0.430	0.399	0.358	0.348	0.344	0.343	(75)	MEX
タイ	0.348	0.326	0.381	0.378	0.378	0.393	(92)	THA
ブラジル	0.467	0.452	0.420	0.413	0.410	0.407	(93)	BRA
フィリピン	0.467	0.451	0.432	0.431	0.428	0.427	(96)	PHL
インドネシア	0.534	0.485	0.471	0.468	0.462	0.453	(103)	IDN
インド	0.619	0.581	0.544	0.534	0.524	0.524	(125)	IND

出典： UNDP Human Development Database (<http://hdr.undp.org/en/indicators/137506>) 2018年10月現在

注：ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等などの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15～19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。

参 考

付表1 労働力調査による就業者の内訳

		2015年	2016	2017	2018
		万人			
就業者		6,401	6,465	6,530	6,664
従業上の地位別	自営業主	546	530	528	535
	家族従業者	162	154	151	151
	雇用者	5,663	5,750	5,819	5,936
	常雇	5,235	5,330	5,406	—
	役員	350	350	349	330
	一般常雇	4,887	4,980	5,057	—
	無期の契約	3,797	3,845	3,901	—
	有期の契約	1,090	1,136	1,157	—
	臨時雇	353	348	343	—
	日雇	74	72	70	—
従業員を除く雇用者	31	31	32	42	
雇用形態別	正規の職員・従業員	3,327	3,376	3,432	3,485
	非正規の職員・従業員	1,987	2,023	2,036	2,120
	パート・アルバイト	1,370	1,403	1,414	1,490
	労働者派遣事業所の派遣社員	127	133	134	136
	契約社員	288	287	291	294
	嘱託	118	119	120	120
	その他	84	81	78	80
	従業員を除く雇用者（再掲）	5,314	5,400	5,469	5,605
	雇用契約期間別	無期の契約	—	—	—
有期の契約		—	—	—	1,563
1か月未満		—	—	—	15
1か月以上3か月以下		—	—	—	105
3か月超6か月以下		—	—	—	166
6か月超1年以下		—	—	—	485
1年超3年以下		—	—	—	250
3年超5年以下		—	—	—	68
5年超		—	—	—	162
期間がわからない		—	—	—	314
雇用契約期間の定めがあるかわからない		—	—	—	331

出典：総務省統計局（2019.2）「労働力調査（基本集計）」（2015年国勢調査基準）

注：2016年以前は2015年国勢調査基準により補正された数値。詳細は付表2（p.338）を参照。

付表2 ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について

日本の労働力調査は2017年1月末以降の公表結果について、2015年国勢調査結果を反映したベンチマーク人口（「新基準」）に基づく数値に変更され、これに伴う2016年以前の遡及・補正値が公表されている。参考として、旧基準及び新基準による両数値を掲載する。

	(万人)					
	旧基準（既公表値）			新基準（2015年国勢調査基準）		
	計	男	女	計	男	女
15歳以上人口						
2010	** 11,049	** 5,337	** 5,712	11,111	5,365	5,746
2011	** 11,042	** 5,332	** 5,710	11,117	5,367	5,750
2012	* 11,098	* 5,355	* 5,742	11,110	5,363	5,747
2013	* 11,088	* 5,349	* 5,738	11,107	5,362	5,746
2014	* 11,082	* 5,346	* 5,736	11,109	5,363	5,746
2015	* 11,077	* 5,344	* 5,733	11,110	5,365	5,746
2016	* 11,078	* 5,346	* 5,732	11,111	5,366	5,745
2017	—	—	—	11,108	5,365	5,743
2018	—	—	—	11,101	5,362	5,739
労働力人口						
2010	** 6,590	** 3,822	** 2,768	6,632	3,850	2,783
2011	** (6,545)	** (3,792)	** (2,753)	(6,596)	(3,825)	(2,770)
2012	* 6,555	* 3,789	* 2,766	6,565	3,796	2,769
2013	* 6,577	* 3,773	* 2,804	6,593	3,783	2,809
2014	* 6,587	* 3,763	* 2,824	6,609	3,776	2,832
2015	* 6,598	* 3,756	* 2,842	6,625	3,773	2,852
2016	* 6,648	* 3,765	* 2,883	6,673	3,781	2,892
2017	—	—	—	6,720	3,784	2,937
2018	—	—	—	6,830	3,817	3,014
就業者						
2010	** 6,257	** 3,615	** 2,642	6,298	3,643	2,656
2011	** (6,244)	** (3,607)	** (2,638)	(6,293)	(3,639)	(2,654)
2012	* 6,270	* 3,616	* 2,654	6,280	3,622	2,658
2013	* 6,311	* 3,610	* 2,701	6,326	3,620	2,707
2014	* 6,351	* 3,621	* 2,729	6,371	3,635	2,737
2015	* 6,376	* 3,622	* 2,754	6,401	3,639	2,764
2016	* 6,440	* 3,639	* 2,801	6,465	3,655	2,810
2017	—	—	—	6,530	3,672	2,859
2018	—	—	—	6,664	3,717	2,946

注：無印…2015年国勢調査基準，*…2010年国勢調査基準，**…2005年国勢調査基準
 ()内の数値は、東日本大震災による欠損値を補完推計したもの。

(万人)

	旧基準（既公表値）			新基準（2015年国勢調査基準）		
	計	男	女	計	男	女
雇用者						
2010	** 5,463	** 3,133	** 2,329	5,500	3,159	2,342
2011	** (5,471)	** (3,136)	** (2,335)	(5,512)	(3,164)	(2,349)
2012	* 5,504	* 3,148	* 2,357	5,513	3,153	2,360
2013	* 5,553	* 3,147	* 2,406	5,567	3,156	2,411
2014	* 5,595	* 3,159	* 2,436	5,613	3,170	2,443
2015	* 5,640	* 3,166	* 2,474	5,663	3,180	2,482
2016	* 5,729	* 3,197	* 2,531	5,750	3,211	2,539
2017	—	—	—	5,819	3,229	2,590
2018	—	—	—	5,936	3,264	2,671
完全失業者						
2010	** 334	** 207	** 127	334	207	128
2011	** (300)	** (185)	** (115)	(302)	(187)	(115)
2012	* 285	* 173	* 112	285	174	112
2013	* 265	* 162	* 103	265	163	103
2014	* 236	* 141	* 95	236	142	96
2015	* 222	* 134	* 88	222	135	89
2016	* 208	* 126	* 82	208	126	82
2017	—	—	—	190	112	78
2018	—	—	—	166	99	67

出典：総務省統計局ウェブサイト (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/170131/>) 2019年8月現在

労働統計機関一覧

掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<https://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

国際機関等

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<https://www.ilo.org/>

欧州統計局 (Eurostat) —Statistical Office of the European Union

<https://ec.europa.eu/eurostat/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<https://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<https://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<https://www.un.org/>

世界銀行—World Bank

<https://www.worldbank.org/>

各国・地域の統計機関

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<https://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<https://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare
<https://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)
<https://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)
<https://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada
<https://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)
<https://www.ons.gov.uk/>

[ドイツ]

ドイツ連邦統計局 —Federal Statistical Office (Destatis)
<https://www.destatis.de/>

[フランス]

フランス国立統計経済研究所
—National Institute of Statistics and Economic Studies (Insee)
<https://www.insee.fr/>

[イタリア]

イタリア国立統計研究所 —Italian National Institute of Statistics (ISTAT)
<https://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)
<https://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Belgian statistical office (Statbel)
<https://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク国立統計経済研究所

—National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)
<https://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark (DST)

<https://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)

<https://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland

<https://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office (CSO)

<https://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office (BFS)

<https://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

スペイン国家統計局 —National Statistics Institute (INE)

<https://www.ine.es/>

[ロシア]

ロシア連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service

<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China (NBS)

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China
<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department
<https://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

台湾行政院主計総処 —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)
<https://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)
<http://kostat.go.kr/>

韓国銀行 —The Bank of Korea
<https://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)
<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Department of Statistics Singapore (DOS)
<https://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia (DOSM)
<https://www.dosm.gov.my/>

マレーシア投資開発庁 —Malaysian Investment Development Authority (MIDA)
<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia (BPS)
<https://www.bps.go.id/>

1 経済・経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

参 考

[フィリピン]

フィリピン統計局 —Philippine Statistics Authority (PSA)
<https://psa.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India
<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics (ABS)
<https://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand
<https://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル国家統計局—Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)
<https://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

メキシコ国家統計地理情報局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)
<https://www.inegi.org.mx/>

データブック国際労働比較2019

2019年11月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 調査部 海外情報担当

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

(販売) 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 勝美印刷株式会社

©2019 JILPT

ISBN978-4-538-49054-0

ISBN978-4-538-49054-0
C3033 ¥1500E



9784538490540

定価 本体1,500円＋税
発行 労働政策研究・研修機構
©2019 JILPT Printed in Japan



1923033015003